

特許庁委託事業

中国ライセンスマニュアル

2023年2月

独立行政法人 日本貿易振興機構

北京事務所

知的財産権部

## はじめに

本マニュアルは、2019年2月に作成した「中国ライセンスマニュアル」を、その後の技術輸出入管理条例の改正等を踏まえて更新することにより作成したものです。具体的には、2023年2月時点の情報を基に執筆しており、2020年11月29日に改正された「技術輸出入管理条例」及びその他の関連法律法規等に基づいております。

更新に当たっては、現行の法制度下において日系企業が注意すべき点等を極力追記するようにしています。

本マニュアルは、日本貿易振興機構（ジェトロ）が現地法律事務所に委託し作成したものであり、作成後の法律改正などによって情報が変わる場合があります。掲載した情報・コメントは委託先の判断によるものであり、情報の正確性や一般的な解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本マニュアルはあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本マニュアルにてご提供する情報等に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求め下さい。

ジェトロ及び委託先は、本マニュアルの記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、或いは懲罰的な損害及び利益の喪失について、それが契約、不法行為、無過失責任、或いはその他の原因に基づき生じたかにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロ又は委託先が係る損害等の可能性を知らされていても同様とします。

## 目 次

第一章 中国におけるライセンス取引のビジネス環境.....	6
第二章 技術ライセンス .....	8
第一節 中国における技術ライセンス取引のビジネス環境.....	8
一、中国における技術流通の実情.....	8
二、中国における技術譲渡・ライセンスパートナーの発掘方法 .....	29
第二節 専利ライセンス取引の法的環境.....	34
一、一般的専利ライセンス.....	34
二、強制的専利ライセンスの制度及び適用条件など.....	39
第三節 技術ライセンスの交渉の一般知識 .....	42
第四節 中国企業との技術ライセンスの交渉術 .....	45
一、交渉前の調査実施 .....	45
二、交渉における留意点 .....	47
第五節 ロイヤリティ金額の算定方法.....	50
一、ロイヤリティの徴収方式.....	50
二、ロイヤリティの設定時に考慮される要素.....	50
三、中国の専利ライセンス状況 .....	52
四、中国の専利開放ライセンス制度 .....	55
五、専利の評価方法.....	57
第六節 技術ライセンス契約書作成の留意点.....	59
一、技術ライセンス契約の主要条項の内容 .....	59
二、契約作成時に要注意の内容 .....	62
第七節 技術譲渡・ライセンスの関連事件 .....	67
一、技術譲渡契約における技術指導に関する紛争事件 .....	67
二、特許権が無効とされる前に締結された譲渡契約の効力及び履行の認定に関する事件 .....	68
三、技術ライセンス契約の締結にける虚偽の意思表示の認定に関する事件 .....	69
四、譲渡契約の技術の不完全により損失を被った事件 .....	70
第三章 商標ライセンス方法.....	72
第一節 商標ライセンス.....	72
一、商標ライセンスの概念.....	72
二、商標ライセンスの対象.....	72
三、商標ライセンスの分類.....	72
四、商標権者及び被許諾者の義務.....	74
第二節 商標ライセンスに関する法律規定 .....	75
一、商標ライセンス契約の締結および届出 .....	75
二、商標ライセンスの種類.....	75
三、被許諾者の訴訟地位 .....	76
四、商標譲渡が商標ライセンス契約の効力に及ぼす影響 .....	76
第三節 商標ロイヤリティの算定方法.....	76
第四節 商標ライセンスの事例.....	77
I ライセンス事件①.....	77
II ライセンス事件② .....	83
III ライセンス事件③ .....	86
第五節 商標ライセンス契約 .....	88
一、契約の主要条項.....	88
二、許諾契約の締結時の留意点 .....	89
三、商標ライセンス契約の届出手続 .....	91
第四章 著作権ライセンス .....	93
第一節 著作権ライセンスの優位性 .....	93

一、著作権ライセンスとは.....	93
二、著作権ライセンスの権利種類.....	93
三、著作権ライセンスの種類.....	93
四、著作権ライセンス契約.....	94
五、著作権ライセンスの優位性.....	95
第二節 著作権登録とその方法、意義.....	97
一、著作権登録の方法.....	97
二、著作権登録の意義.....	98
第三節 中国における（外国特に日本の）著作権の立証方法と実態.....	100
一、著作権の立証方法についての法律規定.....	100
二、中国における（外国特に日本の）著作権の立証実態.....	100
第四節 キャラクター著作物ライセンスの実態.....	102
第五節 画像やフォントの著作権を侵害した場合の対応や予防策について.....	104
一、画像やフォントの著作権の主張に関する法的根拠.....	104
二、画像やフォントの著作権者から警告書を受け取った際の対応方法.....	105
三、その他（社内で取れる留意点や予防策など）.....	107
第五章 営業秘密漏洩防止対策.....	108
第一節 営業秘密の定義及び構成要件.....	108
一、営業秘密の定義.....	108
二、営業秘密の構成要件.....	109
第二節 営業秘密の侵害行為とその立証.....	111
一、営業秘密の侵害行為の種類.....	111
二、営業秘密侵害行為の立証.....	112
第三節、営業秘密侵害行為の法的責任.....	115
第四節 営業秘密漏洩防止対策.....	118
一、営業秘密漏洩ルート.....	118
二、営業秘密漏洩防止策.....	118
第六章 ライセンス契約締結後の手続き.....	124
第一節 中国政府機関への届出手続き、届出なかった場合の罰則や影響.....	124
一、商標使用ライセンス契約届出に関して.....	124
二、技術ライセンス契約届出に関して.....	126
三、著作権利用ライセンス契約届出手続きに関して.....	137
四、「知的財産権対外譲渡活動に関する業務処理弁法（試行）」について.....	138
第二節 ロイヤリティの送金手続き.....	142
第三節 相手方がライセンス契約に違反した場合の対応.....	145
一、事前の防止.....	145
二、証拠の収集.....	145
三、専門家との相談.....	145
第七章 まとめ.....	146
付録 1 専利実施許諾契約書(CN).....	150
付録 2 専利実施許諾契約書(JP).....	163
付録 3 専利実施許諾契約書(EN).....	181
付録 4 商標実施許諾契約書(CN).....	199
付録 5 商標実施許諾契約書(JP).....	203
付録 6 商標実施許諾契約書(EN).....	207
付録 7 技術譲渡契約(CN).....	212
付録 8 技術譲渡契約(JP).....	224
付録 9 技術譲渡契約(EN).....	238
付録 10 技術コンサルティング契約(CN).....	255
付録 11 技術コンサルティング契約(JP).....	259
付録 12 技術コンサルティング契約(EN).....	263
付録 13 著作権実施許諾契約書(CN).....	268

付録 14	著作権実施許諾契約書(JP).....	272
付録 15	著作権実施許諾契約書(EN) .....	277
付録 16	技術開発契約(CN) .....	283
付録 17	技術開発契約(JP) .....	287
付録 18	技術開発契約(EN) .....	292

## 第一章 中国におけるライセンス取引のビジネス環境

中国経済の発展に伴い、知的財産ライセンス取引は今後ますます増えると考えられるが、中国の現行の法制度の下で、自社の権益を守るためにどのように工夫するかは大きな課題である。経済環境および法的環境の下、中国の現行の知的財産関連法律規定を十分理解したうえで、知的財産ライセンスによる投資や使用許諾などを行う際に、いかに知的財産の導入を必要とする適格な中国企業を発掘し、法的リスクを検証し、かつ、それを最大限に回避することを検討しながら、ライセンス契約を締結するかは、日本企業が知的財産を利用して中国市場に進出する際に非常に重要な作業である。

中国の国際社会での影響力が増すにつれて、知的財産権保護に関しても世界各国から新たな要望が殺到している。中国政府の指導者も重ねて呼びかけ、イノベーションの奨励、知的財産関連ビジネス環境の改善、知的財産権保護戦略の更なる強化、特に外資系企業の合法的権益の保護を承諾している。

中国政府は近年、特に2018年以降、政策の重点領域の1つとして「ビジネス環境の最適化」という趣旨に沿って国内行政改革を行っている。それに伴い、「中華人民共和国技術輸出入管理条例」が2019年、2020年次いで改正され、旧来の同条例における第三者の権利を侵害した場合、譲渡者が責任を負う旨の条項、改良技術の成果が改良者側に帰属する旨の条項などが削除された。また、「中華人民共和国外商投資法」、「中華人民共和国外商投資法实施条例」が2019年に公布され、2020年から施行され、行政機関及びその従業員は行政手段をもって技術の譲渡を強制してはならず、知的財産権の保護、知的財産権侵害行為に対してその法律責任を厳格に追及するなどが規定されている。上記法律・規定の改正、制定、施行に伴い、外国企業、投資者にとって、中国でのビジネス活動、中国企業とのライセンス取引がより平等的に公平に行われることが確保されていると思われ、このような状況の下、今後日中企業間のライセンス取引はますます増えるであろうと思われる。

2022年に中国共産党第20回全国代表大会（第20回党大会）において、財産権保護や市場参入、公正競争、社会信用など市場経済の基礎的制度を充実させ、ビジネス環境を最適化すること、外資参入ネガティブリストを適度に縮小し、法に基づいて外商投資の権利・利益を保護し、市場化・法治化・国際化した世界一流のビジネス環境を整備すること、「一帯一路」共同建設の質の高い発展を推し進めることなどを強調した。

そして、2023年全国知的財産局局長会議において、知的財産権分野の国際連携について、長官の申長雨氏は、以下のとおり表明した。

知的財産権保護は良好なビジネス環境を形成する重要な面であり、制度型開放の重要な支

えである。法律に基づいて知的財産権を厳格に保護することは、市場化、法治化、国際化された一流ビジネス環境の重要なシンボルである。国際経済貿易規則の知的財産権交渉に積極的に参加し、知的財産権の国際規則と基準の整備を推進し、国内外の市場主体の知的財産権の平等、同等の保護を堅持し、法に基づいて外国投資家の権益を合理的に維持し、中国の超大規模市場の優位性に依拠し、世界の資源要素の集約をより強力に誘致し、外資をより大規模に利用し、国内国際の「二重循環」を助力しなければならない。

様々な現象から、知的財産権保護を強化する姿勢がこれからも続くと思われる。知的財産権侵害行為への攻撃の強化は、実質上、イノベーションの保護、合法的なライセンスの促進という面において良いビジネス環境を構築している。

## 第二章 技術ライセンス

### 第一節 中国における技術ライセンス取引のビジネス環境

#### 一、中国における技術流通の実情

##### (一) 中国における技術契約の定義

中国民法典の規定によれば、技術契約とは、当事者が技術の開発、譲渡、ライセンス、コンサルティング、サービス等につき締結した、相互間の権利と義務を規定する契約をいう<sup>1</sup>。更に、技術契約を分類すれば、技術開発契約、技術譲渡契約、技術ライセンス契約、技術コンサルティング契約、および技術サービス契約があるが、中国民法典の第 851 条から第 887 条においては、詳細に関連技術契約の定義及び締結時の関連規定を記載している。

#### 1. 技術開発契約

技術開発契約は、当事者間で新技術、新製品、新プロセスおよび新材料ならびにそのシステムの研究開発について締結された契約である。技術開発契約には委託開発契約と共同開発契約が含まれる。また、当事者間で産業応用価値を有する科学技術成果の実施・転化につき締結される契約も、技術開発契約の規定を参照して取り扱われる<sup>2</sup>。

技術開発契約の履行中に、克服できない技術的な困難が出現して、研究開発が失敗或いは部分的な失敗に至った場合、このリスクの責任は当事者の約定による。約定がないか或いは約定が不明確で、本法第 510 条（補足協議を行なう）の規定によってもなお確定できない場合、リスクの責任は当事者によって合理的に分担する<sup>3</sup>。

#### 2. 技術譲渡契約と技術ライセンス契約

技術譲渡契約とは、合法的に技術を有する権利者が、現有の特定の専利、専利出願、技術秘密に係る権利を他人に譲渡することにつき締結した契約をいうが、技術ライセンス契約とは、合法的に技術を有する権利者が、現有の特定の専利、技術秘密に係る権利を他人に実施、使用を許諾することにつき締結した契約をいう<sup>4</sup>。但し、研究開発予定の技術成果、または専利、専利出願もしくは技術秘密に係らない知識、技術、経験および情報につき締

<sup>1</sup> 「中華人民共和国民法典」（2021 年 1 月 1 日より施行）第 843 条

<sup>2</sup> 「中華人民共和国民法典」（2021 年 1 月 1 日より施行）第 851 条

<sup>3</sup> 「中華人民共和国民法典」（2021 年 1 月 1 日より施行）第 858 条

<sup>4</sup> 「中華人民共和国民法典」（2021 年 1 月 1 日より施行）第 862 条



結した契約は除かれる<sup>5</sup>。

技術譲渡契約には、専利権の譲渡契約、専利出願権の譲渡契約、技術秘密の譲渡契約等が含まれるが、技術ライセンス契約は、専利実施許諾契約、技術秘密使用許諾契約等が含まれる。技術譲渡契約及び技術ライセンス契約は書面方式を採用しなければならない<sup>6</sup>。

技術譲渡契約及び技術ライセンス契約は、専利の実施範囲や技術秘密の使用範囲を約定することができる。但し、技術競争と技術発展を制限してはならない<sup>7</sup>。

### 3. 技術コンサルティング契約技術

コンサルティング契約は、当事者の一方が技術知識をもって相手方のために特定の技術プロジェクトにつき実行可能性の論証、技術予測、個別の技術に対する調査、分析・評価・報告等を提供することにつき締結した契約を含む<sup>8</sup>。ここでいう「特定の技術プロジェクト」は、科学技術と経済社会の協調・発展に関するソフト面での科学研究プロジェクトと、科学技術の進歩と管理の現代化を促進し、経済的利益と社会的利益を向上させる等の科学知識と技術手段を用いて調査、分析、論証、評価、予測を行う専門的な技術プロジェクトを含む<sup>9</sup>。

### 4. 技術サービス契約

技術サービス契約は、当事者の一方が技術知識をもって相手方のために特定の技術問題を解決するため締結される契約であり、建築工事契約と請負契約を含まない<sup>10</sup>。ここでいう「特定の技術問題」は、専門的技術知識、経験、情報を用いて解決する必要がある、製品構造の改良、プロセスフローの改良、製品の品質の向上、製品のコスト削減、資源やエネルギー消費削減、資源環境の保護、安全な操作の確保、経済的効果と社会的効果の向上等に関する専門的な技術問題を含む<sup>11</sup>。技術サービスの内容としては、例えば技術者の育成訓練や技術仲介等がよく見られる。

## (二) 中国における技術契約の全体像

<sup>5</sup> 「最高人民法院による技術契約紛争事件の審理における法律の適用にかかる若干の問題に関する解釈(2020修正)」(2021年1月1日より施行)第22条

<sup>6</sup> 「中華人民共和國民法典」(2021年1月1日より施行)第863条

<sup>7</sup> 「中華人民共和國民法典」(2021年1月1日より施行)第864条

<sup>8</sup> 「中華人民共和國民法典」(2021年1月1日より施行)第878条

<sup>9</sup> 「最高人民法院による技術契約紛争事件の審理における法律の適用にかかる若干の問題に関する解釈(2020修正)」(2021年1月1日より施行)第30条

<sup>10</sup> 「中華人民共和國民法典」(2021年1月1日より施行)第878条

<sup>11</sup> 「最高人民法院による技術契約紛争事件の審理における法律の適用にかかる若干の問題に関する解釈(2020修正)」(2021年1月1日より施行)第33条

以下の図面で示したデータは、科学技術部火炬高技術産業開発センター<sup>12</sup>より発表された「全国技術市場統計年度報告」に掲載されているデータに基づいてまとめたものである。このデータは、中国企業のみではなく、外国企業の技術関連契約も含めたものである。

なお、以下の図面で示したデータにおいて、「技術譲渡」には「技術ライセンス」も内数として含まれている。

## 1. 技術契約総件数の推移

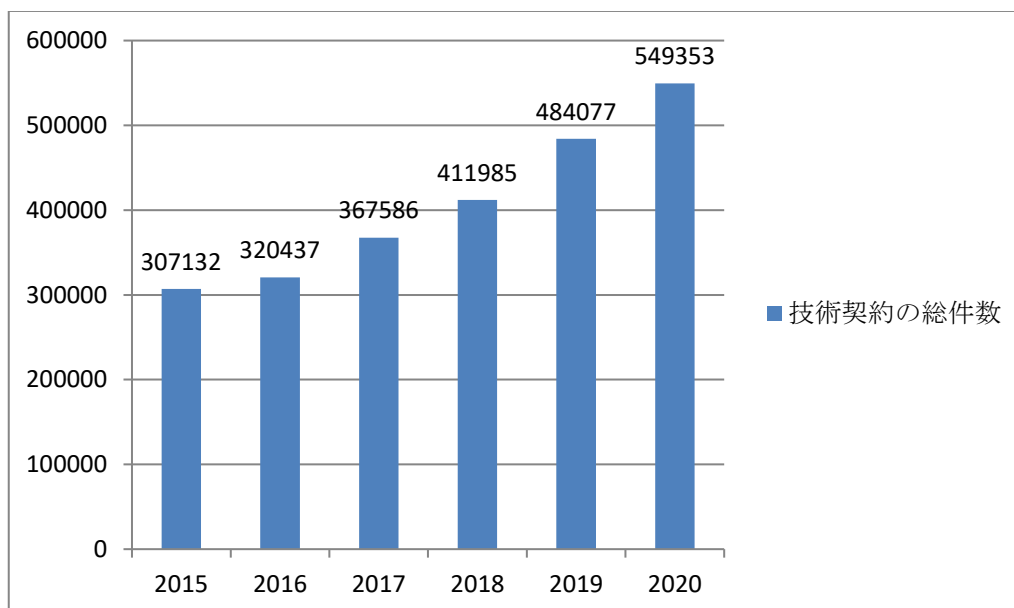


図 1-1 技術契約総件数の推移

中国における技術契約の総件数は、2015年より30万件を超えたが、その後、毎年着実に増加する傾向で、2020年の時、既に54万件を超過した。

## 2. 技術契約の取引総額の推移

<sup>12</sup> 中国科学技術部（中央部門の一つ）に直属する事業部門であり、主に全国の技術市場の協調と連絡、政府、科学研究機構および企業間の橋渡し、企業の創造能力と市場競争力の向上、技術市場の発展、知的財産権の保護、科学研究成果の製品化、産業化および国際化等を担当する。HP: <http://www.chinatorch.gov.cn/>

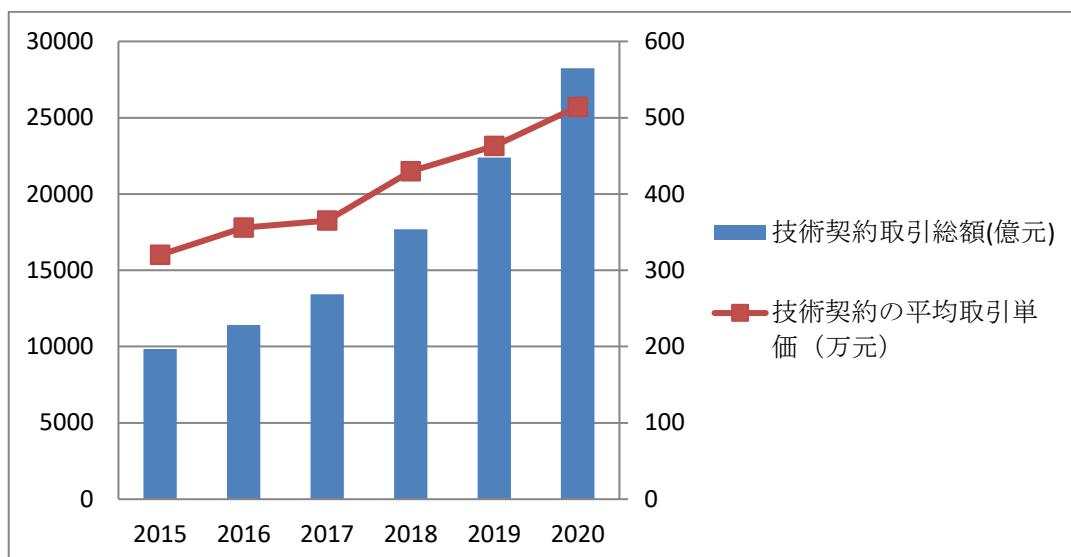


図 1-2 技術契約の取引総額の推移

技術契約の取引総額は、2015年から2020年までの僅か6年の統計データによれば、2015年の9835.8億元から2020年までの28251.5億元になり、3倍ほどに増えている。表1-1に示したように、伸び率の変化が大きいですが、技術契約の平均取引単価も毎年上昇している状況である。技術契約の取引総額も、特に2017年以降は、毎年比較的高い伸び率を示している。

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
技術契約取引総額(億元)	9835.8	11407.0	13432.4	17697.4	22398.4	28251.5
増割		16.0%	17.7%	31.8%	26.6%	26.1%
技術契約の平均取引単価(万元)	320.2	356.0	365.2	429.6	462.7	514.3
増割		11.2%	2.6%	17.6%	7.7%	11.2%

表 1-1 技術契約の取引総額、平均取引単価およびその伸び率

### 3. 技術契約の内訳

#### (1) 技術契約の類型別内訳

##### ① 技術契約の類型別件数

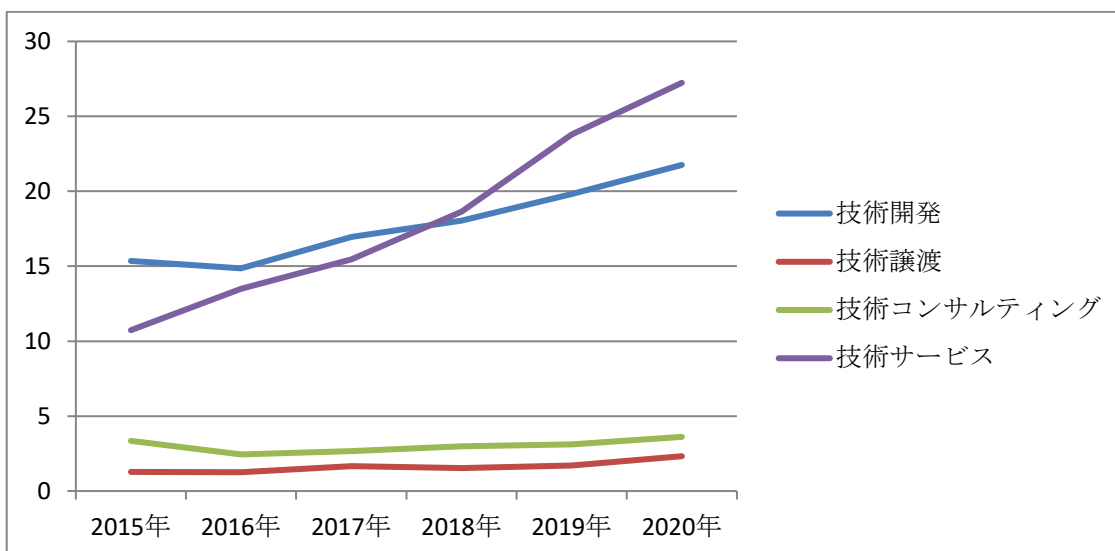


図 1-3 技術契約件数の類型別の推移 (単位：万件)

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
技術開発契約	153433	148582	169466	180431	198105	217580
技術譲渡契約	12787	12556	16698	15381	16953	23243
技術コンサルティング契約	33559	24447	26735	29828	31215	36151
技術サービス契約	107353	134852	154687	186345	237804	272379
総計	307132	320437	367586	411985	484077	549353

表 1-2 技術契約の類型別件数

表 1-2 に示されたように、技術開発契約の件数は、2015 年から 2020 年まで年間 14 万件余りから 22 万件近くになり、技術契約の全体において第一位となる。技術譲渡契約の数量は 2015 年から 2019 年まで年間平均 1.5 万件前後の規模で安定した状態を保っており、2020 年の増幅がやや大きく、2.3 万件を超えた。また、技術コンサルティング契約は 2016-2019 年では 2015 年より数少ない状態となっていたが、2020 年になったら、回復するようになった。それに対して、技術サービス契約は基本的に増加していく傾向があり、2020 年に 27 万件を超えた。

② 技術契約の類型別取引額の推移

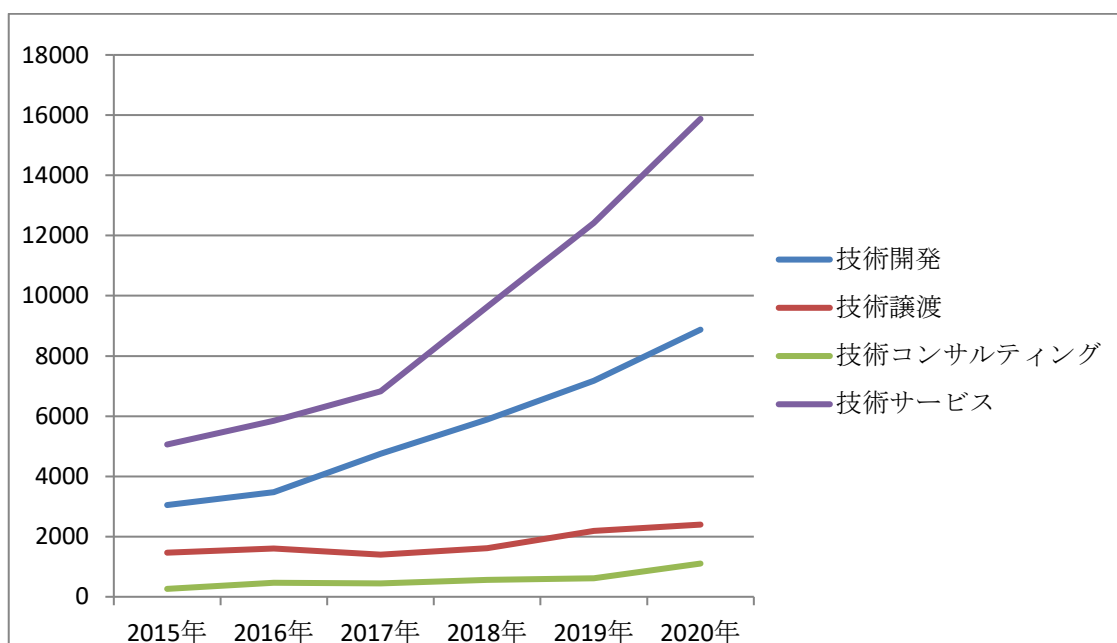


図 1-4 技術契約の類型別取引総額の推移 (単位：億円)

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
技術開発契約	3047.2	3480.0	4748.5	5888.55	7177.3	8874.1
技術譲渡契約	1466.5	1607.9	1400.3	1609.7	2188.9	2397.7
技術コンサルティング契約	263.1	468.3	449.2	564.6	614.1	1104.6
技術サービス契約	5059.0	5851.1	6826.2	9634.6	12418.1	15875.2
総計	9835.8	11407.0	13424.2	17697.4	22398.4	28251.6

表 1-3 技術契約の類型別取引総額 (単位：億円)

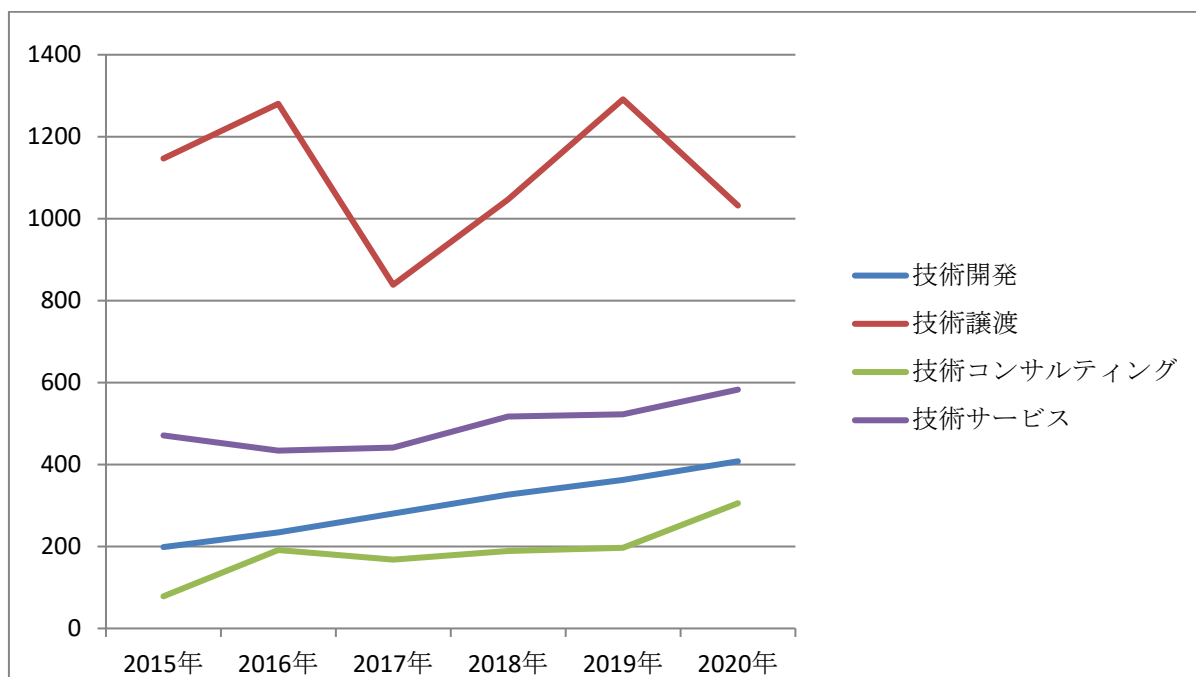


図 1-5 技術契約の類型別平均取引単価の推移 (単位：万元)

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
技術開発契約	198.6	234.2	280.2	326.4	362.3	407.9
技術譲渡契約	1146.9	1280.6	838.6	1046.6	1291.2	1031.6
技術コンサルティング契約	78.4	191.6	168.0	189.3	196.7	305.6
技術サービス契約	471.2	433.9	441.3	517.0	522.2	582.8

表 1-4 技術契約の類型別平均取引単価 (単位：万元)

上述図表に示したように、技術開発契約と技術サービス契約の取引は、2015年から2020年までは、徐々に増える傾向であるが、技術譲渡契約は、2015年から2020年にかけては、増加したり減少したりして不安定な状態に入っていたのである。また、中国のコンサルティング市場は、不安定な一面もあるが、急激に発展し、勢いよく増える傾向を見せた。

(2) 技術契約の技術分野別内訳（取引額ベース）

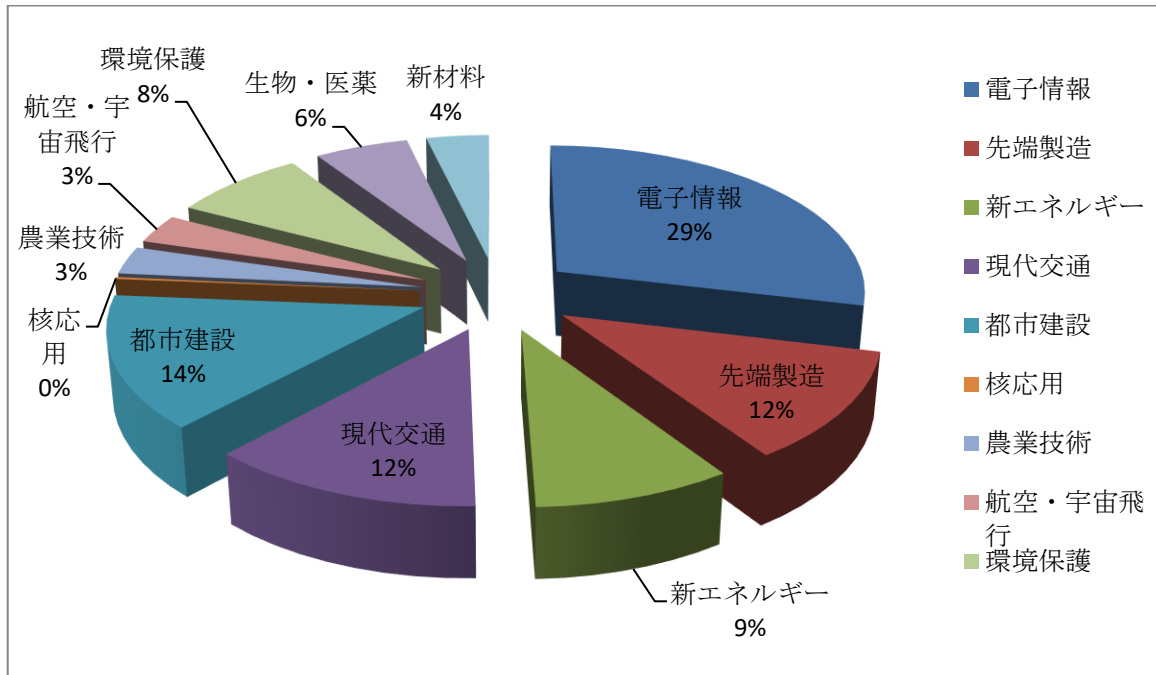


図 1-6 技術契約における各技術分野別割合（2017年）

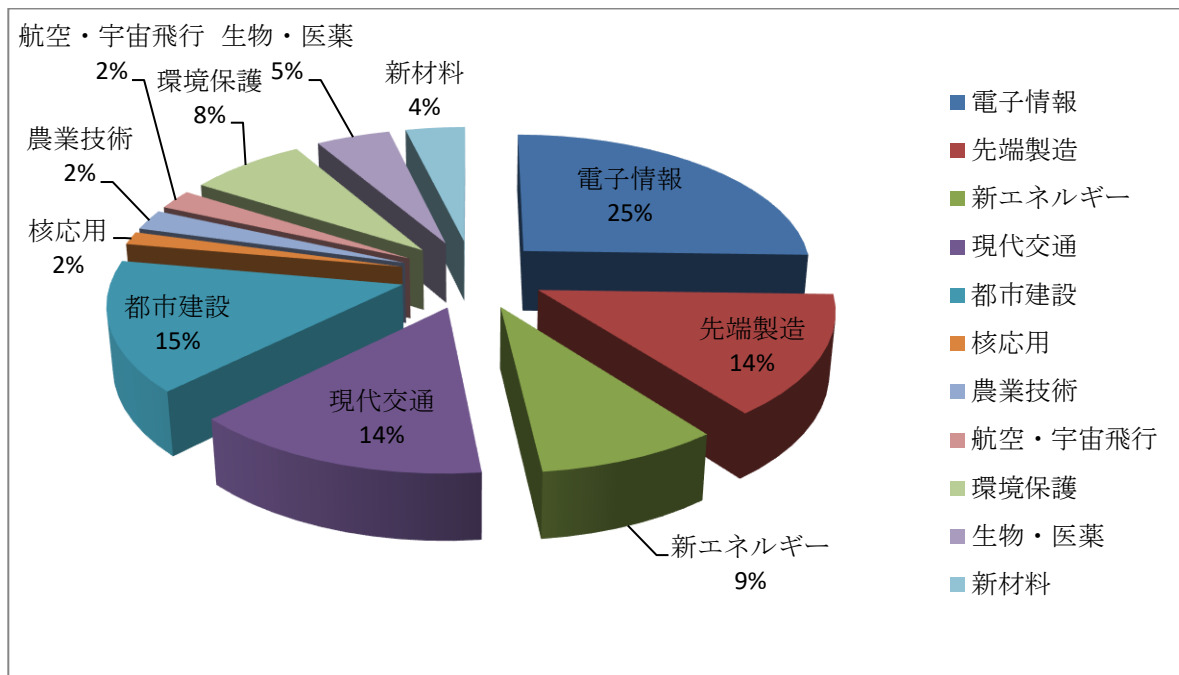


図 1-7 技術契約における各技術分野別割合（2018年）

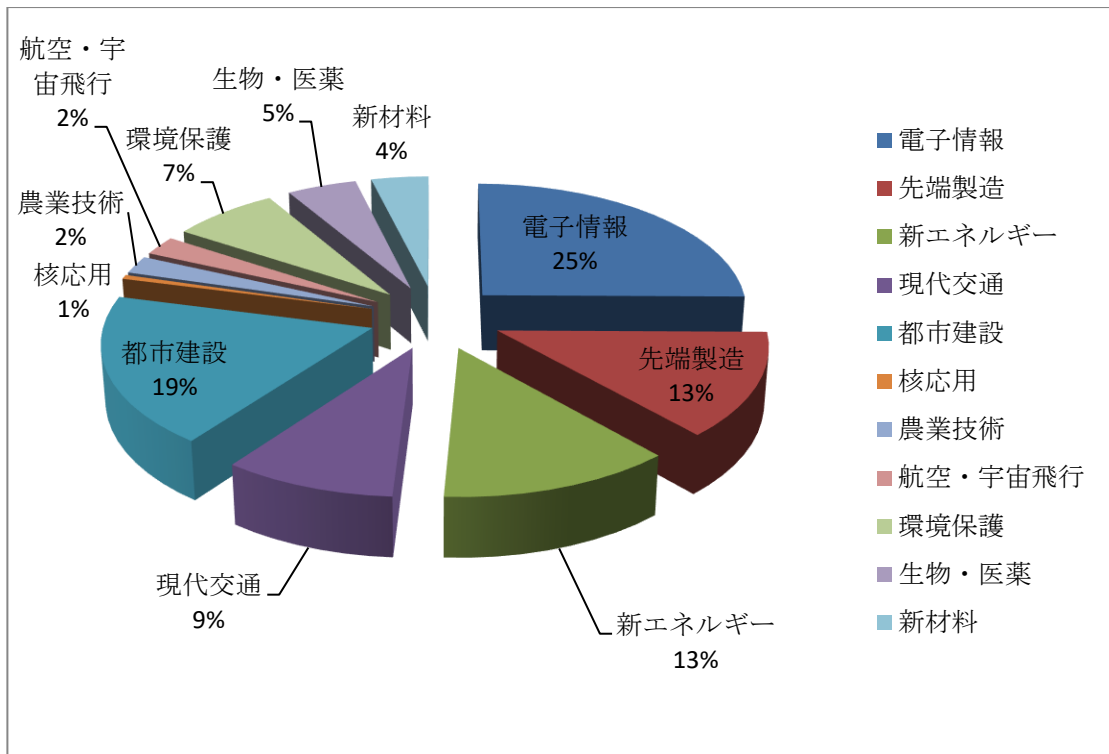


図 1-8 技術契約における各技術分野別割合 (2019 年)

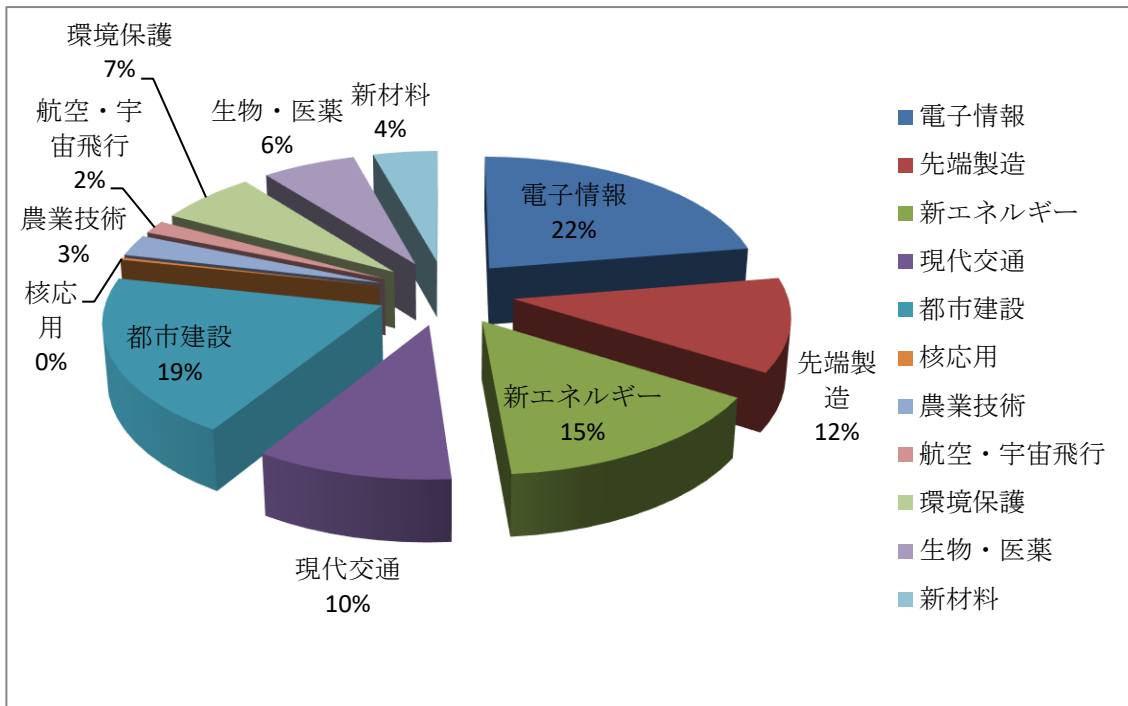


図 1-9 技術契約における各技術分野別割合 (2020 年)



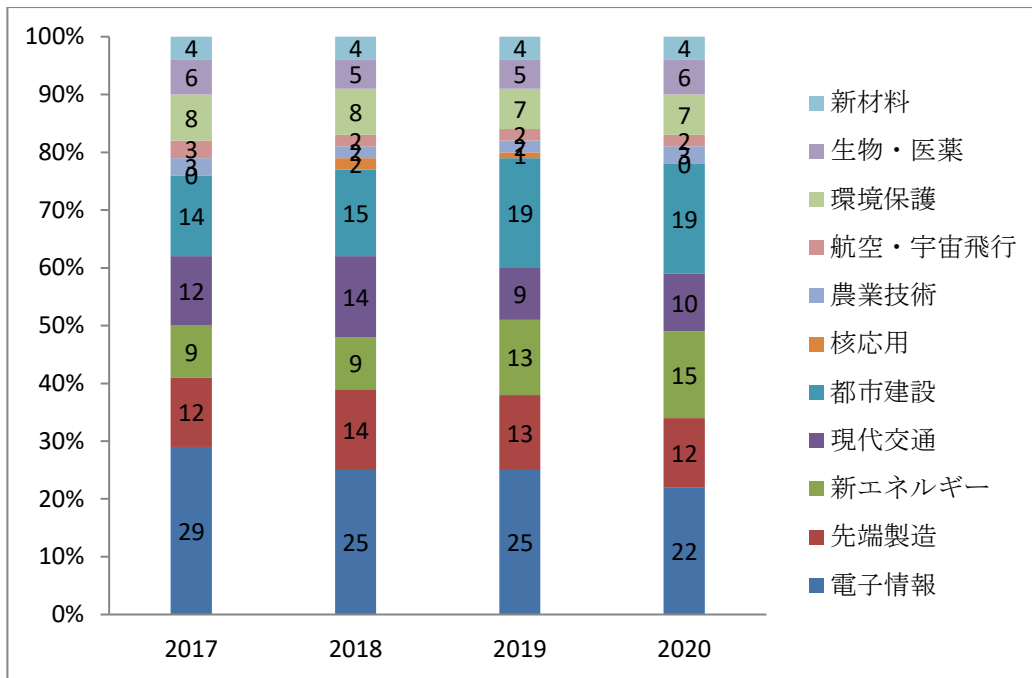


図 1-10 技術契約における各技術分野別割合の推移

上記推移図によれば、2017年から2020年まで各技術分野が占める割合は変化が小さい。電子情報分野、先端製造、新エネルギー、現代交通、都市建設の五つの分野においては、技術契約の取引額が最も多く、全ての技術分野の70%以上を占めている。

(3) 技術契約の当事者別内訳

① 技術供与側（取引額ベース）

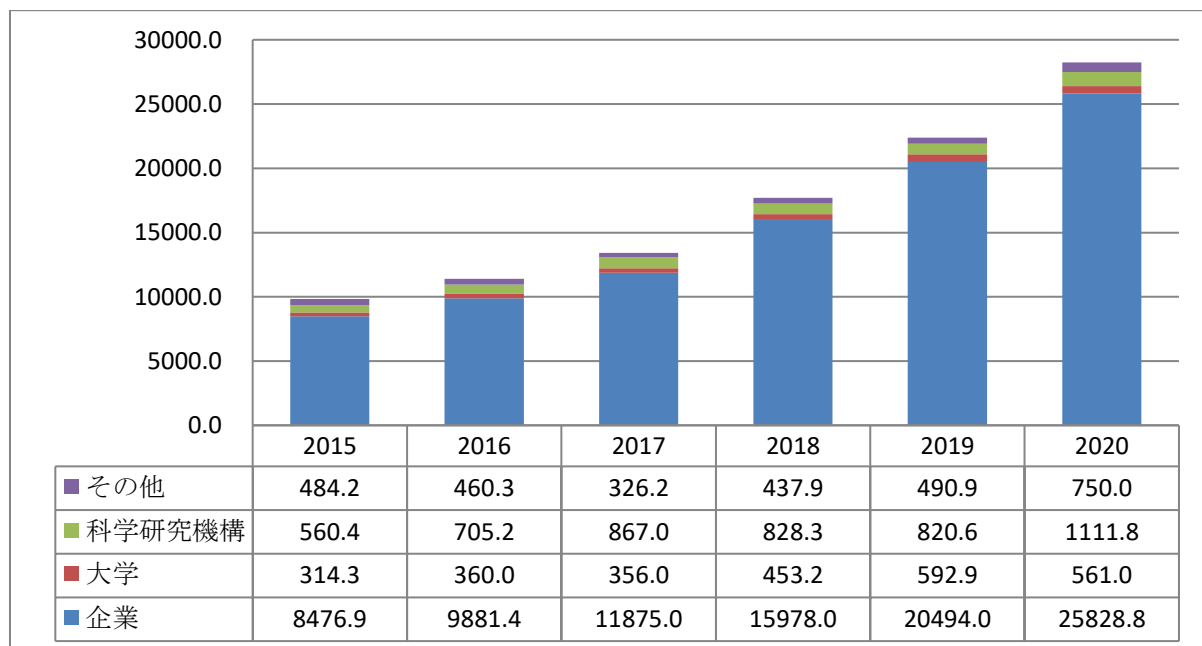


図 1-11 技術供与側の性質による内訳および推移（単位：億円）

上図によると、技術供与側としては、企業が最も多く、且つ全体における割合も年々上昇している。

以下の図表は、企業の資本関係による更なる分析である。

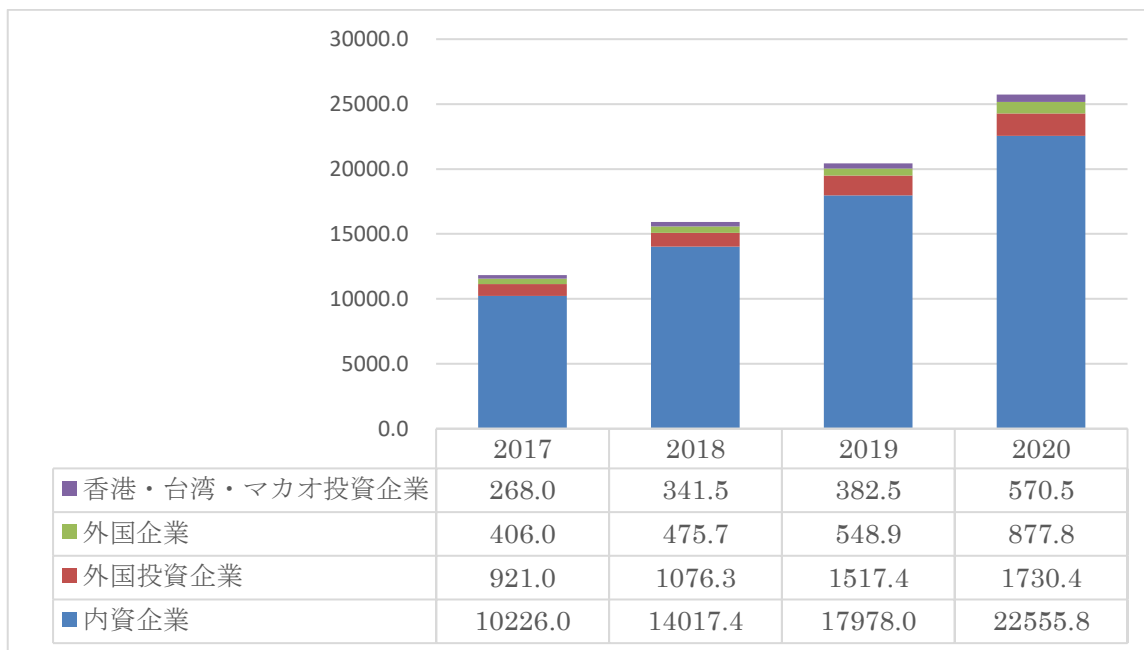


図 1-12 技術供与企業の資本関係による内訳および推移（単位：億元）

上記の図 1-12 技術供与企業の資本関係及び推移からみれば、4 種類の企業の取引額はここ数年で全て増加傾向にあり、基本的にいずれも倍増になった。その中で、中国内資企業が技術供与側となる技術契約の取引額は、他の資本関係の企業を大幅に超えており、ここ数年はその主導的地位に変動はないだろう。しかし、以下の平均取引単価の推移図（図 1-13）によると、内資企業が技術供与側となる場合の取引単価は、4 種類の企業の中でほぼ最も低く、しかも増加幅も緩やかだ。技術供与の取引単価は、外国企業が他の企業を大幅にリードしており、これは中国内資企業と外国企業の提供した技術の品質や技術力の差を反映しているためだと考えられる。

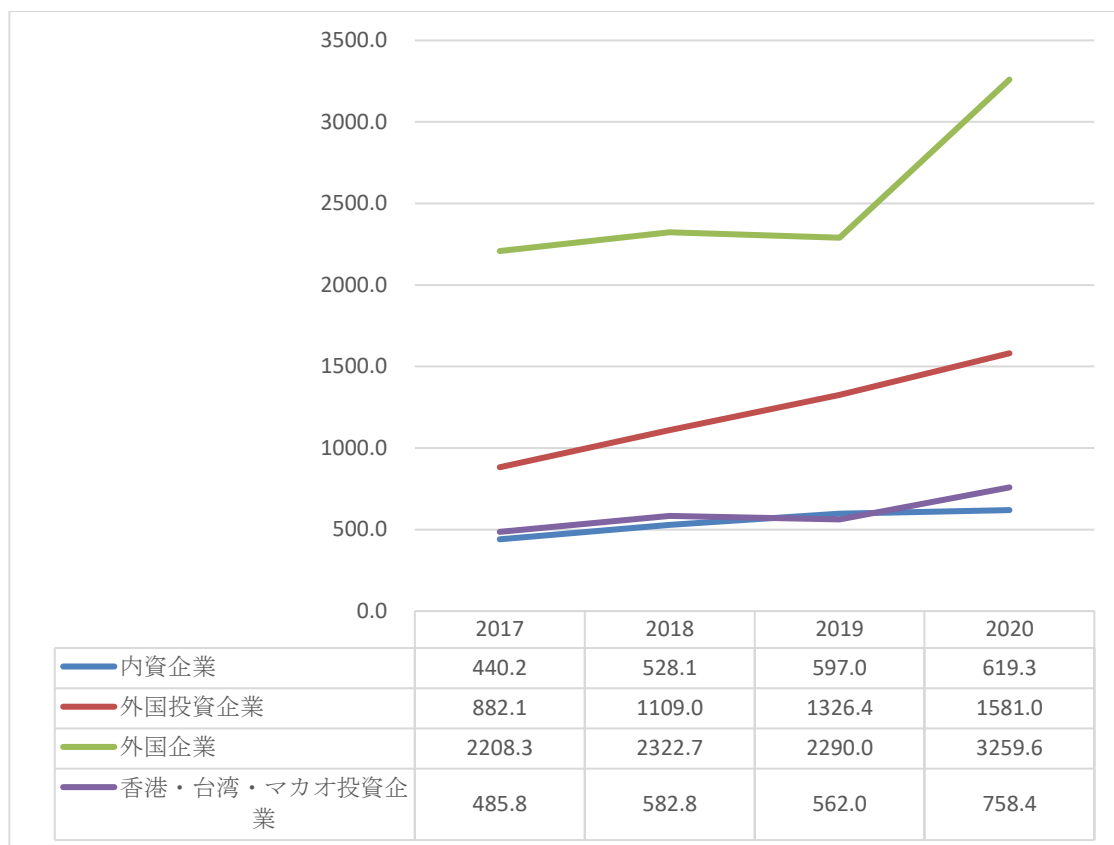


図 1-13 技術供与企業の資本関係別平均取引単価の推移（単位：万元）

② 技術供与先側（取引額ベース）

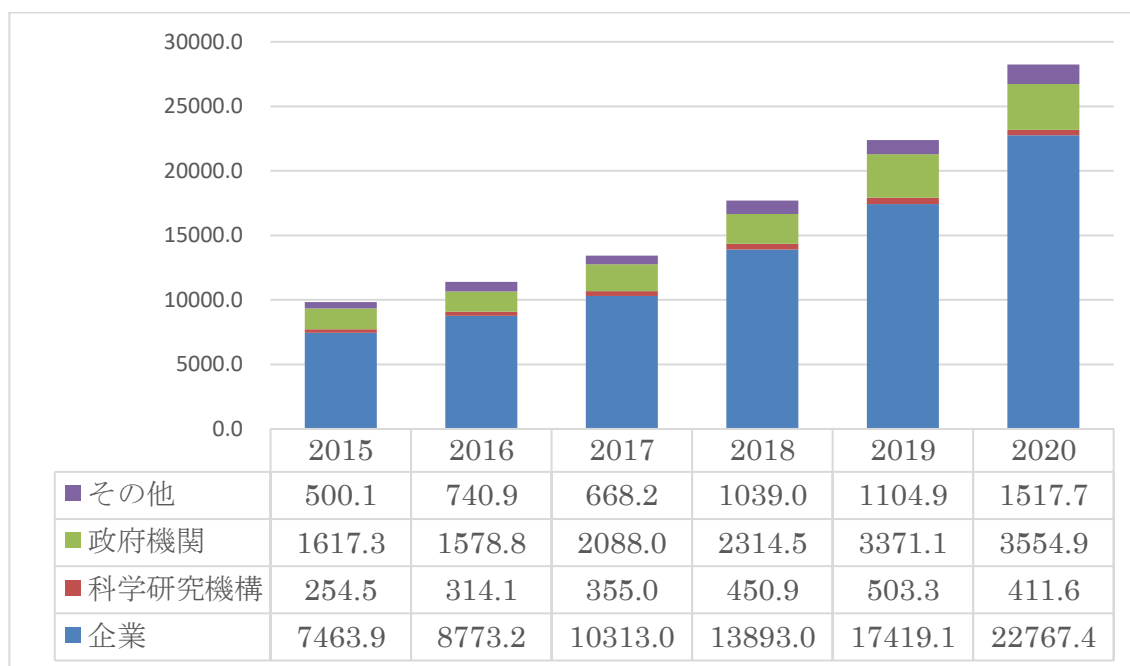


図 1-14 技術供与先側の性質別内訳および推移（単位：億元）

技術供与側の場合と同様に、技術供与先としても、企業が最も多く、且つその全体における割合も年々上昇している。また、企業の資本関係別内訳は下図のとおりである。

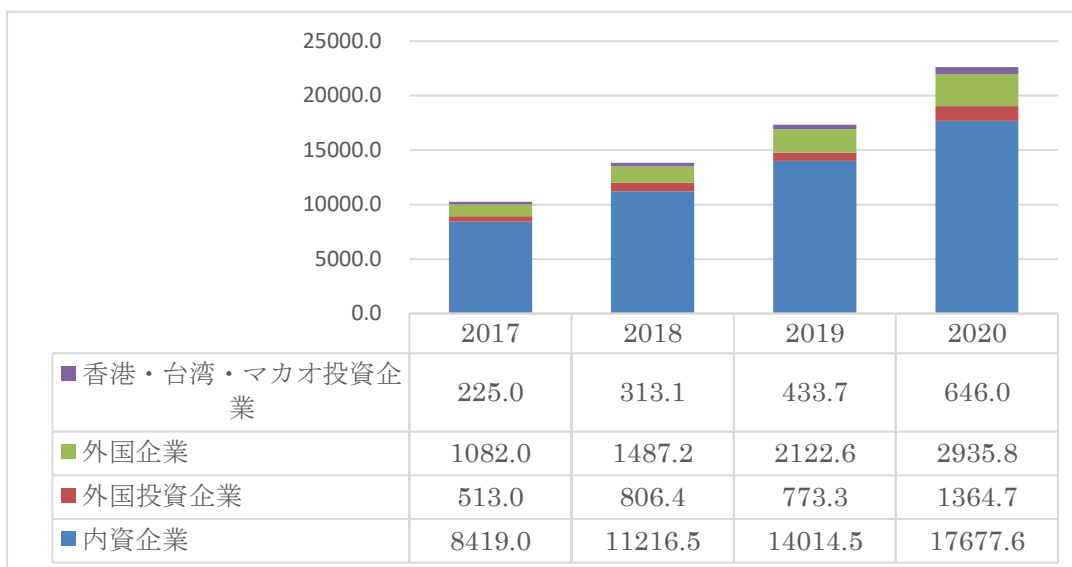


図 1-15 技術供与先企業の資本関係別内訳および推移（単位：億元）

中国内資企業が技術供与先となる技術契約の取引額が最も多く、近年も大幅な増加傾向にある。他方で、外国投資企業が 2019 年で降下したことがあるのを除き、他の外国企業、香港・マカオ・台湾投資企業が技術供与先となる技術契約の取引額はここ数年で倍増するなど、勢いを増している。

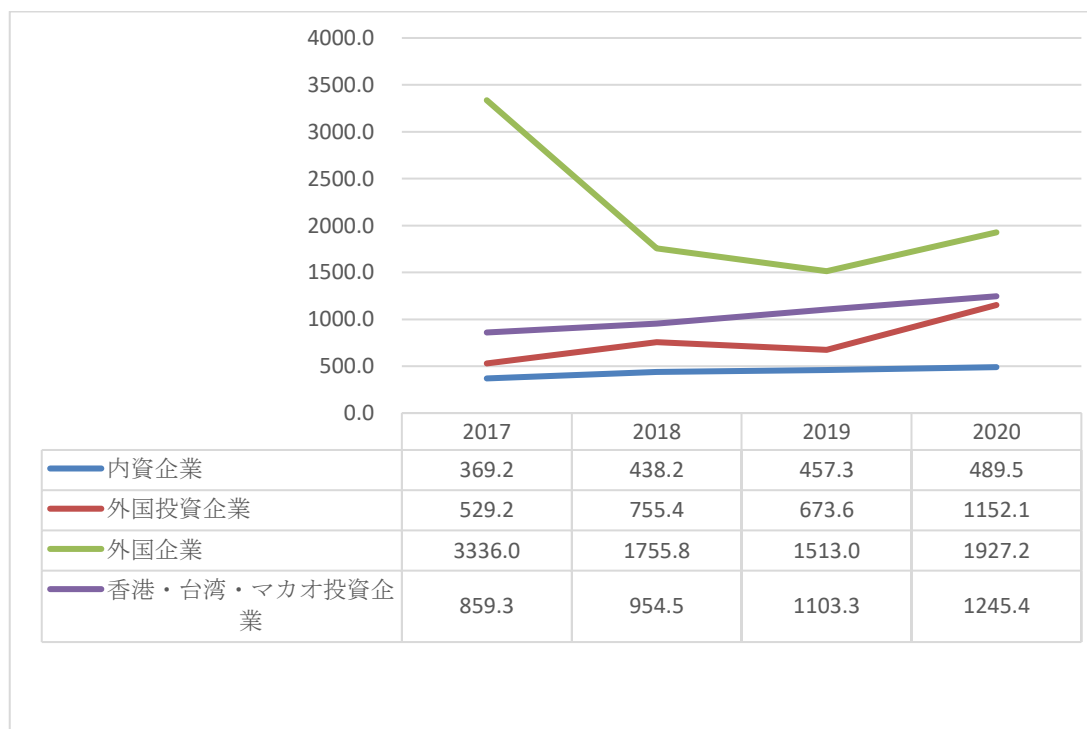


図 1-16 技術供与先企業の資本関係別平均取引単価の推移（単位：万元）

上記の技術供与先企業の平均取引単価の推移図 1-16 によると、中国内資企業が技術供与先となる技術契約の取引額が最も多いのに対し、内資企業が技術供与先となる場合の取引単価も 4 種類の企業の中で最も低い。

### (三) 知的財産権にかかる技術契約の実情

#### 1. 知的財産権に関わる技術契約の内訳

知的財産権にかかる技術契約は、2017 年から 2020 年までの 4 年間の知的財産権の類型別内訳によれば、2019 年以外は技術秘密譲渡が一番高い比率を占めていたが、2019 年は、専利権譲渡の比率が一番高かった。

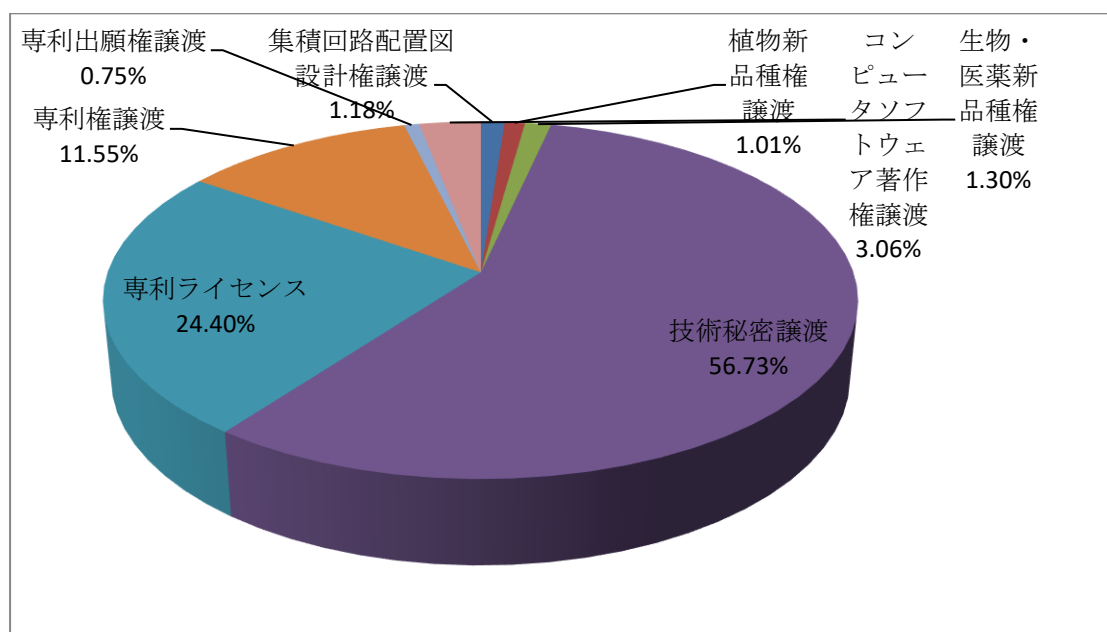


図 1-17 知的財産権の類型別内訳 (2017 年)

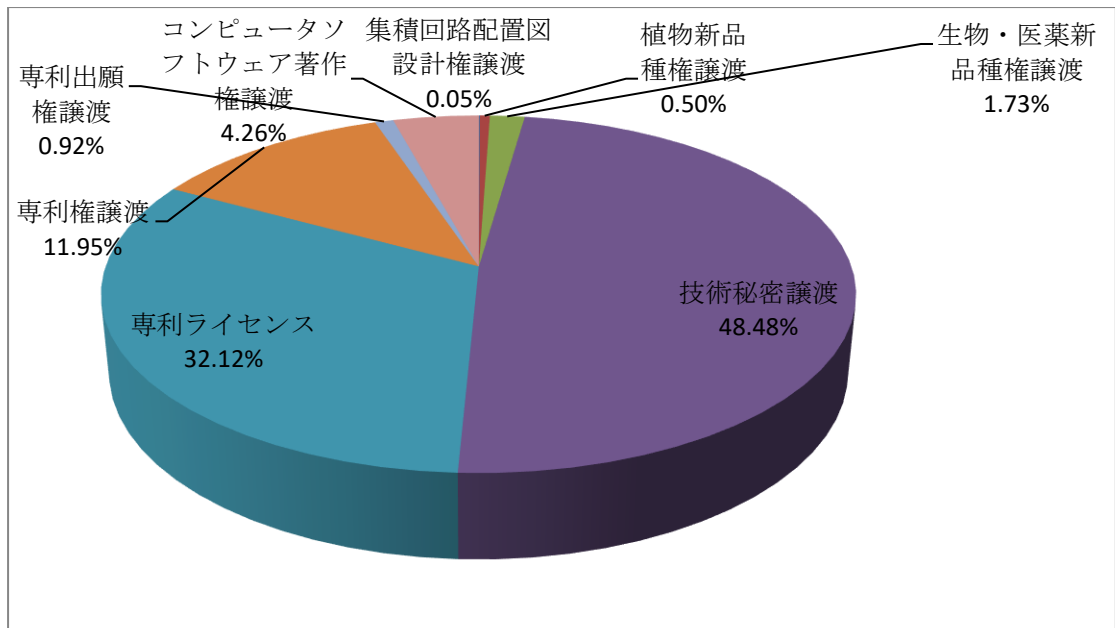


図 1-18 知的財産権の類型別内訳 (2018 年)

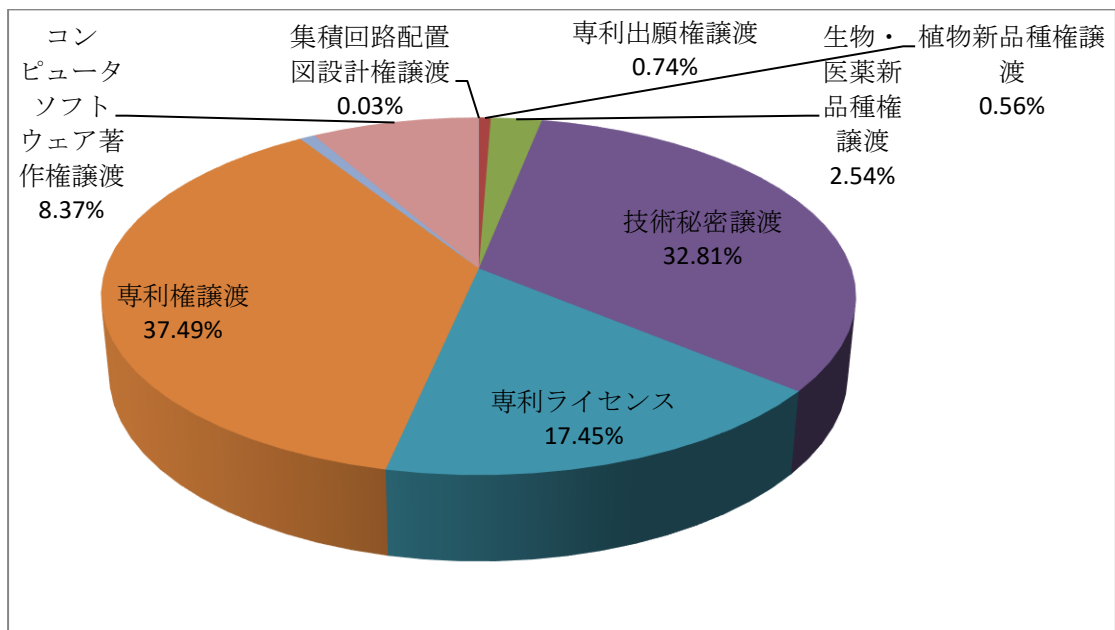


図 1-19 知的財産権の類型別内訳 (2019 年)

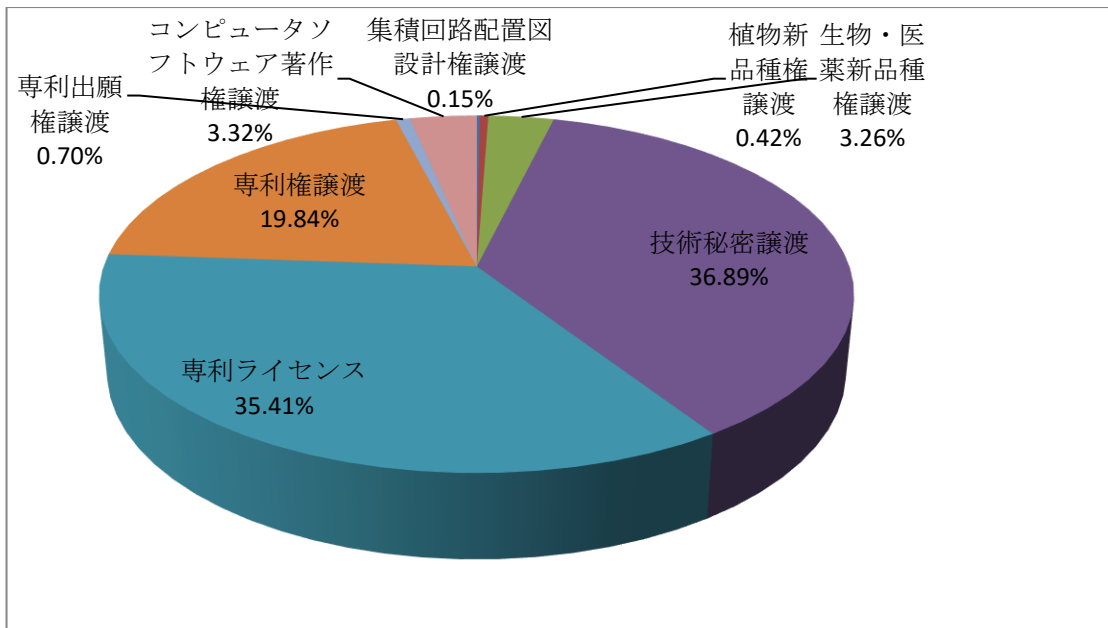


図 1-20 知的財産権の類型別内訳 (2020 年)

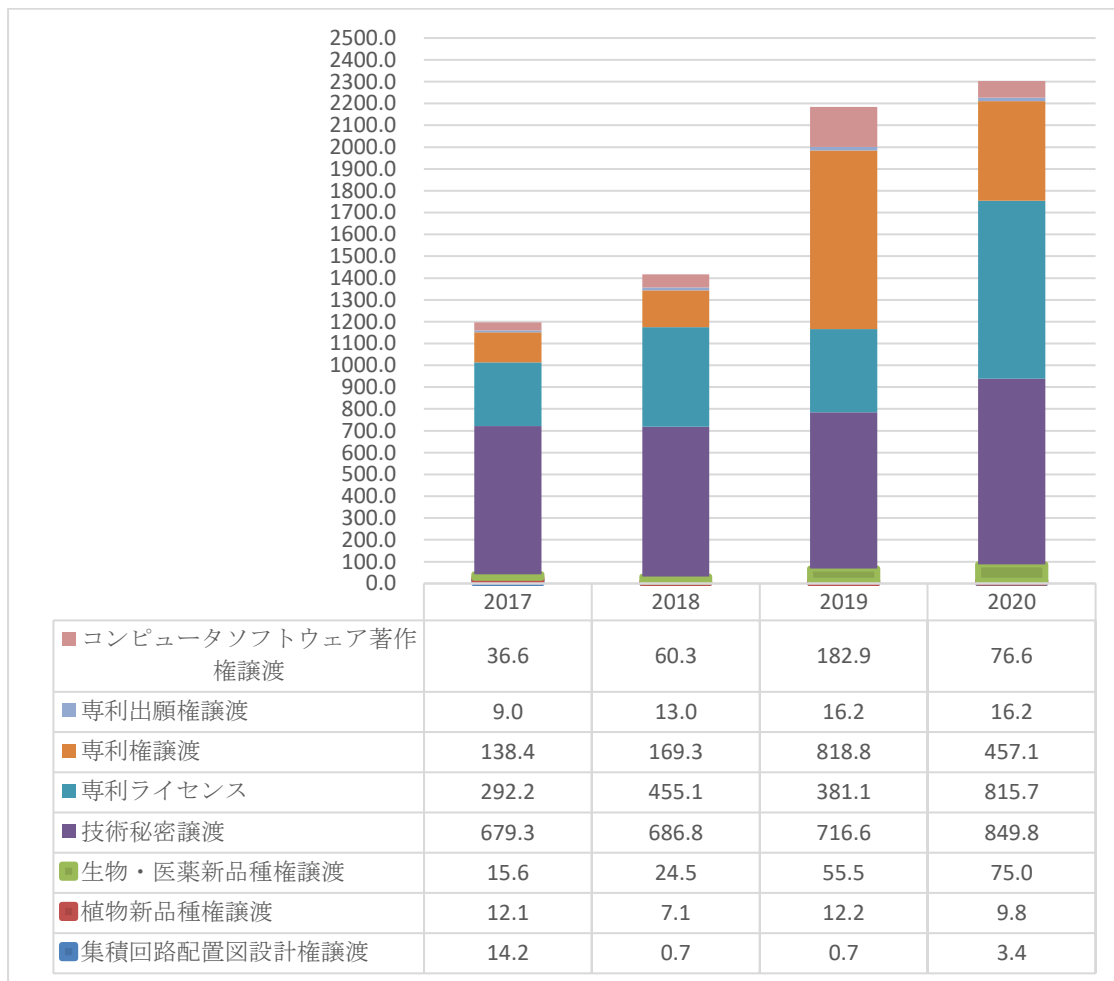


図 1-21 知的財産権の類型別内訳の推移 (単位：億円)

以上の知的財産権の類型別内訳から明らかなように、技術秘密の譲渡、専利ライセンス、専利

権譲渡が合わせて大体 9 割を占めており、技術契約の主力となっている。

## 2. 中国の技術輸出入状況

中国技術輸出入契約登録管理弁法によって、中国当事者と外国当事者間で技術輸出入契約を結んだ場合、ロイヤリティの支払方法により契約発効日から 60 日以内又はロイヤリティ形成後の 60 日以内に商務部に届出をしなければならない<sup>13</sup>。以下は、同じく科学技術部火炬高技术産業開発センターより発表された「全国技術市場統計年度報告」に掲載されているデータに基づいてまとめた、外国企業が関与した技術輸出入契約の件数と取引額である。

### (1) 技術輸出入契約総件数の推移

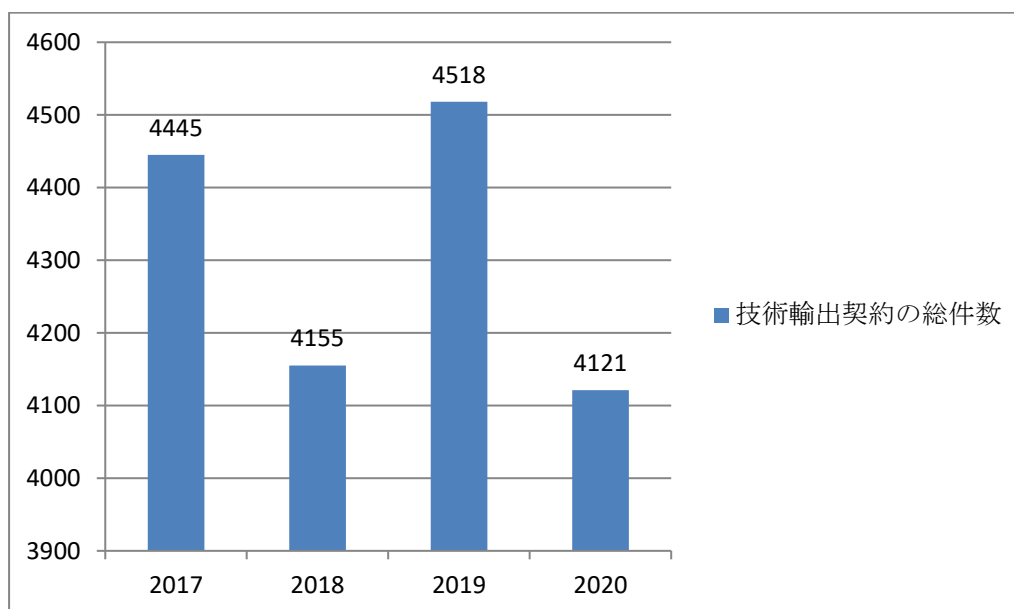


図 1-22 技術輸出入契約総件数の推移

<sup>13</sup> 「技術輸出入契約登録管理弁法」(2009 年 3 月 1 日施行) 第 6 条



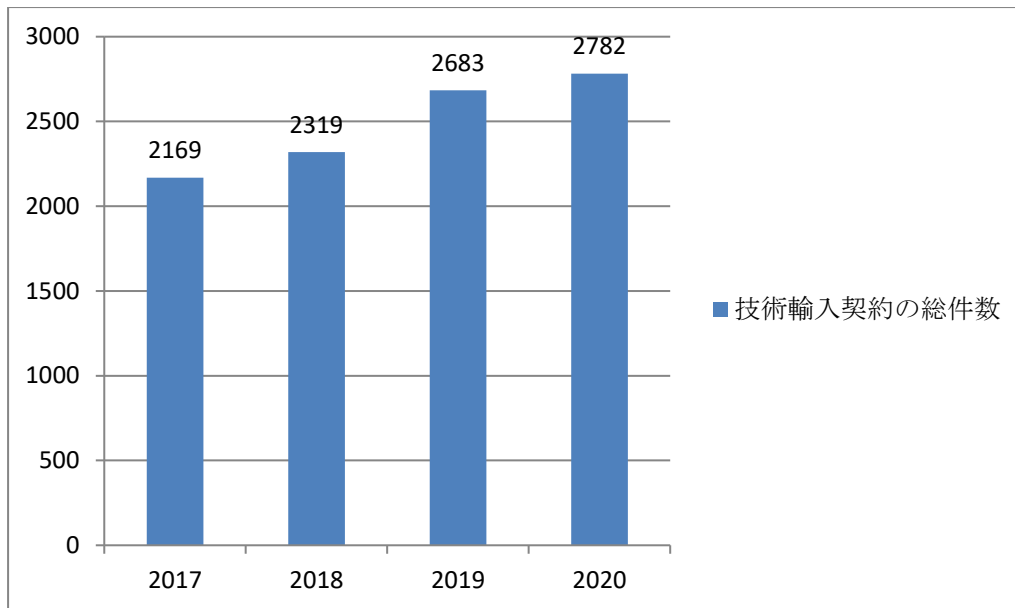


図 1-23 技術輸入契約総件数の推移

上述データから分かるように、中国における技術輸出契約の総件数は、技術輸入契約の総件数の2倍ほどである。

## (2) 技術輸出入契約の取引総額の推移

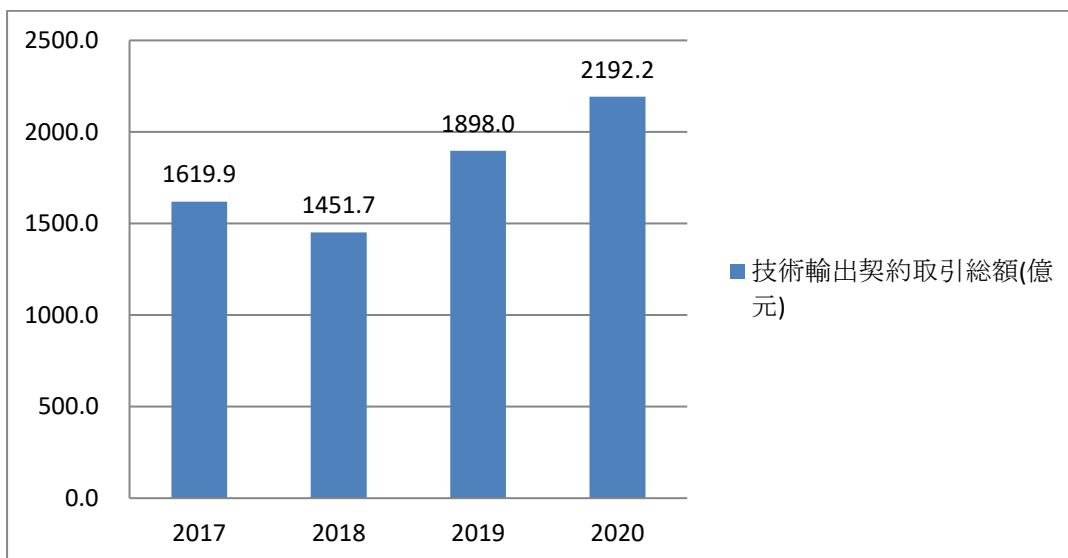


図 1-24 技術輸出契約の取引総額の推移

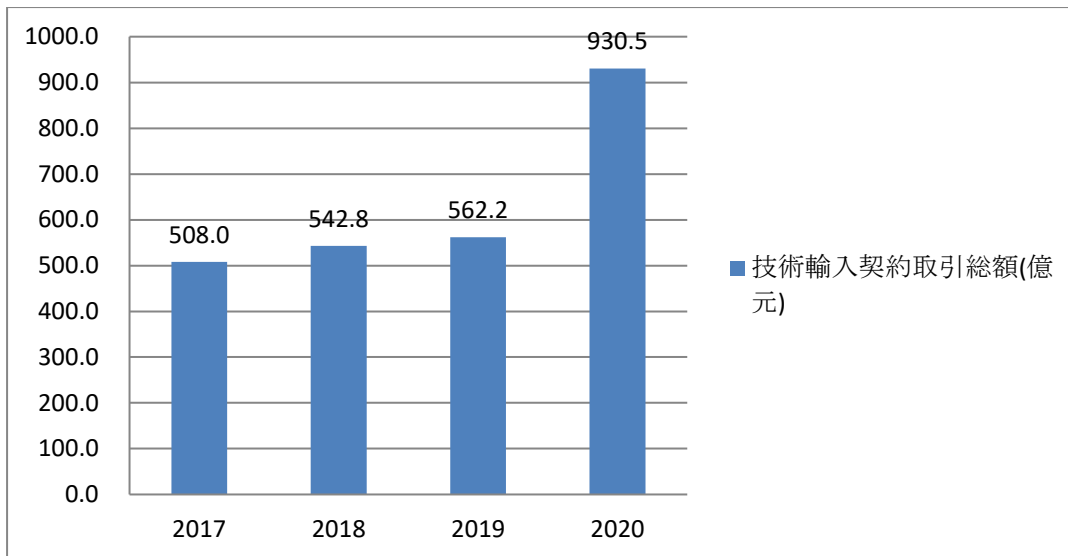


図 1-25 技術輸入契約の取引総額の推移

上述データから分かるように、中国における技術輸出契約の取引総額は、技術輸入契約の取引総額の 3 倍ほどである。

また、2020 年、中国の技術輸出入について以下の特徴がある。

(1) 技術移転の方式が比較的集中していること。技術輸入の 75%以上は技術のライセンス及び譲渡であった。技術輸出において、技術サービスは 50%を占めた。

(2) 関連分野が比較的集中していること。技術輸入は先進製造業に集中され、54%以上を占めた。技術輸出について、電子情報、先進製造と環境保護及び資源総合利用業界に集中し、60%以上を占めた。

(3) 市場が比較的集中していること。技術輸入の三大供与元はアメリカ、日本とドイツであり、65%以上を占めた。輸出の三大供与先はアメリカ、バングラデシュとヨルダンであり、42%以上を占めた。アメリカは最大の技術取引パートナーであり、中国技術輸出入総額の 31%を占めた。

### 3. 日中間の技術輸出入状況

前述したように、中国当事者と外国当事者間で技術輸出入契約を結んだ場合、ロイヤリティの支払方法により契約発効日から 60 日以内又はロイヤリティ形成後の 60 日以内に商務部に届出をしなければならない。以下は、商務部から開示請求したデータに基づいてまとめた、日本企業が関与した技術輸出入契約の件数と取引額である。

#### (1) 日本企業が関与した技術輸出入契約総件数の推移

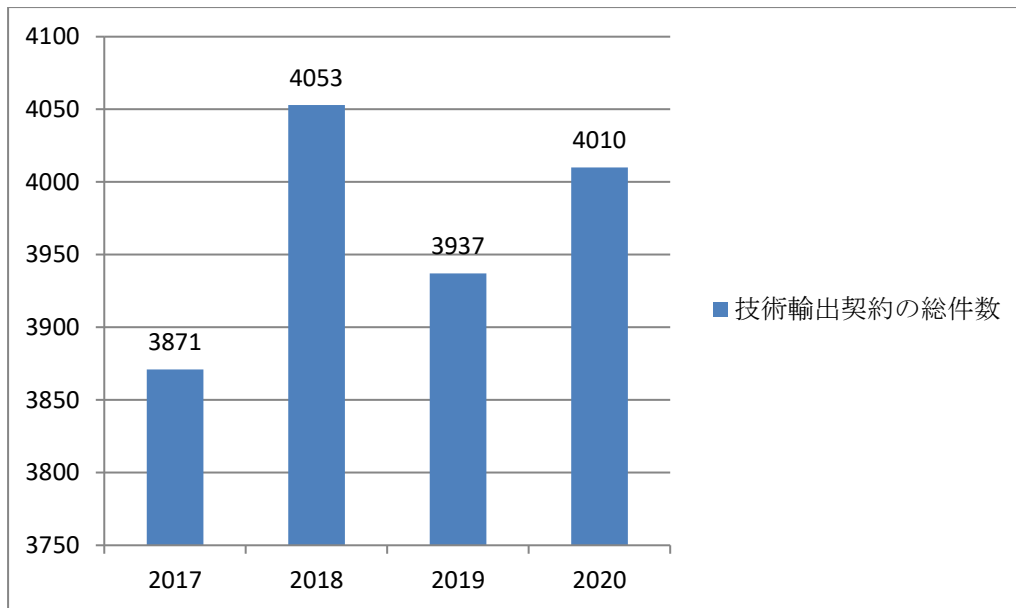


図 1-26 日本への技術輸出契約総件数の推移

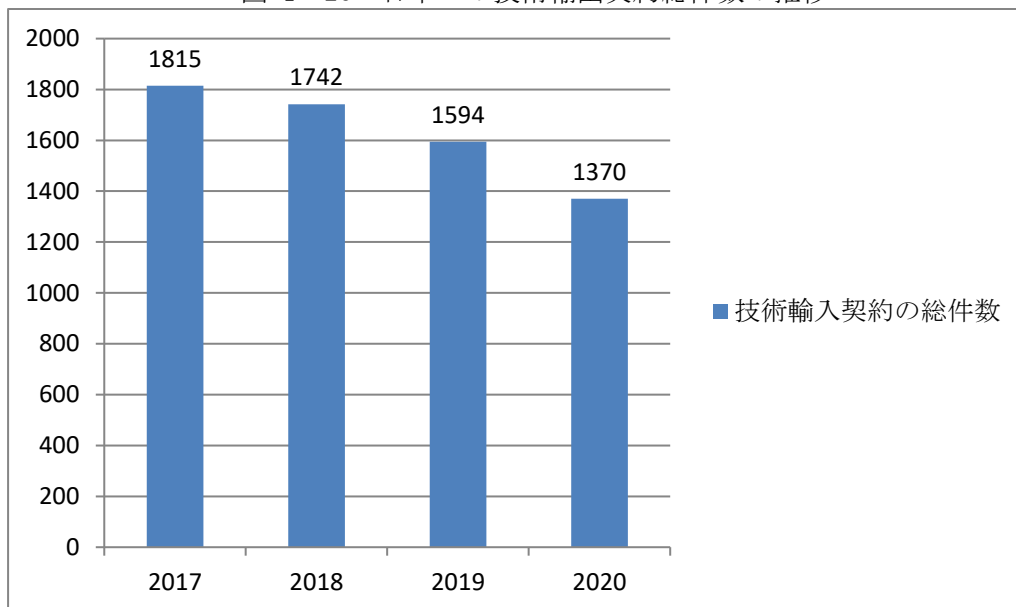


図 1-27 日本からの技術輸入契約総件数の推移

上述データから分かるように、日本企業が関与した技術輸出契約の総件数も、技術輸入契約の総件数の2倍ほどである。

(2) 日本企業が関与した技術輸出入契約の取引総額の推移

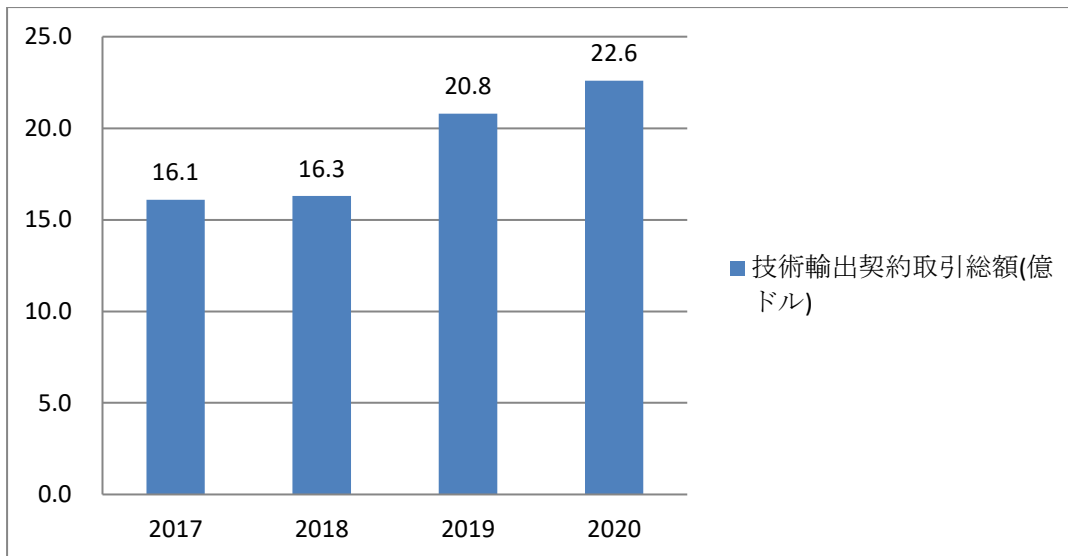


図 1-28 日本への技術輸出契約の取引総額の推移

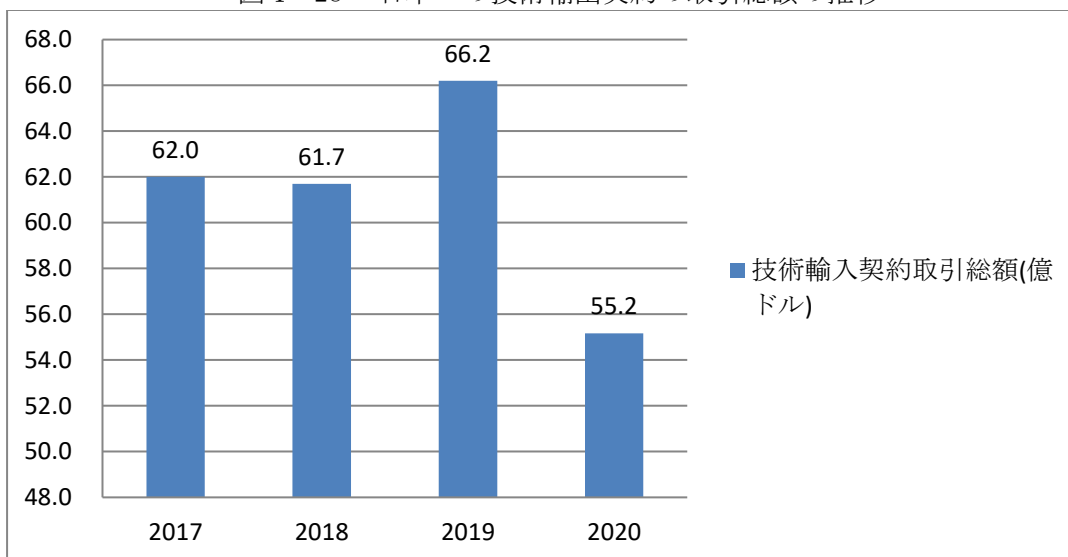


図 1-29 日本からの技術輸入契約の取引総額の推移

上述データから分かるように、2017年～2019年では、日本企業が関与した技術輸入契約の取引総額は、技術輸出契約の取引総額の3.5倍ほどであるが、2020年になったら、日本からの技術輸入の取引総額はやや低減した。

#### 4. 日中間の専利ライセンス契約の実情

中国技術輸出入契約登録管理弁法によって、当事者間で専利譲渡・ライセンス契約を結んだ場合、ロイヤリティの支払方法により契約発効日から60日以内又はロイヤリティ形成後の60日以内に商務部に届出をしなければならず<sup>14</sup>、届出がない場合には、海外送金の手続き等の障害となる。以下は、国家商務部の技術貿易管理部門の統計したデータに基づいてまとめた、日本企業が関与

<sup>14</sup> 「技術輸出入契約登録管理弁法」(2009年3月1日施行)第6条

した専利譲渡・ライセンス契約の件数と取引額である<sup>15</sup>。

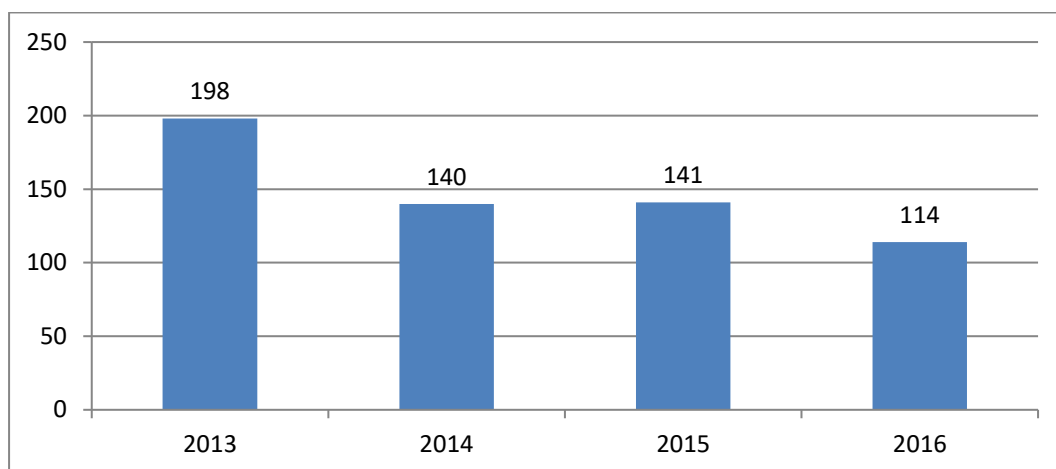


図 1-30 日本企業が関与した専利譲渡・ライセンス契約の件数

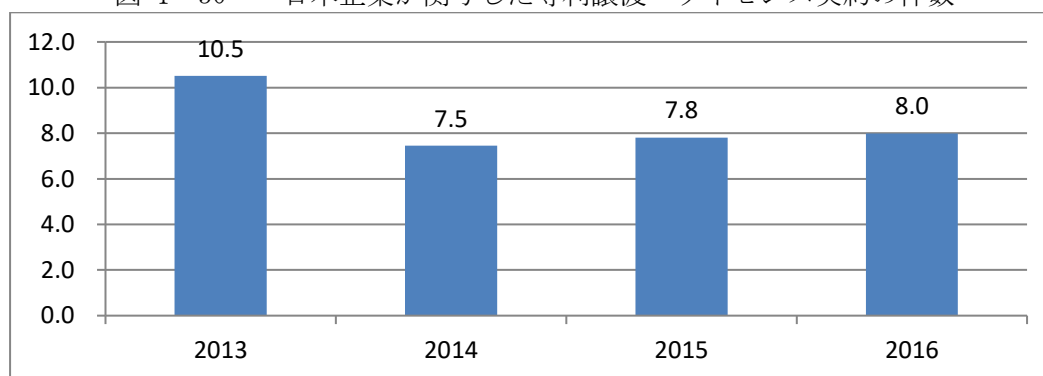


図 1-31 日本企業が関与した専利譲渡・ライセンス契約の取引額（単位：億ドル）

## 二、中国における技術譲渡・ライセンスパートナーの発掘方法

中国で技術ライセンスのパートナーを探す場合、一般的には、技術移転機構や技術取引市場などの利用が考えられ、それ以外に専利競売会、業界協会、技術輸出入取引会、専利展示会、専利取引プラットフォーム、及び専門的な専利代理事務所の仲介などの方法も中国で利用されてきている。

### 1. 技術移転模範機構

中国では、技術移転市場の活躍に伴って、技術移転機構も次々と現れてきた。2007年に国家科学技術部、教育部、中国科学院が共同で配布した「国家技術移転促進行動方案」においては、「2007年から5年間に、10ヶ区域技術移転及びサービス連盟、40ヶ所の総合的技術移転機構、70ヶ所

<sup>15</sup> 商務部から取寄せたデータ情報

の業界又は専門分野技術移転機構、80ヶ所の大学及び研究機構における内部技術移転機構、30ヶ所の国際技術移転基地などの国家技術移転模範機構を引率・支持し、毎年、全国技術契約の成功取引額が15%のスピードで増え、2010年には3000億元を実現する」という目標を立てた後、2008年から、中国科学技術部は、「国家技術移転模範機構管理弁法」を發布し、優れた機構を段階的に国家技術移転模範機構として選出し始めた。2020年末まで全国には、大学、科学研究機関、仲介機関および企業を代表とする国家技術移転模範機構は425ヶ所<sup>16</sup>あり、その中で、大学内部に設立された技術移転センターは133ヶ所、科学研究所（院）の技術移転センターは113ヶ所、政府所属機関は78ヶ所、企業類の技術移転機構は72ヶ所、技術移転仲介機関は29ヶ所があった。425ヶ所の技術移転機構の中では、中国の有名な常設の技術取引機構も含まれ、大学と研究機構及び企業法人により設立した有名な技術移転機構もある。これらの技術移転模範機構は、技術流通を促進する目的で技術供与側と技術供与先との間の橋渡しをするために成立した機構として、中国の技術移転市場の発展を促進させた。2020年度は、模範機構が技術移転プロジェクトを149961件成功させ、取引総額は2006億元にも達した<sup>17</sup>。

## 2. 常設技術（財産権）取引機構

常設の技術（財産権）機構は、技術移転サービス体系の重要な組成部分として、企業と産業需要に着目し、新資源の総合利用により技術譲渡、技術コンサルティング、技術評価、技術投資融資、技術産権取引、知的財産の運営などの全過程に対してサービスを提供し、科学技術成果の移転に重要な役割を果たしている。中国では、常設の技術取引機構には、専門的な技術取引所があるほかに、一部分の財産権取引所では、技術取引の業務も取り扱うことができる。

### (1) 技術取引所

技術取引所は、情報提供、コンサルティング、育成訓練、展示会等の様々な技術取引サービスを提供することにより技術流通の促進を行っている。中国技術取引所<sup>18</sup>、天津市科技创新發展中心（2020年より北方技術取引市場から名称変更）<sup>19</sup>、シンセン市南方国際技術取引市場、上海技術取引所<sup>20</sup>、河南科技市場（2010年より河南科技園区という名称に変更した）などの技術取引所は、有名な常設の技術取引機構として重要な地位を占めている。中国技術取引所、湖北技術取引所等の19ヶ所の技術取引所に関する統計によると、2020年には、技術契約を3477件完成させ、

<sup>16</sup> その名簿は <http://www.chinatorch.gov.cn/jssc/jszysfig/vjlist.shtml> をご参照ください。

<sup>17</sup> <http://www.chinatorch.gov.cn/jssc/tjnb/list.shtml>

<sup>18</sup> <http://us.ctex.cn/>

<sup>19</sup> <http://www.ntem.com.cn/>

<sup>20</sup> <http://www.stte.com/>

取引金額は 210.8 億元に上っている。

中国技術取引所<sup>21</sup>において成功した「龍加通絡カプセル」技術譲渡プロジェクトは、新たな取引金額の記録を突破した。2010 年 11 月 8 日、中国技術取引所により主催した第 4 回（北京）專利ウィーク開幕式上に、Y 研究院と S 公司是、「龍加通絡カプセル」に関する技術譲渡及び專利ライセンス契約を締結した。関連情報によれば、今回の取引金額が 5000 万人民币元になり、過去の何年間の 6 種類漢方薬プロジェクトの中で取引金額が一番高いとして、製薬企業の注目を集めた。

## (2) 財産権取引所

中国の財産権取引所は、2020 年まで既に 300 ヶ所があり、省レベル、都市レベル、県レベルの 3 ランクの市場を形成した。北京財産権取引所<sup>22</sup>、天津財産権取引中心<sup>23</sup>、上海聯合財産権取引所<sup>24</sup>、重慶聯合財産権取引所<sup>25</sup>が国務院により指定された中央企業資産權益取引場所であり、その他の省レベル、都市レベル、県レベルの財産権取引所は、主に所在区域においてサービスを提供している。かかる財産権取引所の中には、一部分の取引所は、技術関連取引の事件を取り扱う機能がある。

北京財産権取引所、西安技術財産権取引有限公司等の 12 ヶ所の統計によると、2020 年には、2260 件のプロジェクトが完成し、取引金額は 280.5 億元に上った。

## 3. 技術競売会

技術競売会は、中国において新興の技術取引の場である。2008 年 11 月に「上海專利ウィーク」という知財イベントにおいて初めて專利の流通を競売の形で試した。

2010 年 12 月 16 日、北京では初めての競売会が開催された。2018 年 7 月 10 日、上海では初めての專利競売会が上海国拍競売ホールで開催された。最終的に 6 件の專利が中国国内の 5 社に落札され、競売成立率は 100%に達し、取引総金額は 142.8 万元に上った<sup>26</sup>。2022 年 9 月 2 日、科創中国” 技術取引大会及び專利技術成果競売会は広州で開催された。現場で、取引総金額は 2100 万元に達し、最高取引単価は 420 万元に達した<sup>27</sup>。

<sup>21</sup> 出所：中国技術取引所 <http://us.ctex.cn/article/anli/201507/20150700005672.shtml>

<sup>22</sup> <http://www.cbex.com.cn/>

<sup>23</sup> <https://www.tpre.cn/>

<sup>24</sup> <http://www.suaee.com/>

<sup>25</sup> <http://www.cquae.com/>

<sup>26</sup> <https://www.shhuangpu.gov.cn/xw/001006/20180713/4f57d39e-59c9-4271-851d-a9ff00e9e2b3.html>

<sup>27</sup> [https://www.gdsta.cn/jckx/gz/gzs/content\\_35330](https://www.gdsta.cn/jckx/gz/gzs/content_35330)

## 4. 中国（上海）国際技術輸出入交易会

中国（上海）国際技術輸出入交易会（China（ShangHai）International Technology Fair 略称、『上交会』という）は、国務院により許可され、商務部、科技部、国家知識産権局、及び上海市政府が共同して主催し、国際連合工業開発機関 UNIDO、国連開発計画 UNDP、世界知的所有権機関 WIPO の支持を受けて、上海市国際輸出入促進中心、中国機電製品輸出入商会、T 会社が共同で協力・主催する専門的な技術取引のため、設立された国家級の、国際的な専門展示会である。

初回の上交会は、「知的財産の保護、技術取引の促進など」をテーマとして 2013 年 5 月 8 日-11 日に、上海国際展覽中心と上海世貿商城で盛大に開催された。その後は 1 年 1 回で毎年 4 月中旬前後、上海世博展覽館（上海市浦東新区国展路 1099 号）で開催され、2022 年までに既に 8 回開催された。第 9 回の上交会は 2023 年 4 月 12-14 日に開催される。

上海世博展覽館に開催する上交会の展示面積は、3.5 万平方メートルで、毎年の出展者は、平均 900 社、その中では、海外の出展者は 25%を占めており、アメリカ、ドイツ、ロシア、日本、フランス、フィンランドなどの 30 ヶ所の国の会社が出展した<sup>28</sup>。

## 5. 専利取引プラットフォーム

近年、中国の電子商務の発展に伴い、国の政策の支持もあり、専利や商標などの取引を扱うオンラインプラットフォームが、次々と新設された。専利や商標などの知的財産の取引運営以外に、技術評価、市場予測などの付加価値サービスを提供するプラットフォームもある。しかし、現時点では、利用率はまだ高くなく、市場は商標及び価値が比較的低い専利の取引に集中していて、高価の専利の取引はまだ少ないと考えられる。

以下はいくつかの大手プラットフォームの公式サイトである。

名称	URL
国家知的財産運営公共サービス総プラットフォーム	<a href="http://www.sipop.cn/">http://www.sipop.cn/</a>
国家知的財産運営公共サービス(西安)試行プラットフォーム	<a href="http://www.jmrhip.com/">http://www.jmrhip.com/</a>
七弦琴国家知的財産運営プラットフォーム	<a href="https://www.7ipr.com/">https://www.7ipr.com/</a>
中関村知的財産運営公共サービスプラットフォーム	<a href="http://beijingip.com.cn/">http://beijingip.com.cn/</a>
高航網	<a href="http://www.gaohangip.com/">http://www.gaohangip.com/</a>
7号網	<a href="http://www.qihaoip.com/">http://www.qihaoip.com/</a>

<sup>28</sup> <http://www.csitf.com/exhibition/previousSessions>



## 6. 国家専利技術展示交易中心

専利技術及び製品の現場又はインターネット上の展示、取引、促進活動などを組織するため、国家知識産権局の主導により、国家専利技術展示交易中心を設立し、2016年6月までは、全国で合計41箇所の専利技術展示交易中心を設立した。この41箇所の交易中心は、国家知識産権局の統一のマークを使用し、所在地の専利サービス機構又は技術取引所に依存し、展示交易活動を展開しており<sup>29</sup>、その中では、国家専利技術（シンセン）展示取引中心が比較的有名である。

## 7. その他

前記に紹介した専門機構のほか、一部の知的財産事務所又は法律事務所も部分的な仲介の役割を果たした。知的財産事務所は、通常クライアントの事件を代理する場合、クライアントの技術分野について詳しいので、取引先の推薦及び双方当事者間の交渉にも参加でき、クライアントのために、技術の取引を促成させた。

---

<sup>29</sup>[https://www.cnipa.gov.cn/art/2016/6/2/art\\_392\\_48642.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2016/6/2/art_392_48642.html)

## 第二節 専利ライセンス取引の法的環境

### 一、一般的専利ライセンス

#### (一) 専利ライセンス契約の注意事項

##### 1. 専利ライセンス契約書の締結と届出

他人の専利を実施しようとする場合、専利権者と書面によるライセンス契約を締結しなければならないが、専利ライセンス契約書を締結した後、契約発効日からの3ヶ月以内に国家知識産権局に届出をしなければならない<sup>30</sup>。また、ライセンス契約当事者の一方は、外国当事者であれば、ライセンシーは、所在地の商務部門へ届出手続きを行なう必要がある<sup>31</sup>。

##### 2. 専利ライセンスの種類

中国における法定の専利ライセンスの種類は、以下の三つに分かれる<sup>32</sup>。

###### (1) 独占的ライセンス

独占的ライセンスは、ライセンサーが、契約に定めたライセンス範囲内において、1社のライセンシーのみに実施権を与え、ライセンサー自身も当該専利を実施できないライセンスである。

###### (2) 排他的ライセンス

排他的ライセンスは、ライセンサーが、契約に定めたライセンス範囲内において、1社のライセンシーのみに実施権を与えるが、そのライセンシー以外にライセンサー自身も当該専利を実施することができるライセンスである。

###### (3) 通常ライセンス

通常ライセンスは、ライセンサーが、契約に定めたライセンス範囲内において、ライセンシーに実施権を与えるが、更に他の第三者に実施権を与えることもでき、自ら専利を実施することもできるライセンスである。

当事者は専利ライセンスの種類につき未約定または約定不明の場合、通常ライセンスと認められる。また、専利ライセンス契約には、ライセンシーが他人に専利の実施をサブライセンスすることができることと約定されていたが、そのサブライセンスの種類につき未約定または約定不明の場合

<sup>30</sup> 「中華人民共和国専利法実施細則（2010修正）」（2010年2月1日より施行）第14条

<sup>31</sup> 「技術輸出入契約登録管理弁法（2009修正）」（中華人民共和国商務部令2009年第3号、2009年2月1日より実施）

<sup>32</sup> 「最高人民法院による技術契約紛争事件の審理における法律の適用にかかる若干の問題に関する解釈（2020修正）」（2021年1月1日より施行）第25条

合、通常ライセンスとしてのサブライセンス契約と認められる<sup>33</sup>。

### 3. 専利ライセンス契約書の主要項目

技術ライセンス契約書の主な内容は当事者間で約定すればよいが、中国民法典及び実務においては、主に、プロジェクトの名称、対象の内容、範囲と要求、ライセンスの種類と範囲、ロイヤリティとその支払方法、特許権に瑕疵がないことの保証と有効性の維持、秘密保持義務、違約金或いは損失賠償の計算方法、改良技術の帰属、紛争解決の方法などが挙げられる。専利ライセンス契約の場合、発明の名称、特許出願人及び特許権者、出願日、出願番号、特許番号及び特許権の有効期限を明らかにしなければならない<sup>34</sup>。

### 4. 当事者の主要義務

#### (1) ライセンサーの主要な義務

専利ライセンスのライセンサーは、約定に従ってライセンシーに専利の実施を許可し、専利の実施に関する技術資料を交付し、必要な技術指導を提供しなければならない<sup>35</sup>。

また、専利ライセンス契約はその専利権の存続期間内のみ有効であり、専利権が有効期間満了または無効宣告された場合、専利権者は当該専利につき他人と専利ライセンス契約を締結してはならない<sup>36</sup>と規定されているため、ライセンサーは、専利ライセンス契約の有効期間内に専利権の有効性を維持する義務（専利年金の支払い、他人による専利権無効宣告請求に対する積極的な対応を含む）も負う。なお、当事者間で別途約定がある場合はこの限りでない<sup>37</sup>。

また、ライセンサーは、自らが提供した技術の法的所有者であることを保証し、且つ提供したその技術が完全で、誤りなく、有効であり、約定した技術的目標を達成できることを保証しなければならない<sup>38</sup>。

#### (2) ライセンシーの主要な義務

専利ライセンスのライセンシーは契約の約定に従って専利を実施しなければならず、約定がない限り、契約規定以外の第三者に当該専利の実施を許諾してはならない。また、約定どお

<sup>33</sup> 「最高人民法院による技術契約紛争事件の審理における法律の適用にかかる若干の問題に関する解釈（2020修正）」（2021年1月1日より施行）第25条

<sup>34</sup> 「中華人民共和国民法典」（2021年1月1日より施行）第845条

<sup>35</sup> 「中華人民共和国民法典」（2021年1月1日より施行）第866条

<sup>36</sup> 「中華人民共和国民法典」（2021年1月1日より施行）第865条

<sup>37</sup> 「最高人民法院による技術契約紛争事件の審理における法律の適用にかかる若干の問題に関する解釈（2020修正）」（2021年1月1日より施行）第26条

<sup>38</sup> 「中華人民共和国民法典」（2021年1月1日より施行）第870条

りにロイヤリティを支払う義務を負う<sup>39</sup>。

## 5. ライセンシーへの制限事項の禁止

中国民法典の規定によって、技術契約は、知的財産権の保護、科学技術の進歩、科学技術成果の研究開発、転化、応用および普及の推進に有利なものでなければならず<sup>40</sup>、技術を違法に独占し、または他人の技術成果を侵害する技術契約は無効である<sup>41</sup>。

技術を違法に独占することについては、例えば、ライセンシーに対して、契約目的の技術に基づいて新たな研究開発を行うことを制限、若しくは、改良された技術の使用を制限すること、又は、双方の改良技術交換の条件が不平等の約定や、技術供与側に類似した技術若しくはそれと競争関係にある技術の取得を制限することなどが挙げられる<sup>42</sup>。

### (二) 技術ライセンスが技術の輸出入にかかる場合の特別規定

中国では、技術ライセンスが技術の輸出入にかかる場合、中国の「技術輸出入管理条例」の規制を受けるので遵守しなければならない。この条例にいう技術輸出入とは、中華人民共和国外から国内に、又は中華人民共和国国内から国外に、貿易、投資又は経済技術協力を通じ、技術を移転する行為のことをいう<sup>43</sup>。

また、この条例においては、明確に輸出入禁止の技術、輸出入制限の技術、輸出入自由の技術の三つの種類に分けられているが、国務院と商務部と連動して定期的に「中国輸入禁止、輸入制限技術目録」と「中国輸出禁止、輸出制限技術目録」を制定・発布、更新し、輸出入禁止または制限される技術をリストアップしている。

輸出入禁止の技術に該当する場合、当該技術に対して輸出入契約を締結することはできない<sup>44</sup>。輸出入制限の技術に該当する場合、輸出入契約を締結する前に技術輸出入の許可証を申請して取得しなければならない<sup>45</sup>。輸出入自由の技術の場合、ライセンス契約を締結した後、商務部門へ届出手続きを行なう必要がある<sup>46</sup>。

そして、外国企業当事者は技術ライセンス契約を締結する時、民法典における一般的な規定に

---

<sup>39</sup> 「中華人民共和国民法典」(2021年1月1日より施行)第867条、「中華人民共和国専利法(2020修正)」(2021年6月1日より施行)第12条

<sup>40</sup> 「中華人民共和国民法典」(2021年1月1日より施行)第844条

<sup>41</sup> 「中華人民共和国民法典」(2021年1月1日より施行)第850条

<sup>42</sup> 「最高人民法院による技術契約紛争事件の審理における法律の適用にかかる若干の問題に関する解釈(2020修正)」(2021年1月1日より施行)第10条

<sup>43</sup> 「中華人民共和国技術輸出入管理条例(2020修正)」(2020年11月29日より施行)第2条

<sup>44</sup> 「中華人民共和国技術輸出入管理条例(2020修正)」(2020年11月29日より施行)第9条、第29条

<sup>45</sup> 「中華人民共和国技術輸出入管理条例(2020修正)」(2020年11月29日より施行)第10条、第30条

<sup>46</sup> 「中華人民共和国技術輸出入管理条例(2020修正)」(2020年11月29日より施行)第17条

注意するほか、「技術輸出入管理条例」における強制的な保証責任などにも注意を払う必要がある。しかも「技術輸出入管理条例」の関連規定は、強制的な規定として中国民法典の規定より優先して適用されることは留意しなければならない。

## 1. 技術の法的権利者に関する保証責任

技術輸入契約のライセンサーは、自分が提供した技術の適法な所有者であり、又は譲渡、ライセンスをする権利を有する者であることを保証しなければならない。

技術輸入契約の譲受人が契約に従って譲渡人の技術を使用した結果、第三者に権利侵害で告訴された場合、直ちに譲渡人に通知しなければならない。譲渡人は通知を受けた後、譲受人と協力し、譲受人が受ける不利益を排除しなければならない<sup>47</sup>。

中国民法典は、技術契約におけるライセンサーの第三者権利の非侵害に関する保証責任について、「譲受人またはライセンサーが契約の約定に従って専利を実施し、技術ノウハウを使用した結果、他人の合法的な権益を侵害した場合、その責任は譲渡者またはライセンサーが負う。但し当事者に別途取決めがある場合はこの限りではない」<sup>48</sup>と規定しており、その但し書きの存在により、当事者はこの第三者権利の非侵害に関する保証責任につき別途約定をすることができる。

「技術輸出入管理条例」の2019年における改正により、中国国内に技術輸入の場合、第三者への侵害責任が譲渡者またはライセンサーが負うという強制的規定<sup>49</sup>は削除されたため、技術輸入契約の場合も、民法典の上述一般規定を参照することになる。

## 2. 技術目標の達成に関する保証責任

技術的目標の達成に関する保証責任について、「技術輸出入管理条例」の第24条は、「技術輸入契約の譲渡者は、提供した技術が完全で、誤りなく、且つ有効であり、契約した技術目標を達成することができることを保証しなければならない」と規定しており、これは中国民法典の規定と一致しているため、中国の技術ライセンス契約は、国内契約であるか、涉外契約であるかを問わず、ライセンサーは提供技術の完全性、無誤謬性、有効性と目標達成を保証しなければならない。

## 3. 改良技術の帰属

技術譲渡契約における改良技術の帰属問題について、中国民法典における「当事者は互恵の原

---

<sup>47</sup> 「中華人民共和国技術輸出入管理条例（2020修正）」（2020年11月29日より施行）第23条

<sup>48</sup> 「中華人民共和国民法典」（2021年1月1日より施行）第874条

<sup>49</sup> 「中華人民共和国技術輸出入管理条例（2001修正）」（2002年1月1日より施行）第24条第3項

則に基づき、技術譲渡契約において、専利の実施と技術ノウハウの使用に当たり改良した技術成果の共有方法を取り決めることができる。取り決めがない、または取り決めの記載が不明確で本法第 510 条の規定によってもなお確定できない場合は、一方の当事者による改良の技術成果に対して、他の当事者はこれを共有する権利がない」と規定している。

「技術輸出入管理条例」の 2019 年における改正により、技術輸入契約の有効期間内に、改良した技術が改良した側に帰属するという強制的規定<sup>50</sup>は削除されたため、技術輸入契約の場合も、民法典の上述一般規定を参照することになる。

#### 4. ライセンシーへの制限条項の禁止

2019 年の改正により、「技術輸出入管理条例」の関連特別規定<sup>51</sup>は削除されたが、「最高人民法院による技術契約紛争事件の審理における法律の適用にかかる若干の問題に関する解釈（2020 修正）」の制限規定を参照する必要がある<sup>52</sup>。以下の場合、民法典第 850 条にいう「技術の違法独占」に該当すると規定されている。

(1) 当事者の一方が契約目的の技術に基づいて新たな研究開発を行うことを制限、若しくは、改良された技術の使用を制限する、又は、双方の改良技術交換の条件が不平等である場合。これには一方が自ら改良した技術を他方に無償で提供することを要求する、相互利益とならない技術譲渡、当該改良技術の知的財産権を無償で独占又は共有することを含む。

(2) 当事者の一方がその他の出所から技術供与側に類似した技術又はそれと競争関係にある技術の取得を制限する場合。

(3) 当事者の一方が市場のニーズに基づき、合理的な方法によって契約の目的である技術を十分に実施することを妨げる場合。これには受け入れ側が契約の目的となっている技術を実施して生産する製品又は提供するサービスの数量、種類、価格、販売ルート及び輸出先を明らかに不合理に制限することを含む。

(4) 受け入れ側に、技術の実施に不可欠ではない付帯条件を受け入れるよう要求する場合。これには必要ではない技術、原材料、製品、設備、サービスの購入及び不必要な人員の受け入れを含む。

(5) 技術受け入れ側の原材料、部品、製品又は設備等の購入ルート又は購入先を不合理に制限する場合。

---

<sup>50</sup> 「中華人民共和国技術輸出入管理条例（2001 修正）」（2002 年 1 月 1 日より施行）第 27 条

<sup>51</sup> 「中華人民共和国技術輸出入管理条例（2001 修正）」（2002 年 1 月 1 日より施行）第 24 条第 3 項、第 27 条、第 29 条

<sup>52</sup> 「最高人民法院による技術契約紛争事件の審理における法律の適用にかかる若干の問題に関する解釈（2020 修正）」（2021 年 1 月 1 日より施行）第 10 条

(6) 技術の受け入れ側が契約の目的である技術の知的財産権の有効性に対する異議申し立てを禁止する又は異議申し立てに条件を付ける場合。

## 5. その他

外国企業は、技術譲渡契約又はライセンス契約を締結するに当たって、例えば、日本法を準拠法として約定すれば、中国の「技術輸出入管理条例」を回避できるかについては、当事者双方の自由意志により締結する契約の性質から見れば、理論上では日本法を準拠法として選択することができるが、「技術輸出入管理条例」が中国で強制的な規定であるので、最終的には技術輸出入管理条例を回避できない可能性が高い。その根拠は、2011年4月1日から施行された「中華人民共和国涉外民事関係法律適用法」第4条の「中華人民共和国法律が涉外民事関係について強制性規定がある場合、直接に該強制性規定を適用する」という規定である。そのため、技術契約の当事者間に紛争があった場合、当事者間に約定した準拠法が外国の法律であっても、中国の強制規定がある場合、中国裁判所は直接に強制規定を適用できる。しかも、紛争の管轄を日本の裁判所又は仲裁機構を選択しても、日本の裁判所または仲裁機構は日本法に基づき下した判決結果または仲裁結果について、中国では承認されず執行できない。

なお、2019年法改正で、「技術輸出入管理条例」における外国企業にとって不公平な強制的規定<sup>53</sup>は基本的に削除されており、第三者権利の非侵害に関する保証責任や改良技術の帰属などについて当事者間で自由意志で約定できるようになっている。

## 二、強制的専利ライセンスの制度及び適用条件など

強制的専利ライセンス制度とは、専利機関が法律規定に基づき、強制的に専利権者に他人に対する専利実施をライセンスさせることを指す。中国の現行「専利法」においては、次の各号の1つに該当するときは、国務院特許行政部門は実施条件を備えている機関、組織、又は個人の申請に基づき、その発明特許又は実用新案特許の実施について強制的ライセンスを与えることができる。(1) 特許権者が特許権を付与された日から3年間、かつ特許出願をした日から4年間にわたって正当な理由なくその特許を実施していないか又はその特許の実施が不十分である場合。(2) 特許権を実施する特許権者の行為が法律により独占行為と認定され、当該行為により競争に不利

<sup>53</sup> 「中華人民共和国技術輸出入管理条例（2001修正）」（2002年1月1日より施行）第24条第3項、第27条、第29条

な影響をもたらすことを取り除く又は軽減させる場合<sup>54</sup>。

国家の緊急事態又は非常事態が発生したとき、又は公共の利益のために、国務院特許行政部門は、発明特許又は実用新案特許の実施について強制的ライセンスを与えることができる<sup>55</sup>。

公衆の健康を守るために、特許権が付与された薬品について、国務院特許行政部門はそれを製造し、また、それを中華人民共和国の加盟した関連国際条約の規定に合致した国または地区に輸出するという強制的ライセンスを与えることができる<sup>56</sup>。

特許権を取得した発明又は実用新案が、先に特許権を取得した発明又は実用新案と比較して、顕著な経済的意義がある重要な技術的進歩があり、その実施が先の発明又は実用新案の実施に依存している場合、国務院特許行政部門は、後の特許権者の請求に基づき、先の発明又は実用新案の実施について強制的ライセンスを与えることができる。

前項の規定により強制的ライセンスを与えた場合、国務院特許行政部門は、先の特許権者の請求に基づき、後の発明又は実用新案の実施についても強制的ライセンスを与えることができる<sup>57</sup>。

また、中国の専利法における強制的な関連規定のほかに、国際上の強制的ライセンスの実務を参照し、中国の現状と合わせて、2012年5月1日に修正後の「専利実施強制許諾弁法」が発表された。この弁法においては、関連内容が新しい内容ではないが、下記の内容は依然として注目を浴びた。

国家の緊急事態又は非常事態が発生したとき、又は公共の利益のために、国務院関連部門は、専利法の第49条の関連規定に基づいて、国家知識産権局が指定された実施条件を備えた団体に強制的ライセンスするよう提案することができる<sup>58</sup>。

実施条件を具備する機構は、公共の健康の目的のために、専利法の第50条の規定に準拠して、専利権を取得した薬品を製造し、以下に掲げる国又は地域に対し輸出する強制許諾を付与するよう請求することができる。

(1) 最も発展が遅れている国又は地域

(2) 関連の国際条約に準拠して世界貿易機関に通知し、輸入意向があることを表明した同機関の先進メンバー又は発展途上メンバー<sup>59</sup>。

また、強制的専利ライセンスについては、国家知識産権局により受理し、国家知識産権局が審査を経て裁定する。中国では、現在まで強制的専利ライセンス制度を利用して実際に強制的ライ

---

<sup>54</sup> 「中華人民共和国専利法（2020修正）」（2021年6月1日より施行）第53条

<sup>55</sup> 「中華人民共和国専利法（2020修正）」（2021年6月1日より施行）第54条

<sup>56</sup> 「中華人民共和国専利法（2020修正）」（2021年6月1日より施行）第55条

<sup>57</sup> 「中華人民共和国専利法（2020修正）」（2021年6月1日より施行）第56条

<sup>58</sup> 「専利実施強制許諾弁法」（2012年5月1日より実施）第6条

<sup>59</sup> 「専利実施強制許諾弁法」（2012年5月1日より実施）第7条



センスを取得したケースはまだ無いが、改正された「専利実施強制許諾弁法」の配布により、中国における専利強制的ライセンスの実施は着実に実現すると期待している。

### 第三節 技術ライセンスの交渉の一般知識

ライセンス契約内容の確定及び交渉をする前に、自社は技術ライセンスを通じてどのような利益を得るかは重要であるため、取引双方は自己の会社、市場及び戦略などについて深く且つ全面的に理解したうえで、予想の目的に従いライセンス条項のフレームを起草し、最終的に取引を達成すべきである。

特に、ノウハウのライセンスや、技術援助など、非公開技術の提供を伴う場合には、そもそも、当該技術を他社に提供しても問題ないのかを、事前によく検討する必要がある。相手方からのオファーが一見、魅力的に見えても、営業秘密流出リスクを最小限に抑えつつ、自社の独占的实施を継続的に確保する方が、長期的に見て自社利益の拡大に有利であることも多いと思われる。

欧米では、「オープン・クローズ戦略」を駆使して、オープン化による製品普及、販売拡大と、自社のコア技術のクローズ化による市場競争力の確保をうまく両立させている企業が多くある。「オープン・クローズ」戦略とは、どの部分を秘匿または独占的に実施（クローズ化）し、どの部分を他社に公開またはライセンスするか（オープン化）、という観点からの知的財産戦略である。社内で戦略を策定し、それに沿って技術提供の可否を考えていくことが重要である。

また、技術を提供する場合、その対価が適切であるかも、契約前によく検討しておく必要がある。当該技術の自社における重要性、市場価値などを十分に考慮して、契約締結前に、算定基準や具体的金額について、納得いくまで交渉を行うのが望ましい。

すなわち、技術契約の前には、その技術を提供することの適切性を、長期的視点から多角的に検討し、コア技術を安易に譲渡やライセンス等することのないように注意すべきである。

#### 1. ライセンス目的の明瞭化

専利ライセンスについて、ライセンス双方の利益が異なるが、一定の方法で調和しなければならないことに留意すべきである。双方ともお互いの共通利益について深く理解してこそ、専利ライセンスが成功できる。よって、専利ライセンスの目標は合理的な価格だけではなく、Win-Winを求めるという観念を立てるべきである。

実務で、侵害訴訟による専利ライセンスがあり、ビジネス提携による専利ライセンスもあるため、ライセンスの目的に基づいて異なる戦略を定めるのも極めて重要である。侵害訴訟による専利ライセンスの場合、ライセンスで勝訴の可能性、判定賠償額、その他の判決結果、訴訟費用及び敗訴による企業イメージへの影響などの要素を考える必要がある。純粋なビジネス提携の場合、ライセンサーにとってライセンス協議を通じてどのように最大の利益を得るか、ライセンス条項

におけるリスクを避けるかを考える必要があるが、ライセンシーにとって専利技術を通じて、どのように協力、指導、技術のノウハウなどの資源を得るかを考える必要がある。

## 2. 交渉前の秘密保持契約の締結

専利技術は、その実質的な内容が専利明細書とクレームに記載された範囲に限られておらず、発明者は多くの技術実施資料、技術ノウハウ、実施の注意事項などを公開していないことが多い。それらの内容は専利ライセンスの交渉にてライセンシーが注目する重点の一つになることも多い。

秘密保持契約が締結されていない状況で、技術ノウハウを明かした場合、交渉が進んでいるうちに、交渉に参加した潜在的なライセンシーは類似製品を製造し始める可能性がある。従って、ライセンサーにとって、ライセンス契約の締結を促成するために、多くの技術情報及び技術ノウハウを紹介する必要があるが、上述した状況を避けるために、ライセンス交渉の前に、交渉で言及された関連情報を守秘しなければならない、且つ無断で使用してはならず、秘密保持契約の違反に相応する責任を約定するために、相手側と別途秘密保持契約を締結すべきである。

## 3. 取引条項フレームの立て

ライセンス類型について、独占ライセンスか、非独占ライセンスかは事前に準備し、類型によって取引双方の異なる権利義務を理解しなければならない。ライセンス内容、範囲もクレームに不可欠な一部である。権利制限と契約解除条項を明らかにするのも双方利益の必要な保証であり、双方権利の制限でもある。取引金額と支払方式はさらに契約における重点中の重点である。専利自身は無形資産であるため、取引の金額と支払は交渉におけるもっとも合意の難しい条項である。しかしながら、金額を確定する前に、まずは支払方式を考えなければならない。正式交渉する前に、全ての取引条項内容を十分に検討のうえ、契約の骨組を組み立てれば、目的を持って交渉することが出来る。

## 4. 交渉チームの結成

技術ライセンスの交渉は、ビジネス、技術、法律、戦略計画等の方面にかかる場合が多いため、これらの面に長けた者から構成されたほうがよい。ライセンス契約交渉のメンバーがどのぐらいの人数が適切なのかは、交渉内容の難易度、技術力の大小、専門的知識の必要性、自己の人員の交渉能力レベルの高低および相手側交渉人員の人数に応じて確定するのが一般的である。一般的には、小規模のライセンス契約交渉では、ネゴシエーターは2～3人で結成され、このような小規模の交渉は、人員に対して非常に高い業務素質および現場経験が要求される。大規模なライセ

ンス契約交渉では、内容が広範囲に及び、専門性が高く、チームワーク量が多いため、交渉に当たる人員の数は小規模の交渉に比べ多少多くなり、多い時は十数名から数十名に及ぶこともある。

## 5. 外部の弁護士の重要性

契約条項について交渉を行う時、プロの内部チーム以外、外部の弁護士も極めて重要である。クライアントがビジネス決定をうまくできるように、リスクに対する判断及び条項に対する把握には、リスク要素、条項の法律意味及び発生し得る法律効果をクライアントに説明できるプロの弁護士が必要である。経験が豊富な弁護士は、プロの知識以外、交渉で柔軟性があり、プロの知識と経験を活用し、前向きなプランを提出し、クライアントの利益を保護し、効果的なコミュニケーションができるのも基本条件である。弁護士の役割は双方の合意した取引内容を精確に表現し、クライアントのリスクを予測し且つ減少し、取引の完成を促成することである。

## 第四節 中国企業との技術ライセンスの交渉術

### 一、交渉前の調査実施

中国企業と交渉する前に、相手の主体その他の背景及び目的等を把握しなければならない。中国の企業はその設立ルートや資本関係によって性質が異なり、異なる性質の企業は、権力機構から管理体制にわたって大きな差異が存在している。これらの差異は技術ライセンスの交渉に影響を及ぼす場合がある。そのため、正式に交渉する前に、相手側に対する調査は、交渉準備作業の重要な部分である。調査内容についてその全てを調査することは困難であるが、リスクの少ないライセンス契約を達成するには、少なくとも相手の基本情報、与信状況、履行能力、業界分野の市場地位、知財保有状況、他社との紛争状況、交渉参加者の権限と背景などを調査・分析しておく必要がある。

#### 1. 相手側の主体その他の基本情報の調査

中国では、企業の性質によって、その権利決定機構、内部の管理制度、信用、契約の履行能力も異なる。中国の企業を大まかに分類すれば、国有企業（中央国有企業、地方国有企業）と民間企業に分かれている。中央国有企業は国有企業のうち、中央政府の管理監督を受ける企業、即ち国務院国有資産監督管理委員会が管理監督する企業であるが、地方国有企業は、地方政府が出資した企業（省、市政府）である。民間企業とは、明確な定義がないが、広い意味から見れば、国有企業以外は、全て民間企業と言える。しかし、中国の民営企業の中では、国有企業が部分資金を投資した企業もあるが、このような企業であれば、通常、国有持分を参与する民間企業と言える。

国有企業の場合、契約を締結する前に、政府の認可を貰う必要があり、交渉を経て基本条項に合意しても、正式に契約を締結する時、政府が派遣した権限を有する代表者により調印する可能性があるが、民間企業の場合、自由度が相当に大きく、会社のトップの管理者が同意すれば契約の締結手続きに入れる。このような経緯があるため、事前に中国企業の身分確認、その他の基本情報を調査して、異なる性質の企業に対して異なる交渉戦略を策定する必要がある。また、中国企業を調査する時、会社の基本状況のみではなく、株主の構成、実際経営者の背景に対する調査も重要である。

中国企業の身分その他の基本情報の調査は、例えば中国弁護士または調査会社を通じて、企業登記地の市場監督局（元々の工商行政管理局）で企業の具体的な資料を調べることにより、企業

の基本情報、資本状況、年度検査報告書などを通じて当該企業の情報を把握することができる。また、国家企業信用情報公示システム<sup>60</sup>を通じて企業の基本状況を把握することもできる。

## 2. 中国における市場地位及び知財保有状況の調査

中国企業の状況を把握し、交渉中の主導権をコントロールし、ロイヤリティの金額交渉などを含め、相手側の生産経営状況、業界分野の市場地位、及び将来、国際市場へ進出する可能性を調査する必要がある。調査方法は、インターネット上で公開されているデータを収集、整理、分析といった入手ルートがあり、調査会社を通じて、調査することも可能である。例えば、調査することにより、相手側が将来、国際市場へ進出する可能性がある場合、他の国にある自社の利益に影響を与えるか否かを検討する必要がある。

また、相手側が保有する専利の保有量を調査することにより、相手側のライセンスの目的及び技術能力も分析することができる。

## 3. 相手側の与信状況と履行能力の調査

相手側の与信状況と履行能力について調査を行うことは、交渉準備作業の重要なステップである。必要な与信状況分析を怠り、ライセンス契約の相手側の主体資格が不合格または契約が要求する基本的な相応の履行能力を備えていなかった場合、その締結した契約は無効の契約または履行の保証を欠く契約となり、これまでの努力が無駄になり、巨額の損失を被ることになる。

ライセンス契約の相手側の与信状況の調査には、二つの内容が含まれる。一つは相手側の主体の合法的資格であり、例えば企業登録情報によって調べることができる。もう一つは、相手側の資本信用であり、例えば調査会社や金融機構を利用して調査することができる。

また、相手側の履行能力については、客観的な履行能力と主観的な履行能力が含まれる。客観的な履行能力は、相手側の資本信用を調査する時に把握した内容のほかに、調査会社を利用して相手側の実際の経営状況を調査するか、又は相手側の工場に行って見学をすることにより行うことができる。主観的な履行能力については、例えば相手側は信用があるか、悪意で違約行為があったか否かである。これは、相手側が取引関係のある関連企業などに問い合わせることができる。また、国家企業信用情報公示システムに登録し、今までの信用記録や訴訟事件や処罰記録も調べることが出来る。

## 4. 交渉参加者の権限と背景の調査

---

<sup>60</sup> <http://www.gsxt.gov.cn/>

交渉参加者の権限と背景に関して調査することにより、契約案の確定と成功に重要な影響を与える。交渉参加者の権限と背景の調査方法は、例えば、面談する前に、相手側に参加予定者の職位などを提供してもらい、企業の性質又は公開されている情報に従い、交渉参加者の権限を把握する。特にライセンス契約を締結する場合、その交渉参加者が署名権限を有するか否かを判断する必要がある。

また、交渉参加者の背景及びその性格などの情報を把握することは、交渉の成功に関わる。例えば、相手側の趣味、性格、能力などを把握し、交渉中に目的を持って相手側の嗜好に合わせれば、契約締結の促進に有利な場合がある。

## 二、交渉における留意点

### 1. 交渉のポリシー

技術取引の交渉は「義理」でできることではなく、「Win-Win」と「妥協」が取引達成のかなめである。双方は交渉により自分に有利な条件、結果を争うのが当然のことであるが、相手側の立場も重要視しなければならない。ライセンスの本質と目的を十分に認識し、妥協しても自身の根本的な利益に影響しない条項を把握し、相手側の期待を適切に満足させることは、Win-Winも保証でき、自己の最低限の要求も堅持できる。

そのため、ライセンスの交渉を行なうにあたり、自分の最大の利益を追求するため、協力と競争が結びつく策略を取り、Win-Winの理念を確立すれば、交渉を順調に進行させることができる。これは、臨機応変に対応できるよう、多種類の策略方案を交渉前に作成することが求められている。積極的に攻めるのか、それとも具体的な事情に対応してそれ相応の対策をとるのか、機先を制するのか、それとも下手に出て粘り強くいくのか、将来に着目して暫時小さな利益に目をつぶるのか、それとも現実を把握して目の前のわずかな利益も逃さないのか、いずれも戦略的なガイドラインと戦術的事前準備が必要である。

### 2. 交渉戦略の制定

正式交渉前に、交渉内容と交渉戦略を策定する必要がある。交渉内容と交渉戦略として、一般的には交渉テーマ、交渉範囲、交渉ゴールとミッション、折衷案等が含まれる。交渉案の制定は、全面、合法、科学などが要求される。

全面的な交渉案は、交渉すべき事項を全面的にリストアップし、幾つかの交渉対策を策定した

ほうがよい。また、交渉ゴールとミッションを設定する際には、その合法性を確保しておく必要がある。特に中国企業と技術ライセンスにつき交渉する場合、中国の民法典や専利法の他に、技術輸出入管理条例等の特別な規定に及ぶ場合があり、交渉のゴールとミッションの設定がこれらの規定に反する場合、交渉資源の無駄使いばかりか、契約事項の無効に至ることもある。

また、設定したゴール、ミッション、折衷案が説得力を有するように、調査研究と実情の基礎の上に一定の合理性と科学性を有する案を確立する必要があり、交渉すべき事項のそれぞれにつき、最高と最低目標のほか、幾つかの折衷案を設定したほうがよい。

交渉策略を決定する際、できるかぎり、すべての細部と問題を考慮し、且つ自己の切実な実行可能目標と最低ラインを設定し、同時に相手側の期待と目標を予測する。相手側の要求および現状に基づき、交渉の方向性を設定し、交渉策略を決定する。

### 3. 信頼関係確立の重要性

交渉を行なう時、自分の感情と態度を抑え、相手側を尊重し、相手側に相互協調、相互提携が成功の最高・最善策と認識させ、信頼関係を確立することは、交渉成功のポイントでもある。

交渉の進行に伴い、互いに相手の状況とニーズを理解し、最終的に契約の成立のためにある程度の譲歩をすることになるが、場合によって交渉において早期に誠意を示して、双方間の信頼関係を確立できれば、早期に合意を達成し、ひいては後で具体的に契約条項を検討する際にもスムーズになるだろう。また、技術ライセンスは一回で終わるものではなく、契約の更新や技術のリリース等によってまた交渉する必要があるため、最初の交渉でよい信頼関係を確立できれば、その後の交渉でもスムーズに進めることができるため、信頼関係の維持が必要である。

交渉はケースバイケースなものであるが、中国のビジネス慣習は全体としてはリスク回避型であり、安定した状態で発展を図るのが一般的であることに鑑み、交渉においてリスクを冒しがちな性格を表しすぎると、相手は不信感を生じ、本能的に抵抗を感じる恐れがある。そのため、中国の交渉においては、落ち着いて穏健なイメージを相手に示したほうが、信頼関係の確立、ひいては契約の成立に有利であろう。

経験によって、ネゴシエーターの個人的魅力も中国の交渉において大きな作用をもたらすが、ネゴシエーターの個人的魅力が大きければ、相手は協力の態度をとりやすくなり、交渉策略も積極的に問題を解決する方向に切り替えやすくなる。結局、交渉は友好かつ和やかな雰囲気の中で行うことになり、「Win-Win」の関係を構築しやすくなる。

### 4. 相手に利益の余地を残す



各交渉にはそれぞれ特徴があり、特定の策略と対応する戦略が求められる。特に譲渡金額やロイヤリティを交渉する時、双方とも自分にとって最大の利益を追求するが、最高と最低の二つの目標しか設定しなければ、目標に大きな幅が生まれる場合があり、これだけをもって交渉すると、合意に達成できないことにより交渉の難航、ひいては決裂に至る恐れがある。そのため、最高と最低の目標の間に幾つかの折衷案を設定し、交渉難航時の譲歩オプションとする必要がある。

人間は、利益の前で、時として鋭く対立する意見を堅持してしまいがちだが、技術取引の目的は、双方にとって何れも技術取引の達成を通じて「Win-Win」の結果を得ることで、自分が利益を獲得すると同時に、相手側の期待と目標を予測し、一定の利益の余地を残せば、契約の成立に功を奏する。

## 5. 通訳の正確性及び通訳者の対応能力の重要性

ビジネス交渉で通訳を担当する通訳者は交渉双方の架け橋であり、極めて重要な役割を果たしている。能力の高い交渉通訳者は交渉双方が順調に取引を達成するのを促成することができる。ビジネス交渉が順調に進行できるように、交渉通訳を担当する通訳者は交渉双方の言語、文化背景をマスターした上で、熟練する言語転換能力を有しなければならない。

交渉内容にかかる業界、例えば、専門用語、業界特徴、業界状況などについて把握することも極めて重要である。良い交渉通訳者になるためには、相応する業界知識を身につける必要がある。さもなければ、交渉双方が伝えたい内容と目的を精確に把握することができない。交渉双方が交渉を行う最終的な目的はWin-Winの効果を得ることである。従って、交渉通訳者は通訳するとき、事実に基づき真実を求めるという原則に従い、交渉双方の情報をありのままに相手側に伝え、主観的または個人的傾向を帯びず、交渉双方の目的達成を促成することを第一としなければならない。また、交渉において、緊張する、気まずい雰囲気が生まれることはよくあるが、そのとき、考慮の余地をなくし、言い切ることは禁物である。通訳者は双方の主な要求を精確に伝えると同時に、言語表現の柔軟性を強化し、言い切りを避けることで、交渉の順調な進行を促進するものである。

## 第五節 ロイヤリティ金額の算定方法

### 一、ロイヤリティの徴収方式

技術契約における代金、報酬或いはロイヤリティの支払方法は、当事者の約定によって、一括計算、一括払或いは一括計算による分割払いの形式を採用することができる。また控除金支払い、或いは控除金支払いイニシャルロイヤリティの附加を採用することもできる<sup>61</sup>。実務においては、主に下記の三つの方法がある。

#### 1. イニシャルロイヤリティ（頭金）とランニングロイヤリティの混合の方法

技術譲渡契約におけるイニシャルロイヤリティは、技術ライセンス契約を発効した後、ライセンシーからライセンサーに支払われる最初の費用である。一般的には、技術ライセンサーは収益を早期に獲得するために、ランニングロイヤリティの他に、ライセンシーにイニシャルロイヤリティを要求するが多い。

#### 2. ランニングロイヤリティの方法

ランニングロイヤリティは、技術ライセンサーがライセンシーの毎年の生産量に応じて、毎年、ライセンシーから徴収する収入である。年ロイヤリティは、一括払いに換算することも可能である。

#### 3. 一括払いの方法

一括払いは、ライセンス契約の金額を固定の金額に確定し、契約が発効した後の一定の時期に一回または一定の期間中ライセンシーからライセンサーに分割して支払うものである。この方法をとる場合、費用の割引を取得することができるが、ライセンス契約により獲得した利益がロイヤリティより低いリスクがある。

### 二、ロイヤリティの設定時に考慮される要素

ロイヤリティを設定する時、専利権者が専利開発の困難度及び開発所要費用の多少並びに専利の価値により判断するが、開発が難しく、開発費用が大きい場合、ロイヤリティが高い。また、

---

<sup>61</sup> 「中華人民共和國民法典」（2021年1月1日より施行）第864条

ライセンシーにとってその専利を使用することにより獲得できる収益の多少も参考の基準となるが、収益が多ければロイヤリティの金額が高い。更に下記の問題も考慮する要素となる。

## 1. ライセンスの性質

ライセンスの性質、即ち独占的ライセンスか、排他的ライセンスか、通常ライセンスかはロイヤリティの算定に大きな影響を与える。

独占的ライセンスの場合、ライセンシーは許諾された地区において製品の生産・販売を独占することができるため、利益の獲得は他のライセンスの場合より優位である。そこで、独占的ライセンスのロイヤリティは他のライセンスより少し高めとなる。

## 2. 技術の寿命の長さ

技術の寿命は、例えば専利の場合にその専利権の残った有効期間、代替技術の開発進捗、技術の更新スピード等により反映される。ライセンスにかかる技術の寿命が短ければ、技術自身の不可欠性とニーズが少ないため、ロイヤリティの設定に大きく影響する。これはライセンシーが交渉においてロイヤリティを抑えるためによく利用される事項である。

## 3. 製品の販売範囲

技術ライセンサーは契約においてライセンシーのライセンス技術を利用して製造した製品の販売地域につき制限を加え、例えば国内販売に限定するか、アジア地区への販売に限定するか、グローバルでの販売まで許すか設定することができる。製品の販売地域は、ライセンサーの市場制御を反映し、ライセンシーの経済的利益を決定するため、ロイヤリティの設定時に考慮される要素である。

## 4. その他

ロイヤリティ設定の商業習慣は、長期の技術ライセンス実践において、各分野で「イニシャルロイヤリティとランニングロイヤリティの混合の方法」というモデルを形成した。

その中のイニシャルロイヤリティは、一括で支払うが、ランニングロイヤリティの金額は比率で評価する。联合国取引と発展組織の調査統計によれば、ランニングロイヤリティは、通常、製品の正味販売価格を基数として計算するが、それぞれの技術分野の比率差異が大きく、その範囲が0.5%~10%となるが、大部分は2%~6%の間である。発展途中の国の商業慣例によれば、多くの発展途上の国又は新興工業国は、ロイヤリティの比率が5%を超えないと規定した。例えば、フィ

リピンは、ノウハウのロイヤリティの比率が最高で5%を超えないと規定し、ブラジルは、製品の正味販売価格を基数として専利ライセンスとノウハウライセンスのロイヤリティの比率が1～5%と規定した。中国においては技術ロイヤリティは公平合理とすべきだとされており、一般的に5%を超えてはならない<sup>62</sup>。

### 三、中国の専利ライセンス状況

中国専利実施許諾契約届出弁法<sup>63</sup>によって、当事者は、専利実施許諾契約が発効した日から起算して3ヶ月以内に、届出手続を行なわなければならない。以下は、国家知識産権局が統計した届出データ<sup>64</sup>に基づいてまとめた、2017～2021年度の中国の専利ライセンス契約の件数と取引額などの情報である。ロイヤリティの設定時に、参考になると考えられる。

2017～2021年、国家知識産権局に届出した専利ライセンス契約は計13495件である、かかる専利は計40212件であり、平均して契約ごとに3件の専利にかかる。発明、実用新案、意匠の割合は以下の通りである。

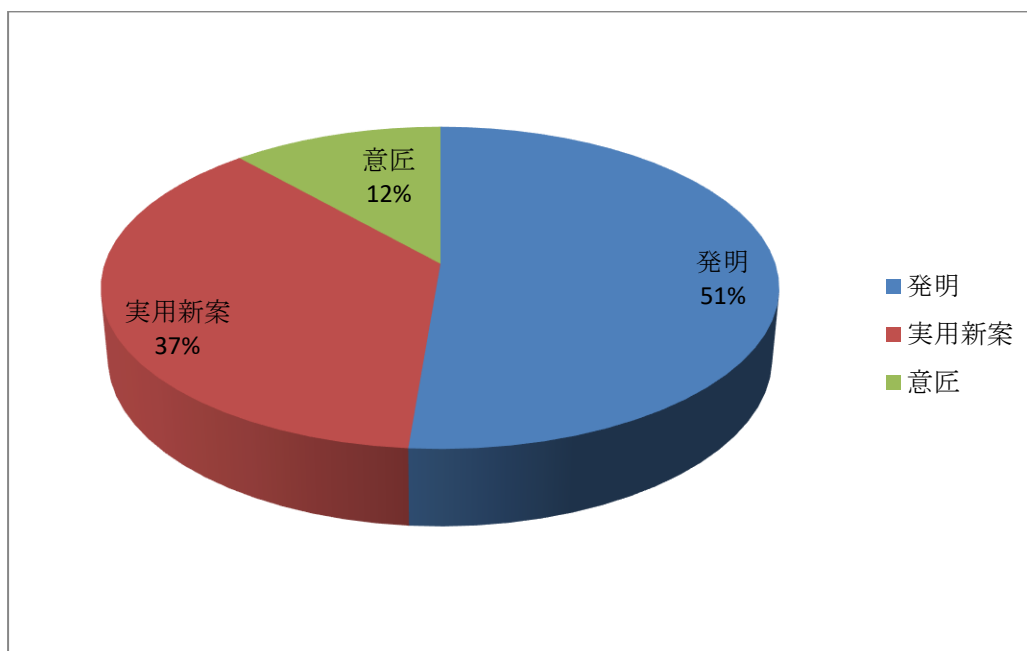


図 1-32 ライセンス専利の割合 (2017～2021)

ロイヤリティの支払方式から見ると、関連情報は下記の表に纏められる。

<sup>62</sup> 電子知識産権：技術使用料の国際比較：流向、慣例と規制 芦進勇、郜志雄文  
<http://www.doc88.com/p-2781315690339.html>

<sup>63</sup> 「専利実施許諾契約届出弁法」(2011年8月1日施行)第5条

<sup>64</sup> [https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/7/26/art\\_75\\_176845.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/7/26/art_75_176845.html)

支払方式	件数	契約金額（億円）	平均金額（万元）	平均許諾期間（年）
一括支払または金額換算可能	8528	292.4	344.7	4.4
ランニングロイヤリティ	1250	—	—	9.1
無償	3717	—	—	—

表 1-5 ロイヤリティの支払方式から見る専利ライセンスの関連情報（2017～2021）

ランニングロイヤリティの場合、各分野の料率も開示されて、とても参考になる。一部データは下記のように表に纏められる。

分野	契約件数	平均許諾期間（年）	平均料率（%）	料率の中央値（%）
製造業	241	6.7	6.7	4.0
科学研究と技術サービス業	84	7.7	5.8	3.8
建築業	17	6.5	4.7	3.0
卸売と小売業	8	5.2	3.1	2.0
情報転送、ソフトウェアと情報技術サービス業	9	4.2	4.6	5.0
農業・林業・牧畜業・漁業	2	13.4	3.0	3.0

表 1-6 各分野のライセンス料率（売上げで計算され頭金がない場合、2017～2021）

分野	契約件数	年毎平均頭	平均許諾期間	平均料率	料率の中央値
----	------	-------	--------	------	--------

		金 (万元)	(年)	(%)	(%)
製造業	184	122.6	10.5	5.7	4.0
科学研究と 技術サービ ス業	43		7.7	5.8	3.8
建築業	11	8.0	5.7	4.4	5.0
卸売と小売 業	9	6.0	7.8	5.6	5.0
情報転送、ソ フトウェア と情報技術 サービス業	4	11.7	10.0	12.0	7.5
農業・林業・ 牧畜業・漁業	2	12.8	11.6	19.8	19.8

表 1-7 各分野のライセンス料率 (売上げで計算され頭金がある場合、2017~2021)

分野	契約件数	平均許諾期間 (年)	平均料率 (%)	料率の中央値 (%)
製造業	55	7.6	16.5	10.0
科学研究と技術 サービス業	16	10.1	17.8	7.5
農業・林業・牧 畜業・漁業	2	15.0	1.7	1.7

表 1-8 各分野のライセンス料率 (利潤で計算され頭金がない場合、2017~2021)

分野	契約件数	年毎平均頭 金 (万元)	平均許諾期間 (年)	平均料率 (%)	料率の中央値 (%)
製造業	16	32.0	8.8	21.5	18.5
科学研究と 技術サービ ス業	12	287.1	11.6	18.0	20.0

表 1-9 各分野のライセンス料率 (利潤で計算され頭金がある場合、2017~2021)

## 四、中国の専利開放ライセンス制度

2020年10月の「中華人民共和国専利法」の改正によって、開放ライセンス制度<sup>65</sup>が新しい制度として専利法に盛り込まれた。これは、ある専利について、あらかじめ定められたライセンス料を支払うことにより、誰でも実施できるようにする制度である。

それに応じて、国家知識産権局は2022年10月に、「専利開放許諾使用費見積手引（試行）」<sup>66</sup>を公布した。同指南では、専利開放ライセンスの見積もり方法について以下の五つの方法が提示されている。開放ライセンスは通常ライセンスの一種に該当するため、通常ライセンスの場合でも、下記方法を参考にすることができる。

### 1. 当該専利を自ら実施することで得た収益を参考に

ライセンスしようとする専利は自ら実施し、市場で販売された専利製品がある場合、その販売による収益における当該専利技術の寄与度を参考基準とすることができる。支払方式によっては、以下の算式が考えられる。

#### 一括支払または金額換算可能の場合

専利開放ライセンス年毎のロイヤリティ＝自ら実施の専利製品の年毎の平均利益×専利の寄与度×調整係数

#### ランニングロイヤリティの場合

専利開放ライセンス年毎のロイヤリティ＝専利の製品の売上げまたは利潤に対する寄与度×調整係数

調整係数について当該専利製品または類似製品の市場状況、想定ライセンシーの数などの要素を考慮する必要がある。

### 2. 当該専利をライセンスすることで得たロイヤリティを参考に

ライセンスしようとする専利について以前通常ライセンスしたことがある場合、その通常ライセンスのロイヤリティを参考基準とすることができる。支払方式によっては、以下の算式が考えられる。

---

<sup>65</sup> 「中華人民共和国専利法（2020修正）」（2021年6月1日より施行）第50～52条

<sup>66</sup> [https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/10/24/art\\_75\\_179776.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/10/24/art_75_179776.html)

#### 一括支払または金額換算可能の場合

専利開放ライセンス年毎のロイヤリティ＝締結済通常ライセンス契約の年毎の平均ロイヤリティ×調整係数

#### ランニングロイヤリティの場合

頭金がない場合：専利開放ライセンスの料率＝締結済通常ライセンス契約の料率×調整係数

頭金がある場合：専利開放ライセンスの料率＝締結済通常ライセンス契約の料率×調整係数

専利開放ライセンスの頭金＝締結済通常ライセンス契約の頭金×調整係数

調整係数について締結済通常ライセンス契約の数と許諾期間、想定ライセンシーの数などの要素を考慮する必要がある。

### 3. 同業界の専利ライセンスの統計データを参考に

まだ実施していない場合、ライセンスしようとする専利と同一または類似の技術分野の締結済通常ライセンス契約の統計データを参考基準とすることができる。例えば、同指南に添付された関連データと上述の2017～2021年の国家知識産権局が統計した届出データがあげられる。支払方式によっては、以下の算式が考えられる。

#### 一括支払または金額換算可能の場合

専利開放ライセンス年毎のロイヤリティ＝同業界の専利毎の平均ロイヤリティ×調整係数

#### ランニングロイヤリティの場合

頭金がない場合：専利開放ライセンスの料率＝同業界の平均料率×調整係数

頭金がある場合：専利開放ライセンスの料率＝同業界の平均料率×調整係数

専利開放ライセンスの頭金＝同業界の平均頭金×調整係数

調整係数について想定ライセンシーの数以外、ライセンスしようとする専利自身の価値を同業界のライセンス済の専利の全体的状況と比べて考慮する必要がある。

### 4. 国際の通常ライセンスの料率を参考に

国際の一般論として、製品利益の25%または製品の売上げの5%を交渉の基準として、さらに調整することができる。



## 5. 資産評価方法

専利権は知的財産権の一種として資産評価方法でロイヤリティを見積もることができる。資産評価方法は主にインカム・アプローチ、マーケット・アプローチとコスト・アプローチを含む。権利者は自ら評価することができるが、知財評価経験のある専門機関を依頼することもできる。

### 五、専利の評価方法

前文でロイヤリティを見積もるときに、資産評価方法を採用することができると言及した。その方法を採用する場合、専利の価値を評価しなければならない。2022年6月28日、中国国家知識産権局による「専利評価手引（意見募集稿）」<sup>67</sup>は公表された。意見募集稿の時点のものではあるが、参考にすることができると考えられる。ここで簡単に紹介しよう。

同手引によれば、専利の価値を評価するには、法的価値、技術的価値と経済的価値という三つの角度から評価しなければならない。

法的価値を評価するには、権利の安定性、権利の保護範囲、権利侵害の判断可能性、依存度などの諸要素から考慮する必要がある。

技術的価値を評価するには、技術の先進性、技術の代替可能性、技術の適用範囲、技術の独立性、技術の成熟度、技術分野の発展動向などの諸要素から考慮する必要がある。

技術的価値を評価するには、残りの経済寿命、競争状況、市場での応用状況、専利の運営状況などの諸要素から考慮する必要がある。

その他の要素として、当該専利が重要分野のコア技術などの重要革新成果であるか、標準必要専利などの産業に制御力があるコア専利であるか、国家レベルの賞を受けたことがあるかもあげられる。

専利価値度は、調整係数又はパラメータとして、インカム・アプローチ、コスト・アプローチ、マーケット・アプローチの3種類の資産評価の基本方法及びその派生方法に適用する。実際に用いるときは、専利価値の分析・評価指標と資産評価要素の関連性を考慮し、必要な指標と要素を合理的に選択し、重複計算を避けなければならない。

専利ライセンスの評価の実施には、次に掲げる内容を含む。

a. 評価に先立つデューデリジェンスの実施。専利の有効性の検証、専利の譲渡・ライセンス・出資等の運用状況の調査を含むが、これらに限らない。

---

<sup>67</sup> 原文とその和訳は <https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/law/opinion.html> 参照

b. 同手引 5.2 の指標の選択と重み付けの決定に関する要件に従い、当該応用シナリオにおける専利価値の分析・評価指標体系を構築し、法的価値における権利の保護範囲等の指標、技術的価値における代替性、適用範囲、独立性等の指標、経済的価値における競争状況、市場での応用状況、訴訟・仲裁状況等の指標に特に注目する。

c.b で決定した専利価値の分析・評価指標体系に基づき、専利の価値分析評価を行い、専利価値度を求める。

d.c で得られた専利価値度を具体的な資産評価法に適用し、専利の評価値を推計し求める。評価値には、実施料の絶対値、実施料率の相対値、固定料金に加え控除金等の形式で表すことができる。専利の評価値を推計するにあたっては、独占的ライセンス、専用ライセンス、一般ライセンス等のそれぞれ異なるライセンスの類型や、ライセンスの期間、地理的範囲を区別することに注意する。専利開放許諾は、特別なライセンスとして、その実施料を決定するときに、不特定のライセンシーに対する統一的で合理的な価格設定を考慮し、一般ライセンスを参考に評価を行うことができる。

## 第六節 技術ライセンス契約書作成の留意点

2023年1月3日、中国国家知識産権局は「専利権譲渡・専利実施許諾契約テンプレート及び締結に関するガイドライン（意見募集稿）」<sup>68</sup>を公表した。まだ正式のものではないが、参考価値はともある。下記内容も同意見募集稿を参考にして作成されたものである。

### 一、技術ライセンス契約の主要条項の内容

ライセンス契約の内容は当事者の約定による。一般的には主として序文と正文の二つの部分から構成される。序文は主として、プロジェクト又は専利の名称、当事者双方の名称、住所および連絡方法等、契約締結目的などが含まれるが、正文は一般的にビジネス条項、技術条項、法律条項に分け、具体的に用語定義、ライセンス方式、ライセンス内容、ライセンス範囲、技術資料の内容とその提出方法、秘密保持範囲と期限、検収基準及びその方法、ロイヤリティ及びその支払方法、技術サービス、後続改良の帰属、違約責任または損失賠償の計算方法、権利侵害責任、瑕疵担保、契約の発効、契約の変更及び契約の終了、不可抗力、紛争解決などの内容が含まれる。その中の重要条項については、下記のとおりである。

#### 1. ライセンスの方式と範囲

当事者双方は、自社の状況に従い、ライセンス契約に専利の実施権が独占ライセンス、排他的ライセンス、通常ライセンスなのかを明確に約定しなければならない。また、独占ライセンス又は排他的ライセンス契約を締結した場合、ライセンシーが他人に専利の実施をサブライセンスすることができるかと約定された条項があれば、そのライセンスの方式が通常ライセンス契約と認められる。

ライセンス契約にはライセンサーの承諾なしには、サブライセンスは不可と規定されるケースは多いが、サブライセンスが認められる場合、サブライセンス条項において、サブライセンスの範囲（許諾期間、許諾地域など）、ライセンシーがサブライセンス契約を締結する前に、ライセンサーの承諾が必要かどうか、サブライセンスによって取得された利益は、ライセンサーが共有する権利があるかどうか、どうやって共有するかどうか、ライセンス契約が終了後、サブライセンスの効力をどうやって認定されるかどうかなどについて明確にする必要がある。

<sup>68</sup> [https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/1/3/art\\_75\\_181206.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/1/3/art_75_181206.html)

また、ライセンスの範囲も非常に重要な内容として、許諾期限と許諾地域以外、許諾の実施行為も考慮する必要がある。例えば、研究開発、改良、製造、委託製造、販売または委託販売、販売の申出、輸入、輸出などが挙げられる。司法実践からみれば、ある権能を許諾する際に、同時にそのほかの権能をまとめて許諾した可能性はある。例えば、特別の約定がない場合、ライセンサーに「販売権」を許諾するときに、同時にライセンサーには「販売の申出権」、「使用权」があると示唆されている可能性はある。方法特許の場合、ライセンサーに「使用权」を許諾するときに、同時にライセンサーには「製造権」があると示唆されている可能性はある。よって、特定の権能を許諾するとき、ライセンサーはあり得る黙示による許諾について一定の予測能力がなければならぬ。大学などの研究機構がライセンサーである場合、「当該ライセンスはライセンサーが対象専利またはノウハウを商業に関わらない学術と研究に使用することに影響しない」というような条項を入れるのが考えられる。

## 2. ロイヤリティ及びその支払方法

ライセンス契約の当事者双方は、ロイヤリティの支払い方法につき一括払いか、イニシャルロイヤリティとランニングロイヤリティの混合の方法か、またはランニングロイヤリティの方法を取るかについては、明確に約定しなければならない。また、一部のライセンス（例えば医薬品の特許ライセンス）については、特許製品の研究開発は長期的な仕事であるため、ライセンサーは対象特許を利用して特許製品を開発する期間は諸要素の影響を受ける可能性があり、その進捗と結果にも不確実性があるため、ライセンサーは通常、特定の事項の達成（例えば、ある臨床試験の完了、指定医薬品の登録出願の提出、会社が医薬品の発売ライセンスの所有者になるなど）でマイルストーン費用を支払うことを要求するものである。マイルストーン費用の約定は主にライセンサーの前期の資金圧力を軽減することができ、同時に技術開発の失敗によるリスクを減らすこともできる。

## 3. 後続改良技術の帰属

専利をライセンスした後、ライセンサーは自己の実情に応じて専利技術を改良する可能性があり、これにより生じた改良技術の帰属権問題がよく生ずる。中国民法典において、「専利の実施と技術秘密の使用に当たり改良した技術成果の共有方法を取り決めることができる」と規定している。「技術輸出入管理条例」改正後、強制的な特別規定<sup>69</sup>は削除されたため、外国企業が当事者で

<sup>69</sup> 「中華人民共和国技術輸出入管理条例（2001修正）」（2002年1月1日より施行）第24条第3項、第27

あるライセンス契約でも、民法典の一般規定<sup>70</sup>に基づいて、事前に改良技術の帰属について約定したほうがいい。

#### 4. 技術サービス

技術ライセンス契約には、専利のみではなく、技術ノウハウなどを提供する技術サービスが含まれる。ライセンサーがライセンシーに技術指導、技術研修および技術サービスなどの内容に関わる条項がある場合、技術サービスの内容、提供方式などを明確に約定する必要がある。

#### 5. 検収条項

検収とは主にライセンシーがライセンス技術を利用して製造した製品に対して行い、ライセンサーが契約どおりに技術資料を交付し、技術指導及びサービスを提供し、契約義務を正しく有効に履行するか否かに対する最終検査であり、技術ライセンス契約履行における重要な点である。そのため、契約においては、検収される内容及び最終的な検収結果が不合格である場合の対応策などの問題を詳しく約定しなければならない。

#### 6. 権利瑕疵の責任

中国の民法典<sup>71</sup>や「技術輸出入管理条例」<sup>72</sup>では、ライセンサーに対する権利瑕疵の責任が義務付けられている。ライセンサーは、自らが提供した技術の法的所有者であることを保証し、且つその提供した技術が完全で、誤りなく、有効であり、約定した技術的目標を達成できることを保証しなければならない。

保証条項には、技術保証と権利保証という2つの部分があるが、権利保証は、ライセンサーにとっては、法律規定に従い、適格の権利者と権利の有効性を保証すれば問題がない。技術保証は、ライセンサーにとっては、非常に重要で、一旦承諾した技術指標などを達成できなければ、違約責任のリスクを負う。

#### 7. 権利侵害時の第三者への保護義務

中国民法典<sup>73</sup>では、「譲受人またはライセンシーが契約の約定に従って専利を実施し、技術ノウハウを使用した結果、他人の合法的な権益を侵害した場合、その責任は譲渡者またはライセンサ

---

条、第 29 条

<sup>70</sup> 「中華人民共和国民法典」（2021 年 1 月 1 日より施行）第 875 条

<sup>71</sup> 「中華人民共和国民法典」（2021 年 1 月 1 日より施行）第 870 条

<sup>72</sup> 「中華人民共和國技術輸出入管理条例（2020 修正）」（2020 年 11 月 29 日より施行）第 25 条

<sup>73</sup> 「中華人民共和国民法典」（2021 年 1 月 1 日より施行）第 874 条

一が負う。但し当事者に別途取決めがある場合はこの限りではない」と規定しており、その但し書きの存在により、当事者はこの第三者権利の非侵害に関する保証責任につき別途約定をすることができる。「技術輸出入管理条例」改正後、強制的な特別規定<sup>74</sup>は削除されたため、技術輸入契約でも、民法典の一般規定に基づいて、第三者の権利侵害が生じた時に、責任の負担について、双方当事者が明確に約定したほうがよい。

## 8. 契約の変更と解除

契約において、新たな状況が生じた場合、又は当事者の一方が契約履行しない場合、双方はどのように契約を変更または解除するのか明確に約定することは、非常に重要である。

契約の変更の前提は、当事者双方が協議し合意すれば変更できるが、契約の解除については必ず一定の条件を満たさなければならない。民法典<sup>75</sup>において契約解除の五つの情状を例挙したが、この五つの情状は、二つの部分に分けると、一つは、客観的な原因で契約の目的を実現できないこと、もう一つは、当事者の一方の違約により契約の解除を招くことである。そのため、違約内容の部分については明確に約定することが重要なテーマになる。また、契約解除をした後、損害賠償も関わるので、この部分の内容も詳細に検討しなければならない。

## 9. 紛争の解決

契約の解釈や紛争の解決に中国法を準拠法として約定する場合、中国の法律規定に従わなければならない。当事者間で争議が生じた場合、仲裁機構に申請してもよいし、裁判所に訴訟を提起してもよいと約定すれば、仲裁協議が無効となるが、一方が仲裁機構に申請したが、もう一方が仲裁法が規定した期間内に異議を提出しない場合には除外となる<sup>76</sup>。

また、裁判所も仲裁機構もそれぞれの管轄区域もあるので、紛争解決の方法と管轄を約定する時、注意する必要がある。

## 10. その他

契約を締結する主体資格に問題がないかどうか、専利権の存続期間が契約期間より短くないかどうかなどに注意する必要がある。

## 二、契約作成時に要注意の内容

<sup>74</sup> 「中華人民共和国技術輸出入管理条例（2001 修正）」（2002 年 1 月 1 日より施行）第 24 条第 3 項

<sup>75</sup> 「中華人民共和国民法典」（2021 年 1 月 1 日より施行）第 563 条

<sup>76</sup> 「最高裁による『仲裁法』若干問題の解釈の適用（2008 修正）」（2008 年 12 月 16 日より執行）第 7 条

## 1. ロイヤリティについて

ロイヤリティ条項は技術ライセンス契約のコア条項である。ライセンシーはなるべく低いロイヤリティで完全な技術実施権の取得を望んでいるのに対して、ライセンサーはなるべく高いロイヤリティで自己の技術をライセンスすることを望んでいる。よって、ロイヤリティを公平且つ合理的に設定するのは極めて重要である。

ロイヤリティ条項を設定する時、ロイヤリティの基準価格に留意すべきである。ロイヤリティの基準価格はロイヤリティを算出するときにベースとなる基本価格であり、主に総売上高や正味販売価格などが選ばれる。よく用いられるものは正味販売価格で、すなわち製品の総売上高から返品、運送にかかる費用、保険料及び消費税などライセンス技術と無関係の費用を控除した額とする。正味販売価格をベースとする場合、将来双方の解釈の不一致による紛争を避けるために、その正味販売価格について明確に定義しなければならない。また、利潤をロイヤリティの基準とすることもできる。それは、ライセンシーにとって有利だと考えられる。いずれにせよ、ロイヤリティを算出する際に、正味販売価格または利潤を確定するために、ライセンシーの財務データが必要とされるので、ライセンサーはライセンシーに関連販売データなどの提出義務を設定する必要がある。また、そのデータに疑問がある場合、さらにそのデータを裏付ける材料、例えば、外部会計・監査機関による報告書の提出義務を設定することが考えられる。

また、ランニングロイヤリティに関わる比率については当事者双方の交渉によるが、渉外ライセンス契約であれば、中国の「技術輸出入管理条例」の規制を受けるので、ライセンシー所在地の商務部門へ届出手続きを行なう場合、そのランニングロイヤリティの比率が認められなければ契約の履行が難しくなる。そのため、ランニングロイヤリティに関わる比率を設定する場合、当事者双方が交渉する際、実際の技術又は専利の価値の他に、商業慣例の要素も考慮しなければならない。

なお、支払方法につき支払方法がランニング・ロイヤリティである契約を除き、契約が効力を生じた後 60 日以内に契約の登記手続きを行わなければならない。支払方法がランニング・ロイヤリティである契約の場合、初回においてランニング・ロイヤリティ基準額形成後 60 日以内に、契約の登記手続きを履行し、かつ、以後各回のランニング・ロイヤリティ基準額形成後、契約の変更手続きを行わなければならない。実務においては、各地方の商務部部門へ届出手続きをする時、ランニング・ロイヤリティを支払う回数が 1 年 1 回と要求される場合が多いので、ロイヤリティの支払う時期と頻度を設定する場合、所在地の商務部部門へ確認の上で、ロイヤリティ支払時期を確定したほうがよい。

## 2. 技術権利範囲条項について

前にも紹介したように、技術ライセンス契約にはいくつかの種類がある。実務上、具体的にどのライセンス方式をとるかは、主にライセンシーが潜在市場の予測、競争度、技術の性質及び双方利益に対する追求によるものである。ライセンス技術による収益に大した差がない場合、独占的ライセンスを選ぶのは大きな浪費をもたらす。実務上、通常ライセンスをとるのが主流である。

技術権利範囲の交渉に直接関わる焦点問題の一つは技術のライセンス地域である。技術ライセンスした後のライセンサー自身の製品同士での市場競争を避けるために、または技術をより多くの第三者にライセンスするために、ライセンサーは普通、ライセンス技術を利用して製品を製造・販売する地域を制限する。交渉において、実際の状況に基づき、双方は制限の度合をよく把握し、自己の利益とのバランスを求めるものとする。

なお、一部の専利は、その請求項が複数の技術領域をカバーすることができる。ライセンサーはビジネス上の考慮で、一つまたはいくつかの技術領域において、ライセンシーに専利の実施を許諾することがあり得る。その場合、ライセンス契約には、許諾された技術領域も明確に約定することが必要である。

## 3. 技術サービスと指導条項について

ライセンシーは技術資料だけで導入した技術を消化できず、従業員にライセンス技術をマスターさせるために、常にライセンサーの技術指導が必要とする。実践において、指導が足りないまたは指導に関する契約条項の不完全などによって履行の段階で紛争が起こることで、ライセンシーに余分の費用を支払わせ、または技術ライセンスの目的に達することができなくなってしまうことが多い。そのため、ライセンス契約で指導内容、指導目標及び指導費用の負担などを詳しく約定しなければならない。ライセンス技術が複雑である場合、ライセンス契約の別紙として単独の技術指導協議と技術サービス協議を締結することをお勧めする。また、ライセンシーは、許諾製品を成功に製造したり、特定の生産効率と品質を達成したりするなど、技術協力の結果に対する保証責任をライセンシーに要求するかもしれない。この場合、ライセンサーは自己の義務を合理的に履行した上で、できるだけ過剰な責任を負わないように条項の言葉遣いに十分に注意しなければならない。

なお、単純な専利ライセンス契約である場合、その技術サービスと指導などの内容が必要かどうかは、実務においてよくある問題である。民法典には、専利ライセンスのライセンサーは、約定に従ってライセンシーに専利の実施を許諾し、専利の実施に関する技術資料を交付し、必要な技術指導を提供しなければならないと規定しているが、その必要な技術指導につき明確に規定し



ていない。そのため、単純な専利ライセンス契約を締結する場合、その技術指導が必ず必要かどうか、更に技術指導があるかどうかは、当事者双方が協議により明確に約定したほうがよい。

#### 4. 技術改良条項について

技術をライセンスするとき、双方は契約期間内で他方が技術を改良する可能性及びその影響を考える。ライセンシーにとって、ライセンサーがライセンス技術を改良し、関連製品も製造・販売した場合、ライセンシーのライセンス技術にかかる製品は淘汰されるリスクが発生する。ライセンサーにとって、ライセンシーがライセンス技術を改良した場合、自己の競合になる可能性もある。したがって、交渉の段階で、当事者双方が技術改良の成果の帰属などについて相違する意見が出てくる可能性が高い。

中国の関連法律<sup>77</sup>によるとライセンシーの技術改良を禁じるのは許されないことであるが、「改良」とは一体何かについて明文化されていない。よって、紛争を避けるために、改良の定義と範囲について協議したほうがよい。同時に、ライセンス契約を締結する際には、改良技術の権利帰属についても約定する必要がある。また、改良がライセンサーによって行われた場合、ライセンシーがライセンス契約に基づいて自動的にライセンスを取得できるかどうか、追加のライセンス料を支払う必要はあるかどうか、改良がライセンシーによって行われた場合、ライセンシーはライセンシー契約を通じて当該技術の所有権または使用权を事前に取得する必要があるかどうかについても考慮しなければならない。

また、ライセンサーが後続の技術改良について技術指導などに参与する可能性がある場合、ライセンシーと交渉の上、事前に明確に約定したほうがよい。

#### 5. 保証条項について

技術ライセンスの無形性のため、保証条項は特に重要な意味がある。交渉する時、専利年金の支払い、他人による専利権無効宣告請求に対する積極的な対応をするという内容は、殆ど問題ないが、技術的目標を達成する内容につき、関連条件を設定する場合、慎重に検討しなければならない。中国企業同士でも、技術的目標の達成につき紛争を生じた事件が多く、その技術的目標をどこまで達成でき、どこまで保証できるかは、双方は、十分に協議して契約に記載した方がよい。

例えば、ライセンス契約において、ライセンサーは、自分が提供した技術によりライセンシーの製造能力が具体的な目標を達成すると保証すれば、一旦ライセンシーの製造能力が具体的な目

---

<sup>77</sup> 「中華人民共和国民法典」（2021年1月1日より施行）第844条、第855条、  
「最高人民法院による技術契約紛争事件審理の法律適用における若干問題に関する解釈（2020修正）」（2021年1月1日より施行）第10条

標を達成しない場合には、ライセンサーはその保証責任を負わなければならない。

## 6. 権利侵害条項について

実務上、ライセンサーが提供した技術は第三者の権利を侵害する可能性があり、ライセンサーがライセンス技術を利用して契約製品を製造、販売または使用することが侵害行為となる可能性がある。交渉の焦点は第三者が提起した権利侵害クレームに対する対応をめぐって、抗弁の担当や費用の分担などになる。

通常、ライセンス契約を締結する前に、ライセンサーはライセンスの技術に関わる周辺技術又は第三者の専利への侵害可能性を調査し、分析することは多いが、絶対侵害しないと保証することはなかなか難しい。侵害責任の負担について約定がない場合、ライセンサーにあるので、ライセンサー側としては、自己の利益を保護するために、事前に約定したほうがいい。もし、ライセンサーが侵害責任を負うと約定される場合、ロイヤリティも相応に向上させるという条件をつけるのが考えられる。

## 7. 技術の輸出入規制について

輸出入技術について前述したように、禁止、制限と自由という3種類に分けられている。外国の当事者が契約を締結する前に、契約がライセンス技術の性質を確認しなければならない。禁止技術の場合、契約が履行不能となってしまう。制限技術の場合、許可をもらう申請手続きの担当者や費用について約定する必要がある。自由技術の場合でも、届出手続きも行う必要があるため、その担当者や費用について約定する必要がある。実務上、中国の当事者が手続きを行うことが多い。

## 第七節 技術譲渡・ライセンスの関連事件

### 一、技術譲渡契約における技術指導に関する紛争事件<sup>78</sup>

#### 事件の概要

上訴人（原審原告）：A社

被上訴人（原審被告）：B社

2014年10月17日に、A社はB社と薬品にかかる技術譲渡契約を締結した。同契約で以下の通りに約定した。「A社（甲）は薬品にかかる技術をB社（乙）に譲渡する。B社は契約締結日から6稼働日以内に譲渡料計457万円の70%を支払うものとし、すべての関連資料が交付後、残りの譲渡料を支払うものとする。A社の原因（必要資料の提供の不十分）で本契約が履行できなかった場合、すべての譲渡料を返済しなければならない。」

2014年10月20日に、両者は補足協議を締結し、B社が検収し、合格とした場合、譲渡契約が履行済みとみなすと約定した。2014年12月12日に、A社は関連必要資料を交付し、B社は検収後、受領確認した。

2016年3月10日に、B社はA社に技術指導を行うよう催告状を送付したが、A社は規定期限内に技術指導を行わなかった。2016年3月31日に、B社は譲渡契約及び補足協議を解除するよう「契約解除通知書簡」をA社に送付した。A社は譲渡契約及び補足協議が有効かつ履行済みであることとB社の一方的な契約解除行為が無効であることを確認するよう裁判所に訴訟を提起した。

一審裁判所は以下のように判示した。①譲渡契約及び補足協議は双方当事者の本意に基づいて締結され、法律の禁止的規定にも違反していないため、有効である。②技術の譲渡は技術資料の譲渡以外、当該技術の実用性と複製可能性も含まなければならない。契約目的は、譲受人が技術譲渡を通じて、品質基準に合う薬品を有効的に生産できることである。本件譲渡技術はノウハウに該当するため、契約で規定された技術資料の交付以外、技術指導も行われなければならない。「中国契約法」第347条の規定によれば、「技術秘密の譲渡契約の譲渡人は約定に基づいて技術資料を提供し、技術指導を行い、技術の実用性、信頼性を保証し、守秘義務を負わなければならない。」双方は技術指導について約定していないが、契約の性格と法律規定によって、A社は技術指導の法定義務を負わなければならない。A社が技術指導を行わなかったことで本件契約の目的が実現できなかった。よって、B社の一方的な契約解除行為が無効であることとの確認

---

78 (2018) 桂民終123号(二審)

請求が成立しない。譲渡契約及び補足協議が履行済みとの確認請求も成立しない。

A 社は一審判決を不服とし、上訴を提起した。二審裁判所は以下のように判示した。①技術譲渡契約の特殊性に基づいて、技術譲渡人は技術指導の法定付随義務を有する。本件において、B 社は薬品の生産をうまく実施できていない。契約の約定は履行済みだが、主要義務のみの履行済みと見なさなければならない。B 社は技術指導を請求する場合、A 社はその指導義務を履行しなければならない。よって、譲渡契約及び補足協議が履行済みとの上訴請求は成立しない。②本件契約に契約の解除について約定されていない。前述したように、本件契約の主要義務はすでに履行済みである。技術指導という付随義務について明確に約定されていない場合、その技術指導が譲渡技術が全然実施できないことを招くことが立証されていない場合、譲渡人が実質的に違約するのを認定するのは妥当ではない。本件において、B 社は自身がサンプルの生産を実際に実施したか、A 社に技術指導を請求したか、またはサンプルの薬品が合格でないことを主張したかについて立証できなかった (B 社は催告状コピーと郵送伝票を提出したが、A 社がそれを受領した証拠が提出できなかった。) ため、A 社の実質的な違約という主張に根拠がない。したがって、法定解除権の状況に該当せず、その一方的な契約解除行為は発効していない。一審判決の当該部分の関連判示に誤りがあり、是正する。

## 二、特許権が無効とされる前に締結された譲渡契約の効力及び履行の認定に関する事件<sup>79</sup>

### 事件の概要

上訴人 (原審原告) : C 社

被上訴人 (原審被告) : D 社

2015 年 5 月 5 日に、C 社 (甲) は D 社 (乙) と特許譲渡契約を締結した。契約で、C 社はと本件特許を D 社に譲渡し、D 社が本件特許を第三者に譲渡してはならないと規定したうえで、100 万円の違約金を約定したが、D 社は 2016 年 12 月 21 日に、本件特許を第三者の個人 E に譲渡した。2017 年 6 月 9 日に、本件特許はほかの第三者によって無効審判が提起された。2018 年 9 月 28 日に、本件特許は 37403 号審決で無効とされた。個人 E は当該審決に行政訴訟を提起していないため、無効審決は確定となった。

---

<sup>79</sup> (2019)最高法知民終 394 号 (二審)

C社はD社の違約行為について裁判所に提訴し、100万円の違約金の支払いを命じるように請求した。一審裁判所は、次の通り判定した。本件特許が無効とされたことに鑑み、本件契約における履行された部分について追及せず、履行されていない部分について履行しなくてもいい。100万円の違約金が約定されていたが、特許の無効は特許自身の問題にあり、D社の違約によるものではないため、C社の訴訟請求を認めなかった。

C社は一審判決を不服とし、上訴を提起した。二審裁判所は以下のように判示した。①D社は本件特許を第三者に譲渡したのは本件契約の約定に違反した。②特許の無効は特許ライセンスまたは譲渡の対象の消滅を招くため、客観的に契約の履行不能を招くが、契約が無効となる理由にならない。履行不能の場合、当事者は契約の解除を主張することができる。また、特許が無効後、まだ履行されていない部分について、当該部分にかかる利益は特許権の行使によって直接得た利益かどうかを考慮しなければならない。例えば、許諾料、譲渡料、特許権侵害の損害賠償など特許権の価値の対価について特許権が無効となったため、引き続き履行することを権利者は請求できないが、履行されていない部分にかかる利益が特許権の価値の対価に該当せず、当事者の違約などで特許権者に与えた損害に該当する場合、特許権の価値自身に直接の関係がないため、引き続き履行することを請求することができる。本件において、無断で第三者に譲渡する違約行為に関する違約金は特許権自身の価値に関係がないため、その違約責任を免除できない。③C社は実際の損失に立証できなかつたため、当裁判所はその違約金の金額が高すぎるとし、15万円に調整する。

### 三、技術ライセンス契約の締結にける虚偽の意思表示の認定に関する事件<sup>80</sup>

#### 事件の概要

上訴人（原審原告）：G社

上訴人（原審被告）：F社

2016年、F社とG社は工場の設立に投資する件について交渉していた。現地の政策に基づいて、現地の産業発展に合う製造業の項目に対して設備投資額によって一定の比率で奨励を与えることになっている。F社の投資予定に基づいて2億円の奨励をえることができる。予めその奨励を得るために、F社とG社は技術ライセンス契約を締結し、ディーゼルエンジンに関する3件の技術をG社に独占ライセンスし、許諾料は2億元及び毎年の関連収入の3.5%とし、許諾期間は10年

---

<sup>80</sup> (2021) 最高法知民終809号（二審）

間とする。

契約締結後、F社は関連技術資料及びサンプルをG社に交付し、G社は2億円の許諾料を支払った。当該許諾料がG社の監視管理の下にあり、F社は自由に使用することができない。

F社の親会社であるH社は上場会社であるため、そのライセンス契約の状況を披露した。それは深セン証券取引所に注目され、状況説明を要求された。そして、H社は2億円で関連技術を買戻すことをG社と合意したが、証券監督管理委員会の調査で結局買戻しができなかった。

よって、G社はライセンス契約が投資を得るために締結されたものであり、双方の本当な意思表示ではなく、無効とされるべきで、2億円の許諾料を返済することを命じるよう訴訟を提起した。一審裁判所は本件契約について無効と認定し、2億円の許諾料の返済と関連技術資料の返還を判定した。

F社は一審判決を不服とし、上訴を提起した（G社も上訴したが、連帯賠償責任のみについて不服とする。）。二審裁判所は原審を維持した。また、虚偽の意思表示があるかどうかについて次の基準に従って判断した。①契約の主要義務の本当な状況に基づいて判断する。技術ライセンス契約の主要義務はライセンサーが技術を提供し、ライセンシーが約定された方法で当該技術を使用し、許諾料を支払うことである。一般的に、ライセンサーは自由に許諾料を使用することができる。本件において、G社はライセンス取得後、ライセンス技術を実際に使用せず、その準備もしなかったのに対し、その後、買戻しについて交渉し始めた。また、F社は許諾料を取得後、自由に使用することもできない。よって、本件契約は技術ライセンス契約の主要義務の基本特徴に合わない。②双方証拠及び裁判所に判明された事実に基づいて、本件契約の締結の真の目的はF社が現地の政策を利用して先に2億円の奨励金を得るためである。契約の締結状況と実際の履行などはその目的が証明されている。③総合的にみると、上述した認定は合理的な疑いを排除することができる。

#### 四、譲渡契約の技術の不完全により損失を被った事件<sup>81</sup>

##### 事件の概要

上訴人（原審原告）：個人A

被上訴人（原審被告）：個人B～E

2019年9月5日に、個人A（甲）は個人B～C（乙）と技術譲渡契約を締結した。同契約で以下

---

<sup>81</sup> (2022)魯民終244号（二審）

の通りに約定した。「プロジェクト名称：紙おむつ、生理用ナプキンの不良品分離技術；締結地：梁山；締結日：2019年9月5日；有効期限：3年間（2019.9.5-2022.9.4）。一、ノウハウの内容と要求：披露不可。二、技術と資料及びその交付期限、場所と方法：工場に入って20日以内、巨野万豊、フェーストゥフェース、乙は契約発効日から3日以内に、契約地（場所）で甲に以下の技術資料を提供する：（明記されていない）。三、検収基準と方式：（設備は正常に稼働し、製品などが出る）。四、経費及びその支払い方法：1、譲渡料（機械設備2セットを含む）100万元。2、支払い方式：分割払い、時間：20日以内に支払う。」。

その後、乙は譲渡料を支払って、甲は設備2セットを交付した。乙は甲との通話で当該設備は調整後、製品を製造できると認めたが、赤字の商売と表明した。その後、乙は関連設備で合格の製品が製造できず、甲がノウハウを交付していないこととし、契約の解除、譲渡料の返済を命じるよう訴訟を提起した。

一審裁判所は乙が電話で設備は調整後、製品を製造できると認めたことが検収基準に達したとし、乙の訴訟請求を棄却したが、乙はそれを不服とし、上訴を提起した。

二審裁判所は以下のように判示した。本件争点は甲が本件契約で約定された技術を提供したか、関連設備で契約で約定された製品が製造できるかである。①契約で約定されたノウハウのところに「披露不可」と記載されているが、それは第三者に対するもので、乙に開示しなければならない。さもしなければ、乙が当該ノウハウを利用して合格の製品を製造する契約目的が実現できないことになる。甲は提供したと主張しているが、立証責任を負わなければならない。電話録音とビデオなどを提出したが、その疑問点がある証拠のみで判断してはならない。ビデオで設備の調整が録画されているが、ほかに裏付ける証拠がない場合、調整成功や合格の製品が製造できるとは証明できない。一審裁判所の判断には事実根拠が足りないため、当裁判所は是正する。甲が契約義務を完全に履行していないことで、契約の目的が実現できないため、本契約の解除を認める。譲渡料と原材料費用の返済も認める。

## 第三章 商標ライセンス方法

### 第一節 商標ライセンス

#### 一、商標ライセンスの概念

商標は事業者が自己の生産経営する商品または提供する役務と他人の生産経営する商品または提供する役務を区別するために用いる標識の一つである。即ち、商標の最も基本的な機能は、事業者の商品・役務を他人の商品・役務と識別させる自他商品識別機能である。当該機能に基づき、商標の実際の使用を通じて、需要者に当該商標が付いた商品・役務と相応する事業者との関連性がある認識を形成させる。更に、品質の高い商品・役務に付いた商標は、需要者に商品・役務の品質に対する信頼を形成させる。よって、商標の所有者として、需要者からの信頼に含まれる経済的な価値を活用し、他人に許諾することができる、つまり、商標ライセンスである。これにより、商標権者にとって、ライセンスを通じて、実施料を得てブランドを拡大することができ、ライセンスを受ける側にとって、既存のブランド力をもとに事業展開ができ、需要者により良い商品・役務を提供するという Win-Win の結果になる。

#### 二、商標ライセンスの対象

1. 登録商標：商標ライセンスと言えば、主に登録商標を対象とする。登録商標は、当局の公告を経て、有効期間内に法による保護を受けている。注意点としては、一部の登録商標は、無効申立、三年不使用取消、未更新等の事情によって、権利不安定の状態になるので、不要なリスクを避けるため、商標ライセンス契約を協議する前に、ちゃんと対象商標の状態を確認しておくことが得策である。

2. 未登録商標：現行の商標法体制において、未登録商標に関わるライセンスについて、特に制限されていないが、未登録商標自身における権利行使の不便性、権利範囲の不明確性等の特徴により、実務上、あまり活用されていないようである。また、未登録商標は、ただ商標分野の概念のみであるが、著作権、一定的な影響がある包装・装飾又はその他の権利に該当する可能性もあるので、具体的な状況によって、最も適当なライセンス形式を選んだほうが宜しい。

#### 三、商標ライセンスの分類



商標ライセンスは独占的使用許諾、排他的使用許諾、通常使用許諾（普通使用許諾）の三種類に分けられる。

#### (1) 独占的使用許諾

独占的使用許諾は日本の「専用使用権許諾」に相当する。かかる場合、許諾者は、一定の地域又は期限内に商標権の使用権を被許諾者に許諾した後、自ら当該範囲と当該期限内において当該商標権を使用する権利を有せず、再度第三者に当該商標権の使用を許諾する権利を有しない。

独占的使用許諾における被許諾者は、権利侵害行為に対して、自ら差止請求と損害賠償請求をすることができる。

#### (2) 排他的使用許諾

排他的使用許諾は、日本の「独占的通常使用権許諾」に相当する。かかる場合、許諾者は、一定の地域又は期限内で商標権の使用権を被許諾者に許諾した後、自ら当該範囲と当該期限内において当該商標権を使用する権利を留保するものの、再度第三者に当該商標権の使用を許諾する権利を有しない。

排他的使用許諾における被許諾者は、権利侵害行為に対して、権利所有者と一緒に差止請求と損害賠償請求をすることができ、若しくは権利者が差止請求と損害賠償請求を主張しない場合は自ら請求をすることができる。

#### (3) 通常使用許諾

通常使用許諾は、日本の「通常実施権許諾」に相当する。かかる場合、許諾者は、一定の地域又は期限内において商標権の使用権を被許諾者に許諾した後、自ら当該範囲と当該期限内において使用する権利及び第三者に当該商標権の使用権を許諾する権利を留保する。

通常使用許諾における被許諾者は、権利侵害行為に対して、権利所有者と一緒に差止請求と損害賠償請求をすることができ、若しくは権利者から明確な授権を受けた場合は差止請求と損害賠償請求をすることができる。

独占、排他又は通常使用許諾は、それぞれのメリットとデメリットを有する。

独占的使用許諾は、排他又は通常使用許諾に比べて、その実施許諾料は高いものの、独占使用権を有することができるので、市場における同類製品間の競争で有利となり、多大な利益が得られる。許諾者と被許諾者は、実際の状況に応じて、協議を経て適格な実施許諾種類を選択することができるが、独占又は排他的使用許諾を選択する場合、必ず契約書に明記しなければならない。仮に、契約書において実施許諾の種類を明記せず、かつ条項における当事者の義務から、実施許諾の種類を判明できない場合は、通常使用許諾としてみなされる。

しかも、通常、独占的使用許諾又は排他的使用許諾の許諾料が比較的高く、利益を少しでも得

ようとして、権利者が数回にわたり独占的使用許諾又は排他的使用許諾契約を締結することもあるので、かかる状況は必然的に権利の抵触が発生することになる。したがって、『商標法』には、許諾契約の届出手続について規定していると同時に、届出手続を経していない許諾契約は善意の第三者に対抗できないことを明文化している。

#### 四、商標権者及び被許諾者の義務

前記商標法第 43 条の規定によって、権利者と被許諾者が商標の効能の実現および社会公衆に対して責任を負い、各自の法的義務も負う。主に以下の 3 項である。

1. 商標権者は被許諾者が使用するその登録商標の商品品質を監督しなければならない。登録商標を使用した商品の品質に対して監督を行うことは権利者の義務である。その目的は、登録商標を有する商品の品質を保証することにある。すなわち、商標権者はその商標の使用を他人に許諾後も商品の品質に対して責任を負わなければならない、被許諾者が商業的信用名声を損ない、社会公衆の利益を損なう不正行為を行うことを防止しなければならない。

2. 被許諾者は使用許諾された商標の商品品質を保証しなければならない。商標は商品の品質により信用名声を獲得するものであり、商標の信用名声を保持することは権利者の義務であるだけでなく被許諾者の義務でもある。

3. 被許諾者は使用許諾された商標の商品に各自の社名及び商品の産地を明記しなければならない。商標が使用許諾される場合、同一商標の商品であっても、生産者と産地が異なれば、商品の品質にも相違が生じる。消費者が識別でき、且つ商標使用者の責任感を強めるために、各自の商品に被許諾者の社名及び産地を明記する必要がある。

## 第二節 商標ライセンスに関する法律規定

### 一、商標ライセンス契約の締結および届出

「商標法」第 43 条 商標登録者は、商標使用許諾契約を締結することにより、他人が当該登録商標を使用することを許諾することができる。許諾者は、被許諾者が当該登録商標を使用する商品の品質を監督しなければならない。被許諾者は、当該登録商標を使用する商品の品質を保証しなければならない。

許諾を受けて他人の登録商標を使用するときは、当該登録商標を使用する商品に被許諾者の名称及び商品の原産地を明記しなければならない。

他人に当該登録商標の使用を許諾するときは、許諾者は当該商標使用許諾を商標局に届け出なければならない、これをもって商標局は公告する。商標使用許諾が届け出られていないときは、善意の第三者に対抗することができない<sup>82</sup>。

「商標法实施条例」第 69 条 他人にその登録商標の使用を許諾する場合、許諾者は許諾契約の有効期間内に商標局に届け出、届出資料を送付しなければならない。届出資料は、登録商標使用許諾者、被許諾者、許諾期間、使用許諾商品又は役務の範囲等の事項を説明しなければならない<sup>83</sup>。

### 二、商標ライセンスの種類

「最高人民法院による商標民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」第 3 条、商標法第 43 条に規定する商標ライセンスは以下の三種類を含む。

(一) 独占的使用許諾とは、商標登録者が約束した期間、地域で、約束した方法により、当該登録商標を一人の被許諾者だけに使用を許諾し、商標登録者は約束に従い、当該登録商標を使用してはならないこと。

(二) 排他的使用許諾とは、商標登録者が約束した期間、地域で、約束した方法により、当該登録商標を一人の被許諾者だけに使用を許諾し、商標登録者は約束に基づき当該登録商標を使用することができるが、別途他人に当該登録商標を許諾することはできないこと。

(三) 通常使用許諾とは、商標登録者が約束した期間、地域で、約束した方法により、他人に当該登録商標の使用を許諾し、商標登録者は自分で当該登録商標を使用または他人に当該登録商標の使用を許諾できること<sup>84</sup>。

<sup>82</sup> 「商標法」(2019年11月1日より施行)第43条

<sup>83</sup> 「商標法实施条例」(2014年5月1日より施行)第69条

<sup>84</sup> 最高人民法院による商標民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈(2021年1月1日より施行)第3

### 三、被許諾者の訴訟地位

「最高裁判所による知的財産権紛争行為保全事件の審査における法律の適用に関する若干問題の規定」第2条 知的財産権紛争の当事者が判決、裁定又は仲裁裁決が発効する前に、民事訴訟法第100条、第101条の規定に基づいて仮差止め禁令を申請する場合、人民法院は受理しなければならない。知的財産権許諾契約の被許諾者が訴訟前に仮差止め禁令を申請する場合、独占的使用許諾の被許諾者は単独で人民法院に申請することができる。排他的使用許諾の被許諾者は権利者が申請しない場合、単独で申請することができる。通常使用許諾の被許諾者が権利者から自分の名義で提訴するという明らかな依頼を受けた場合、単独で申請することができる<sup>85</sup>。

「商標民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する最高人民法院解釈」第4条 商標法第60条に規定する利害関係人は、登録商標使用許諾契約の被許諾者、登録商標財産権利の合法的相続人を含む。

登録商標専用権が侵害された場合、独占的使用許諾契約の被許諾者は人民法院に訴訟を提起ことができ、排他的使用許諾の被許諾者は商標登録者と共同で訴訟を提起ことができ、かつ商標登録者が訴訟を提起しない場合、自ら訴訟を提起することもできる。一般的使用許諾契約の被許諾者は商標権者からの明確な授権を得た場合に訴訟を提起することができる<sup>86</sup>。

### 四、商標譲渡が商標ライセンス契約の効力に及ぼす影響

「商標民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する最高人民法院解釈」第20条 登録商標の譲渡は、譲渡前にすでに発効している商標使用許諾契約の効力に影響しないものとする。ただし、商標の使用許諾契約において別途規定しているものはこの限りでない<sup>87</sup>。

## 第三節 商標ロイヤリティの算定方法

現行の商標法体系において、中国の現行法律法規には商標ロイヤリティの算定方法に関する明らかな規定はない。通常、権利者と被許諾者が協議により自由に設定する。

---

条

<sup>85</sup> 「最高裁判所による知的財産権紛争行為保全事件の審査における法律の適用に関する若干問題の規定」（2019年1月1日より施行、元の最高裁判所による訴訟以前の登録商標専用権侵害行為の差止めと証拠保全に適用する法律問題についての解釈は、2021年1月1日に廃止。）

<sup>86</sup> 「商標民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する最高人民法院解釈」（2021年1月1日より施行）

<sup>87</sup> 「商標民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する最高人民法院解釈」（2021年1月1日より施行）

ロイヤリティの定め方には、一般的に、①固定額でのロイヤリティ（イニシャル・ロイヤリティ）と②製造・販売量・売上高等に応じて変える金額を一定期間ごとに徴収するロイヤリティ（ランニング・ロイヤリティ）、または①と②の組み合わせである。

また、外国当事者から中国当事者への特許ライセンスは技術輸入に該当し、関係ライセンス契約は、国家知識産権局への届け出のほか、現地商務部門に届出する必要があるが、それに対して、外国当事者から中国当事者への商標ライセンスは、商標局への届け出のみであり、現地商務部門での届け出は不要だ。しかも、商標局は、商標ライセンスの届け出を受ける際に、ロイヤリティの金額などについて、一切審査しない。よって、技術ライセンスのロイヤリティの設定と比べて、商標ライセンスのロイヤリティの設定はより自由であり、通常、当事者双方の合意があればそれで良い。

にもかかわらず、念のため、ロイヤリティを設定する際には、他社事例等との比較による方法、販売への貢献度からの方法などを用いながら、商標の知名度、商標のライセンス方法、商標の使用許諾期間・地域・商品範囲、業界利益率・バックグラウンドなどの要素を考慮した上、合理的に説明ができる金額を設定するほうが望ましい。

## 第四節 商標ライセンスの事例

### I ライセンス事件①

#### 1. 基本情報

一審原告（二審上诉人1）：U社

一審被告1（二審上诉人2）：G社


一審被告2（二審被上诉人）：P社

#### 判決の情報

一審 上海市第一中等裁判所（2012）滬一中民五（知）初字第250号民事判決書

二審 上海市高等裁判所（2014）滬高民三（知）終字第117号民事判決書

#### 2. 事件の経緯

P社、「」図形商標（以下「係争商標」という）の商標権者である。2008年9月8日、P社は、U社に対し、中国大陸地区における筆記用具類別上の係争商標の独占使用を許諾した

が、その期限は2008年9月10日から2013年12月31日であった。2009年3月12日、当該商標の使用許諾契約の届出は、国家工商総局商標局の許可を取得した。2010年2月11日、P社とU社は、商標の使用許諾期限について原契約を基にして10年間延長することを約定した。2012年1月1日、P社とU社は、双方間の係争商標の使用許諾届出を終止することを約定したものの、当該商標のその他の約定に対しては影響を与えないものとした。2012年2月16日、P社とG社とは、「商標使用許諾契約」（以下「係争契約」という）を締結し、G社が2012年1月15日から2017年8月31日までの期間において独占的に係争商標を使用することを約定した。U社は、P社とG社との間の行為が「契約法」に規定する「悪意による共謀を通じて、第三者の合法的利益を害し」、かつ、「法律、行政法規における強制性規定に違反する」と主張し、裁判所に訴訟を提起し、P社とG社との間で締結した「商標許諾使用契約」が無効であり、両者が共同でU社の経済損失100万円を賠償することを命じるよう請求した。上海市第一中等裁判所は、係争商標の使用許諾契約は双方当事者の真実の意思表示に該当し、その目的は係争商標の独占使用権を取得するためであり、U社の合法的利益を損害した主観的な悪意があると認定するのは難しく、『商標民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する最高裁判所の解釈』（以下「商標法司法解釈」という）第3条第1号の内容は、「商標法」に規定する商標使用許諾方法の定義に該当し、強制性の法律規範に該当せず、係争契約の締結は法律・行政法規の強制性の規定に違反しないと認定した。したがって、U社の全ての訴訟上の請求を棄却する判決を言い渡した。U社とG社は、何れも当該判決を不服として、上訴を提起した。上海市高等裁判所は、P社とG社との間で係争商標の使用許諾契約を締結したとき、何れもU社とP社との間にすでに係争商標の独占使用許諾関係が存在することを知っていたので、G社は後に授權された善意の第三者には該当しないものの、G社にU社に害を与えようとした主観的な悪意があることを証明できる十分な証拠がなく、P社とG社との間で共謀しようとする行為が存在することを証明できる証拠もないので、かかる契約行為を悪意による共謀を通じて、第三者の利益を損なった行為として認定することができないと認定した。しかし、G社が善意の第三者に該当せず、U社が係争商標に対して有する独占使用権は、後の係争商標の使用許諾契約関係に対して対抗できるので、P社は、事実上、係争商標の使用許諾契約の義務を履行しておらず、G社も当該係争契約に基づいて係争商標の使用権を得ることができない。したがって、裁判所は、上訴を棄却し、一審判決を維持する判決を言い渡した。

### 3. 裁判所の判定

本事件は、主に次のような争点に及んでいる。

①本事件の係争契約は、悪意による共謀を通じて、第三者の合法的利益を害する無効事由を有

するか否か。

②G社は、自社とP社との間で締結した係争契約により係争商標の使用権を取得することができるか否か。

では、以下のとおり、各裁判所の判示をまとめて紹介する。

**①本事件の係争契約は、悪意による共謀を通じて、第三者の合法的利益を害する無効事由を有するか否か。**

#### **【一審裁判所】**

まず、P社とG社との間で締結された商標使用許諾契約は、双方当事者の真の意思表示であり、当該2部の契約によって示される商標使用許諾関係は実際に存在し、G社もその対価として、一部の商標使用料を支払っている。したがって、G社が係争契約を締結した目的は、係争商標の独占使用権を取得することにある。G社は、不正競争行為をかつて実施したことがあるものの、商標権者と商標使用許諾契約を締結することにより、係争商標の独占使用権の取得後、その製品に係争商標を使用したことは、商標詐称行為にも当たらず、U社に対する不正競争にも当たらない。したがって、G社が係争契約を締結した目的は、U社の合法的権利を損なうためでもなく、不正競争を実施しようとする主観的な悪意もない。G社は、P社との間で契約関連の打ち合わせを行なった際、U社が独占使用権を有している事実を知っていたものの、P社に対して、U社との間の独占実施許諾契約の届出を取消すよう要求していたので、G社がU社が独占使用権を有する事実を明らかに知っていたことを理由に、同社にU社の利益に損害を与えるという主観的な悪意があったと認定することはできない。P社が商標権者として、係争商標がすでにU社による独占実施期間内において、G社との間で新たな独占実施使用契約を無断で締結したことは、U社に独占使用権者として、係争商標の正常な使用を不可能にさせているので、U社は、自社とP社との間の関連契約の約定に基づいて、その合法的な利益を保護することができる。

次に、「係争契約において、U社に対して一方的に勝手な和解を認めないという条項が特別に設けてある」ことは、G社が自社の契約利益を保護するために講じた措置であり、当該措置にU社の合法的な利益を損害しようという主観的な悪意があったことを証明することはできない。G社は、P社との間で独占実施使用契約を締結し、かつ、相応の独占使用料を支払った後、係争商標の独占使用権者として工商行政部門にクレームを提出したが、当該行為は、U社の合法的な利益を損なう行為に当たらない。P社とG社は、クレームの内容は類似し、両者に、U社の利益を損なおうとした事実があったことを証明することができない。「契約法」では、当事者は平等・自由意志の原則に基づいて、自由に契約を締結できると規定している。当該契約の締結が法

律と行政法規における強制的規定に反してこそ、契約当事者の意思自治を排除することができる。U社が主張した「商標法司法解釈」第3条第1号の内容は、中国「商標法」に規定する3種類の商標使用許諾方式の定義であり、強制的な法律規範ではない。したがって、係争契約の締結は、法律と行政法規における強制的規定に違反せず、U社が当該内容を理由に主張した係争契約の無効内容は、事実的根拠及び法的根拠も欠如している。

### 【二審裁判所】

まず、G社とU社とは、筆記用具に類似する製品を製造・販売しており、同一市場における競合他社である。また、P社は、裁判所に提出した書面による答弁意見において、自社とU社との間の商標使用許諾状況についてG社に告知している。

次に、G社とP社は、商標局の2012年3月13日の終了届出の公告前の2012年2月16日、係争商標使用許諾契約を締結した。商標使用許諾契約届出は、U社とP社との間の商標の独占使用許諾契約関係が2012年1月1日で終了していたものの、当該契約関係が解除されていることを証明できる証拠がないので、終了届出だけで商標使用許諾契約の解除を推定することはできない。

しかも、G社も、U社とP社との間で締結されていた係争商標使用許諾関係を知っていたと明らかにした。したがって、G社は、P社との間で係争商標使用許諾契約を締結したとき、U社とP社との間に係争商標の独占使用許諾関係が存在していたことを知っていたと認定できるので、権利許諾が重なっている状況下では、G社が後で権利許諾された善意の第三者であるとはいえない。

しかし、G社が善意の第三者に該当しないことは、同社がP社とU社との間における係争商標の独占使用許諾関係を知っていたことのみを意味し、同社とP社との間に悪意による共謀を通じて第三者の利益を損害した行為があったことを意味するとは限らない。「契約法」第52条に規定する「悪意による共謀を通じて」とは、契約形式を利用した財産の転移、債務逃避及び相手側の代理人との共謀を通じて、相手側の利益を害すること等により現わされているが、当該行為自体には違法性があるので、法律ではかかる契約の無効について規定している。悪意による共謀を通じて行為の構成要件からみれば、主観的に害を加える故意が存在することを証明したり、客観的に共謀による行為が存在したりすることについても証明する必要がある。本事件において、G社とP社が使用許諾契約を締結した目的は、係争商標を使用するためであり、その契約締結時に、P社とU社がそれ以前に締結していた商標の独占使用許諾契約を解除することを契約発効の前提としなかったことは妥当ではなかった。その結果、前後して締結された2つの商標独占使用許諾契約の許諾期間が重なってしまったが、G社がその係争契約において、P社に対して、U社との間の届出契約等の条項を積極的に取消すことを要求したことを総合してみれば、本事件においてG社にU社に対して害を加えようとする主観的な悪意があったことを証明できる十分な証拠も、G社



とP社との間に共謀を通じた行為が存在していたことを証明できる証拠もない。したがって、当該契約行為が悪意による共謀を通じて、第三者の利益を害する行為に該当すると認定することはできない。G社に詐称等の不正競争行為が存在するか否かについては、本事件の契約紛争とは無関係である。G社とP社によるクレーム、告発行為は、G社が係争商標の独占使用権をすでに取得したと認識していたことに基づくものであり、かつ、相応の行政機関からU社の違法に対する決定が下されていないので、双方が悪意による共謀を通じた行為であると認定しかねる。係争契約で特別に設けられた契約双方が第三者と和解することを制限する条項は、G社がその契約利益を保護するための目的によるもので、市場競争においてよく見られる手段であるので、同様に悪意による共謀を通じた行為に当たると認定するのは難しい。G社がP社とU社との間の係争商標の独占使用許諾関係に影響を及ぼそうとした動機は明らかであるものの、G社とU社とは競合他社であり、G社が係争商標権者であるP社と独占使用許諾契約を締結し、P社に同類製品において第三者に対する係争商標の使用許諾を制止する方法を採用することで、市場競争を展開したこと自体には違法性がない。係争契約は、契約無効を認定するための法定要件に合致せず、係争各当事者との間の紛争は、違約責任等を追究する方法を通じて解決することができる。

②G社は、自社とP社との間で締結した係争契約により係争商標の使用権を取得することができるか否か。

#### 【二審裁判所】

P社とU社とは2003年7月9日、「授権契約書」を締結し、2005年3月21日「授権契約補充合意書」を締結した。これらの契約書、合意書によって、U社は、大陸地区における係争商標の使用が許可された。2003年7月9日、P社は、「授権証明書」を発行し、U社に対して、2003年7月9日から2008年12月31日までの間、係争商標を使用することを許諾した。その後、2008年9月8日、P社は、再度「授権証明書」を発行し、U社に対して、2008年9月10日から2013年12月31日までの間、係争商標の独占使用権を許諾した。2010年2月11日、P社とU社は、「授権契約書」を締結し、係争商標の使用関係が原契約を基にして、さらに10年間更新すること、すなわち、2014年1月1日から2023年12月31日まで延長することを約定した。前述の契約は、何れも当事者の真の意思表示であり、合法的でかつ有効であり、P社は、係争商標の商標権者として、合法的に他人に対して、係争商標の使用権を許諾した行為は法的効力を有する。前述の契約における約定に基づき、U社は、2008年9月10日から2023年12月31日までの間の大陸地区における係争商標の独占使用権を有する。いわゆる「独」とは、ただ1つ、唯一の意味であり、前述の契約における独占使用とは、係争商標について被許諾人であるU社のみが使用することで、商標

権者であるP社を含める他の何れも使用してはならず、かかる使用方法は、「商標法司法解釈」第3条における独占使用許諾の定義を満たし、G社が称していた「独家」とは「独占」とは意味が違うという理由は成立しない。独占使用許諾の期間について、P社とU社との間の使用許諾契約に基づき、契約当事者が協議による変更をしていない状況下で、U社が2008年9月10日から2023年12月31日までの間、大陸地区における係争商標の独占使用権利を有すると認定すべきで、一審判決において、U社の係争商標の独占許諾使用権を有する期間を2008年9月10日から2013年12月31日までと認定したことは、全面的なものである。

本事件において、G社とP社との間の商標使用許諾契約はすでに成立し、かつ、その効力を発生しているが、契約の発効と契約の履行とは、全く別物である。契約で約定した内容がすでに契約当事者双方により履行されたか否かについては、双方当事者による実際の履行行為に準ずべきである。本事件において、G社は、自社は係争商標の独占許諾使用権をすでに取得したものの、U社については当該権利をまだ取得していないと弁明したことに鑑み、U社とG社が係争商標の独占許諾使用権を有するか否か、及び許諾使用期間の問題については、更に明確にしなければならない。まず、前述したとおり、G社とP社の両社とも、U社とP社との間で係争商標について独占使用許諾関係が存在することを知っており、G社は、U社とP社との間の商標独占使用許諾契約関係に対して、善意の第三者に当たらない。次に、P社とU社との間では係争商標について、独占使用許諾契約関係が存在し、かつ、当該独占使用許諾契約は正常に履行され、P社とU社との間の係争商標使用許諾契約の届出は、2012年1月1日付で終了しているものの、U社とP社との間の商標独占使用許諾契約が、すでに解除されていることを証明できる証拠がない状況下で、当該独占使用許諾契約関係の存続を認定しなければならない。G社が善意の第三者に当たらないので、U社は、自社とP社との間の商標使用許諾契約に基づいて取得した係争商標の独占許諾使用権によって、G社とP社との間の商標使用許諾契約関係に対抗することができる。P社とG社との間の商標使用許諾契約はすでに成立し、かつ、その効力が発生しているものの、U社が係争商標について取得した独占許諾使用権が存続し続けているので、P社は、係争商標の使用権に対して処分することができない。P社が実際にG社との間で締結した商標使用許諾契約の義務を履行していないことに鑑み、G社もこれを理由にして、係争契約で係争商標の使用権を取得したとすることができない。つまり、G社とP社との間で締結された係争契約は、係争商標についてU社が有する独占許諾使用権を剥奪することができない。したがって、先に締結された独占使用許諾契約に基づき、すでに形成されたU社の商標使用状態が、後で締結された商標の独占使用許諾契約関係によって、打破されないと認定しなければならないと、さもなければ公平・信義誠実の原則に違反し、商標使用秩序を乱してしまい、最終的には関連消費者の利益を害することになる。

## II ライセンス事件②

### 1. 基本情報

上訴人（原審原告）：D社

被上訴人（原審被告）：G社

#### 判決の情報

一審 北京市高等裁判所（2018）京民初字第166号民事判決書

二審 最高裁判所（2020）最高法民終394号民事判決書

### 2. 事件の経緯

G社は部外者と合資契約を結び、「D社」の設立に合意し、G社がD社に製品の処方、プロセス技術、商標、技術改良等を提供すると約定した。双方間で、D社の製品に使用される商標はD社の資産であると約定したことがある。調べた結果、合計17件の「紅牛」シリーズ商標（第878072号等）はいずれもG社が所有するものである。その後、G社とD社は、「紅牛」シリーズ商標をめぐって複数の商標使用許諾契約を結び、D社はライセンス料を支払った。D社は「紅牛」シリーズ商標を使用した製品のマーケティング及び宣伝に力を入れていた。D社及びG社はいずれも「紅牛」シリーズ商標を利用して権利行使をしたり、訴訟を起こしたりすることがある。2018年、D社は北京市高等裁判所に、「紅牛」商標に対する所有権を確認し、G社が広告宣伝費を37.53億人民元支払うよう請求する訴訟を起こした。上記主張について、G社は、「1. G社は『紅牛シリーズ商標』に対して、最初から完全かつ独立した所有権を持っている。2. D社が主張した「紅牛シリーズ商標」への貢献は、根拠事実欠缺している。3. 「公平原則」に基づいて商標権及び広告宣伝費等を取得することは、法的根拠欠缺している。」と反論した。

2019年11月、一審法院は、D社の請求を全て棄却するとの判決を言い渡した。D社は一審判決を不服として、最高裁判所に上訴した。二審において、最高裁判所は、「登録商標権を取得するには、原始取得と承継取得の2種類がある。承継取得に該当するかを判断するのに際し、当事者間で帰属変更、使用期限、使用の性質などについて合意したか否かを調べ、かつ当事者の本当の意思表示及び実際の履行状況に基づいて統合的に判断する必要がある。使用許諾関係において、ライセンシーによる商標の使用及び宣伝行為、又は許諾された商標の評判を維持する行為はいずれも商標権を取得する根拠事実にならない。」と判示した。2020年12月、最高裁判所は上訴を棄却し、原判決を維持する終審判決を言い渡した。

### 3. 裁判所の認定

本件の争点は主にD社が「紅牛シリーズ商標」の商標権を単独で所有するか、あるいはG社と共同で所有するか。

本件の争点について、裁判所は下記の通り判示した。

#### 1. D社が「紅牛シリーズ商標」の商標権を単独で所有するか、あるいはG社と共同で所有するかについて

商標法の規定によると、登録商標権の取得は、原始取得と承継取得に分けられている。自然人、法人又はその他の機関は、商標を出願するなどの法的手続を通じて商標権を取得できる一方、譲受けや承継などによって承継取得することもできる。

##### 1.1 商標権を所有するD社の主張に契約上の根拠があるかについて

D社は、「95年合資契約」に基づいて、D社が登録商標及び未登録商標の商標権を取得した」と主張した。「95年合資契約」の締結日は1995年11月10日であり、当時、G社は第878072号、第878073号及び第969643号商標を出願しており、この3つの商標の出願人である。よって、D社の当該主張が成立するか否かの判断は、「95年合資契約」では係争商標の譲渡又は商標権の帰属について約定したか否かがポイントである。

まず、G社は商標権を資本として提供していない。「95年合資契約」第10条、第11条では、丁としてのG社は32万ドルの現金を出資すると約定し、この現金額は登録資本の8%を占めていた。第5条では、各当事者は、登録資本金における出資額の割合に応じて利益又はリスクを分担すると約定した。法律によれば、合資企業の各当事者は知的財産権で投資することができるが、「95年合資契約」では、G社が現金で出資し、現金額が占める割合に応じて利益又はリスクを分担することが明確に約定されている。また、G社による商標の提供には、期間の限定がある。商標譲渡と商標使用許諾との重要な違いとしては、商標譲渡の場合、商標権の帰属が変わる。

商標権の譲渡には通常期限がないのに対し、商標使用許諾には期限がある。「95年合資契約」第37条では、合資会社は30年間を期限とすること、合資契約が早めに終了する場合、契約で約定された合資期間内に甲が製品のプロセス、処方、紅牛商標等を使用し続ける権利があることを約定している。同契約から明らかのように、G社による処方、プロセス、商標の提供には、期間の限定がある。つまり、譲渡ではなく、使用許諾である。さらに、商標は、処方や技術などの知的財産権とともに提供されるので、同じ原則と基準に従って解釈するのが妥当である。「95年合資契約」では、各当事者の責任として、「紅牛」製品の処方や製法の守秘義務が規定されている。上記約定から、技術や処方の提供者は依然として技術及び処方を管理する権利を保持していることが明らかである。同様に、商標の提供者が商標を管理する権利を保持している。最後に、当事

者双方が履行した行為からすれば、1996年から2016年にかけて、G社とD社は、係争商標に関し、複数の商標使用許諾契約を締結し、契約には登録商標の帰属がG社にあると明確に規定する条項が含まれていた。また、D社は契約どおりにライセンス料を支払った。これらの証拠からは、使用許諾契約は十分かつ効果的に履行されていたと言える。本件における他の商標は、使用許諾された商標と組成要素が基本的に同一又は類似であり、使用許諾契約では商標の組成部分の使用も許諾されているため、当事者双方が係争商標について、使用許諾の関係にあったとした一審法院の判断は相当である。D社は、「95年合資契約」第19条によると、D社が当時未登録商標の権利も所有しているとさらに主張した。「95年合資契約」第19条で約定された「資産」は法律上の概念ではない。資産は、国、企業、自然人が所有又は管理し、貨幣を尺度とする評価が可能である経済的価値のことをいい、様々な収入、債券などを含む。企業は、権利を所有していないものの、これらの資産の制御によっても経済的利益を取得できる場合がある。当事者双方が締結した商標使用許諾契約、監査報告書などの証拠は互いに裏付けており、契約で約定された資産は商標権ではなく、商標使用权であることが証明されている。

特に、D社とG社との間の商標使用許諾関係が20年も続いてきており、この間、D社は商標権の帰属について異議を唱えたことがなく、しかもG社の商標権を尊重すると繰り返し保証してきた。また、D社は商標使用者の名義で権利行使したことがあり、それだけでなく、G社を被告とした商標使用許諾契約訴訟を起こしたこともある。これらの事実から明らかなように、D社とG社は係争商標について、長期にわたって使用許諾の関係にあった。よって、「95年合資契約」では商標の帰属がD社にあると約定されたというD社の主張は根拠事実及び法的根拠に欠けている。

## 1.2 D社が商標権を単独で所有するか又はG社と共同で所有するとしたD社の主張に法的根拠の有無について

まず、商標を設計することや商標登録に協力することなどはいずれも商標法上の商標権の取得要件ではない。ただし、当事者間で特別な合意がある場合は除く。また、「紅牛シリーズ商標」の商標権の帰属が明確であり、D社による商標の使用はG社許諾に基づいて行われていたことである。許諾契約では当事者双方の権利・義務が明確に規定されており、D社が「紅牛シリーズ商標」の使用及び宣伝を行うが、商標権を所有しない。また、商標法の規定によると、ライセンシーは、当該登録商標を使用する商品の品質を保証し、すなわち、使用許諾された商標の評判を守らなければならない。これに基づいて商標権を所有するとしたD社の主張は法的根拠に欠けている。商標の評判と人気の向上は、製品品質の良さが基本であり、特に本件のような飲料製品の場合、良好な品質は商標のれんが蓄積される重要な要因である。本件において、G社は、D社に商標の使用を許諾するとともに、製品の処方及び製造プロセスの使用も許諾し、国外で類似商標及び

製品ののれんを利用することを認め、さらに D 社の設立当初には広告費用さえ提供していた。そのため、D 社が主張したように G 社が「紅牛シリーズ商標」の知名度の向上に貢献したことがないというわけではない。最後に、D 社による製品宣伝への投資は、それなりの利益などのリターンが出ている。当事者双方の商標使用許諾契約によれば、D 社が中国国内で「紅牛シリーズ商標」を使用し、関連製品の製造、販売を行うので、商標の使用及びそれに伴う技術許諾によって十分なリターンを得ている。

以上より、D 社による上訴の主張は成立しない。

## 2. 「G 社が D 社に広告宣伝費を合計 37.53 億人民元支払う」という D 社の請求が支持されるべきかについて

D 社は、G 社と「紅牛シリーズ商標」の広告宣伝費の分担について約定したことがあるという立証をしていない。また、ライセンシーである D 社は消費者の支持及び市場シェアを獲得するために、プロモーションを行うかどうか自分で決めることができる。また、D 社による広告宣伝行為は G 社の要求に従って行ったとの証拠がなく、また G 社は D 社の宣伝により製品の売上が上がったり、ライセンス料以外の商業的利益を得たりしたこともない。D 社は自らの商業的利益から考慮し、かつ、かかる広告宣伝費用を会社の経営コストに計上したので、G 社がかかる費用を負担せよという請求は、事実及び法的根拠を欠いている。

### Ⅲ ライセンス事件③

#### 1. 基本情報

一審原告（二審上訴人）：K 社

一審被告 1（二審被上訴人）：T 社

一審被告 2：V 社

#### 判決の情報

一審 上海市徐匯区裁判所（2021）滬 0104 民初 15702 号民事判決書

二審 上海知的財産裁判所（2022）滬 73 民終 135 号民事判決書

#### 2. 事件の経緯

A 社は第 7307702 号「好太太」商標、第 17400710 号「好太太」商標の権利者であり、2010 年 1 月 27 日に第 1624372 号「好太太」商標を譲り受けた。上記 3 つの商標（以下、「係争商標」と併

称する)はいずれも有効期間内である。原告 K 社は A 社から係争商標の使用許諾を取得し、許諾期間は 2017 年 1 月 1 日から 2021 年 12 月 31 日までで、許諾期間内に K 社は自分の名義で係争商標及び関連知的財産権の権利への侵害行為に対し調査収集・訴訟の提起をする権利がある。

T 社は、V 社が運営するプラットフォームに販売店舗を設立した。2021 年 3 月、A 社は T 社の製造した製品が商標権侵害を構成する理由で安徽省淮北市中級人民法院に提訴した。この事件で A 社が提出した公正証書には、被疑侵害製品の公証購入期間が 2020 年 10 月 13 日と記載されている。A 社と T 社は 2021 年 3 月 23 日に和解し、T 社は、A 社に 3 万元を賠償し、A 社の登録商標専用権を侵害する製品の生産、販売をしないことを保証した。

K 社は、2021 年 6 月に T 社及び V 社を上海市徐匯区裁判所に提訴し、T 社及び V 社が侵害行為の差し止め、共同で経済損失及び合理的支出 10 万元を賠償するよう請求した。うち、被疑侵害製品の公証購入期間は 2020 年 8 月 19 日である。2021 年 11 月 2 日、上海市徐匯区裁判所は K 社のすべての訴訟請求を棄却する判決を下した。K 社は一審判決を不服として上訴した。2022 年 6 月 23 日、上海知的財産裁判所は上訴を棄却し、一審判決を維持した。

### 3. 裁判所の認定

裁判所は、既存の証拠によると、A 社は、2020 年 10 月に保全した権利侵害商品の販売行為について T 社に訴訟を提起し、2021 年 3 月 23 日に同社と和解した。本件において、公正証書の取得は 2020 年 8 月に発生し、上述の和解協議の範囲に属するため、K 社は被許諾者として原則として商標権者がすでに和解に達した事実について再び訴訟を提起してはならない。

## 第五節 商標ライセンス契約

### 一、契約の主要条項

#### 1. 前文及び定義

##### (1) 「許諾商標」

ここで、特定される登録商標（許諾商標の表示）を契約本文又は別紙にて明らかにしたほうが望ましい。

##### (2) 「許諾商品・役務」

ここで、特定される登録商標の指定区分（許諾商品の表示）を契約本文又は別紙にて明らかにしたほうが望ましい。

##### (3) 「商標の使用」

幾つの例を挙げても問題ないが、商標法 48 条の定義に参照すると記載しても良い。

##### (4) 「許諾地域」

具体的な許諾地域を明らかにしたほうが望ましい。

##### (5) 「発効日」

発効日とは、本契約の有効期間の開始日を意味するが、登録商標の有効期限と結びつけて、契約の有効期限を確定したほうが良い。

#### 2. 許諾内容に関する条項

一般に知的財産権のライセンスにおいては、許諾される権利の種類・性質として、独占的な権利なのか非独占的な権利なのか、独占的な権利の場合にはライセンサー自身の実施又は使用も禁止される所謂完全独占的権利なのか否か、サブライセンスや譲渡は可能なのか否か等を明確にしなければならない。

そのため、当該部分においては、ライセンスの種類（独占的使用許諾、排他的使用許諾、通常使用許諾）、ライセンスの期間、地域、商標使用を許諾された商品、契約満了後の当該商標を使用した在庫製品の処理、商標マークの提供方法、被許諾者の再許諾権利の有無などについて約定を行う。

#### 3. 双方の権利義務に関する条項

許諾商標が品質の劣る商品に使用されると許諾商標に付着された信用及び経済的価値が毀損



される。又、許諾商品を紹介するパンフレット等（販売促進資料）においても商標が適切な態様で使用される必要もある。商標の品質保証機能は、今日商標の最も重要な機能となっているので、ライセンサーがかかる機能維持の為にライセンシーに品質維持に関する要求をするため、権利者による被許諾者の商標使用行為を監督する責任、ライセンス契約の有効期間内に当該商標の譲渡を許諾するか否か等についての約定、被許諾者による商品品質保証義務、商品上に自分の名前および商品の産地に対する標記、及びその他の信義誠実義務、侵害行為を発見した場合の通知義務などを明らかに約定することが望ましい。

#### 4. 商標ロイヤリティに関する条項

使用料を販売額や販売数量ベースとする場合、被許諾者に一定期間毎に販売額又は販売数量及びそれらに応じた使用料を報告させる必要がある。この場合、通常、ライセンサーに報告の正確性を確認する為の監査権が与えられる。そして、ライセンス契約は商標ロイヤリティの金額、決算方法、支払方法、支払日時などを明記したほうが良い。

#### 5. 契約終了に関する条項

どのような状況で権利者が契約を解除でき、またどのような場合、解除できないかなど終了条件をできる限り明確且つ詳細に明記する。

#### 6. 契約終了後の在庫製品の処理に関する条項

実践では、約定が不明瞭であることが原因で契約が終了となり、被許諾者が在庫製品を販売し商標権侵害紛争を引き起こすケースが数多くある。よって、商標ライセンス契約終了後、ライセンス期間内に製造した在庫製品はどのように処理するかについて、明確に約定しなければならない。

#### 7. 違約責任および紛争解決方法に関する条項

双方の違約責任を明確に約定し、且つ紛争発生に適用する法律及び紛争解決機関を契約の中で明記しなければならない。

## 二、許諾契約の締結時の留意点

知的財産権に係る経営者にとって、関連許諾契約を締結するときは、次のような点に留意する

必要がある。

(1) 当事者の身分が適格であるか否かを審査しなければならない。

通常、許諾者は商標の所有者であり、商標権者から再許諾権を取得した場合、第三者に再許諾することができるものの、自己の権利を確保するためには再許諾権条項を定める契約又は再許諾権の授権資料を慎重に確認しなければならない。

また、被許諾者は必ず法により成立された企業、事業団体、社会団体、個体工商戸（個人事業者）、個人パートナー及び「商標法」第 17 条の規定に合致する外国人又は外国企業でなければならない。

もし、被許諾商標が人間用薬品又は煙草製品等に用いる特別な事業資格が必要な登録商標である場合、被許諾者は更に相応の資格を具備すべきである。契約の届出手続をする際に、衛生行政部門の証明又は国家煙草主管機関等の製造許可証明書類などを提出しなければならない。

したがって、契約を締結する前に許諾者と被許諾者の身分を審査し、適格か否かを確認すべきである。

(2) 届出の可能な商標使用許諾契約において、被許諾商標は必ず登録商標に属すべきであり、許諾商品又は役務の範囲は登録商標の商品又は役務範囲を超えてはならない。

中国では、未登録の著名商標の場合を除き、登録商標であつてこそ、商標専用権を有し、使用許諾権は商標専用権の派生物に過ぎない。従つて、商標局では存続期間内の登録商標に関する使用許諾契約のみを届け出ることができる。

未登録の商標又は出願中の商標について、双方当事者は自由意志で使用許諾契約を締結することはできるものの、届け出ることにはできないので、法律による保護は受けられない。

また、許諾使用する商品又は役務は、登録された商品の範囲又は役務を超えてはならない。商品又は役務範囲を超えた商標使用許諾契約について届け出た場合、状況に応じて却下され、又は契約に対する修正要求がされる場合がある。

(3) 実施許諾の種類と範囲を明記すること。

実施許諾の種類と範囲は、許諾者と被許諾者間における使用权の範囲を決めるので、非常に重要である。明記しない場合は紛争が生じることもある。

(4) 法律に基づき、契約には品質保証条項を規定し、商品には被許諾者の名称と産地を明記しなければならない。

消費者の利益を守るために、許諾を経て他人の登録商標を使用する場合、必ず当該登録商標を使用する商標に被許諾者の名称と商品の産地を標記しなければならない。客観条件と技術レベルなどの制限の原因で、被許諾者の製造する製品又は提供する役務は、あくまでも許諾者の

製品又は役務と一定の差別があるため、消費者の識別の便宜と買物の便宜を図るために、法律には被許諾者が許諾商標を使用する商品に自己の名称と住所を明示することは必要であると定めている。

被許諾者の名称と産地を表示しても、消費者は先にその商標を信用するため、具体的なメーカー又は産地には注意を払わずに、当該商標を使用した商品を購入することがある。したがって、被許諾者は絶対に商品の品質を保証しなければならない。また、許諾者は、商標の信用を守るために被許諾者の商品の品質に対し監督しなければならない。商品の品質瑕疵により消費者に損害をもたらした場合、商品のメーカーである被許諾者だけではなく、商標権者である許諾者もその責任を負わなければならない。

(5) 商標使用許諾契約は商標局に届け出るべきである。

前述のように、当事者が別途約定した場合を除き、届出をしなくても、商標使用許諾契約は発効することができる。被許諾者は合法的な商標使用权を得ることができる。しかし、契約の届出は善意の第三者に対抗できる要件である。

しかも、実施許諾に関するロイヤリティを海外に送金する場合、届出証明を銀行に提出する必要がある。

また、届出の証明は実施許諾契約が存在することを証明する有力な証拠で、当事者は契約届出の証明を示せば、被許諾者が差止請求及び損害賠償請求を行う際、すなわち訴訟又は行政摘発などの手続を行う場合に相当便利である。

届出には上記のメリットがあるため、使用許諾契約を締結した後、できれば法律に基づき届出手続をすることが望ましい。

### 三、商標ライセンス契約の届出手続

商標ライセンス届出申請を提出する場合、商標ごとに(1商標1区分)申請しなければならない。一つの契約において、複数の登録商標又は複数区分の商標を許諾する場合、商標と区分の数量によりそれぞれ資料を提出しなければならない。

また、2022年より施行した商標審査審理指南第十一章2.3では、商標使用許諾の届出については、商標登録者が手続を行うものとし、許諾者は商標登録者でなければならないと規定されている。その指南の施行に伴って、被許諾者による再許諾(サブライセンス)については届出を行うことができなくなっている。

◆ 主管機関 国家知識産権局

◆ 申請期日 商標使用許諾契約の有効期間以内

◆ 申請書類

(1) 申請書（国家知識産権局の定めたフォームを利用すべきである）

(2) 許諾者と被許諾者の営業許可書又は身分証明証の複写本（中国企業の場合、その複写本に赤い社印を押印要）

(3) 授權委任状 代理機構を委託する場合は、更に許諾者の捺印又は署名済みの商標代理委託書も必要とする。（外国当事者の場合は必ず代理機構に依頼しなければならない）

現在、オンラインで手続きを行うことが多く、上記書類のカラーPDFデータがあれば十分である。一方、紙書類を提出して手続きを行う場合、上記書類の原本の提出が必要である。

なお、届出手続において、許諾契約の提出は不要である。

◆ 必要情報

(1) 具体的な使用許諾期間（\*\*年\*\*月\*\*日～\*\*年\*\*月\*\*日）

使用許諾期間は登録商標の有効期間を超えてはならない。

(2) 使用許諾商品・役務の項目

登録商標の全ての商品・役務又は一部の商品・役務を選定することができる。

(3) 許諾方式

◆ 前述のとおり、商標ライセンスは独占的使用許諾、排他的使用許諾、通常使用許諾（普通使用許諾）の三種類に分けられる。届出申請書には許諾方式を明記する必要がある。必要時間実務上、商標局は、届け出申請を受けた後、関係書類を審査し、商標使用許諾契約届出に関する規定に合致することを承認した場合、1-2ヶ月以内に商標使用許諾契約の届出通知書を許諾者又はその代理人に発行し、かつ公告をする。

## 第四章 著作権ライセンス

### 第一節 著作権ライセンスの優位性

これから先ず著作権ライセンスの定義、種類やライセンス契約などについて紹介した上で、著作権ライセンスの優位性をまとめる。

#### 一、著作権ライセンスとは

著作権ライセンスとは、著作権者（ライセンサー）が他人（ライセンシー）に対して、一定の期間と地域範囲において特定の方式により、その著作物を使用することを許諾することを指す。著作権者とライセンシーの間では、著作権ライセンスを通じて、一定の権利義務関係を構築し、著作権者がライセンシーから一定の報酬（ロイヤリティ）を取得することに伴い、ライセンシーは著作物に対する使用权を取得することができる。

#### 二、著作権ライセンスの権利種類

中国「著作権法」第10条第2項では、「著作権者は、前項第（5）号乃至第（17）号に定める権利の行使を他人に許諾し、かつ約定又は本法の関連規定により報酬を取得することができる。」と定めている。上記の「第（5）号乃至第（17）号に定める権利」とは、複製権、発行権、貸与権、展示権、実演権、放映権、放送権、情報ネットワーク伝播権、撮影製作権、翻案権、翻訳権、編集権、著作権者が享有すべきその他の権利を指すが、これらをまとめて著作財産権という。すなわち、著作権者は著作権の中の財産権に係る使用权を他人に許諾することができる。

#### 三、著作権ライセンスの種類

中国「著作権法」第26条では、「他人の著作物を使用する場合、著作権者と使用許諾契約を締結しなければならない。本法の規定により許諾を要しない場合はこの限りではない。使用許諾契約には、主に次の各号に掲げる内容が含まれる。（1）使用を許諾する権利の種類、（2）使用を許諾する権利が専有使用权か非専有使用权かの区別…」と定めている。

中国「著作権法实施条例」第24条では、「著作権法第24条（現行26条）に定める専有使

用権の内容は、契約により約定される。契約に約定がない、又はその約定が不明確である場合、被許諾人は、著作権者を含む全ての者が同様な方法をもって、当該著作物を使用することを排除することができるものと見なす。契約に別段の約定がある場合を除き、被許諾人が第三者に同一権利の行使を許諾する場合、著作権者の許諾を得なければならない。」と定めている。

以上の規定によれば、著作権ライセンスは専用許諾と非専用許諾の2種類に分けられ、ライセンシーはそれぞれ専有使用権と非専有使用権を取得する。

専有使用権は独占的かつ排他的な権利であり、著作権者がライセンシーに専有使用権を許諾した場合、同一権利について更に第三者に許諾してはならず、著作権者自身も使用してはならない。ただし、ライセンシーは専有使用権を取得したとしても、契約に約定していない、又は著作権者の許可を得ていない限り、許諾された権利を無断で他人に対して、二次許諾をしてはならない。

非専有使用権は、実務において普通許諾使用権又は一般許諾使用権とも呼ばれているが、著作権者が他人に対して、特定の方式による著作物の使用を許諾したか否かにかかわらず、更に第三者に対して、同一方法によりその著作物の使用を許諾できるということを指す。

著作権のライセンシーが著作権侵害訴訟において、その訴訟権を有するか否かについて、中国「著作権法」及びその他の司法解釈には明記されていない。しかし、特許権及び商標権の侵害訴訟において、独占許諾ライセンシーが独立的訴訟権を有することに鑑みれば、著作権の専有使用権を取得したライセンシーは、著作権者の許諾なしに無断でライセンシーの専有権利を使用した第三者に権利を侵害された場合、自身の名義をもって単独で侵害者を訴えることができる。その一方で非専有使用権を取得した場合、ライセンシーは自身の名義をもって単独で訴訟を提起することができず、自ら訴訟を提起するためには、ライセンサーから明確な授権を得る必要がある。

#### 四、著作権ライセンス契約

中国「著作権法」第26条第1項では「他人の著作物を使用する場合、著作権者と使用許諾契約を締結しなければならない。本法の規定により許諾を要しない場合はこの限りではない。」と定めている。

中国「著作権法实施条例」第23条では「他人の著作物を使用する場合、著作権者との間で

使用許諾契約を締結しなければならない。使用を許諾する権利が専有使用权である場合は、書面形式を取らなければならない。ただし、新聞出版社、定期刊行物出版社が著作物を掲載する場合は、この限りではない。」と定めている。

上記の規定によれば、著作権ライセンスを行う場合、ライセンス契約を締結しなければならない。著作権ライセンス契約の内容については、中国「著作権法」第26条第2項の規定に基づき、下記の内容が含まなければならない。

- (1) 使用を許諾する権利の種類
- (2) 使用を許諾する権利は専有使用权であるかそれとも非専有使用权であるか
- (3) 使用を許諾する地域的範囲、期間
- (4) 報酬支払の基準及び方法
- (5) 違約責任
- (6) 当事者双方が約定を要すると考えるその他の内容

## 五、著作権ライセンスの優位性

### 1、経済的利益の取得

著作者は著作物の創作を通じて、法によりその著作権を享有することができるものの、本人に著作物の使用に対する主観的意図がない、又は著作権に係る財産権を行使できる客観的能力を持っていない場合、その創作行為による経済的収益を取得することができない。しかし、著作権ライセンスにより著作物の使用权を他人に許諾した場合、著作者は相応のロイヤリティを取得することができる。著作権ライセンスは作者に報酬をもたらすと同時に、創作に対する著作者の積極性を煽り、最終的には創作活動と経済的利益を結びつけることができる。その一方で著作物が「遊休状態」になることを避け、著作権の価値を十分に生かすことができる。

### 2、文化伝播の促進

著作権ライセンスにおけるライセンシーは、通常、著作物を使用する主観的意図及び客観的能力を持っており、より広い地域範囲において、様々な方式による著作物の使用を通じて、著作物は国内又は外国、乃至世界範囲において幅広く伝達されるようになり、より多くの人に著作者の知的成果を鑑賞してもらうことができる。すなわち、著作権ライセンスは文化の

繁栄と発展を促進することができる。

### 3、対外出版権取引の展開

経済のグローバル化に伴い、著作権ライセンスにより、ある国家の公民、法人又は団体は、他国の公民又は法人が創作した優秀な著作物を使用することができるようになっている。著作権ライセンスにより、ライセンシーは他人の著作物の価値や知名度を利用して、商業的利益を取得できるようになり、かつ、対外出版権取引も競争性と戦略性に富んだ貿易の形を呈し、各国間の経済・文化交流も深まりつつある。



## 第二節 著作権登録とその方法、意義

著作権登録とは、法律規定に基づいて著作権登録機関で著作物、著作物に係る授権事項又は著作権譲渡・ライセンス契約について、登録や届出の手续を行い、登録証書を発行してもらうことを指す。

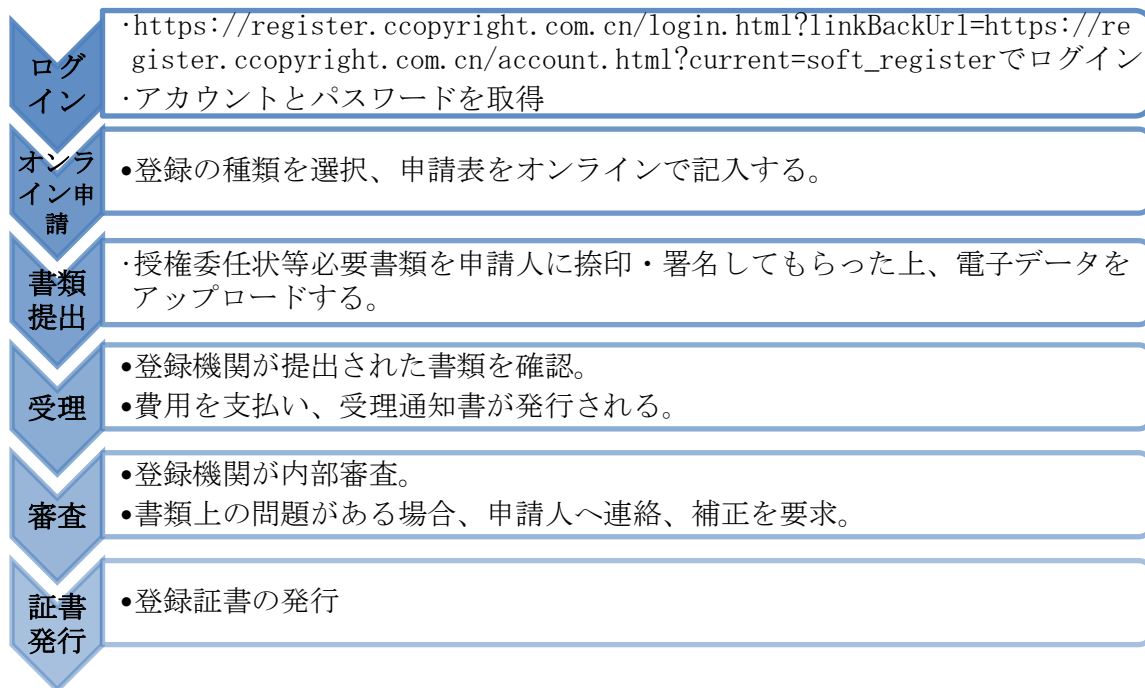
これから主に「著作物」の登録と「著作権譲渡・ライセンス契約」の登録について、それぞれの登録方法を紹介する。

### 一、著作権登録の方法

#### 1. 「著作物」に係る著作権登録の方法

登録機関：中国著作権保護センター（HP：<https://www.ccopyright.com.cn/>）

著作権登録が可能な著作物の種類には、文字著作物、美術著作物、撮影著作物などがある。著作物の著作権登録を申請する際、①著作物の著作権登録申請表、②権利帰属証明、③著作物サンプル、④代理人への授権委任状、⑤（日本企業の場合）企業の履歴事項証明書のコピーとその中国語訳文、⑥承諾書（提出した資料の真実性を承諾する）などの電子データ（カラー）を登録機関のホームページでオンラインにて提出する。登録機関は審査を行った上、資料受理後の約 35 営業日以内に登録証書を発行する。中国国内の代理人を通す必要はない。ただし、実務上は中国語の書類なども必要になるため、実際は法律事務所等中国国内の代理人を通じて登録をしているケースが多いと思われる。下記の登録手続のフローチャートを参照することができる。



## 2. 「著作権譲渡・ライセンス契約」の登録の方法

著作物の著作権について、著作権者が他人に対する譲渡又は使用許諾を行い、譲受人又はライセンシーとの間で著作権譲渡契約又は著作権専有・非専有使用許諾契約を締結した場合、著作権登録機関にて契約届出を申請することができる。登録機関は申請人が提出した書類に基づき、契約における譲渡又は許諾に係る権利内容について登録手続を行う。

登録機関：中国版權保護センター（HP：<https://www.ccopyright.com.cn/>）

著作権譲渡契約又はライセンス契約の登録手続もオンラインで行なわれるが、必要資料としては、①著作権契約の登録申請表、②著作権譲渡・ライセンス契約のコピー、③譲渡又はライセンスに係る著作物のサンプル及びサンプルリスト、④（日本企業の場合）企業履歴事項証明書のコピーとその中国語訳文、⑤代理人への授権委任状などが含まれる。登録機関は登録申請を受理した後、審査を経て受理日から約35営業日以内に著作権契約の登録証書を発行する。実務において、著作物の登録と同じく、法律事務所等中国国内の代理人を通じて登録をしたほうが宜しいと思われる。

### 二、著作権登録の意義

中国「著作権法」第2条では、「中国公民、法人又は非法人組織の著作物は、発表の要否を問わずに、本法により著作権を享有する。」と定めている。「著作権法実施条例」第6条では、

「著作権は著作物の創作完成日より発生する。」と定めている。当該規定によれば、中国における著作権は「自動発効」という原則に準ずる。すなわち、著作物が創作完成された時点で、如何なる手続も行うことなしに、自動的にその著作権を享有することができる。実務において、著作物が完成された場合は、遅滞なく著作権登録を行うことが一番安全であり、それは著作権登録に下記のような重要な意義があるからである。

## 1. 初歩的な権利帰属証明

著作権登録は著作権の帰属の確定において有利である。著作権侵害事件、又は著作権者が自己権利を証明しなければならない状況下で、著作権登録に係る内容は、著作権を享有することを証明できる初歩的証拠になり得る。相手側が反証を提供することができない状況下で、著作物に署名した公民、法人又は団体は、その著作者として見なされるため、行政救済又は訴訟において、著作権者の立証責任を減らすことができる。また、著作権者が著作権譲渡又はライセンスを行う場合、著作権登録証書を権利帰属証明として、自己が著作権を享有しているということを証明できるため、その他の権利帰属を証明できる証拠などを収集することなしに、相手側の権利帰属に対する疑惑を消去させ、かつ、取引を順調に完成させることができる。

## 2. コンピューターソフトウェアの著作権登録の福祉

コンピューターソフトウェアについて、その著作権登録を行なうことは、中国国内における当該ソフトウェア製品を合法的に経営し、又は販売するための重要な保障でもある。また、中国「ソフトウェア産業と集積回路産業の発展を激励する若干の政策」の規定によれば、ソフトウェア著作権の登録者は、登録証書を所有することにより、税金・知的財産・投資融資・産業技術・輸出・人材募集などにおいて、若干の福祉政策を享有することができる。

## 3. 著作権契約の著作権登録の必要性

著作権の譲渡又はライセンスを行う場合、譲渡契約又はライセンス契約について、その著作権登録を行うことにより、当事者双方が契約に約定した内容を一層明確にし、契約をめぐる紛争を予防し、取引上のリスクを減らすことができる。また、行政機関としての登録関係機関が契約に約定された譲渡、又はライセンスの権利内容についての登録を行なった場合は、侵害紛争における著作権者の権利帰属を証明し、有効に権利行使を行い、侵害責任を追及するのに役に立たせることができる。

## 第三節 中国における（外国特に日本の）著作権の立証方法と実態

### 一、著作権の立証方法についての法律規定

「著作権民事紛争事件審理における法律適用の若干の問題に関する最高裁判所の解釈」第7条では、「当事者が提供する著作権に係る原稿、原本、合法的出版物、著作権登録証書、認証機構が発行した証明書、権利取得関連契約などは、証拠とすることができる。著作物又は製品上に署名した自然人、法人又は非法人組織は、著作権、著作権に係る権益の権利者として見なされる。ただし、反証がある場合はこの限りではない。」と定めている。

また、同解釈第8条では、「当事者が自ら又は他人に委託して、予約、現場取引などの方法により、侵害複製品を購入する際に取得した実物、領収書などは、証拠とすることができる。公証人が被疑侵害者に対し身分を表明しない状況下において、もう一方の当事者が前項の規定により取得した証拠、及び証拠取得過程についてありのまま発行した公証証書は、証拠として使用しなければならない。ただし、反証がある場合はこの限りではない。」と定めている。

### 二、中国における（外国特に日本の）著作権の立証実態

中国「著作権法」第2条第2項では「外国人、無国籍人の著作物はその著作者の所属国、又は通常の居住国と中国との間に締結された協議により、又は共に加盟している国際条約により享有される著作権は、本法の保護を受ける。」と定めている。日本と中国はいずれも「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」の加盟国であるため、日本の個人又は法人が著作権を享有する著作物は、中国においても同様に著作権法の保護を受けており、上記の立証方法を適用することができる。

上記の法律規定によれば、著作権の原稿や原本などは、著作権の権利帰属を証明するための証拠として使用することができる。ただし、実務において、著作物が創作完成され、長い期間を経過し、元の資料や証拠を収集することが困難な場合、著作権の立証は難しくなる。そのため、将来的に権利を行使する際の立証上の便宜を図るために、外国特に日本の著作物について、中国で著作権登録を行うことを勧める。それはその他の証拠保全方法に比べ、著作権登録の手続きは簡単で、所要時間も短く、費用も低いからである。また、関連法律規定及び実践によれば、立証時に著作権登録証書のみ提供し、それ以外の証拠を提供しなくても、反証がなければ、当該登録内容が認められることができる。

例えば、著作権の権利帰属及び侵害に関する紛争事件「(2014) 高民終字第 2466 号」において、北京市高等裁判所は「本件において、A 会社は出版権管理局が発行した著作権登録証書及び検索報告書を提供した。当該証拠により A 会社が『様式案内』にある多数のキャラクター、及び都市背景などの美術著作物に係る著作権を享有することを証明することができる。」という判決を言い渡した。すなわち、当該案件は日本の著作権者が中国でその著作物についての著作権登録を行い、発行された著作権登録証書のみで著作権の権利帰属が認められた案件である。

## 第四節 キャラクター著作物ライセンスの実態

キャラクター著作物ライセンスの実態について、関係部門の統計データなどは見付からなかった。裁判文書に係るデータベース<sup>88</sup>において、中国語の「著作権許可」と「形象」をキーワードとして検索したところ、ヒットされた関連裁判文書は約 3600 件に達した。更に「日本」をキーワードとして検索したところ、ヒットされた裁判文書は約 190 件に達し、これらのキャラクターには日本の典型的かつ有名なキャラクターも多かった。当該データによれば、キャラクター著作物ライセンスは、実務においても多々にあり、かつ日本の典型的かつ有名なキャラクター著作物について、中国の会社にその使用を許諾したケースも少なくない。特に日本だけではなく、中国においても誰もが知っているアニメーションのキャラクターは、著作物の幅広い伝達を通じて、そのキャラクター自体が高い知名度を有するようになり、その著作権も莫大な程度で商業的価値を持つようになっている。その一方で著作権ライセンスにより、キャラクター著作物を他人乃至他国の個人や法人に対して、そのライセンスを与え、キャラクター著作物が多種の使用方式により幅広い範囲で使用され、知的財産としての価値を十分に生かし、ライセンシーが商業的利益を取得すると同時に、著作権者もその著作物により報酬を取得できるようになっている。著作権ライセンスは出版権取引の重要な方法として、将来的にも幅広く応用されるだろう。

しかし、データベースでの検索によりヒットされた過去の紛争事件の数量からみれば、キャラクター著作物のライセンスをめぐる発生した法的紛争も多々あることが分かる。かかる紛争の原因を追究してみたところ、主に著作権ライセンス契約に係る紛争、及び著作権の権利帰属・侵害紛争の二種類に分けることができた。そのうち、ライセンス契約紛争については、ほとんどロイヤリティの支払いをめぐる紛争であったが、このような紛争の発生からみれば、キャラクター著作物についての著作権ライセンスを行う際に、ライセンス契約を締結し、かつロイヤリティの詳細金額及び支払方式などを明確に約定することが必要であることが分かる。事前に書面形式の契約を締結し、ロイヤリティについても明確に約定すれば、紛争の発生を有効に防ぐことができるだろう。しかも、万が一紛争が生じて訴訟になったとしても、ライセンス契約は最も重要な証拠となり得る。

また、著作権の権利帰属・侵害紛争について、主には、著作権のライセンシーが、ライセンスを取得したキャラクター著作物が第三者に無断で使用され、自己の権利が侵害された際に当たって、侵害者に対して権利行使を行い、かつ侵害責任を追及するような案件であった。

---

<sup>88</sup> <https://www.wkinfo.com.cn>

しかし、もし、ライセンシーが著作権者を介せず、自己の名義で単独で侵害訴訟を提起しようとする場合は、許諾された権利は本章第一節で述べた専有使用权に該当しなければならない。しかも、ライセンス契約においても、ライセンシーが自己の名義で単独で第三者に対する権利行使ができるという旨を明確に約定するほうが一層望ましいと思われる。さもなければ、一旦訴訟になった場合、相手側にライセンシーとして起訴権を享有しているのかと指摘されるおそれがある。したがって、ライセンシーは今後の侵害行為に対し有効に対抗するために、キャラクター著作物のライセンス契約を締結すると同時に、単独で権利行使できるという内容についても、明確に約定することが重要である。なお、訴訟において著作権の権利帰属を証明する場合は、著作物の著作権登録証書及び著作権ライセンス契約を提供し、反証がなければ、その登録事項が認められる。この点からも、著作物及び著作権契約について登録を行うことが如何に重要であるかが分かる。

## 第五節 画像やフォントの著作権を侵害した場合の対応や予防策について

### 一、画像やフォントの著作権の主張に関する法的根拠

中国の「著作権法」第3条では、「本法にいう著作物とは、文学、芸術及び科学分野において、独創性を有し、かつ、一定の形式で表現可能な知的成果をいい、次の各号に掲げる著作物が含まれる。(一) 文字による著作物、(二) 口述による著作物、(三) 音楽、演劇、演芸、舞踊、曲芸芸術による著作物、(四) 美術と建築による著作物、(五) 撮影による著作物、(六) 視聴著作物、(七) 工事・建築設計図、製品設計図、地図、見取り図等の図形による著作物及び模型著作物、(八) コンピューターソフトウェア、(九) 著作物の特徴に合うその他の知的成果」と規定している。

また、「著作権法实施条例」第4条では、「著作権法及び本条例において、次に掲げる著作物の定義は下記の通りである。……(八) 美術による著作物とは、絵画、書道、彫塑などの線條、色彩又はその他の方法で構成される審美的意義を有する平面又は立体の造形芸術著作物をいう。…(十) 撮影による著作物とは、器械を利用して感光材料又はその他の媒質物に客観的物体の形象を記録する芸術の著作物をいう。…」と規定している。

上記の規定に基づき、画像が美術著作物や撮影著作物などに該当する場合は、中国の「著作権法」の保護を受けるため、著作権者は画像の著作権を主張することができる。

フォントの著作権について、上記の規定における著作物の種類によれば、中国の「著作権法」ではフォントを一種の著作物として明確に規定したことがない。しかし、フォントライブラリについては、「コンピューターソフトウェア保護条例」の第3条第1号において、「コンピュータープログラムとは、ある結果を得るために、コンピューターなどの情報処理能力を持つ装置で執行するコード化された指令の組み合わせ、自動的に変換できるコード化される指令の組み合わせの符号化された指令の組み合わせ、又は符号化された語句の組み合わせをいう。同一のコンピュータープログラムのソースプログラムとオブジェクトプログラムは同一の著作物である。」という規定によれば、フォントライブラリのソフトウェアの開発が本条にいうコンピュータープログラムの特徴を備えるため、フォントライブラリのソフトウェアは、コンピュータープログラムに該当し、「コンピューターソフトウェア」の著作物として「著作権法」の保護を受けられる。この点について、先行判決においても認められており、フォントライブラリのソフトウェアの著作権に関する法的根拠となる。

しかし、フォントライブラリにおける単一文字が著作物として「著作権法」に保護されるか否



かについては、学术界や司法実務においても常に議論されており、フォントの著作権に関する訴訟の判定基準や先行判決が齟齬することもある。すなわち、フォントは「美術著作物として著作権法に保護されるべきである」という見方と「著作物といえるほどのものではない」という見方があるものの、「著作権法」第3条の「本法にいう著作物とは、文学、芸術及び科学分野において、独創性を有し、かつ、一定の形式で表現可能な知的成果をいう」という規定によれば、単一文字が美術著作物に該当するか否かの判断に、単一文字自体に「独創性」があるか否かこそが、そのポイントであるだろう。言い換えれば、単一文字が著作権法にいう美術著作物に該当するか否かを判断するためには、ケースバイケースでそれが独創性を有するか否かを分析する必要がある。

例えば、特別に設計されたフォントの場合、単一文字に対しても著作物に該当すると判断する可能性があるため、このようなフォントに対する使用行為が著作権侵害になるリスクについて、十分に留意する必要があるだろう。

## 二、画像やフォントの著作権者から警告書を受け取った際の対応方法

もし、パンフレット、商品包装パッケージ、ウェブサイト等で利用された画像やフォントについて、著作権者などから警告書が届き、画像やフォントの著作権を主張されると同時に、ライセンス料の請求が生じた場合は、以下のような対応方法が考えられる。

### ステップ1 権利帰属についての確認

先ず、警告書において主張された権利について、その法的根拠を確認・記載する。上記の通り、法律には画像やフォントの著作権に係る根拠はあるものの、更にその権利主張主体の適法性についても確認する必要がある。例えば、相手が著作権者に該当するか、又はライセンシーに該当するか、ライセンシーに該当する場合は、権利侵害に対応するための権利も許諾されているか否かなどについても確認する必要がある。ただし、実務経験からみれば、警告書を送付するまでの権利を主張するには、それに相応するコストや時間が掛かるため、仮に正当な権利者ではない場合は、そのリスクも伴うため、通常、主張する権利には法的根拠があり、警告書の発送者も適法な主体に該当するケースが多い。

### ステップ2 自社の対応方向を検討

権利帰属について判断した上、更に自社の使用行為が侵害行為に該当するか否かについても判断する必要がある。侵害になるか否かに対する判断結果により、その対応方向も異なるが、自社による判断が難しい場合は、早期に専門の知財関係弁護士に問い合わせることが望ましい。権利侵害に該当するか否かについての判断をはじめ、具体的な対応策に至るまで、いずれも専門弁護士にその法的意見を求めることができる。

仮に自社の専門家又は弁護士が権利侵害に該当すると判断した場合、その対応策としては、著作権者の合理的要求に応じることが考えられる。警告書においては、通常、相手側の要求事項が記載されており、使用差止めやライセンス料を請求する内容が記載されている。当該状況に臨み、自社の実際の使用状況により、画像やフォントに対する使用の緊急停止措置が可能であるか否か、すでに販売された侵害品の回収などにより、どの程度の損害をもたらすかなどについて、全面的に検討される必要がある。仮に使用差止めが無理である場合は、相手側からライセンスを取得することも、次善の策として考えられる。

たとえ自社の専門家又は弁護士が権利侵害に該当しないと判断した場合も、送達される警告書に対して書面にて回答し、自社の使用行為は権利侵害にならないことを主張すると同時に、関連警告を取り消すよう要求することが考えられる。

なお、パンフレット、商品包装パッケージ、ウェブサイト等で利用された画像やフォントが第三者の広告業者や専門設計会社に委託して作成している場合は、自社と関連広告会社などとの間で締結した委託契約などを確認する必要がある。通常、これらの委託契約において、侵害画像やフォントなどの使用により、他人の著作権などを侵害するおそれがある場合は、受託者が関連責任を取るべきであるとの内容が明記されているケースが多々あるものの、このような場合には被疑侵害事項について、広告会社などと共同で関連対策を取るべきである。しかも、警告書を送付した著作権者などに対しては、直接広告会社などと連絡を取り、ライセンス料について交渉するよう表明することもできる。

### ステップ3 相手側との交渉

権利侵害に該当すると判断し、かつ広告会社などの侵害責任の負担が可能な第三者もない場合は、直接、著作権者などと交渉するべきである。

使用差止めが可能な場合は、できる限り早く画像やフォントに対する使用を停止することが最善と思われる。ただし、今後、二度と同じ使用行為を取らないことを保証したとしても、相手側が過去の損害賠償を請求してくることもあり得る。勿論、具体的には相手側が確保した証拠やその権利行使の態度にも依るものの、かかる場合は相手側と冷静に話し合っ解決したほうが望ましい。

また、仮に今後引き続き使用する必要が生じる場合、通常、相手側からライセンシーの資格取得を提案してくる。特にフォントの場合、使用差止めよりはそのライセンス料の支払が求められるため、自社に有利なライセンス条件を取得できるように相手と交渉することが考えられる。もし、ライセンスについて合意に達した場合は、本章で提案したとおり、ライセンス契約を締結したほうがよい。

### 三、その他（社内で取れる留意点や予防策など）

画像の場合は、できる限り自社が創作したもの、又は合法的にライセンスされた著作物を使用したほうが安心できる。ただし、仮に前者以外の画像を使用したい場合は、権利侵害となるリスクを避けるために、当該著作権の状態を確認すべきである。著作権者との連絡が取れる場合は、詳細に話し合った上、ライセンス料を支払うことによりそのライセンスを取得し、ライセンス契約も締結すべきである。

フォントの場合、実務経験によれば、中国のフォント会社は、大手会社の HP などを調査してから、被疑侵害行為を見付けたら、警告書を送付するケースが多々ある。その目的は、自社のフォントを販売することにより、ライセンス料をもらうことにあるため、そのまま訴訟まで運んでいくとは限らない。したがって、相応する予防策としては、先ず、フォント会社にも商業的な無償使用可能なフォントがあるため、このようなフォントを優先的に使用することが望ましい。例えば、あるフォント会社の HP では「〇〇黒体、〇〇書宋、〇〇俶宋、〇〇楷体、〇〇甲骨文という五種類のフォントは、商業的な無償使用が可能である」と明示されていることもある。仮に特殊なフォントを使用することを望む場合は、事前にその権利状態を確認した上、フォント会社からライセンスを取得することを提案する。通常、中国の大手フォント会社は、自社の HP において各種のフォントに係る授権形式やそれぞれの費用などを掲載しているため、これらを確認した上、自社に最も相応しい授権形式を選択することができる。しかも、使用頻度が極めて高いフォントについては、一括払いで永久に授権を得る形もあるため、フォント会社と旨く交渉すれば、使用料の割引又は自社の関連会社による使用も可能だろう。そして、フォントの使用対象については、パンフレット、商品包装パッケージ、ウェブサイト、チラシ、広告、看板等における使用は、際立つ商業的な使用に該当するため、授権を得ていないフォントを使用する場合は、権利侵害に該当するリスクが一層高いため、十分な注意を払う必要がある。既に広く普及しているソフトウェアなどに元来より装着されているフォントの場合においても、必ずしも商業的な無料使用に該当するとは言い切れないため、権利侵害となるか否かに係るリスクについて、十分な注意を払うよう提案する。

なお、パンフレット、商品包装パッケージ、ウェブサイト等について、第三者の広告業者や専門設計会社に委託して作成する場合、委託契約において、他人の著作権に係る画像やフォントなどを使用することにより、他人に訴えられた場合は、受託者がすべての侵害責任を負う旨を明記することが望ましい。

## 第五章 営業秘密漏洩防止対策

### 第一節 営業秘密の定義及び構成要件

#### 一、営業秘密の定義

「不正競争防止法」第9条第4項には、「本法にいう営業秘密とは、公知になっていない、商業的価値があり、かつ権利者が関連秘密保持措置を講じた技術情報及び経営情報などのビジネス情報をいう。」と定めている。

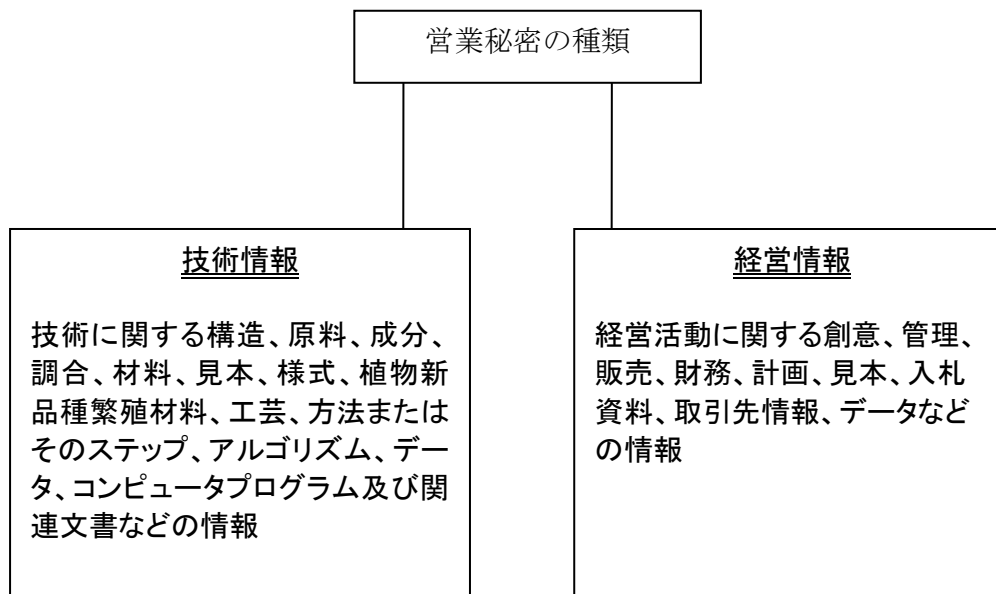
元国家工商行政管理総局<sup>89</sup>の「営業秘密侵害行為の禁止に関する若干の規定」（以下「禁止規定」をいう）第2条には、「本規定にいう営業秘密とは、公知になっていない、権利者に経済利益をもたらすことができ、実用性を有し、かつ権利者が秘密保持措置を講じた技術情報及び経営情報をいう。」と定めている。

上記営業秘密に対する定義から分かるように、営業秘密の特徴（構成要件）としては、①非公知性、②商業的価値（価値性・実用性）、③秘密保持性ということである。

また、上記定義に示すように、営業秘密は主に「技術情報」と「経営情報」の2種類を含む。2020年9月に実施した「最高人民法院による営業秘密侵害紛争をめぐる民事事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定」（以下「営業秘密規定」をいう）第1条に「技術情報」と「経営情報」それぞれの具体的内容について、下記のとおり列挙している。

---

<sup>89</sup> 同局は既に取り消されており、今は、国家市場監督管理総局が関連機能を果たしている。



## 二、営業秘密の構成要件

以下、営業秘密の構成要件すなわち、①非公知性、②商業的価値（価値性・実用性）、③秘密保持性について、それぞれ詳しく説明する。

### 1. 非公知性

TRIPS 協定第 39 条第 2 項 (a) に規定する非公知性とは、「当該情報が一体として又はその構成要素の正確な配列及び組合せとして、当該情報に類似する情報を通常取り扱う者に一般的に知られておらず、又は容易に知ることができないという意味において秘密であること」をいう。

「営業秘密規定」第3条により、「非公知性」は、「被疑侵害行為が発生した時」を基準として判断される。具体的には次のように規定している。「権利者が保護を請求する情報は、被疑侵害行為が発生した時に、所属分野の関係者に広く知られず、容易に取得されていない場合、人民法院は、不正競争防止法第9条第4項にいう公知になっていないと認定しなければならない。」そのため、保護を求める情報が既に公開されているとしても、侵害行為が発生した時点において、所属分野の関係者に広く知られておらず、また、容易に取得される状態となっていなかった場合には、「公知になっていない情報」に該当する。更に、第4条第2項の規定により、公知になっている情報を整理、改善、加工した後に形成される新しい情報が、所属分野の関係者に広く知られておらず、また、容易に取得される状態となっていなかった場合

には、当該新情報は「公知になっていない情報」として認められる。

同規定第4条第1項に、公知情報になった情状を列挙している。

- (一) 当該情報は所属分野において一般常識又は業界慣例に属する場合。
- (二) 当該情報は製品のサイズ、構造、材料、部品の簡単な組み合わせなどの内容にのみ関連し、所属分野の関係者は上場商品を観察することによって直接に取得できる場合。
- (三) 当該情報はすでに公開出版物又は他のメディアに公開されている場合。
- (四) 当該情報はすでに公開された報告会、展覧などを通じて公開されている場合。
- (五) 所属分野の関係者は他の公開ルートから当該情報を入手できる場合。

実務上、司法解釈における上記判断基準は、広く活用されている。

## 2. 商業的価値

「営業秘密規定」第7条1項では、商業的価値を認定する際の考慮要素を記載した。即ち権利者が保護を請求する情報が公知になっていないために現実的又は潜在的な商業的価値を有する場合、裁判所は審査を経て不正競争防止法第9条第4項にいう商業的価値を有するものと認定することができる。また、生産経営活動に形成された段階的成果が7条1項の規定に適合する場合、裁判所は審査を経て当該成果が商業的価値を有すると認定することができる。

上記規定により、従来、商業的価値（特に潜在的な商業的価値）を有することの証明が困難であった段階的な情報についても、営業秘密として保護を受けることが明確になる。

## 3. 秘密保持性

「営業秘密規定」第5条では、秘密保護措置を講じたか否かを認定する際に考慮すべき要素として、措置を講じた目的、タイミング、営業秘密の性質、営業秘密の商業的価値、秘密保持措置の識別可能の程度及び権利者の秘密保護の意思等を列挙している。具体的には以下の通りである。

権利者は営業秘密の漏えいを防止するために、被疑侵害行為が発生する前に講じた合理的な秘密保持措置について、裁判所は不正競争防止法第9条第4項にいう相応の秘密保持措置に認定しなければならない。

裁判所は、営業秘密及びその担体の性質、営業秘密の商業的価値、秘密保持措置の識別可

能程度、秘密保護措置と営業秘密の対応程度及び権利者の秘密保持願望等の要素に基づき、権利者が相応の秘密保護措置を取ったか否かを認定しなければならない。

更に、第6条に密保持措置を講じたと見なされる例として以下の通り列挙している。次の各号に掲げる状況の一つを有し、通常の場合において営業秘密の漏洩を十分防止するために十分である場合、人民法院は権利者が相応の秘密保護措置を取ったと認定しなければならない。

(一) 秘密保持契約を締結し、又は契約の中で秘密保持義務を約定した場合。

(二) 定款、研修、規則制度、書面による告知などの方式を通じて、営業秘密を接触、獲得できる従業員、元従業員、サプライヤー、取引先、来訪者等に対して秘密保持要求を提出する場合。

(三) 機密のある工場、職場などの生産経営場所に来訪者を制限し、或いは区分管理を行う場合。

(四) 標識、分類、隔離、暗号化、封鎖、接触又は取得できる人員範囲の限定などの方式で、営業秘密とそのキャリアを区分し管理する場合。

(五) 営業秘密を接触、取得できるコンピュータ設備、電子機器、ネットワーク設備、記憶装置、ソフトウェア等に対して、使用、アクセス、記憶、複製等の禁止又は制限措置をとる場合。

(六) 退職社員に、その接触又は入手した営業秘密及びそのキャリアを登録、返還、除去、廃棄し、引き続き秘密保持義務を負うことを要求する場合。

(七) その他の合理的な秘密保持措置を取った場合。

## 第二節 営業秘密の侵害行為とその立証

### 一、営業秘密の侵害行為の種類

「不正競争防止法」第9条第1項、「中華人民共和国刑法」第219条第1-2項及び「禁止規定」第3条の規定により、営業秘密権利侵害行為の主たる表現方法、及びその侵害手段は主に下記の通りである。

(1) 不正手段により営業秘密を獲得する行為

窃盗、賄賂、詐欺、脅迫、電子的侵入又はその他の不正手段により、権利者の営業秘密を獲得する行為。この種の権利侵害行為の特徴としてはその手段の不当性である。

(2) 前記不正手段を用いて獲得した営業秘密を披露、使用し、又は他人に使用を許諾する行為。

(3) 守秘義務/約定、又は権利者の営業秘密保持に関する要求に違反し、把握している営業秘密を披露・使用し、或いは他人に使用を許諾する行為。

当該行為を実施する主体は通常、権利者に所属する従業員、権利者と業務関係を有する業者や個人が考えられる。

(4) 他人を教唆、誘導又は帮助して秘密保持義務または権利者の営業秘密保持に関する要求に違反させることで、権利者の営業秘密を獲得、披露、使用又は他人に使用を許諾する行為。

上記のほか、第三者が、営業秘密の権利者の従業員、元従業員又はその他組織・個人が前記に該当する違法行為を実施したことを知りながら、又は知るはずであるにもかかわらず、当該営業秘密を獲得・披露・使用し、又は他人に使用を許諾した場合、営業秘密への侵害とみなされる。これとは逆に、第三者が、他人の違法行為を知らず、又は知るはずがない場合、当該営業秘密を獲得・披露・使用する等の行為は、善意の行為に属し、権利侵害に該当しない。上記営業秘密の使用について、「営業秘密規定」第9条を参照すれば、被疑侵害者は生産経営活動において直接に営業秘密を使用し、又は営業秘密を修正し、改善して使用し、又は営業秘密に基づき関連生産経営活動を調整、最適化、改善する場合、営業秘密の使用に該当する。

## 二、営業秘密侵害行為の立証

「不正競争防止法」第32条に、営業秘密侵害訴訟における当事者双方の立証責任について、次のように規定している。

営業秘密侵害に関わる民事裁判に、営業秘密の権利者が初歩的な証拠を提示して主張する営業秘密に対し、既に秘密保持措置を講じて、且つ合理的に営業秘密が侵害されたことを表明した場合、被疑侵害者より権利者が主張する営業秘密は本法にいう営業秘密でないと証明しなければならない。

営業秘密の権利者が初歩的な証拠を提示して合理的に営業秘密が侵害されたことを表明し、



且つ以下に挙げた証拠の一つを提供した場合、被疑侵害者より営業秘密侵害行為を有しないことを証明しなければならない。

(1) 被疑侵害者が営業秘密を獲得するルート又はチャンスをも有し、且つ使用される情報と当該営業秘密は実質上同一なものであることを表明できる証拠。

(2) 営業秘密が被疑侵害者より既に開示、使用された又は開示、使用されるリスクがあることを表明できる証拠。

(3) 他に営業秘密が被疑侵害者に侵害された証拠。

上記規定により、営業秘密侵害行為に対する立証の場合、権利者は、まず対象情報が営業秘密に該当することを立証した上、相手側の行為が侵害行為に該当することを立証しなければならない。被疑侵害者も、営業秘密に該当しないと主張する場合、立証責任を負わなければならない。

営業秘密に該当することについては、営業秘密の3要件、すなわち、非公知性、商業的価値及び秘密保持性の面から立証しなければならない。そのうち、非公知性について、被告の場合、通常、公開ルートから入手することができるや、リバースエンジニアリングを通じて被疑侵害情報を取得した、と反論されやすいが、被告は自己が使用した情報の合法的出所などに対しても、立証の責任を負わなければならない。商業的価値について、通常、公知になっていないことを立証できれば、現実的又は潜在的な商業的価値を有することが認められやすいため、原告は重点的に秘密保持措置を取っていたことを立証しなければならない。秘密保持措置については、前記「営業秘密規定」第6条に列挙された秘密保持措置例えば秘密保持契約、社内秘密保持規定や制度、社員管理などの面から証拠を収集することが考えられる。また、原告は営業秘密の内容を説明するために、主張する営業秘密の内容を記載した媒体を証拠として提出する必要があるため、適時裁判所に秘密保持措置を講じるよう申し立てることが得策である。

侵害行為に該当するか否かについて、通常、「接触+類似-合理的ルート」を判断基準とする。すなわち、訴訟の際、原告は被告がかつて原告の営業秘密に接していたこと、被告が使用した情報と原告の営業秘密情報が同一又は類似であることを証明し、被告が関連技術を取得した合法的ルートをも有することを証明できない場合、侵害行為の判定は成り立つ。「接触」に関し、「営業秘密規定」第12条において、従業員、元従業員がルート又は機会を持って権利者の営業秘密を取得しているかどうかを認定する場合の考慮要素が列挙される。なお、ここにいう「接触」は「接触の可能性」を指すものであって、営業秘密を取得するルート又

は機会があればよいもので、実際に「接触」が発生したことまでを立証することは要求されない。また、両者の情報が同一又は類似であることを証明するためには、特に関係情報が複雑な技術情報であれば、鑑定機構による司法鑑定を実施することは多い。

## 第三節、営業秘密侵害行為の法的責任

### 1. 民事責任

「民法典」、「不正競争防止法」の規定に基づき、営業秘密侵害の民事責任は、主に侵害の停止、妨害の排除、損害賠償、違約金の支払、名誉回復などが含まれている。そのうち、司法実務上、最もよく採用されているのは、侵害の停止、損害賠償と違約金の支払である。

「不正競争防止法」第17条によれば、事業者は、本法の規定に違反し、他人に損害を与えた場合、法により民事責任を負わなければならない。…不正競争行為により損害を受けた事業者の賠償額は、当該権利侵害により受けた実際の損失に応じて確定する。実際の損失を計算することが困難な場合には、権利侵害者が権利侵害により獲得した利益に応じて確定する。事業者が悪意で営業秘密を侵害する行為を実施し、情状が深刻な場合、上述の方法で確定した金額の1倍以上5倍以下で賠償額を確定できる。賠償額には事業者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出も含まなければならない。

事業者が本法第6条、第9条の規定に違反し、権利者が権利侵害により受けた実際の損失、権利侵害者が権利侵害により獲得した利益を確定することが困難な場合には、人民法院が権利侵害行為の情状に基づき500万元以下の賠償を権利者に与える判決を下す。

上記のとおり、2019年不競法の改正によって、営業秘密侵害事件において、補償的賠償のほか、懲罰的賠償を請求することができるようになった。懲罰的賠償の適用要件としては、主観要件即ち「悪意」、と客観要件即ち「情状が深刻」の2つの要件を含む。

2021年3月実施された「知的財産権侵害民事事件の審理における懲罰的賠償の適用に関する最高人民法院の解釈」には、懲罰的賠償の適用要件、例えば故意（悪意）の権利侵害の認定基準、情状が深刻の認定の考慮要素、及び懲罰的賠償額の計算基数、倍数などが細かく規定されている。

侵害者の主観悪意が懲罰的賠償を適用する先決条件であり、「悪意」とは、侵害者が権利侵害行為について知っている主観的な状態であり、一般的に過失による権利侵害は含まれない。前文に述べたとおり、営業秘密侵害事件において、侵害者が営業秘密に接触したことについて立証する必要がある、また実践において、大半の営業秘密事件は離職者が商業秘密を持ち去ることに関連していることを考慮すると、営業秘密侵害が成立した場合、懲罰的賠償の「悪意」主観要件はより証明されやすい。また、実践において、侵害者の「悪意」を認定

する際、持続侵害、重複侵害などの状況もよく考慮される要素である。

情状深刻について、司法実践でよく考えられる事実としては、事業者が権利侵害を業としていること、侵害行為の持続時間が長いこと、侵害により獲得した利益額が巨大であること、複数回他人の営業秘密を侵害していること、権利侵害行為により営業秘密が公知情報になること、関係行為者が刑事責任を問われていること、訴訟で被告が立証妨害を構成していることなどが含まれる。

## 2. 行政責任

「不正競争防止法」第21条では営業秘密侵害者に対する行政責任を定めている。同法第9条に違反して営業秘密を侵害した場合、監督検査部門より違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、10万元以上100万元以下の罰金を科する。情状が深刻な場合、50万元以上500万元以下の罰金を科する。

## 3. 刑事責任

「刑法」第219条1項、2項では営業秘密侵害行為の種類、及びその量刑基準について、下記の通り定めている。

次に掲げる営業秘密侵害行為のいずれかに該当し、情状が深刻な場合、3年以下の有期懲役に処し、罰金を併科又は単科する。情状が非常に深刻な場合、3年以上7年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

(1) 賄賂、詐欺、脅迫、電子的侵入またはその他の不正手段をもって権利者の営業秘密を獲得する場合。

(2) 前項に定める手段を用いて獲得した権利者の営業秘密を披露、使用または他人に使用を許諾する場合。(3) 秘密保持義務または権利者の営業秘密保持に関する要求に違反して把握している営業秘密を開示し使用し、或いは他人に使用を許諾する場合。

前項に定めた行為を知りながら、当該営業秘密を獲得、披露、使用し、又は他人に使用を許諾した場合、営業秘密を侵害すると見なされる。

「刑法」第220条によれば、営業秘密侵害罪の主体が企業・団体に該当する場合、企業・団体に対して罰金を科し、かつ直接責任を負う主管担当者、及びその他の直接責任者に対し、関連条項の規定に基づいて処罰を科する。

営業秘密侵害罪に関する訴追・量刑基準について、更に最高検察院・公安部による「営業秘密侵害刑事事件の立件・訴追基準の修正に関する規定」及び最高裁判所、最高検察院のによる「知的財産権侵害刑事事件の処理における具体的法律応用の若干の問題に関する解釈（三）」第4条、「知的財産権侵害刑事事件の処理における具体的法律応用の若干の問題に関する解釈」第15条「を参照できる。

また、上記規定及び解釈（三）第4条によれば、刑法第219条に定めた行為を実施し、営業秘密の権利者にもたらした損失額または営業秘密侵害による違法所得額が30万元以上の場合や営業秘密の権利者が重大な経営困難で破産、倒産したことを直接引き起こした場合や営業秘密の権利者の他の重大な損失を引き起こした場合は、「営業秘密の権利者に重大な損害をもたらした」として認定しなければならない。即ち上記いずれかの場合に該当すれば、立件条件を満たす。営業秘密の権利者にもたらした損失額または営業秘密侵害による違法所得額が250万元以上の場合、刑法第219条に定めた「特別嚴重な結果をもたらした」として認定しなければならない。

改正後の刑法219条では、「営業秘密の権利者に重大な損失をもたらした」、「特別嚴重な結果をもたらした」をそれぞれ「情状が深刻な場合」、「情状が非常に深刻な場合」へ修正されたため、上記規定や解釈（三）第4条に定めた「営業秘密の権利者に重大な損失をもたらした」場合を、「情状が深刻な場合」に該当し、「特別嚴重な結果をもたらした」場合を「情状が非常に深刻な場合」に該当すると理解すべきである。

「解釈」第15条によれば、企業・団体が刑法219条に定めた行為を実施した場合、対応する個人が犯罪する場合の量刑基準の3倍に基づいてその罪を決定し、刑を決める。

## 第四節 営業秘密漏洩防止対策

### 一、営業秘密漏洩ルート

営業秘密は企業の重要な無形資産として、市場競争に参加するための武器となるため、営業秘密の漏洩は企業の生存と発展に深刻な影響を与えるとと言っても過言ではない。大多数の権利者は保護措置を取っているものの、現実の中で企業の営業秘密が漏洩又は窃盗されることが頻繁に発生している。営業秘密の漏洩や営業秘密に対する侵害は、主に企業内の従業員、退職者などによる漏洩、企業中堅社員のライバル企業への転職による漏洩、企業自らの不手際による漏洩、企業以外の提携者や取引先による漏洩、他事業者の不正手段による取得などを含む。企業が激しい競争の中で生存と発展を図ろうとする場合は、秘密保持制度を構築・改善することにより、中堅社員に対する管理、特に営業秘密保持における管理を強化しなければならない。

### 二、営業秘密漏洩防止策

営業秘密の保護において、最も重要なことは事前に漏洩防止策を講じることである。企業は、法律に定められた営業秘密の保護措置を参照し、保護措置を充分実施し、特に労働契約法における関連規定に基づいて、自社の合法的権利を保護していくことが重要である。また、営業秘密漏洩事件が発生した場合は、遅滞なく適切な救済手段を取るべきである。

#### 1. 企業秘密保持制度の設立と改善

企業は実情に応じて、秘密保持制度を設立・実施することが肝心である。営業秘密保持制度は営業秘密の発生、複製、保存、伝達、使用、保管などの使用ルートに応じて、接触範囲に有効な制御、及び漏洩危険の消去を主な旨として制定すべきである。

社内においては、秘密保持規程を作成・施行した際、秘密情報の確定、保管、閲覧、複製、廃棄、転送などの取り扱いを詳細に記載し、営業秘密の範囲と営業秘密に接触可能又は営業秘密を知得可能な職位を確定すると共に、秘密保持規程違反の罰則を明確に規定すべきである。また、従業員と具体的な秘密保持契約を締結し、その秘密保持義務（例えば秘密保持範囲、秘密保持期限、違約責任など）を明確に規定し、秘密漏洩に係る従業員の行為を規制し、かつ秘密保持期限については、必要に応じて、雇用契約の満了後についても継続して秘密保

持義務を負う期間を設定する。更に、営業秘密を管理する専門部署と設置し、責任者を任命することが考えられる。

対外的には委託加工、ライセンス過程における秘密保持作業を重視し、特に重要な図面、レシピなどに関しては、必ず加工企業、ライセンシーとの間で秘密保持契約を締結し、具体的な秘密保持内容と違約責任を確定し、かつ図面などの書類の点検・引渡作業を確実に行わなければならない。

営業秘密侵害事件又は訴訟中の立証困難などの問題について、企業は自ら保護措置を取っていたことを証明できる関連書類、特に秘密保持契約、秘密保持制度などに係る書面資料を確実に保存した方が得策である。

## 2. 競業禁止制度の設立

判例によれば、実務には、従業員の離職行為は、企業の営業秘密漏洩における主要な原因になっている。したがって、企業では中堅社員の離職管理を強化する必要がある。企業の中堅となる社員、例えば、技術責任者、製造技術主管、営業部長又は営業主管などが離職するときは、営業秘密の漏洩リスクが大きくなるため、特別防止措置を講じたほうが得策である。

通常、企業は従業員との間で労働契約を締結すると同時に、秘密保持条項又は秘密保持契約を締結したが、秘密保持義務のみに言及する場合はまだ不十分である。企業は従業員との間で締結する労働契約、又は秘密保持契約において、企業の営業秘密を知得する従業員に対して、就業期間又は離職後の一定の期間において、同類製品の生産、又は同類業務の経営をしないこと、又は競争関係を有するその他の企業・団体に就職しないことを約定することができる。ただし、企業は競業禁止期間内において、労働者に対してそれに係る経済補償を与えなければならないので、企業にとって負担となる。企業は実情に応じて、コストとリスクを総合的に考慮して、必要な状況で競業禁止制度を秘密保持制度の補充として設立したほうがよい。

## 3. 従業員の教育・トレーニングの強化

従業員の法的意識および職業道德の欠如は、営業秘密侵害をもたらす主たる要因の一つである。集団離職又は集団的の秘密漏洩などの発生が少なくないが、このような事態を防ぐためには、従業員の法的意識と職業道德を向上させることが、長期にわたる重要な過程であり、企業経営者による重視や資源投入を必要となる。従業員の業務的技能のトレーニングのみな

らず、法律及び職業道徳に係る教育とトレーニングも重視し、政府職能部門が主催する各種の法律・法規勉強会を十分に利用し、又は当該業務を熟知した職能部門又は法律諮問機構の協力を求めることにより、教育・トレーニングを強化し、従業員のリテラシー全般を高めることが重要である。トレーニングを通じて、従業員に営業秘密の概念を普及し、営業秘密を漏洩した場合の法的な責任を理解させる。

#### 4. 情報披露範囲の制限

従業員が知得した情報について、必要な範囲に限り利用できるとし、できる限り従業員がその他の業務情報に接する機会を制限すれば、営業秘密の漏洩をある程度防止できる。また、関連秘密書類のカバーには「秘密保持」、「極秘」、「機密」などを明記し、企業内の隔離措置も徹底すべきである。例えば、秘密保持のための専用倉庫及び監視カメラを設置し、見学者又は顧客が肝心のサンプル又は製造ツールに接触することを規制する方法などが考えられる。技術・経営情報に係る資料に対する管理、特に営業秘密媒体の秘密保持管理を強化すると同時に、不用心に放置するようなことを防止し、廃棄すべきものは徹底的に処分し、他人が不正使用することを避けるべきである。

そして、従業員の離職前に2～3ヶ月の秘密解除期間を設置することにより、従業員を秘密職分からその他の職分に移動させ、本人が以前知得した営業秘密を徐々に忘れるようにさせることで、効果的に離職後の秘密漏洩率を減少させることができる。

#### 5. ライセンシーと秘密保持契約を締結する際の留意点

知財権実施許諾に関して、交渉の時間が長く、参加者が多い（例えば双方の関連会社、従業員、取締役、代理店、請負業者、相談者、コンサルタントなど）、コミュニケーション情報が広いため、許諾交渉の過程で開示された双方当事者の技術またはビジネス情報が漏洩されやすい。よって、ライセンシーとライセンス契約を締結する場合は、事前に秘密保持契約を締結することが望ましい。もし、事前の契約締結が難しい場合は、ライセンス契約において、必ず秘密保持条項を記入することである。ライセンス契約の締結過程において、ライセンシーに秘密保持情報を提供する際は、一定の方法例えば秘密保持情報の媒体に「秘密」、「極秘」などの表示を明記当該情報が秘密保持情報に該当するという形でライセンシーに明示し、ライセンシーに秘密保持契約の関係条項に基づいて社内管理を徹底するよう要求することなどである。



一方、許諾の実施過程において、双方も未公表の専利出願、技術資料、その他の財務、ビジネス、業務、運営または技術的情報とデータなどの各種情報を開示し、これらの情報が漏洩されると情報保有者に致命的な影響を与える。したがって、許諾契約において、双方は許諾交渉の過程と実施の過程で開示された情報のうち、どのような情報が秘密情報に該当するかを定義し、双方の秘密保持義務を明確にしなければならない。

上記2つの方面から考慮すると、秘密保持契約又は秘密保持条項には、少なくとも下記の条項を含めるべきである。

- (1) 営業秘密の範囲及び営業秘密に接する人員範囲を明記すること。
- (2) ライセンシー及びその従業員、代理人も秘密保持制限を受けること。
- (3) 秘密保持義務者は許可を得ずに、営業秘密を如何なる第三者にも漏洩したり、又は契約目的以外の用途に用いたりしないこと。
- (4) ライセンシーは営業秘密を受取・伝達・輸送・保存・使用する際、必ず秘密保持措置を講じること。
- (5) ライセンシーは営業秘密に接する者との間で本契約の要求を満たす秘密保持契約を締結すること。
- (6) 必要に応じて営業秘密を引き継ぐ前、及び営業秘密を使用する前に、ライセンシーの営業秘密保持の能力、秘密保持措置の有効性などに対して、関連審査・検証を行なうこと。
- (7) ライセンシーに対する営業秘密の返却、廃棄、ファイル保存などの要求を明記すること。
- (8) 秘密保持期間は契約終了後も、開示されていない限りその有効性を有すること。
- (9) 秘密保持義務に違反した場合に負うべき違約責任を明記すること。

## 6. 侵害後の救済手段

営業秘密が侵害されることを避けるために、企業は実情に応じて、企業管理上で契約、制度などを規範化することにより、そのリスクを避けなければならない。もし、営業秘密侵害行為を発見した場合、営業秘密に対する適法な所有権又は使用权を有する公民、法人又は組織は、下記のような法的救済手段を取ることができる。具体的な案件については、その実情に応じて、最適な手段又は複数の手段を合わせて対応することができる。

### (1) 行政機関に営業秘密侵害を理由に行政摘発を申し立てる

行政機関とは現地（通常県レベル以上）の市場監督管理局を指す。摘発を申し立てるとき、営業秘密を構成する証拠と侵害行為成立に係る初歩的証拠を提供しなければならない。申立内容には侵害行為の停止、関連情報の返却などの要求を含めることができ、また、和解・調停を申請することもできる。

行政機関は、被疑侵害者の行為が営業秘密侵害行為に該当すると認めた場合、侵害者に対して罰金などの行政処罰決定を下す。侵害物について、営業秘密のある図面、ソフトウェア及びその他の関係資料を権利者に返還することを侵害者に命じ、監督することができる。権利侵害者が権利者の営業秘密を使用して生産し、市場に流入させて営業秘密を開示した製品の廃棄を監督できる。権利者が当該製品の買取り、販売等その他の処理に同意する権利を有する。

もし権利侵害者が処罰に係る決定の執行を拒否し、営業秘密侵害行為を継続実施した場合、新たな違法行為とみなし、嚴重に処罰されることになる。

行政摘発の場合、権利者は直接損害賠償を請求できないが、損害賠償について、行政機関に調停を申請することができる。

### (2) 刑事捜査機関の公安局に営業秘密侵害罪を理由に告発する

刑事捜査機関は現地の公安局の経済犯罪捜査部門である。侵害行為が「刑法」第 219 条を満たす場合、刑事捜査機関に営業秘密侵害罪を理由に告発することができる。刑事捜査機関が処理するのは侵害者の犯罪行為であるため、民事的な損害賠償などを請求できない。

### (3) 訴訟の提起

訴訟は紛争解決を図るための重要な解決ルートである。時間、費用などは大量に費やされるが、最大限にかつ有力に権利を保護することができる。

営業秘密侵害訴訟においては、通常、営業秘密となるかどうか、及び、侵害行為があるかどうか争点となる。原告は、営業秘密に該当すること及び被告の侵害行為に対し、立証責任を負う。侵害行為について、権利者は侵害者（職員や企業）に対して、営業秘密侵害を主張することもできれば、侵害業者に対して、不正競争を主張することもできる。もし、侵害者との間で競争制限協議又は秘密保持協議を締結している場合、権利者は侵害者に対して、違約責任を追求することができる。このような場合において、侵害請求権と違約請求権と間の競合問題が発生するが、権利者は自分の権利を最大限に保護できる権利を選んで権利を行

使すればよい。

## 第六章 ライセンス契約締結後の手続き

### 第一節 中国政府機関への届出手続き、届出なかった場合の罰則や影響

#### 一. 商標使用ライセンス契約届出に関して

##### 1. 法的根拠

(1) 「商標法实施条例」(施行日:2014年5月1日 公布機関:国务院)

(2) 「最高人民法院による商標民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」  
(施行日:2021年1月1日 公布機関:最高人民法院)

(3) 「商標使用許諾契約届出弁法」(施行日:1997年8月1日 公布機関:国家工商行政管理局)

##### 2. 契約内容

「商標使用許諾契約届出弁法」第6条の規定により、商標使用ライセンス契約において、下記の内容が必要である。

(1) ライセンス商標及びその登録証番号

(2) ライセンス商品の範囲

(3) ライセンスの期限

(4) ライセンス商標のマークの提供方法

(5) 登録商標を使用する商品の品質に対してライセンサーが監督を行う条項

(6) 登録商標の使用をライセンスする商品の上に、ライセンシーの名称と商品生産地を明記する条項

「商標使用許諾契約届出弁法」第8条の規定により、商標権者がライセンシーを通じて第三者に対してその登録商標の使用をライセンスする場合、その商標使用ライセンス契約にはライセンシーが第三者に使用を許可することを認める内容またはその旨の授權書が含まなければならない。

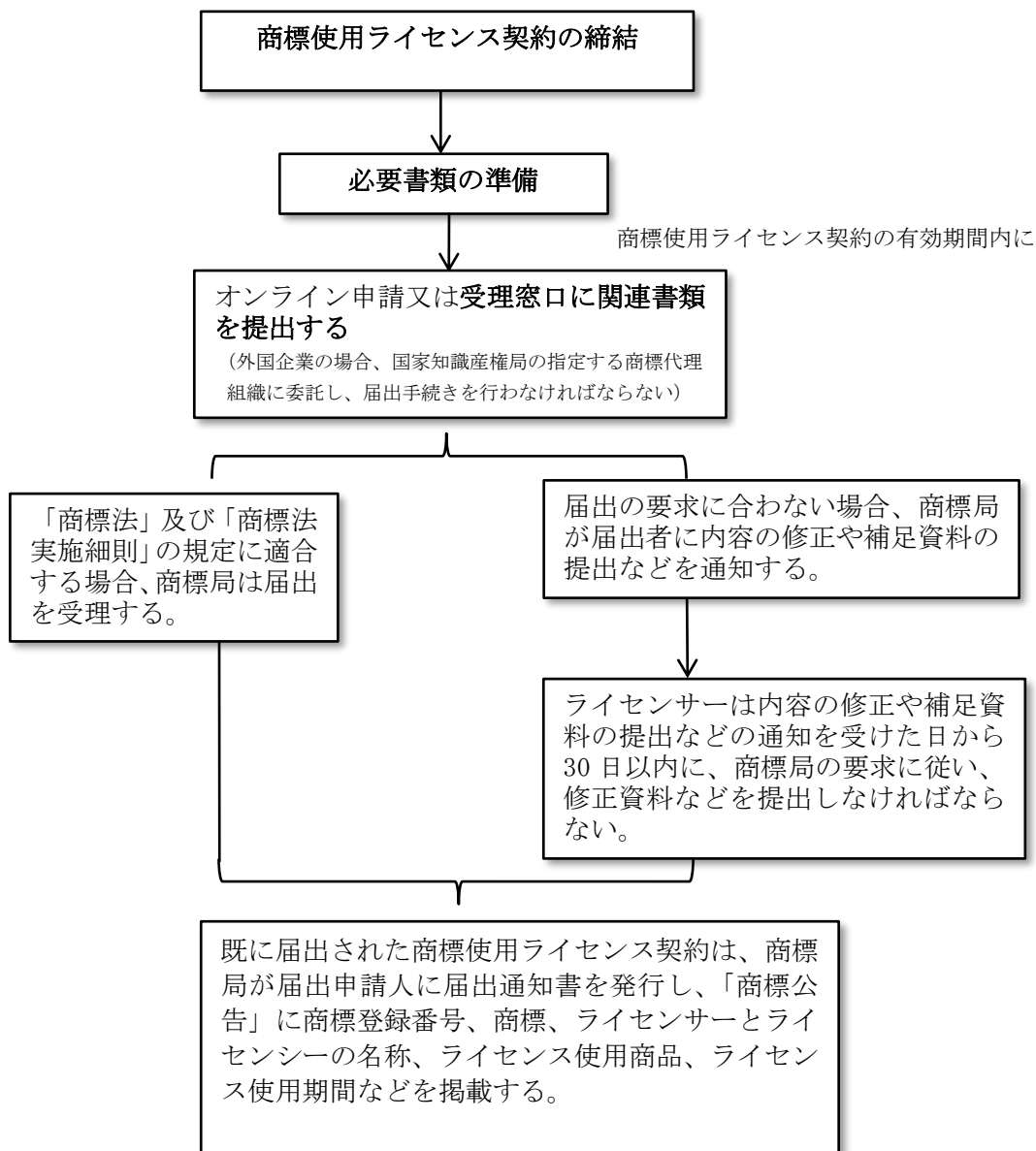
##### 3. 届出手続き

商標使用ライセンス契約において、2017年より手続きが簡略し、商標使用ライセンス契約が不

要になるが、下記の内容が必要である。

- (1) 商標使用ライセンス契約の届出表（オンライン申請の場合、届出表不要）
- (2) ライセンサーとライセンシーの身分証明書類  
（個人の身分証明書、企業の営業許可書、全部事項証明書など）
- (3) 商標代理組織に依頼する場合の授權委任書

### 手続きの流れ



## 4. 届出なかった場合の罰則と影響

商標法 43 条によれば、当事者が商標使用許諾契約を締結した後、商標局に届出を行わなければならないと規定しているが、法律上、届出を行わない場合の罰則は規定されていない。

また、届出を行わなくても、商標使用許諾契約の効力、商標使用許諾の法律関係などに影響を与えない。ただ、商標使用許諾契約を届出しない場合、善意の第三者を対抗できない。そのため、ライセンシーにとっては、自社の有効な商標使用権利を確保するために、届出を行ったほうがよい。

## 二. 技術ライセンス契約届出に関して

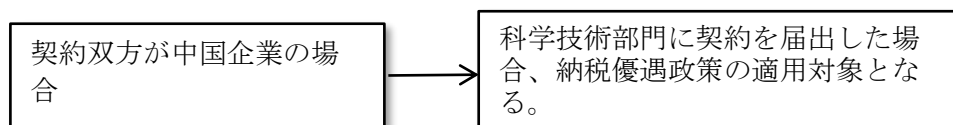
### 1. 法的根拠

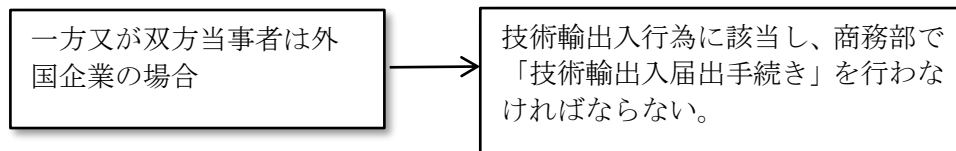
- (1) 「専利法実施細則」(施行日：2010 年 2 月 1 日 公布機関：国務院)
- (2) 「技術輸出入管理条例」(施行日：2020 年 11 月 29 日 公布機関：国務院)
- (3) 「専利実施許諾契約届出管理弁法」(施行日：2011 年 8 月 1 日 公布機関：国家知的財産権局)
- (4) 「禁止輸出制限輸出技術管理弁法」(施行日：2009 年 5 月 20 日 公布機関：科学技術部、商務部)
- (5) 「禁止輸入制限輸入技術管理弁法」(施行日：2019 年 11 月 30 日 公布機関：商務部)
- (6) 「技術輸出入契約登録管理弁法」(施行日：2009 年 3 月 1 日 公布機関：商務部)

### 2. 各技術ライセンス契約の行政届出手続き

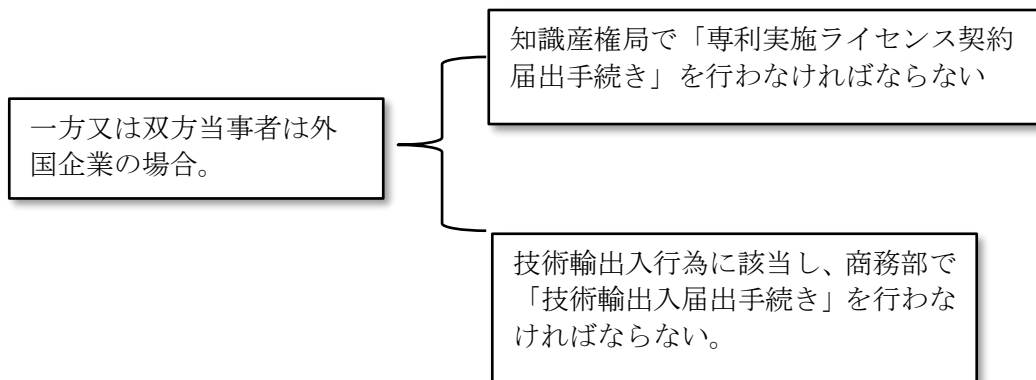
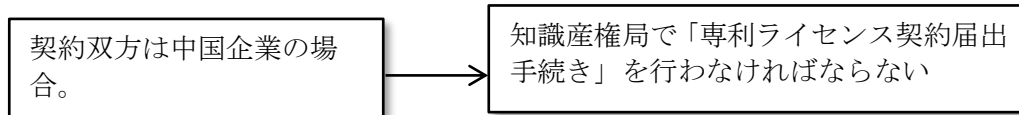
技術ライセンス契約には、ノウハウライセンスと専利ライセンス契約が分けられる。それぞれの契約により、届出手続きを行なう行政機関が違ふ。また、ライセンス契約当事者の一方が外国企業である場合、「技術輸出入管理条例」の規制を受けるので、ライセンシー所在地の商務部門へ届出手続きを行なう必要がある。

#### (1) 技術ライセンス契約（ノウハウ）





(2) 専利ライセンス契約

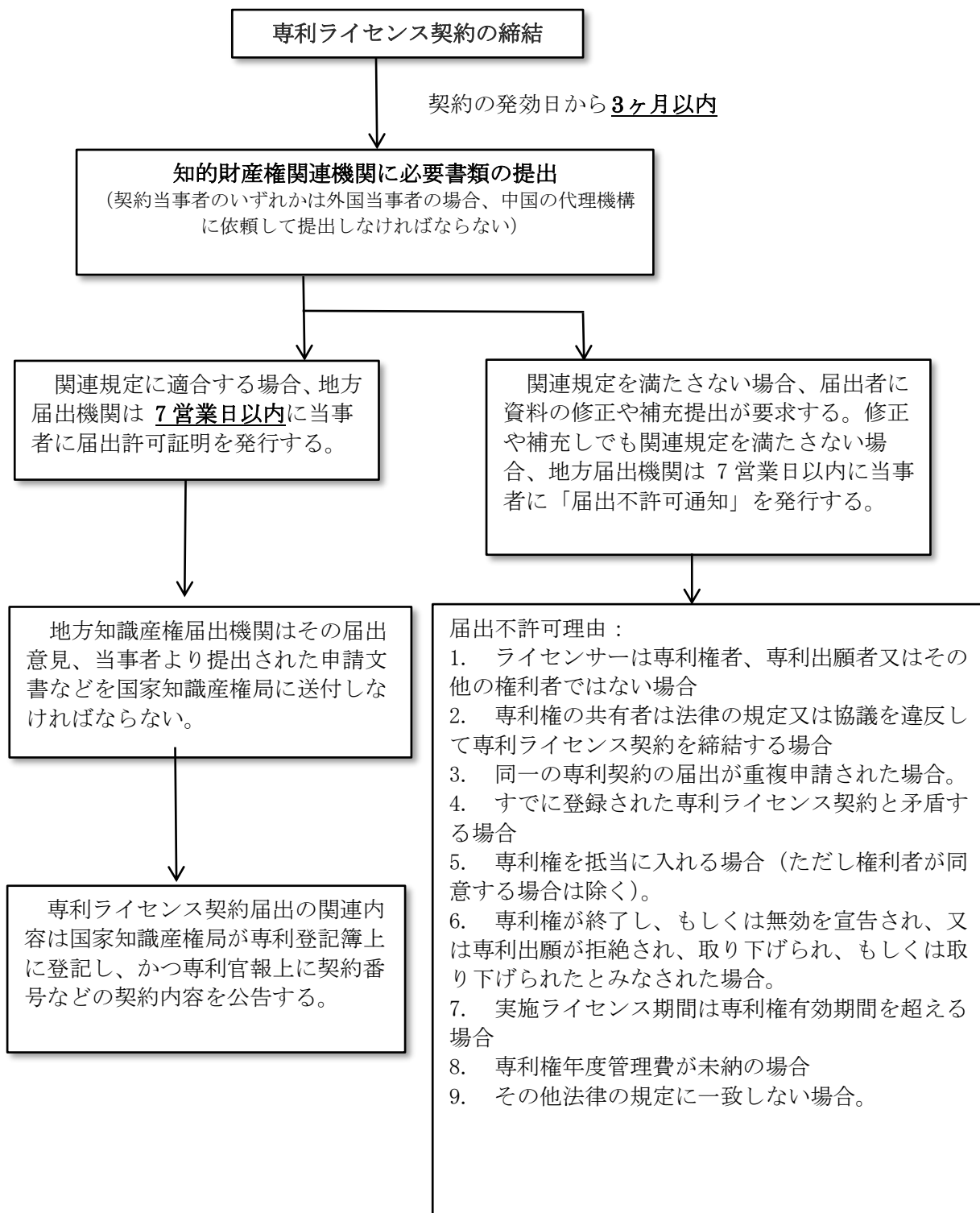


3. 知識産権局への専利ライセンス契約届出に関して

必要書類

- ・ 専利ライセンス契約書原本（原文は日本語版の場合、その中文訳も提出する必要）
- ・ 専利ライセンス契約届出申請表
- ・ ライセンサーの全部事項証明書 及びその中文訳
- ・ ライセンシーの営業許可証のコピー
- ・ 授権委任状原本（知財代理機構などに依頼する場合）

届出手続きの流れ





#### 4. 専利ライセンス契約の届出後、関連状況に変化が生じた場合

##### (1) 専利権移転の効力

履行している専利契約に専利権の移転が生じたとしても、元の専利契約に対して効力を及ぼさない（約定を除く）。

##### (2) 専利出願の登録査定

専利出願が登録査定された場合、当事者は速やかに専利出願ライセンス契約の名称及び関連条項を変更する。

##### (3) 専利出願の拒絶

専利出願が却下され、又は取り下げられたとみなされた場合、当事者は専利ライセンス契約届出抹消手続きを行う。

##### (4) 専利ライセンス契約を中途解除した場合

解除協議書を締結した後 10 日以内に、協議書、届出証明及びその他の関連文書を元の届出機関に持参し、届出抹消手続きを行わなければならない。

##### (5) 専利ライセンス契約の履行期間を延長する場合

当事者は原契約履行満了の 2 ヶ月前までに、変更協議書、届出証明及びその他の関連文書を元の届出機関に持参し、届出変更手続きを行わなければならない。

##### (6) 専利権の無効宣告

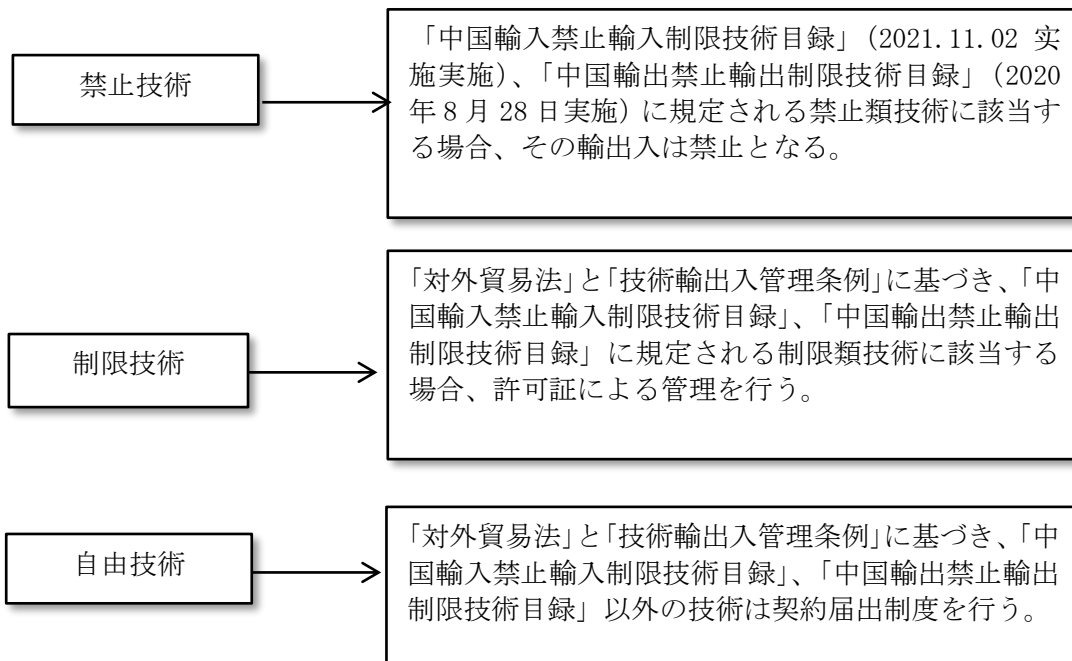
専利ライセンス契約の履行期間中に専利権が無効宣告された場合、当事者は速やかに届出抹消手続きを行う。

##### (7) 専利ライセンス契約届出証明の違法取得又は偽造した場合

地方届出機関が法によりそのライセンス契約の届出を抹消し、かつ調査・処分を行う。

#### 5. 商務部への技術輸出入届出手続きに関して

(1) 中国において技術輸出入に該当する場合、以下のとおり技術輸出入制度を遵守しなければならない。



(2) 届出の必要がある技術契約には以下の種類が含まれる。

- ① 専利権譲渡契約
- ② 専利出願権譲渡契約
- ③ 専利ライセンス契約
- ④ 技術ノウハウライセンス契約
- ⑤ 技術サービス契約
- ⑥ その他の関連契約

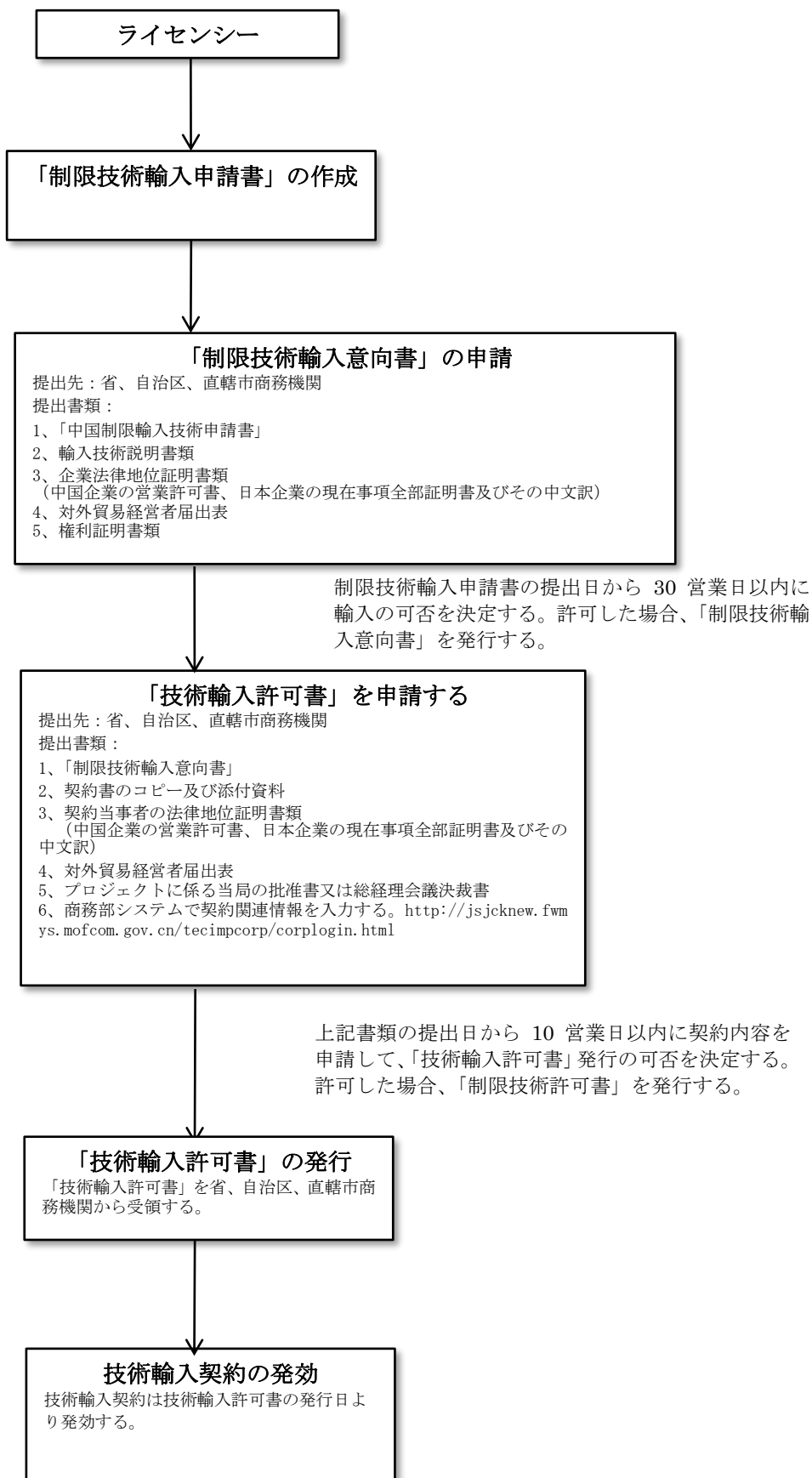
(3) 制限技術輸出入契約に関する手続きは以下のとおりである。

- ① 制限技術輸入契約に関する手続き

必要書類

- ・ 「制限技術輸入申請書」
- ・ 「制限技術輸入意向書」
- ・ 契約のコピー及びその中文訳
- ・ 中国企業の営業許可書
- ・ 日本企業の現在事項全部証明書及びその中文訳
- ・ 対外貿易経営者備案登記表
- ・ プロジェクトに係る当局の批准書又は総経理会議決裁書

手続きの流れ



## ②制限技術輸出契約に関する手続き

### 必要書類

#### 制限技術輸出意向書

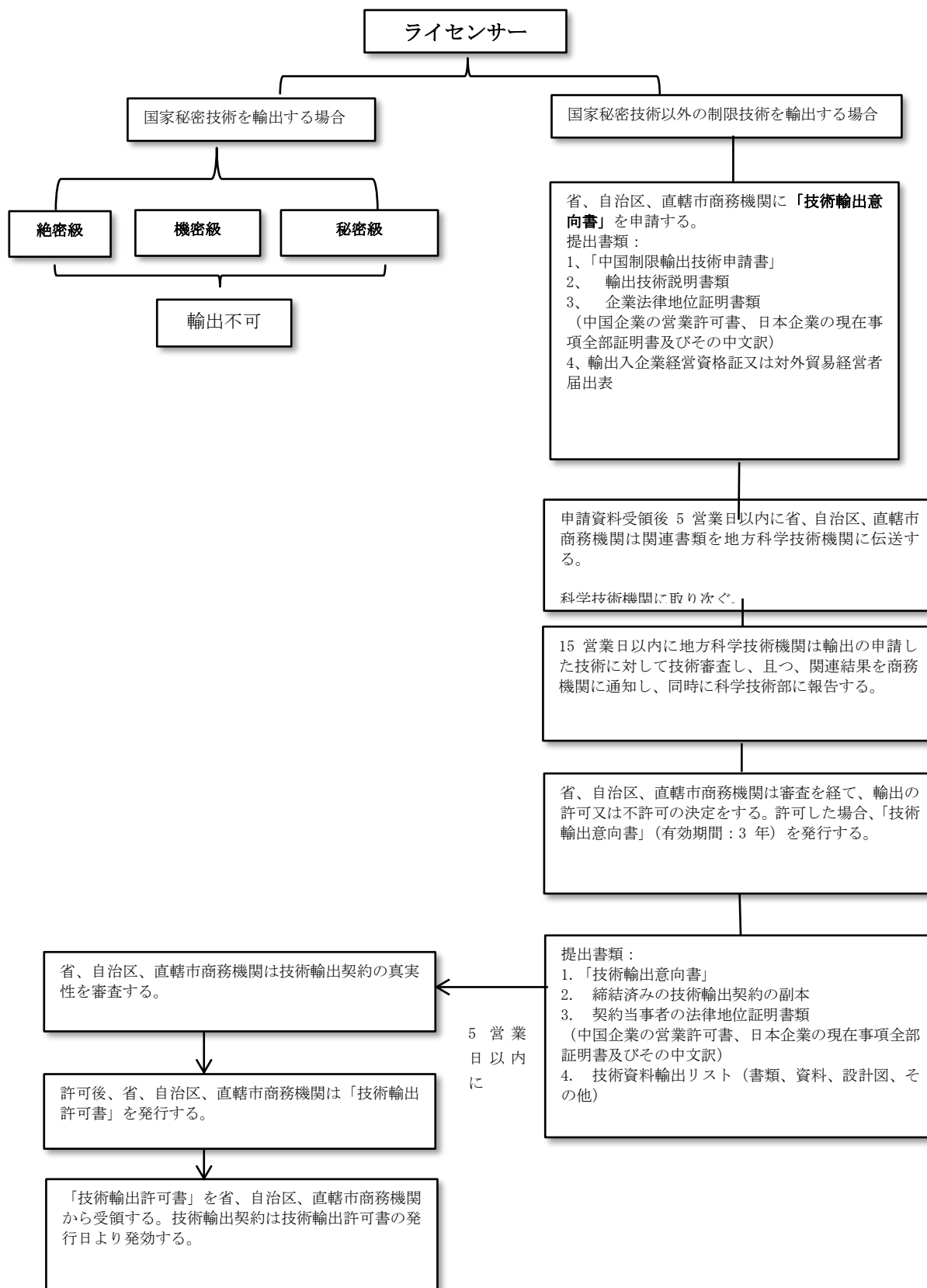
- ・ 制限技術輸出申請書
- ・ 技術委託開発協議書
- ・ 技術合同研究開発協議書
- ・ 輸出技術の使用に関する説明書
- ・ 知財権証明書類
- ・ 主要な技術指標に関する図表
- ・ 輸出予定がある技術資料のリスト
- ・ 申請書類リスト
- ・ 中国企業の営業許可書
- ・ 日本企業の現在事項全部証明書及びその中文訳
- ・ 輸出入資格証書

商務機関により上記の意向書を認めた後、技術輸出許可書の手続きを行なうことである。

#### 技術輸出許可書

- ・ 技術輸出契約申請表
- ・ 技術輸出契約データ表
- ・ 契約謄本及びその中文訳
- ・ 知財権証明書類
- ・ プロジェクトに係る当局の批准書又は総経理会議決裁書
- ・ 中国企業の営業許可書
- ・ 日本企業の現在事項全部証明書及びその中文訳
- ・ 輸出入資格証書
- ・ 申請書類リスト
- ・ その他の必要書類

手続きの流れ



#### (4) 自由類技術輸出入契約届出

##### 必要書類

- ①届出申請表（商務部門システムに入力する）
- ②届出データ表（商務部門システムに入力する）
- ③総経理会議決議（決裁書）（商務局によって提出する必要がある）
- ④譲渡契約原本のコピー（商務部門によって原本の提出する必要がある）
- ⑤外国会社の身分証明書類（現在事項全部証明書など）及びその中文訳
- ⑥中国企業の営業許可書
- ⑦対外貿易経営者備案登記表
- ⑧禁止技術・制限技術に該当しない旨の保証書
- ⑨権利証明書類
- ⑩その他の商務部門に要求される書類

##### 契約内容

下記の内容が必要である

##### ①契約番号

（17桁の番号：第1-2桁：年；第3-4桁：国家；第5-6桁：申請者所在地区；第7桁：契約種類（輸出E；輸入Y）；第8-9桁：輸出入技術業種；第10-17桁：企業が自由に設定した契約番号）

##### ②契約名称

##### ③ライセンサー

##### ④ライセンシー

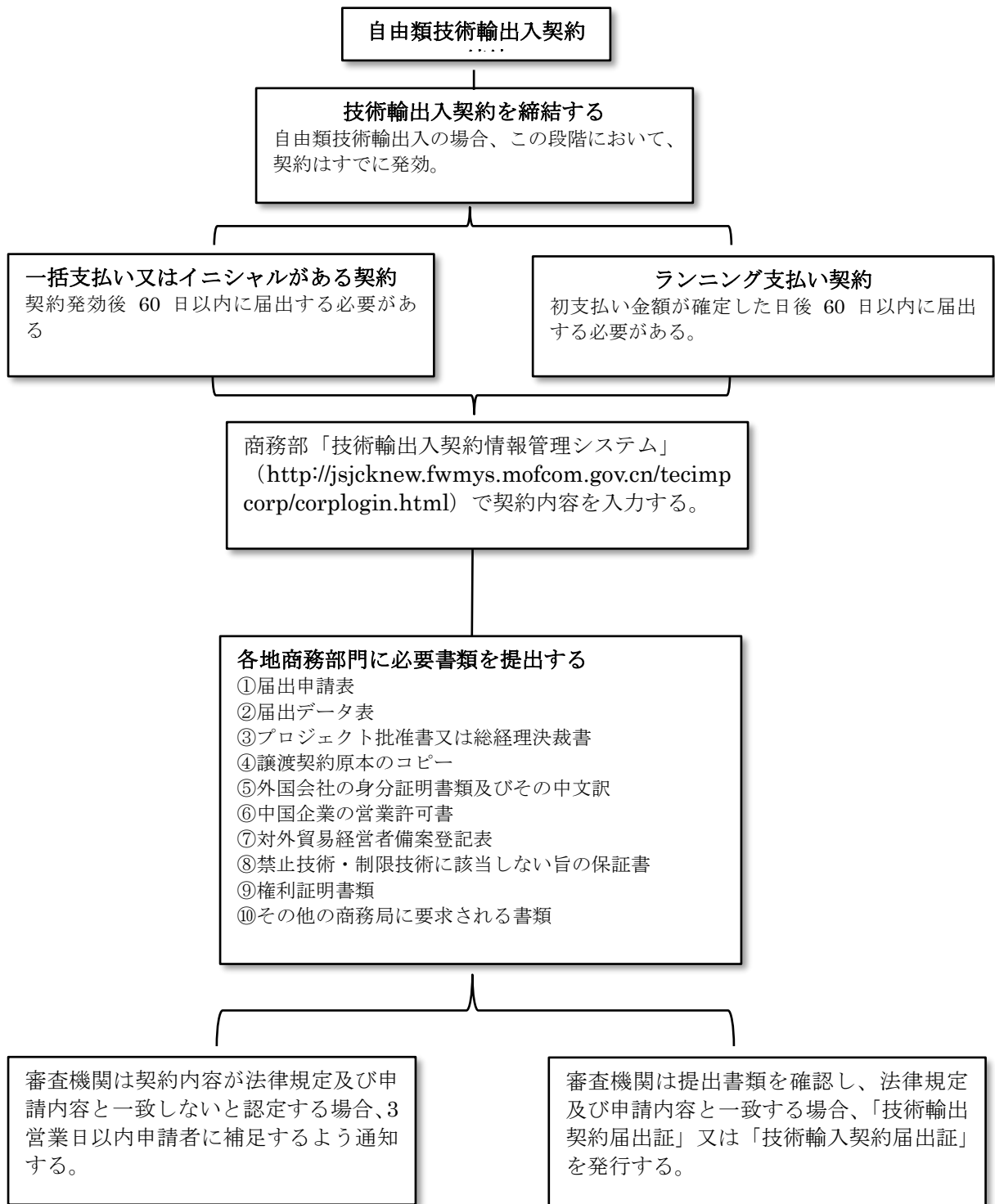
##### ⑤技術の使用者

##### ⑥契約概要

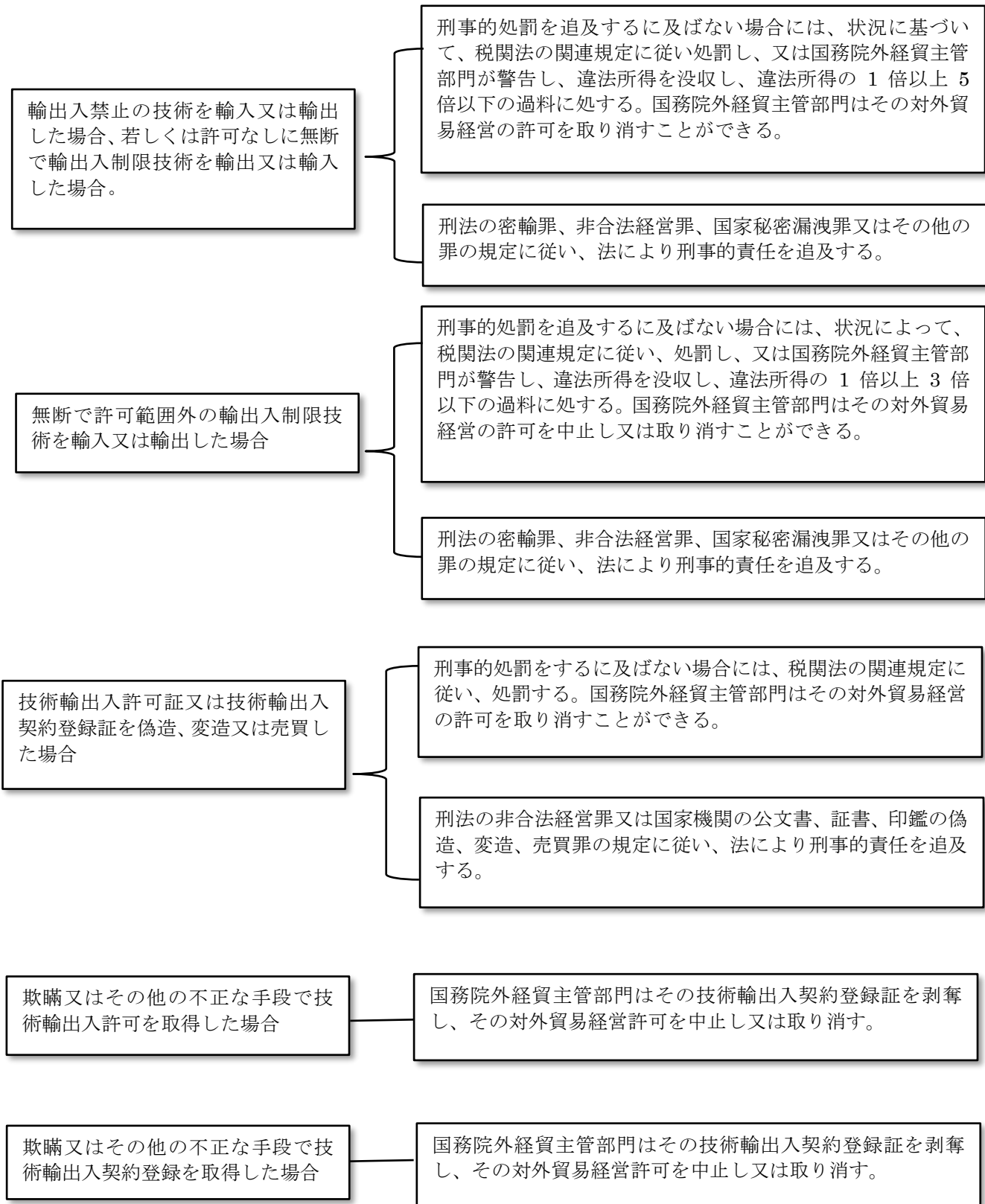
##### ⑦支払い方式

##### ⑧契約の有効期間

手続きの流れ



(5) 行政手続きに違反した場合の影響





## 6. 届出なかった場合の罰則や影響

### (1) 専利ライセンス契約届出手続きについて

中国「専利法実施細則」第14条、「専利実施許諾登録弁法」第5条の規定によると、専利ライセンス契約の発効日から3ヶ月以内に専利行政部門で届出手続きを行わなければならない。但し上記法律において、届出手続きを行わない罰則を規定していない。

また、届出を行わなくても、専利ライセンス契約の効力、専利ライセンスの法律関係などに影響を与えない。ただ、専利ライセンス契約を届出しない場合、善意の第三者を対抗できない。そのため、ライセンシーにとっては、自社の有効な専利実施権利を確保するために、届出を行ったほうがよい。

### (2) 技術輸出入届出手続きについて

専利ライセンス契約届出手続きと同様に、実務において技術輸出入届出手続きを行わない場合の罰則が規定していないが、法的リスクはないとはいえない。

例えば、「技術輸出入管理条例」(2020)43条によれば、輸出入禁止の技術を輸入又は輸出した場合、若しくは許可なしに無断で輸出入制限技術を輸出又は輸入した場合には、刑法の密輸罪、非法経営罪、国家秘密漏洩罪又はその他の罪の規定に従い、法により刑事的責任を追及する。

実務において、禁止技術、制限技術、自由技術のどちらに該当するかどうかは、一般的に国家が公布する、禁止技術・制限技術リストを参照して確認する。ただし、ライセンス契約を締結する企業などの判断は、必ずしも政府の判断と一致していない。もし、届出手続きをせず、禁止技術・制限技術を自由技術として誤って輸出入する場合、刑法違反になるリスクがあるため、事前に技術輸出入届出手続きを行い、一度公的機関からの審査を受けるほうが有利である。

なお、海外へロイヤルティを送金する際、現在の法令では技術輸出入届出を要件としないが、実務上、各地の銀行の要求が異なることもあり、場合によって、届け出の提出を要求される可能性がある。

## 三、著作権利用ライセンス契約届出手続きに関して

### 1. 法律根拠

#### (1) 「コンピューターソフトウェア保護条例」

(施行日：2013年3月1日 公布機関：国务院)

(2) 「コンピューターソフトウェア著作権届出管理弁法」

(施行日：2002年2月20日 公布機関：国家著作権局)

(3) 「国家著作権局が出版する外国図書の契約届出に関する通知」

(施行日：1995年2月1日 公布機関：国家著作権局)

## 2. コンピューターソフトウェア著作権許可届出

(1) 関連機関：中国著作権センター

(2) 提出主体：ソフトウェア著作権利用ライセンス契約当事者

(3) 提出書類：

①関連機関の要求に基づき記入した契約届出表；

②契約コピー；

③申請者身分証明。

## 3. 電子出版物著作権利用ライセンス契約（略）

## 4. 海外授権の図書に関する著作権利用ライセンス契約（略）

## 5. オーディオおよびビデオ製品著作権利用ライセンス契約（略）

## 6. 各種契約を届出なかった場合の影響

著作権に関わるライセンス契約を届出なかった場合、ライセンス契約には影響を与えないが、善意第三者を対抗できなくなる。また、一部地域の銀行では、著作権に関わるライセンス料を海外へ送金する場合、以上の届出手続きおよび税金納付の手続きに関する書類を審査する可能性がある。

## 四、「知的財産権対外譲渡活動に関する業務処理弁法（試行）」について

### 1. 趣旨と背景

「知的財産権対外譲渡活動に関する業務処理弁法（試行）」（2018）（以下は、「本弁法」という）のはじめに、本弁法の立法目的として、「全体的な国家安全観を徹底実行し、国家安全制度体系を完備化し、国家安全と重大な公共利益を保護し、知的財産権の対外的な譲渡秩序を適正化するために、国家安全、対外貿易、知的財産権などの関連法律法規に基づき、本弁法を制定した」

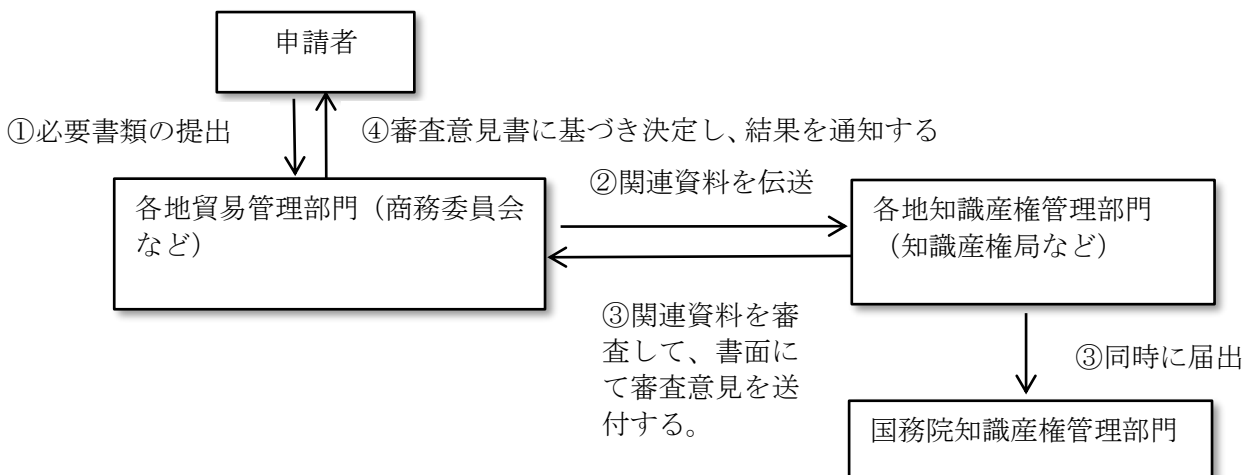
と説明している。この内容から見れば、本弁法は、知的財産権対外譲渡活動に関する新たな制度ではなく、国家安全のために、本来の知的財産権対外譲渡活動管理制度を更に強化し、国家安全に係る技術の不正流出を防止するという目的である。

2001年に公布された「技術輸出入管理条例」やその2011年修正版において、すでに技術輸出入に関する登録審査制度を規定した。ただし、「技術輸出入管理条例」の第9、10、32、33条などの規定は、国家安全を配慮するところがあるが、条例を制定する主たる目的は、技術輸出入への管理を規制し、経済や社会の発展を促進することである。

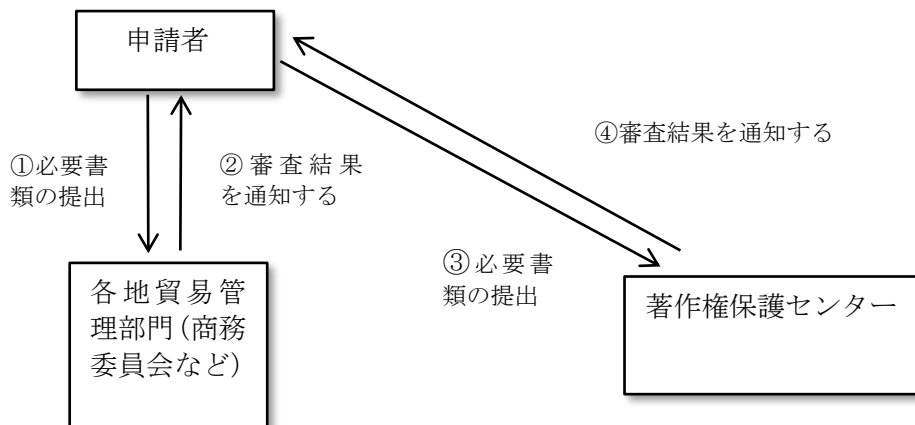
中国が保有している先端技術の件数の上昇や中米貿易戦の背景下で、自国の知的財産を保護し、国家安全に係る核心技術の不正流出を防止するために、本来の知的財産権対外譲渡管理制度を強化する緊急性と必要性があり、本弁法を制定した。

## 2. 審査の流れ

(1) 外国に輸出禁止、輸出制限の技術、専利、集積回路配置図を譲渡する場合、審査手続きの流れは下記の通りである。

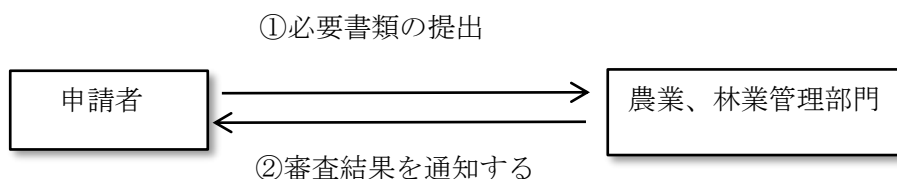


(2) 外国にソフトウェア著作権を譲渡する場合、手続きの流れは下記の通りである。



各地貿易管理部門が出した審査結果は不可の場合、著作権保護センターは、申請者が提出した名義変更など登録手続きを拒否する

(3) 動植物



### 3. ライセンス契約への影響

「知的財産権対外譲渡活動に関する業務処理弁法（試行）」の審査対象は、国家が公布された輸出禁止、輸出制限目録に該当する技術、専利、集積回路配置図、ソフトウェアなどの知的財産権である。そのため、中国で開発した技術、専利、集積回路配置図、及びソフトウェアなどをライセンス契約で外国に譲渡する場合、まずは、譲渡内容は、輸出禁止、輸出制限目録に該当するかどうかを自ら確認しなければならない。輸出禁止、輸出制限目録に該当しない場合、従来通り、第六章第一節の届出手続きを行えば宜しい。

「技術輸出入管理条例」において、禁止技術は輸出禁止、制限技術は許可証がある場合輸出できると規定しているが、実務において、制限技術の輸出も許可される可能性が低い。一旦輸出禁止、輸出制限目録に該当すると判断された場合、例え「知的財産権対外譲渡活動に関する業務処理弁法（試行）」がなくても、そもそも事実上、輸出できない状態のため、「知的財産権対外譲渡活動に関する業務処理弁法（試行）」がもたらす影響はそれ程高くないと考えられる。

「知的財産権対外譲渡活動に関する業務処理弁法（試行）」が公布されてから、実務において、技術や専利に関するライセンス契約について、従来のとおり、商務部門や知識産権局に届出が提

出されている。一部の商務部門に「本契約の譲渡内容は輸出禁止、輸出制限目録に該当しない」旨の誓約書の提出が要求されるが、過去の手続きと基本的に変わらない。

ソフトウェア著作権に関するライセンス契約は状況が異なる。従来の著作権登録は、ソフトウェア登録機構（著作権保護センター）に必要書類を提出すれば登録できる。また、専利や技術の譲渡と異なり、著作権保護センター、著作権内容に対する実質審査を行わない。「知的財産権対外譲渡活動に関する業務処理弁法（試行）」が公布された後、著作権保護センターだけではなく、商務部門による実質審査が必要となった。

## 第二節 ロイヤリティの送金手続き

中国政府は海外への送金に対する規制が厳しいので、送金先である日本企業（ライセンサー）は、送金をスムーズに受領するために、事前に送金に関連する制度を把握して、送金企業に協力する必要がある。

### (1) 取引の真実性と合法性を証明する資料

「中国外貨管理条例」の規定により、国際貿易におけるサービス、荷物などのよくある貿易項目に基づき海外へ送金する場合、「真実かつ合法的取引基礎」を有しなければならない。銀行などの金融機関を通じて海外に送金する際に、関連金融機関は、当該取引の真実と合法性を審査し、取引の真実と合法性を証明できる資料（契約書、税務証憑など）の提出を要求する。ロイヤリティを送金する際に、一般的に下記の書類が必要である。

#### 商標使用ライセンス契約

- ①契約書
- ②領収書または支払通知
- ③税務証憑
- ④商標主管部門発行の届出書

一部の銀行は、金額が少ない場合、上記の資料を提出せずに送金できるようになった。

#### 専利ライセンス契約について

- ①申請書
- ②契約書のコピー
- ③領収書または支払通知
- ④「技術輸入許可証」または「技術輸入契約登記証」
- ⑤「技術導入契約データ表」
- ⑥税務証憑
- ⑦専利主管部門発行の届出書
- ⑧会計事務所が発行する売上高の信憑性を証明する資料（支払金額が売上高に連動する場合）

#### ノウハウライセンス契約について

- ①書面申請書
- ②契約書
- ③領収書または支払通知
- ④「技術輸入許可証」または「技術輸入契約登記証」
- ⑤「技術導入契約データ表」
- ⑥税務証憑
- ⑦会計事務所が発行する売上高の信憑性を証明する資料（支払金額が売上高に連動する場合）

海外授権の図書に関する著作権利用ライセンス契約について

- ①書面申請書
- ②契約書
- ③「著作権契約届出済み」という判が捺印されている著作権利用ライセンス契約または契約届出の批准
- ④税務証憑

オーディオおよびビデオ製品著作権利用ライセンス契約について

- ①書面申請書
- ②領収書または支払通知
- ③契約書
- ④領収書または支払通知
- ⑤「著作権契約届出済み」という判が捺印されている著作権利用ライセンス契約または契約届出の批准
- ⑥オーディオおよびビデオ製品管理部門の発行した批准書類
- ⑦税務証憑

電子出版物著作権利用ライセンス契約について

- ①書面申請書
- ②契約書
- ③領収書または支払通知
- ④「著作権契約届出済み」という判が捺印されている著作権利用ライセンス契約または契約届出の批准

## ⑤税務証憑

### ソフトウェア利用ライセンス契約について

- ①書面申請書
- ②契約書
- ③領収書または支払通知
- ④「著作権契約届出済み」という判が捺印されている著作権利用ライセンス契約または契約届出の批准
- ⑤「技術輸入および設備輸入の契約届出發行証書」または「技術輸入許可証」または「技術輸入契約登記証」
- ⑥「技術導入契約データ表」
- ⑦税務証憑

実務において、各地の外貨管理機構や金融機構の規定はかならずしも一致していないため、送金する前に対応する外貨管理機構や金融機構などに確認したほうがよい。

## (2) 税務局への届出

「国家税務総局、国家外貨管理局のサービス貿易等項目対外支払税務登録関連問題に関する補充公告」(2021年第19号)第1条より、国内組織又は個人は、海外に1回5万ドルを超えて送金する場合、第3条が規定した状況を除いて、いずれも所在地の国税管理機関に税務届出手続きを行わなければならない。税務届出手続きを行う際に、下記の書類が必要である。

- ①捺印された契約書又は取引関連証憑のコピー（外文で作成された場合、その中文訳も提出する必要がある）
- ②サービス・貿易などの項目に関する対外支払い税務届出表

## (3) ライセンシーの源泉徴収義務

「国家税務総局の非居住者企業所得税源泉徴収関連問題に関する公告」(2018)から見れば、非居住者企業とライセンス契約を締結し、法律や行政法規の規定により源泉徴収義務を負う場合、源泉徴収義務の発生日から7日以内に、所在地税務署に源泉徴収申告及び納付手続きを行わな



ればならない。

## 第三節 相手方がライセンス契約に違反した場合の対応

### 一、事前の防止

契約の事後防衛はどのようなものであれ、すべて当事者が自己の権利を保護する最後の手段にすぎない。従って、契約締結時にライセンス使用の範囲、ロイヤリティの支払い方法、秘密保持義務、違約責任、第三者に対する責任、契約の有効期間、紛争の解決などの各条項を明確に約定しておくことが重要である。

### 二、証拠の収集

契約を締結した後、相手方が契約内容に違反した時、違約者の違約証拠、自己の約定遵守に関する証拠、自己が受けた損失等の各種証拠の保護および収集に注意しなければならない。場合によっては公証人の立会いで関連証拠を保全する手段もある。

### 三、専門家との相談

契約の相手方に契約違反または契約違反が生じる可能性があり、かつ、誠意を持って相手方と友好的な協議を経ても解決できない場合、出来る限り早期に関係専門家に相談し、法的手段によって問題を早急に解決するほうが良い。

## 第七章 まとめ

中国におけるライセンス、特に技術ライセンスに係る際の日本企業が注意すべき点は以下の通りである。

### 1、中国に輸出入する技術が禁止または制限された技術に属するか否かを確認すること。

現在中国では、外国に輸出入する技術を輸出入禁止類技術、輸出入制限類技術、輸出入自由類技術の3種類に分類している。中国商務部は輸出入禁止または輸出入制限した技術リスト<sup>90</sup>を制定し、そのリストに基づき技術輸出入に対して管理を行う。よって中国に技術を輸出入する際、当該技術が中国で禁止されている、または制限されている技術に属しているか否か確認しなければならない。

### 2、技術ライセンス契約締結の際、契約の中で技術の到達できる技術目標を明確に約定すること。

中国の現行の「技術輸出入管理条例」は、技術提供側が提供技術の性能に対して担保義務を負うことを要求している。即ち、技術提供側の提供する技術が契約に約定した目標に達することを保証しなければならない。それが達成できなかつた場合には技術提供側は違約責任を負うため、技術ライセンス契約締結の際、技術の到達できる目標に関する条項について、具体的実現性を明確に約定するべきである。

### 3、技術輸入の譲受人は契約に従い譲渡人の提供した技術を実施し、第三者の権利を侵害した場合の責任分担を明確に約定すること。

2019年の改正により、現行「技術輸出入管理条例」では、「技術輸入契約の譲受人が契約に従って譲渡人が提供した技術を使用した結果、他人の合法的權益を侵害する場合、その責任は譲渡人が負う。」<sup>91</sup>内容が削除された。現行法に基づいて、技術輸入の譲受人は契約に従い譲渡人の提供した技術を実施し、第三者の権利を侵害した場合の責任分担について、「民法典」第874条の規定した「譲受人又は被許諾者が約定に従って特許を実施し、ノウハウを使用して他人の合法的權益を侵害した場合、譲受人又は許諾者が責任を負うが、当事者が別途に約定がある場合を除く。」に従わなければならない。よって、責任分担を明確にするため、契約書において技術輸入の譲受人は契約に従い譲渡人の提供した技術を実施し、第三者の権利を侵害した場合の侵害責任の負担を明確に約定したほうがよい。約定がない場合、譲渡人が責任を負う。

また、国家知識産権局より2023年1月3日に公布された「専利権譲渡・専利実施許諾契約テンプレート及び締結に関するガイドライン（意見募集稿）」における参考様式では、受諾者が契約に

<sup>90</sup> 「中国輸入禁止・輸入制限技術リスト」（2021年改正）、「中国輸出禁止・輸入制限技術リスト」（2019年改正・2020年調整）を参照。

<sup>91</sup> 「技術輸出入管理条例」（2011年改正）第24条第3項を参照。

従い譲渡者の提供した技術を実施するに際し第三者の権利を侵害しないことが譲渡者の保証事項として列挙されている。これはガイドラインとして、参考の契約フォームを提供したが、強制規定ではない。つまり、当事者は民法典に基づき、第三者の権利を侵害した場合の侵害責任の負担を自由に約定することができる。国家知識産権局による参考書式を利用する際に、この点を双方の交渉状況に応じて、調整する必要があるか、きちんと確認したほうがよい。

#### 4、技術輸入契約の有効期間内に、当事者双方が後続の改良技術成果の帰属について平等的に約定したほうがよい。

2019年の改正により、現行「技術輸出入管理条例」では、「技術輸入契約の有効期間内に、改良した技術は改良した側に帰属する。」<sup>92</sup>内容が削除された。現行法に基づいて、後続の改良技術成果の帰属について、「民法典」第 875 条の規定した「当事者は互惠の原則に従い、特許の実施、ノウハウの使用に係る後続の改良技術成果の共有方法を契約書に約束することができる。約束がないか、約束が明確ではなく、本法第 510 条<sup>93</sup>の規定に基づいて確定できない場合、一方が後続に改良した技術成果は、他の各当事者は共有する権利がない。」に従わなければならない。よって、後続の改良技術成果の帰属を明確にするため、各方当事者が協議した上、契約書において改良技術成果の帰属を明確に約定したほうがよい。

また、「最高人民法院による技術契約紛争事件審理の法律適用における若干問題に関する解釈」第 10 条によれば、「当事者の一方が契約目的の技術に基づいて新たな研究開発を行うことを制限、若しくは、改良された技術の使用を制限する、又は、双方の改良技術交換の条件が不平等である場合。これには一方が自ら改良した技術を他方に無償で提供することを要求する、相互利益とならない技術譲渡、当該改良技術の知的財産権を無償で独占又は共有することを含む。」との情状は、民法典第 850 条にいう「技術の違法独占」に該当すると規定されている。すなわち、改良を制限するか、双方の改良技術交換の条件が不平等であるとの約定は無効であると判断される可能性が高い。

よって、改良技術成果の帰属について、双方は平等的に約定したほうがよい。

#### 5、技術契約締結時、契約に含むことのできない以下の制限性条項に注意すること。

- (1) 技術輸入にとって必要不可欠とはいえない付帯条件（必須ではない技術、原材料、製品、設備又は役務の購入を含む）の受入を技術受入側に要求するもの。
- (2) 特許権の有効期間が満了し、又は特許権の無効が宣告された技術について、使用費の支払又は関連する義務の負担を技術受入側に要求するもの。

<sup>92</sup> 「技術輸出入管理条例」(2011年改正)第 27 条を参照。

<sup>93</sup> 「民法典」第 510 条によれば、契約が発効した後、当事者は品質、代金または報酬、履行場所などの内容について約束がなく、または約束が明確でない場合、協議して補充することができる。補充協議を達成できない場合は、契約関連条項または取引習慣に基づいて確定する。

- (3) 技術受入側が供与側の供与した技術を改良することを制限し、又は受入側がその改良した技術を使用することを制限するもの。
- (4) 技術供与側の供与した技術と類似の技術若しくはこれと競合する技術を、受入側が他の供給源から入手することを制限するもの。
- (5) 技術受入側が原材料、部品、製品又は設備を購入するルート又は供給源を不合理に制限するもの。
- (6) 技術受入側の製品の生産数量、品種又は販売価格を不合理に制限するもの。
- (7) 技術の受入側が輸入した技術を利用して生産した製品の輸出ルートを不合理に制限するもの。

## 6、ライセンス契約届出の必要性

中国は自由輸入技術に対して契約届出登記管理を行っている。契約の登記は自由輸入に属する技術に対する審査認可手続きではなく、一種の形式上の管理だけである。当該管理過程で、法律は国务院外経貿主管部門の行為に対しても厳格な制限を行っており、関係書類を受領後3営業日以内に必ず技術輸出契約を登記し、技術輸出登記証を発行するよう要求している。申請人は技術輸出契約登記証により外貨為替、銀行、税務、税関などの関係手続きを行う。日本に送金する際に、特に金額が5万米ドルを超えた場合、ライセンス契約を商務部門で登記した証憑の提出を銀行から求められる可能性が高いため、ライセンス契約を登記しなければ、中国企業が高額の技術使用料を日本企業に送金することはできないおそれがある。

また、専利権ライセンス及び商標権ライセンスについて、法律に基づき、国家知識産権局に届出しなければならないが、届出をしなくても、ライセンス契約の効力に影響を与えない。しかし、届出は善意の第三者に対抗できる要件である。しかも、実施許諾に関するロイヤリティを海外に送金する場合、届出証明を銀行に提出するよう要求される可能性がある。また、届出の証明は実施許諾契約が存在することを証明する有力な証拠で、当事者は契約届出の証明を示せば、被許諾者が差止請求及び損害賠償請求を行う際、すなわち訴訟又は行政摘発などの手続を行う場合に相当便利である。

## 7、技術契約の参照書類

前述の通り、中国国家知識産権局より2023年1月3日「専利権譲渡・専利実施許諾契約テンプレート及び締結に関するガイドライン（意見募集稿）」が公布された。当該ガイドラインが正式発表された後、中国企業と専利権譲渡・専利実施許諾契約を締結する際、当該テンプレート及びガイドラインを参照することができる。ただし、当該テンプレートには複数の状況を記載して、選択するような内容があるため、利用される際、当事者間の交渉内容に応じて、契約書内容に不適切などところがないかを細心をかけて確認したほうがよい。

また、ジェトロが2022年3月に、日本企業が中国において現地企業等と提携してイノベーションを創造する際の知的財産に関する契約上のポイントをまとめた「日中オープン・イノベーション知財マニュアル」を発表した。当該マニュアルには、新素材に係る「秘密保持契約」、「技術検証（PoC）契約」、「共同研究開発契約」、「ライセンス契約」、AIに係る「秘密保持契約」、「技術検証（PoC）契約」、「共同研究開発契約」、「利用契約」のテンプレートがあり、契約上のポイント、留意点などをまとめた契約書逐条解説もあり、関連契約書を締結する際、同マニュアルも参照できる。

今後、日中企業間のライセンス取引はますます増えるであろうと思われ、本報告書は技術・商標ライセンスを中心にして、ライセンスの交渉技術、契約の締結、使用料の算定、契約届出の手続き、営業秘密の保持など方面の内容を紹介した。日本企業の中国での事業展開の際の一助となることを希望する。

## 付録 1 專利實施許諾契約書(CN)

### 專利實施許可合同

許可方 \_\_\_\_\_

通訊地址 \_\_\_\_\_

被許可方 \_\_\_\_\_

通訊地址 \_\_\_\_\_

簽訂地點

簽訂日期            年    月    日

有效期限至        年    月    日

本專利實施許可合同（“**本合同**”）由以下雙方於\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日（“**簽署日**”）  
在\_\_\_\_\_（“**簽署地**”）簽訂：

許可方：\_\_\_\_\_（“**許可方**”）

通訊地址：\_\_\_\_\_

郵政編碼：\_\_\_\_\_

法定代表人：\_\_\_\_\_

聯繫人：\_\_\_\_\_

電話：\_\_\_\_\_

郵箱：\_\_\_\_\_

被許可方：\_\_\_\_\_（“**被許可方**”）

通訊地址：\_\_\_\_\_

郵政編碼：\_\_\_\_\_

法定代表人：\_\_\_\_\_

聯繫人：\_\_\_\_\_

電話：\_\_\_\_\_

郵箱：\_\_\_\_\_

許可方、被許可方單獨稱“**一方**”，合稱“**雙方**”。

鑒於：

1. 許可方為許可專利(定義見第一條)的\_\_\_\_\_ (權利人/權利人的委託人/分許可人)。

2. 被许可方希望获得许可而实施许可专利。
3. 许可方同意向被许可方授予所请求的许可。

---

---

---

经过平等协商，双方一致同意签订本合同如下：

## **第一条 名词和术语（定义条款）**

在本合同中，除非双方另有书面约定，以下术语应具有如下含义：

1. “本合同”“签署日”“签署地”“许可方”“被许可方”“一方”以及“双方”应具有前言所规定的含义。
2. “许可专利”“许可期限”“许可区域”“许可技术领域”“许可实施行为”“许可技术秘密”应具有本合同第二条所规定的含义。
3. “普通实施许可”是指许可方在约定许可实施许可专利的范围内许可他人实施该许可专利，并且可以自行实施该许可专利。
4. “排他实施许可”是指许可方在约定许可实施许可专利的范围内，将该许可专利仅许可一个被许可方实施，但许可方依约定可以自行实施该许可专利。
5. “独占实施许可”是指许可方在约定许可实施许可专利的范围内，将该许可专利仅许可一个被许可方实施，许可方依约定不得实施该许可专利。
6. “分许可”是指被许可方经许可方同意将本合同涉及的许可专利许可给包括关联方在内的第三方。
7. “许可费”“许可产品”应具有本合同第三条所规定的含义。
8. “技术资料”“验收标准”应具有本合同第四条所规定的含义。
9. “技术服务”“培训”应具有本合同第五条所规定的含义。
10. “保密信息”应具有本合同第六条所规定的含义。
11. “不可抗力事件”应具有本合同第十一条所规定的含义。

本合同项下的其他术语及其含义以附件准。

## **第二条 许可的授予**

1. 许可专利

本合同项下的许可专利（“许可专利”）以以下第\_\_\_\_种方式确定（单选）：

- (1) 本合同项下的许可专利是指名称为\_\_\_\_\_的发明创造，其专利申请号为\_\_\_\_\_，公开(公告)号为\_\_\_\_\_。许可专利的专利类型为\_\_\_\_\_（外观设计专利/实用新型专利/发明专利）。许可专利的申请日为\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日。截止至本合同签署日，许可专利的状态为\_\_\_\_\_（已取得授权/尚在申请中）。
- (2) 本合同项下的许可专利是指本合同附件所列明的发明创造，本合同项下的许可专利合计\_\_\_\_件。
- (3) \_\_\_\_\_

## 2. 许可的方式与范围

在符合本合同的前提下，针对许可专利，许可方特此授予被许可方一项以（普通实施许可/排他实施许可/独占实施许可）方式作出的专利实施许可，该许可受限于以下条件：

- (1) 被许可方应在本合同约定的许可期限（“许可期限”）内实施许可专利，本合同约定的许可期限为\_\_\_\_\_；
- (2) 被许可方应在本合同约定的许可区域（“许可区域”）范围内实施许可专利，本合同约定的许可区域为\_\_\_\_\_；
- (3) 被许可方应在本合同约定的技术领域（“许可技术领域”）范围内实施许可专利，本合同约定的许可技术领域为\_\_\_\_\_；
- (4) 被许可方应当遵守本合同第二条第4款关于分许可的约定；
- (5) 其他根据本合同约定被许可方应当遵守的条件。

## 3. 许可实施行为

针对许可专利，根据本合同取得的专利实施许可，被许可方可以开展以下第\_\_\_\_项所示的实施行为（“许可实施行为”）（可多选）：

- (1) 为生产经营目的制造、使用、许诺销售、销售、进口落入许可专利保护范围的产品。
- (2) 为生产经营目的使用许可专利方法。
- (3) 为生产经营目的使用、许诺销售、销售、进口依照许可专利方法直接获得的产品。
- (4) 为生产经营目的制造、许诺销售、销售、进口落入许可专利（当许可专利为外观设计专利时）保护范围的产品。
- (5) \_\_\_\_\_

## 4. 分许可

在符合本合同的前提下，针对许可专利的分许可事宜，双方同意根据以下第\_\_\_\_项所示安排处理（单选）：



- (1) 未经许可方事先书面同意, 被许可方不得向任何第三方授予关于许可专利的任何分许可。
- (2) 被许可方无需事先取得许可方书面同意即有权向被分许可方授予分许可, 该分许可不得超出本合同第二条约定的方式和范围, 在此基础上:  
 前述被分许可方应当仅限于双方约定的范围内, 即\_\_\_\_\_;  
 前述分许可应当仅限于双方约定的期限内, 即\_\_\_\_\_;  
 前述分许可应当仅限于双方约定的区域及技术领域内, 即\_\_\_\_\_;  
 前述分许可应当仅以双方约定的方式作出, 即\_\_\_\_\_ (普通实施许可/排他实施许可/独占实施许可)。
- (3) 被许可方在进行分许可时, 应保证被分许可方也遵守与本合同第 6~8 条中被许可人所承担的相同的义务。

#### 5. 许可技术秘密 (选填)

除许可专利外, 许可方还以\_\_\_\_\_ (普通实施许可/排他实施许可/独占实施许可) 方式许可被许可方根据本合同使用双方约定的技术秘密 (“许可技术秘密”)。

- (1) 前述许可技术秘密包括 (可多选): \_\_\_\_\_
  - ①. 许可方根据本合同第四条提供的技术资料信息;
  - ②. 许可方根据本合同第五条提供技术服务与培训过程中提供的技术秘密信息;
  - ③. 本合同附件二表格所示的技术秘密信息;
  - ④. \_\_\_\_\_。
- (2) 被许可方应在下述第\_\_项所确定的期限内使用许可技术秘密 (单选):
  - ①. 许可专利的许可期限;
  - ②. \_\_\_\_年\_\_月\_\_日至 \_\_\_\_年\_\_月\_\_日;
  - ③. \_\_\_\_\_。
- (3) 被许可方应在下述第\_\_项所确定的区域内使用许可技术秘密 (单选):
  - ①. 许可专利的许可区域;
  - ②. \_\_\_\_\_。
- (4) 被许可方应在下述第\_\_项所确定的技术领域内使用许可技术秘密 (单选):
  - ①. 许可专利的许可技术领域;
  - ②. \_\_\_\_\_。
- (5) 被许可方可以下述第\_\_项所确定的形式使用许可技术秘密 (单选):
  - ①. 与许可专利的许可实施行为一致;
  - ②. \_\_\_\_\_。
- (6) 关于许可技术秘密的分许可事宜, 双方同意根据下述第\_\_项所确定的规则处理 (单选):
  - ①. 与本合同第二条第 4 款确定的规则一致;
  - ②. 未经许可方事先书面同意, 被许可方不得向任何第三方授予关于许可技术秘密的任何分许可;
  - ③. \_\_\_\_\_。

### 第三条 许可费及支付方式

## 1. 许可费及支付方式

作为取得本合同第二条所述许可的对价，被许可方同意根据以下第\_\_\_\_\_项约定的付款方式支付许可费（“许可费”）（可多选）：

### (1) 固定费用支付

被许可方应当支付给许可方的固定费用共计\_\_\_\_\_元，被许可方应按照以下第\_\_\_\_\_种方式支付固定费用（单选）：

- ①. 一次性付款：截止至\_\_\_\_\_日前，被许可方向许可方支付全部许可费，即\_\_\_\_\_元。
- ②. 分期付款：  
    第一笔付款：截止至\_\_\_\_\_日前，被许可方向许可方支付许可费的\_\_\_\_\_%，即\_\_\_\_\_元。  
    第二笔付款：截止至\_\_\_\_\_日前，被许可方向许可方支付许可费的\_\_\_\_\_%，即\_\_\_\_\_元。  
  
    最终付款：截止至\_\_\_\_\_日前，被许可方向许可方支付全部剩余许可费，即\_\_\_\_\_元。

### (2) 里程碑费用支付

被许可方应根据附件所列明的付款条件，在相应成就达成时根据附件所示的步骤向许可方支付里程碑费用。

### (3) 提成费用支付

本合同所称的许可产品（“许可产品”）是指双方根据附件四所列许可产品清单或双方约定确认方式所确认的产品。被许可方应按照以下第\_\_\_\_\_种方式支付提成费用（单选）：

- ①. 销售额提成费用：自许可产品首次销售发生之日起，被许可方应\_\_\_\_\_（每年/每六个月/每月/……）向许可方支付\_\_\_\_\_（当年/前六个月/当月/……）许可产品净销售额的\_\_\_\_\_%作为销售额提成费用。
- ②. 利润额提成费用：自许可产品首次销售发生之日起，被许可方应\_\_\_\_\_（每年/每六个月/每月/……）向许可方支付\_\_\_\_\_（当年/前六个月/当月/……）许可产品净利润额的\_\_\_\_\_%作为利润额提成费用。
- ③. 入门费和\_\_\_\_\_（销售额/利润额）提成费用：截止至\_\_\_\_\_日前，被许可方应先向许可方支付入门费\_\_\_\_\_元，随后依据上述第\_\_\_\_\_种方式向许可方支付相应的提成费用。
- ④. \_\_\_\_\_

被许可方应当保存足够详细、完整和准确的账目记录，包括财务账目、生产账目、运输账目等，以确保许可方可对被许可方提成费用支付义务的履行情况进行审计。在经许可方合理事先通知的情况下，被许可方应当向许可方或许可方委派的代表开放该等记录以供许可方审计，该等审计权可以由许可方自行进行或委托独立注册会计师行使。如果审计的最终结果表明被许可方实际向许可方支付的费用少于被许可方应向许可方支付的费用，许可方有权要求被许可方支付相应差额，若该等差额超过被许可方应当向许可方支付的费用\_\_\_\_\_%，则被许可方还应当承担审计所产生的费用。

(4) 其他费用支付形式

\_\_\_\_\_

2. 国际结算方式（选填）

由于本合同涉及跨境国际支付，双方一致同意按照\_\_\_\_\_（国际汇付/国际托收/国际信用证/国际保理）结算方式结算许可费，具体安排如下：

\_\_\_\_\_

3. 支付账号

被许可方应当按照上述支付方式将许可费支付至许可方账号或以现金方式支付给许可方。许可方可开户银行、开户名称和账号如下：

开户名称：\_\_\_\_\_

开户银行：\_\_\_\_\_

账号：\_\_\_\_\_

4. 涉及多个专利权人共有许可专利的许可费用的分配方案，应以下第\_\_\_\_\_种方式确定（单选）：

- (1) 专利权人\_\_\_\_\_分配比例为\_\_\_\_\_%，即\_\_\_\_\_元；专利权人\_\_\_\_\_分配比例为\_\_\_\_\_%，即\_\_\_\_\_元；专利权人\_\_\_\_\_分配比例为\_\_\_\_\_%，即\_\_\_\_\_元。
- (2) 共有许可专利的专利权人通过自行协商方式，另行约定许可专利许可费用的分配方案。
- (3) \_\_\_\_\_

**第四条 技术资料的交付与验收（选填）**

1. 技术资料的确

许可方应当根据本合同约定向被许可方提供技术资料（“技术资料”），本合同项下的技术资料通过以下第\_\_\_\_\_种方式确定（单选）：

- (1) 技术资料指截止至签署日许可方所持有的全部与许可专利相关的文件，包括但不限于：  
①图纸、技术规格、制造规范和标准以及其他许可产品的制造组装、现场安装、

调试、操作和维护文件；

②拟采购的组件和材料的清单、采购标准和采购所需的必要信息；及

③许可产品及其主要组件的技术性能的详细说明。

(2) 技术资料以双方在附件中确认的清单为准。

(3)

---

---

---

## 2. 技术资料的交付

许可方应当根据以下第\_\_\_\_\_项的约定交付技术资料（单选）：

(1) 许可方应在\_\_\_\_\_日前，在\_\_\_\_\_以\_\_\_\_\_方式，向被许可方交付全部技术资料。

(2) 技术资料的交付安排以双方在附件中确认的流程为准。

(3)

---

---

---

## 3. 技术资料的验收

被许可方应在收到交付的技术资料后的\_\_\_\_\_日内\_\_\_\_\_（自行/委托具备相应资质的第三方机构）对技术资料进行验收，许可方应当予以积极配合。

双方同意，技术资料的验收标准（“**验收标准**”）根据以下第\_\_项的约定确定（单选）：

(1) 技术资料应当确保被许可方可以实施许可专利以及使用许可技术秘密(如涉及)。

(2) 技术资料应当符合附件中约定的标准。

(3)

---

经验收符合验收标准的，被许可方应向许可方提供验收合格的书面凭证；被许可方验收发现技术资料全部或部分不符合验收标准的，应按照以下第\_\_\_\_\_项约定处理（单选）：

(1) 被许可方应及时通知许可方验收不合格及相关原因，许可方应在收到验收不合格的通知之日起\_\_\_\_\_日内对该等验收不合格进行补救。一旦完成该等补救行动，许可方应将补救技术资料提交被许可方再次验收，直至验收合格为止。

(2) 被许可方应及时通知许可方验收不合格及相关原因，许可方应在收到验收不合格的通知之日起\_\_\_\_\_日内对该等验收不合格进行补救。一旦完成该等补救行动，许可方应将补救技术资料提交被许可方再次验收，如第\_\_\_\_\_次验收仍然不合格的，被许可方有权终止本合同，同时许可方返还被许可方已支付的许可费并赔偿被许可方部分损失。

(3) 被许可方有权终止本合同，同时许可方返还被许可方已支付的许可费并赔偿被许可方部分损失。

(4)

---

4. 与验收相关的所有费用由\_\_\_\_\_承担。  
(许可方单独/被许可方单独/双方共同/……)

**第五条 技术服务与培训 (选填)**

1. 技术服务

许可方应根据本合同向被许可方提供第\_\_\_\_\_项所示的技术服务 (“**技术服务**”) (单选):

- (1) 技术服务的内容以及提供方式以附件为准。  
(2) \_\_\_\_\_

2. 培训

许可方应根据本合同向被许可方提供第\_\_\_\_\_项所示的培训 (“**培训**”) (单选):

- (1) 许可方在合同生效后\_\_\_\_\_日内负责向被许可方传授许可技术秘密, 并解答被许可方提出的有关实施许可技术秘密的问题。  
(2) \_\_\_\_\_

3. 许可方完成技术服务或培训后, 双方验收合格共同签署验收证明文件。

4. 技术服务或培训期间为\_\_\_\_\_, 双方当事人可根据需要协商延长该期间。

5. 技术服务或培训过程中发生的各项费用由\_\_\_\_\_承担。

**第六条 保密条款**

1. 本合同项下的保密信息 (“**保密信息**”) 以以下第\_\_\_\_\_种方式确定 (单选):

- (1) 保密信息是指一方 (以下简称 “**披露方**”) 以口头、书面或其他方式直接或间接向另一方 (以下简称 “**接收方**”) 披露的所有信息; 该等信息包括但不限于本协议各条款的具体内容、本协议的签署及履行情况 (不包括经双方协商同意后通过专利许可行政备案等方式所公开的信息) 以及披露方所披露的技术资料和其它与财务、商业、业务、运营或技术相关的非公开信息。

保密信息不包括: (1) 非因接收方的披露而为或成为公众所知的信息; (2) 在披露方披露以前, 已为接收方正当知晓的信息; (3) 接收方从第三方处合法获取的信息, 且不违反任何保密限制或保密义务; 以及 (4) 由接收方或代接收方独立开发而未使用任何保密信息或者违反接受在本协议项下任何义务的信息。

- (2) \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

2. 除非获得披露方事先书面同意或本合同另有约定，(1)接收方应严守披露方的保密信息，并采取一切必要保密措施和保密制度予以保护；(2)接收方不得以履行本合同义务之外的任何目的使用保密信息；(3)不得向任何接收方之外的第三方披露或泄露本合同下的保密信息。
3. 接收方只能为履行本合同规定的其义务或行使本合同规定的其权利而使用任何该等保密信息。
4. 接收方只能在履行本合同规定的其义务和行使本合同规定的其权利的必要范围内，向\_\_\_\_\_（关联方/雇员/董事/代理/承包商/咨询人/顾问/……）仅在需要知道的范围内披露披露方的保密信息，上述人员必须与接收方签订保密协议并遵守与本条规定相符的保密和不使用义务。
5. 本合同执行完毕或因故终止、变更的，接收方应立即将披露方的所有保密信息归还披露方或销毁，同时，接收方应向披露方提供由接收方授权代表签署的关于返还或销毁的书面证明。
6. 本合同规定的保密义务自本合同签订之日起\_\_\_\_\_年有效。
7. 即使在本合同终止、解除等任何情况下，合同当事人也应履行本合同规定的保密义务。

#### **第七条 后续改进成果的提供与分享**

1. 双方有权在许可专利以及许可技术秘密的基础上进行后续改进，由此产生的技术成果在本协议中称为“**改进成果**”。双方对形成的改进成果按以下第\_\_\_\_\_项的约定处理（可多选）：
  - (1) 一方对所完成的改进成果，应在成果完成后\_\_\_\_\_内通知另一方。
  - (2) 对于一方单独完成的改进，包括申请专利的权利在内的所有权益由该方单独享有。
  - (3) 对于一方单独完成的改进，另一方具有同等条件下\_\_\_\_\_（优先获得许可/优先购买/免费使用/……）的权利。
  - (4) 对于双方共同完成的改进，包括申请专利的权利在内的所有权益由双方共同享有。
  - (5) 对于双方各自完成的改进，双方互相提供就各自改进向另一方的交叉许可。
  - (6) \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_
2. 改进成果还未申请专利时，另一方若知晓该改进成果的，对该改进成果承担保密义务，未经许可不得向他人披露、许可或转让该改进成果。

#### **第八条 陈述与保证**

1. 许可方特此作出以下第\_\_\_\_\_项所示的陈述与保证（可多选）：
  - (1) 截至本合同签署日，许可方拥有许可和披露许可专利或许可技术秘密的完整权利。
  - (2) 许可专利或许可技术秘密不附带将会影响或限制本合同项下的许可方许可的任何权利负担，且不存在与任何第三方签订的合同将影响或限制其在本合同项下的许可。

- (3) 被许可方根据本合同对许可专利或许可技术秘密的实施不侵犯任何第三人的合法权利。
- (4) 许可方并未收到有关任何主张、起诉、诉讼或法律程序的任何通知或威胁，并未知晓或有理由知晓任何信息，将会：(a) 导致任何被许可专利的任何权利要求无效或不可执行；或 (b) 导致被许可专利中包括的任何专利申请的任何权利要求未能被授予或与其目前申请的范围相比受到严重限制或局限。
- (5) 在本合同有效期内，许可方应按照被许可方所在国专利局的有关规定对许可专利按时缴纳专利维持费，以保持许可专利的有效性。
- (6) \_\_\_\_\_

2. 被许可方特此作出以下第\_\_\_\_项所示的陈述与保证（可多选）：

- (1) 在本合同有效期内，被许可方应当根据本合同约定积极实施许可专利或许可技术秘密。被许可方在合同签订后的\_\_年内未实施的，许可方可以解除本合同。但是，因\_\_\_\_理由未能实施的，双方当事人可以就是否需要解除合同进行协商。
- (2) 在本合同有效期内，被许可方应当积极配合许可方完成本合同的备案。
- (3) \_\_\_\_\_

**第九条 技术进出口管制（选填）**

双方均已就本合同项下的许可专利以及许可技术秘密的进出口管制情形尽到审慎调查义务，同意本合同项适用以下第\_\_\_\_种情形并履行相应义务（单选）：

- (1) 本合同项下的许可专利以及许可技术秘密不属于进出口国禁止进出口的技术，也不存在其他违反中华人民共和国或相关国家法律关于技术进出口管制规定的情形。
- (2) 本合同项下的许可专利以及许可技术秘密属于进出口国限制进出口的技术，双方应秉承诚实信用原则，按照相关行政部门的要求互相配合，及时依法办理相关进出口审批等手续。
- (3) 本合同项下的许可专利以及许可技术秘密属于进出口国自由进出口的技术，双方应当按照相关行政部门的要求互相配合，及时依法办理合同登记管理等手续。
- (4) \_\_\_\_\_

**第十条 知识产权侵权应对及共同维权**

1. 如果有第三针对许可专利或许可技术秘密的实施提出任何侵权控诉的，首先得到通知的一方，应立即通知另一方，双方同意按照以下第\_\_项的约定处理（单选）：

- (1) 许可方应当协助被许可方参与应诉和协助抗辩以尽量帮助被许可方根据本合同获得的许可技术以及许可技术秘密实施不受影响，但被许可方违背本合同约定方式实施导致的侵权除外。许可方接到通知后\_\_\_\_\_日内不做应诉表示或放弃应诉的，视为将应诉权利转移给被许可方。
- (2) 由许可方参与应诉和抗辩并承担可能的侵权责任，同时赔偿被许可方因此遭受的损失。
- (3) 由被许可方进行应诉和抗辩，并承担对第三人的侵权责任。
- (4) \_\_\_\_\_

上述产生的所有费用由\_\_\_\_\_。  
(许可方单独/被许可方单独/双方共同/……) 承担。

2. 如果一方得知第三方涉嫌或可能侵犯任何许可专利或许可技术秘密，应立即通知另一方，双方同意按照以下第\_\_\_\_\_项的约定处理（单选）：
- (1) 由许可方与侵权方进行交涉，或负责向管理专利工作的部门提出请求或向人民法院提起诉讼，被许可方应当予以协助。
  - (2) 由许可方在其合理确定的期限内，与侵权方进行交涉，或负责向管理专利工作的部门提出请求或向人民法院提起诉讼。上述期限届满，被许可方有权在许可方合理确定的适当范围内，与侵权方进行交涉，或负责向管理专利工作的部门提出请求或向人民法院提起诉讼。
  - (3) 被许可方有权首先在许可方合理确定的适当范围内，与侵权方进行交涉，或负责向管理专利工作的部门提出请求或向人民法院提起诉讼，而许可方有权由许可方所选定的律师代理其参与该等程序。如果被许可方以书面形式通知许可方其不会提起该等程序，则许可方有权在与被许可方协商后，在其合理确定的适当范围内，与侵权方进行交涉，或负责向管理专利工作的部门提出请求或向人民法院提起诉讼。
  - (4) \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

维权所得收益由\_\_\_\_\_。  
(许可方单独/被许可方单独/双方共同/……) 享有，所发生的费用由  
(许可方单独/被许可方单独/双方共同/……) 承担。

### 第十一条 专利权被宣告无效的处理

1. 在许可期限内，许可方的专利权被生效无效决定宣告全部无效时，双方同意按照以下第\_\_\_\_项所示规定处理（可多选）：
- (1) 如无明显违反公平原则，且许可方无恶意给被许可方造成损失，则许可方无需向被许可方返还许可费。
  - (2) 如因许可方原因给被许可方造成损失，或明显违反公平原则，许可方应返还全部许可费，本合同终止。
  - (3) \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

### 第十二条 不可抗力

1. 本合同任何一方均无需因超出其合理预见、控制、克服或避免的原因导致其违反或无法履行本合同项下的任何义务而承担责任，这些原因可能包括禁运、战争、战争行为（无论是否宣战）、恐怖主义行为、叛乱、骚乱、内乱、罢工、停工、流行性疫病或其他劳资纠纷、火灾、



洪水、地震、或者其它自然事件，或任何政府当局或另一方的作为、不作为或延误（“不可抗力事件”）。

2. 当不可抗力事件发生，双方同意按照以下第\_\_\_\_项所示规定处理（可多选）：

- (1) 任一方在得知不可抗力事件后应立即向另一方发出通知，该等通知包含不可抗力的细节、程度、影响以及\_\_\_\_\_等。
- (2) 任一方在得知不可抗力事件后应及时采取一切必要合理的努力采取适当措施减轻损失。
- (3) 若因不可抗力事件导致任一方无法按照本合同约定履行义务的，无法履行本合同义务的一方应向另一方提供关于合同不能履行的书面证明，且该证明需要明确表明该一方确实不适合履行本合同。双方应友好协商在另行确认的时间继续履行本合同约定之内容。
- (4) 如果不可抗力事件致使违反或无法履行本合同项下的任何义务持续\_\_日以上，则任何一方均有权终止本合同。对于不可抗力事件造成本合同的终止，任何一方均不向另一方承担任何责任。
- (5) \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

### 第十三条 违约与损害赔偿

如任何一方未能履行其在本合同下的义务，则违约方应对守约方因此遭受的任何和所有损害和经济损失承担相应责任。

许可方违反本合同第\_\_\_\_条约定的，应当承担\_\_\_\_\_的违约责任。

被可方违反本合同第\_\_\_\_条约定的，应当承担\_\_\_\_\_的违约责任。

### 第十四条 税费

双方应当按照法律的规定，各自独立承担法律对其所规定的各项纳税义务。

### 第十五条 争议解决

1. 双方同意按照以下第\_\_\_\_项确定本合同所适用法律（单选）：

- (1) 本合同适用中华人民共和国法律。
- (2) 本合同属于涉外专利实施许可合同，双方同意适用\_\_\_\_\_国/地区（合同履行地、合同签署地、某个中立国家或地区的法律、双方所在地法律……）法律。

2. 在履行本合同过程中发生争议的，双方应当友好协商解决。双方协商不成的，任何一方可采取以下第\_\_\_\_\_种方式处理（单选）：

- (1) 提请\_\_\_\_\_进行调解处理；
- (2) 向\_\_\_\_\_（许可方所在地/被许可方所在地/本合同签署地/本合同履行地……）具有管辖权的人民法院提起诉讼；
- (3) 提请\_\_\_\_\_仲裁委员会仲裁。

## 第十六条 合同的生效、变更与终止

- 1. 本合同自双方签字盖章之日起生效。本合同一式\_\_\_份，双方各持\_\_\_份，另有一份用于专利实施许可合同备案、一份用于技术合同认定登记，每份具有同等法律效力。
- 2. 本合同内容的任何修改或变更必须由双方书面签署同意。
- 3. 除本合同另有约定外，如果一方违反本合同约定的义务，另一方有权书面通知违约方要求其履行本合同约定的义务，并承担相应责任。如果违约方在收到书面通知\_日内仍未履行相关义务，那么守约方有权书面通知违约方终止本合同。
- 4. 各方确认，本合同以及本合同中提及的任何文件组成了双方之间就本合同项下合作事项而达成的完整的合同，且本合同取代了双方在之前就该项事项所达成的或存在于双方之间的所有口头或书面的安排、合同、草案、保证、陈述或谅解。

许可方签章

被许可方签章

许可方法人代表签章

被许可方法人代表签章

年 月 日                      年 月 日

## 付録 2 専利実施許諾契約書(JP)

### 専利実施許諾契約書

許諾者 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

被許諾者 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

締結地

締結日           年    月    日

有効期限           年    月    日まで

本専利実施許諾契約（以下、「本契約」という）以下の双方より、\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
（「締結日」）に、\_\_\_\_\_（「締結地」）で締結する。

許諾者：\_\_\_\_\_（“許諾者”）

住所：\_\_\_\_\_

郵便番号：\_\_\_\_\_

法定代表者：\_\_\_\_\_

連絡者：\_\_\_\_\_

電話番号：\_\_\_\_\_

メールアドレス：\_\_\_\_\_

被許諾者：\_\_\_\_\_（“被許諾者”）

住所：\_\_\_\_\_

郵便番号：\_\_\_\_\_

法定代表者：\_\_\_\_\_

連絡者：\_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

メールアドレス： \_\_\_\_\_

許可者、被許可者は単独で「一方」という、共同で「双方」という。

- (1) 許可者は許諾専利（定義は第 1 条を参照）の \_\_\_\_\_（権利者／権利者の委託者／サブライセンシー）である。
- (2) 被許諾者が許諾専利を実施するため、許諾を希望している。
- (3) 許可者は被許可者に希望された許諾を授与することに同意する。

---

に鑑み、平等な協議を経て、双方は以下の通り本契約を締結することに合意した。

## 第 1 条 名詞と用語（定義）

本契約において、双方が別途書面による約束がない限り、次の用語は以下の意味を有するものとする。

1. 「本契約」「締結日」「締結地」「許諾者」「被許諾者」「一方」及び「双方」は前文で規定される意味を有するものとする。
2. 「許諾専利」「許諾期限」「許諾区域」「許諾技術分野」「許諾実施行為」「許諾ノウハウ」は本契約第 2 条に規定される意味を有するものとする。
3. 「一般実施許諾」とは、許諾者は、約定された許諾実施範囲内で他人に当該許諾専利の実施を許諾し、かつ自ら当該許諾専利を実施することができることを意味する。
4. 「排他的実施許諾」とは、許諾者は、約定された許諾実施範囲内で、当該許諾専利を 1 つの被許諾者のみに対して許諾するが、許諾者は約定に基づいて当該許諾専利を自ら実施することができることを意味する。

5. 「独占実施許諾」とは、許諾者は、約定された許諾実施範囲内で、当該許諾専利を1つの被許諾者のみ対して許諾するが、許諾者は約定に従って当該許諾専利を実施してはならないことを意味する。
6. 「サブライセンス」とは、被許諾者が許諾者の同意を得て、本契約に係る専利を関連者を含む第三者に許諾することを意味する。
7. 「許諾料」「許諾製品」は本契約第3条に規定される意味を有するものとする。
8. 「技術資料」「検収基準」は本契約第4条に規定される意味を有するものとする。
9. 「技術サービス」「指導」は本契約第5条に規定される意味を有するものとする。
10. 「秘密情報」は本契約第6条に規定される意味を有するものとする。
11. 11. 「不可抗力事件」は本契約第11条に規定される意味を有するものとする。

本契約の項目におけるその他の用語及びその意味は別添に準拠する。

## 第2条 許諾の授与

### 1. 許諾専利

本契約における許諾専利（「許諾専利」）は、次の第\_\_\_号の方法で決定される（単一選択）。

- (1) 本契約における許諾専利は、名称が\_\_\_\_\_である発明創造であり、その専利出願番号は\_\_\_\_\_、公開（公告）番号は\_\_\_\_\_である。許諾専利の類型は\_\_\_\_\_（意匠／実用新案／専利）である。許諾専利の出願日は\_\_\_年\_\_\_月\_\_\_日である。本契約締結日までの許諾専利の状態は\_\_\_\_\_（登録取得済み／出願中）である。
- (2) 本契約における許諾専利とは、本契約の添付ファイルに記載された発明創造であり、本契約における許諾専利は合計\_\_\_件である。

(3) \_\_\_\_\_

## 2. 許諾の方法と範囲

本契約に合致することを前提として、許諾専利について、許諾者は、被許諾者に、  
\_\_\_\_\_（一般実施許諾／排他実施許諾／独占実施許諾）の方法で実施することを許諾する。その許諾は以下の条件に限定される。

- (1) 被許諾者は本契約に約定された許諾期限（「許諾期限」）内に許諾専利を実施しなければならず、本契約に約定された許諾期限は\_\_\_\_\_である；
- (2) 被許諾者は本契約に約定された許諾区域（「許諾区域」）の範囲内で許諾専利を実施すべきであり、本契約に約定された許諾区域は\_\_\_\_\_である；
- (3) 被許諾者は、本契約で約定された技術分野（「許諾技術分野」）の範囲内で許諾専利を実施すべきであり、本契約で約定された許諾技術分野は\_\_\_\_\_である；
- (4) 被許諾者は本契約第2条第4項のサブライセンスに関する約定を遵守しなければならない。
- (5) その他、本契約の約定に基づいて被許諾者が遵守すべき条件。

## 3. 許諾実施行為

許諾専利に対して、本契約で取得した専利実施許諾に基づいて、被許諾者は以下の第\_\_\_\_\_号に示す実施行為（「許諾実施行為」）を実施することができる（複数選択可）：

- (1) 生産経営の目的のために許諾専利の保護範囲に入った製品を製造、使用、販売申出、販売、輸入する。
- (2) 生産経営の目的のための許諾専利方法の使用。
- (3) 生産経営の目的のために許諾専利方法に従って直接取得した製品を使用、販売申出、販売、輸入する。
- (4) 生産経営目的のために許諾専利（許諾専利が意匠専利である場合）の保護範囲に入った製品を製造、販売申出、販売、輸入する。
- (5) \_\_\_\_\_

## 4. サブライセンス

本契約に合致する前提の下で、許諾専利のサブライセンスについて、双方は以下の第\_\_\_\_号に示すとおり処理（単一選択）を手配することに同意する：

- (1) 許諾者による事前の書面同意なしに、被許諾者は許諾専利に関するいかなるサブライセンスを第三者に許諾してはならない。
- (2) 被許諾者は事前に許諾者の書面同意を得る必要がなく、本契約第2条に合意された方式と範囲を超えずにサブライセンスの被許諾者にサブライセンスを授与する権利を有し、その上で  
前記サブライセンスの被許諾者は、双方が約定した範囲内に限らなければならない。  
即ち、\_\_\_\_\_、  
前記サブライセンスは双方が合意した期限内に限らなければならない、即ち、\_\_\_\_\_、  
前記サブライセンスは双方が合意した区域及び技術分野内に限らなければならない、即ち、\_\_\_\_\_、  
前記サブライセンスは双方が合意した方法でのみ作成しなければならない、即ち、  
\_\_\_\_\_（一般実施許諾／排他的実施許諾／独占実施許諾）である。
- (3) 被許諾者は、サブライセンスする際に、本契約6～8条における被許諾者同一の義務を再被許諾者にも遵守させるよう、保証しなければならない。

## 5. 許諾ノウハウ（オプション）

許諾専利の他に、許諾者は被許諾者に\_\_\_\_\_（一般実施許諾／排他実施許諾／独占実施許諾）の方法で、本契約に基づいて双方が約定したノウハウ（「許諾ノウハウ」）を許諾することができる。

- (1) 前述の許諾ノウハウは、（複数選択可能）：\_\_\_\_\_を含む。
  - ① 許諾者が本契約第4条に基づいて提供する技術資料情報
  - ② 許諾者は本契約第5条に基づいて技術サービスの提供と指導において提供したノウハウ情報
  - ③ 本契約別紙表に示すノウハウ情報
  - ④ \_\_\_\_\_。
- (2) 被許諾者は、次の第\_\_\_\_号に定める期間内に許諾ノウハウ（単一選択）を使用しなければならない。

- ① 許諾専利の許諾期間、
  - ② \_\_\_\_年\_\_月\_\_日から\_\_\_\_年\_\_月\_\_日まで、
  - ③ \_\_\_\_\_。
- (3) 被許諾者は、次の第\_\_号に定める区域内に限定して許諾者のノウハウ（単一選択）を使用すべきである。
- ① 許諾専利を許諾する許諾区域
  - ② \_\_\_\_\_。
- (4) 被許諾者は、次の\_\_号で定める技術分野に限定して許諾ノウハウ（単一選択）を使用すべきである。
- ① 許諾専利の許諾技術分野、
  - ② \_\_\_\_\_。
- (5) 被許諾者は、許諾ノウハウ（単一選択）を次の\_\_号で定める形式に限定して使用することができる。
- ① 許諾専利の許諾実施行為と一致する、
  - ② \_\_\_\_\_。
- (6) 許諾ノウハウのサブライセンスについて、双方は下記第\_\_号に定める規則に基づいて処理すること（単一選択）に同意する。
- ① 本契約第二条第4項に定める規則と一致する、
  - ② 許諾者の事前の書面による同意なしに、被許諾者はいかなる第三者に許諾ノウハウに関するいかなるサブライセンスを与えてはならない、
  - ③ \_\_\_\_\_。

### 第3条 許諾料及び支払方法

#### 1. 許諾料及び支払方法

本契約第2条に記載された許諾を取得するための対価として、被許諾者は、次の第\_\_\_\_号に定める支払方法に従って許諾料（「許諾料」）を支払うことに同意する（複数選択可能）：

##### (1) 固定費の支払い

被許諾者は許諾者に支払うべき固定費の合計は\_\_\_\_元であり、被許諾者は以下の第\_\_\_\_種の方式に従って固定費（単一選択）を支払うべきである。



①.一括支払い：\_\_\_\_\_日までに、被許諾者は許諾者にすべての許諾料、  
すなわち\_\_\_\_\_元を支払うべきである。

②.分割払い：

最初の支払い：\_\_\_\_\_日までに、被許諾者は許諾者に許諾料の\_\_\_\_\_%を支払うべきで、  
即ち\_\_\_\_\_元である。

2回目の支払い：\_\_\_\_\_日までに、被許諾者は許諾者に許諾料の\_\_\_\_\_%を支払うべきで、  
即ち\_\_\_\_\_元である。

最終支払：\_\_\_\_\_日までに、被許諾者は許諾者に残りの許諾料、  
つまり\_\_\_\_\_元をすべて支払う必要がある。

(2) 成果費用の支払い

被許諾者は、添付ファイルに記載された支払条件に基づいて、相応の成果が達成された場合に添付ファイルに示された手順に従って許諾者に費用を支払わなければならない。

(3) ランニングロイヤルティの支払い

本契約でいう許諾製品（「許諾製品」）とは、添付ファイルに記載された許諾製品リストまたは双方の約定した確認方法に基づいて双方が確認した製品を指す。被許諾者は、次の第\_\_\_\_\_号の方法でランニングロイヤルティ（単独選択）を支払う必要がある。

①. 売上高ランニングロイヤルティ：許諾製品の初販売が発生した日から、被許諾者は（毎年/6ヶ月/毎月/…）許諾製品の純売上高の\_\_\_\_\_%を売上高ランニングロイヤルティとして許諾者に支払うべきである。

②. 利益額ランニングロイヤルティ：許諾製品の初販売が発生した日から、被許諾者は（毎年/6ヶ月/毎月/…）許諾製品の純利益額の\_\_\_\_\_%を利益額ランニングロイヤルティとして許諾者に支払うべきである。

③. イニシャルフィーと\_\_\_\_\_（売上高/利益額）ランニングロイヤルティ：締切日までに、被許諾者は先に許諾者にイニシャルフィー\_\_\_\_\_元を支払い、その後上述の第\_\_\_\_\_方式に基づいて許諾者に相応のランニングロイヤルティを支払うべきである。

④. \_\_\_\_\_

被許諾者は、許諾者が被許諾者による費用の支払い義務の履行状況を監査できるようにするために、財務帳簿、生産帳簿、輸送帳簿などを含む十分に詳細で完全で正確な帳簿記録

を保存しなければならない。許諾者が合理的に事前に通知した場合、被許諾者は許諾者の監査のために許諾者または許諾者に委任された代表者に当該記録を開示しなければならない。当該監査権は許諾者自ら行うか、独立公認会計士に委任することができる。監査の最終結果により、被許諾者が実際に許諾者に支払う費用が許諾者に支払うべき費用よりも少ないことが明らかになった場合、許諾者は被許諾者に相応の差額を支払うよう要求する権利があり、その差額が被許諾者が許諾者に支払うべき費用の\_\_\_\_%を超えた場合、被許諾者は監査にかかる費用も負担しなければならない。

(4) その他費用支払い方法

\_\_\_\_\_

2. 国際決済方式（オプション）

本契約は国境を越えた国際支払いに関するものであるため、双方は\_\_\_\_\_（国際送金/国際預託/国際信用状/国際ファクタリング）決済方式に従って許諾料を決済することに合意し、具体的な手続きは以下の通りである。

\_\_\_\_\_

3. 支払い口座

被許諾者は、上記の支払い方法に従って許諾者の口座に許諾料を支払うか、または現金で許諾者に支払わなければならない。許諾者の口座開設銀行、口座名、口座番号は次の通りです。

口座名：\_\_\_\_\_

口座開設銀行：\_\_\_\_\_

口座番号：\_\_\_\_\_

4. 複数の専利権者が許諾専利を共有する場合の許諾費用の配分案については、以下の第\_\_\_\_種的方式に従って確定しなければならない（単一選択）：

(1) 専利権者\_\_\_\_\_の配分比率は\_\_\_\_%であり、すなわち\_\_\_\_\_元である。

専利権者\_\_\_\_\_の配分比率は\_\_\_\_%であり、すなわち\_\_\_\_\_元である。

専利権者\_\_\_\_\_の配分比率は\_\_\_\_%であり、すなわち\_\_\_\_\_元である。

(2) 許諾専利を共有する専利権者は、各自が協議する方式により、専利許諾費用の配分案を別途約定する。

(3) \_\_\_\_\_

#### 第4条 技術資料の交付と検収（オプション）

##### 1. 技術資料の確定

許諾者は本契約の約定に基づいて被許諾者に技術資料（「技術資料」）を提供しなければならず、本契約項目下の技術資料は以下の第\_\_\_\_\_種の方法で確定（単一選択）する。

(1) 技術資料とは、締結日までに許諾者が保有する許諾専利に関するすべての書類を指す。以下を含むが、これらに限定されない：

- ①. 図面、技術仕様、製造規範と基準及びその他の許諾製品の製造組立、現場設置、調整、操作とメンテナンス書類、
- ②. 調達する予定の部品と材料のリスト、調達基準と調達に必要な情報、及び
- ③. 許諾製品及びその主要構成の技術性能の詳細説明。

(2) 技術資料は双方が添付ファイルで確認したリストを基準とする。

(3) \_\_\_\_\_

##### 2. 技術資料の交付

許諾者は、次の第\_\_\_\_\_号の規定に従って技術資料（単一選択）を交付しなければならない。

(1) 許諾者は\_\_\_\_\_日までに、\_\_\_\_\_の方法により、被許諾者にすべての技術資料を交付しなければならない。

(2) 技術資料の交付手配について双方が添付ファイルで確認した流れに準じる。

(3) \_\_\_\_\_

##### 3. 技術資料の検収

被許諾者は、交付された技術資料を受け取った\_\_\_\_\_日以内に \_\_\_\_\_（自ら／相応の資格を有する第三者機関に委託して）技術資料を検収しなければならず、許諾者は積極的に協力しなければならない。

双方は技術資料の検収基準（「検収基準」）は以下の第\_\_\_\_\_号の約定に基づいて確定（単一選択）することに同意する。

(1) 技術資料は、被許諾者が許諾専利及び許諾ノウハウを実施できることを確保しなければならない（関わる場合）。

(2) 技術資料は添付ファイルに約束された基準に合致しなければならない。

(3) \_\_\_\_\_

検収が検収基準に合致する場合、被許諾者は許諾者に検収合格の書面証拠を提供しなければならない。被許諾者は検収により技術資料の全部または一部が検収基準を満たしていないことを発見した場合、以下の第\_\_\_\_号の規定に従って処理しなければならない（単一選択）：

- (1) 被許諾者は適時に許諾者に検収不合格及び関連原因を通知し、許諾者は検収不合格の通知を受け取った日から\_\_\_\_日以内に当該検収不合格を補足しなければならない。補足が完了すると、許諾者は再検収が合格するまで、補足技術資料を許諾者に提出して再検収しなければならない。
- (2) 被許諾者は適時に許諾者に検収不合格及び関連原因を通知し、許諾者は検収不合格の通知を受け取った日から\_\_\_\_日以内に当該検収不合格を補足しなければならない。補足が完了すると、許諾者は補足技術資料を被許諾者に提出して再検収しなければならない。もし第二検収が依然として不合格である場合、被許諾者は本契約を終了する権利があり、同時に許諾者は支払われたライセンス料を返却し、被許諾者の一部の損失を賠償するものとする。
- (3) 被許諾者は本契約を終了する権利を有し、同時に許諾者は支払われた許諾料を返却し、被許諾者の一部の損失を賠償するものとする。

(4) \_\_\_\_\_

- (1) 検収に関連するすべての費用は\_\_\_\_\_（許諾者単独／被許諾者単独／双方共同／…）が負担する。

## 第5条 技術サービスと指導（オプション）

### 1. 技術サービス

許諾者は、本契約に基づいて被許諾者に第\_\_\_\_号に示す技術サービス（「技術サービス」）を提供する（単一選択）。

- (1) 技術サービスの内容及び提供方式は添付資料に準ずるものとする。
- (2) \_\_\_\_\_

### 2. 指導

許諾者は、本契約に基づいて被許諾者に第\_\_\_\_号に示す指導（「指導」）を提供する（単一選択）。

- (1) 許諾者は契約発効後\_\_\_\_日以内に被許諾者に許諾ノウハウを与え、被許諾者が提出した許諾ノウハウの実施に関する質問に回答する責任を負う。

(2) \_\_\_\_\_

3. 許諾者は技術サービスまたは指導を完了し、双方で検収合格と確認した後に、双方共に検収証明書類に署名する。
4. 技術サービス又は指導の期間は\_\_\_\_\_、双方は需要応じて当該期間を延長することができる。
5. 技術サービス又は指導の過程において発生した各費用は\_\_\_\_\_が負担する。

## 第6条 秘密保持条項

1. 本契約における秘密情報（「秘密情報」）は以下の第\_\_\_\_\_号の方法で確定する（単一選択）

- (1) 秘密情報とは、一方（以下「開示側」と略称する）が口頭、書面又はその他の方式で直接又は間接的に他方（以下「受信側」と略称する）に開示したすべての情報を指す。これらの情報には、本契約の各条項の具体的な内容、本契約の締結及び履行状況（双方の協議による同意を経て専利許諾行政届出などの方式で公開された情報を含まない）及び開示側が開示した技術資料及びその他の財務、商業、業務、運営又は技術に関する非公開情報が含まれるが、これらに限定されない。

秘密情報には以下の者を含まない。①開示側の開示を経由せず公衆に知られた情報、②開示される前に、受信側がすでに正当な方法で入手した情報、③開示側が第三者から合法的に取得した情報、しかも如何なる秘密保持制限や義務に違反しなかった情報、及び④開示側または代理受信者が独自に開発した、如何なる秘密情報を使用せず、または本契約の条項におけるいかなる義務の遵守に違反しない情報。

(2) \_\_\_\_\_

2. 開示側の事前の書面同意を得ない限り、または本契約に別途の約束がない限り、(1) 受信側は開示側の秘密情報を厳守し、すべての必要な秘密保持措置と秘密保持制度を取って保護しなければならない (2) 受信側は本契約の義務を履行以外のいかなる目的で秘密情報を使用することができない (3) いかなる受信側以外の第三者に本契約における秘密情報を開示または漏洩してはならない。

3. 受信側は、本契約に規定された義務を履行したり、本契約に規定された権利を行使したりするために、これらの秘密情報を使用することができる。
4. 受信側は、本契約に規定された義務の履行及び本契約に規定された権利の行使の必要な範囲内で\_\_\_\_\_（関連者／従業員／取締役／代理店／請負業者／コンサルタント／…）に対して開示側の秘密情報を必要な範囲内に限定して開示することができ、これらの人員は受信側と秘密保持契約を締結し、本条の規定に合致する秘密保持及び不使用義務を遵守しなければならない。
5. 本契約の実行が完了した、または事情により中止、変更された場合、受信側は直ちに開示側のすべての秘密情報を開示側に返却または破棄しなければならない。同時に、受信側は開示側に対して、受信側の授権代表が署名した返却または破棄に関する書面証明書を提供しなければならない。

#### 第7条 その後の改良成果の提供と共有

双方は許諾専利及び許諾ノウハウに基づいて後続の改良を行う権利を有し、これにより生じた技術成果について、本契約では「改良成果」という。双方は形成された改良成果に対して以下第号の約定通りに取り扱う（複数選択可能）。

- (1) 一方が完成した改良成果に対して、成果が完成した後に\_\_\_\_内に他方に通知しなければならない。
- (2) 一方が単独で完成した改良に対して、専利出願の権利を含むすべての権利は当該一方より単独で享有する。
- (3) 一方が単独で完成した改良に対して、他方が同等の条件を有する場合\_\_\_\_\_（優先的に許諾を得る／優先的に購入する／無料で使用する／…）の権利がある。
- (4) 双方が共同で完成した改良について、専利出願の権利を含むすべての権利は双方より共同で享有する。
- (5) 双方がそれぞれ完成した改良に対して、双方は互いにそれぞれの改良について他方へのクロスライセンスを提供する。
- (6) \_\_\_\_\_

2. 改良成果が専利出願されていない場合、他方はその改良成果を知っている場合、その改良成果に対して秘密保持義務を負い、許諾を得ずに他人にその改良成果を開示、許諾または譲渡してはならない。

## 第8条 陳述と保証

1. 許諾者は、以下の第\_\_\_\_\_号に示す陳述と保証を行う（複数選択可）：

- (1) 本契約締結日までに、許諾者は許諾専利または許諾ノウハウの許諾及び開示に関する完全な権利を有する。
- (2) 許諾専利または許諾ノウハウに本契約の条項における許諾者の許諾に影響または制限を与えるいかなる権利負担も存在せず、しかも、本契約の条項における許諾に影響または制限するいかなる第三者と締結した契約が存在しない。
- (3) 被許諾者は、本契約に基づく許諾専利またはノウハウを実施することは、いかなる第三者の合法的権利を侵害しない。
- (4) 許諾者はいかなる主張、提訴、訴訟または法律手続きに関するいかなる通知や脅威を受け取っておらず、以下の状況をもたらす可能性があることに関するいかなる情報を知らず、知る理由もない。(a) 許諾専利のいかなる権利請求項の無効または実施不可になること、または (b) 許諾専利に含まれるいかなる専利出願のいかなる請求項が登録されず、または現在の出願範囲に比べて深刻な制限または限定を受けること。
- (5) 本契約の有効期間内に、許諾者は被許諾者の所在国特許庁の関連規定に従って許諾専利の有効性を維持するため、適時に許諾専利の維持費用を納付しなければならない。
- (6) \_\_\_\_\_

2. 被許諾者は、以下の第\_\_\_\_\_号に示す陳述と保証を行う（複数選択可能）：

- (1) 本契約の有効期間内に、被許諾者は本契約の約定に基づいて積極的に許諾専利又は許諾ノウハウを実施しなければならない。被許諾者が契約締結後の\_\_\_\_\_年以内に実施しなかった場合、許諾者は本契約を解除することができる。ただし、\_\_\_\_\_理由により実施できなかった場合、双方は契約解除の必要性について協議することができる。
- (2) 本契約の有効期間内に、被許諾者は積極的に許諾者と協力して本契約の届出を完了しなければならない。
- (3) \_\_\_\_\_

## 第9条 技術輸出入規制（オプション）

双方はすでに本契約の許諾専利及び許諾ノウハウの輸出入管制状況について慎重な調査義務を果たした。本契約が以下の第\_\_\_\_\_号の状況を適用し、相応の義務を履行することに同意する。

（単一選択）

- (1) 本契約における許諾専利及び許諾ノウハウは、輸出入国が輸出入を禁止する技術に該当せず、中華人民共和国又は関連国の法律における技術輸出入規制に違反する他の状況も存在しない。
- (2) 本契約における許諾専利及び許諾ノウハウは、輸出入国が輸出入を制限する技術に該当し、双方は誠実信用の原則に基づいて、関連行政部門の要求に従って互いに協力し、適時に法により関連輸出入の審査許可などの手続きを行うべきである。
- (3) 本契約における許諾専利及び許諾ノウハウは、輸出入国の自由輸出入技術に該当し、双方は関連行政部門の要求に従って互いに協力し、適時に法により契約登録管理などの手続きを行うべきである。
- (4) \_\_\_\_\_

## 第10条 知的財産権侵害への対応及び共同で権利行使

1. 許諾専利、許諾ノウハウの実施について第三者が権利侵害を訴えた場合、まず通知を受けた側は、直ちに契約の他方に通知しなければならないが、双方は以下の第\_\_\_\_\_号の約束に従って対応することに同意する（単一選択）

- (1) 許諾者は、被許諾者が本契約に基づいて獲得した許諾技術及び許諾ノウハウの実施が影響を受けないように、被許諾者の応訴、抗弁に協力しなければならないが、被許諾者が本契約の約定方式に違反して実施したことによる権利侵害を除く。許諾者が通知を受けた後、\_\_\_\_\_日以内に応訴の表示をせず、または応訴を放棄する場合は、応訴の権利を被許諾者に移転するものとみなす。
- (2) 許諾者が訴訟の対応と抗弁に参加し、可能な権利侵害責任を負い、同時に被許諾者が被った損失を賠償する。
- (3) 被許諾者が訴訟の対応と抗弁に参加し、第三者に対する権利侵害責任を負う。
- (4) \_\_\_\_\_

上記で発生したすべての費用は\_\_\_\_\_（許諾者単独／被許諾者単独／双方共同／…）が負担する。



2. 一方が第三者が許諾専利または許諾ノウハウを侵害した疑いがあるか、或いは侵害する可能性があることを知った場合、即時に他方に通知し、双方は以下の第\_\_\_\_\_号の約束に従って対応することに同意する（単一選択）

- (1) 許諾者より権利侵害者と交渉し、又は専利管理部門に摘発し、又は人民法院に訴訟を提起する。被許諾者は協力しなければならない。
- (2) 許諾者より確定した合理的な期限内に、権利侵害者と交渉し、又は専利管理部門に摘発し、又は人民法院に訴訟を提起する。上記期限が満了すると、被許諾者は許諾者が合理的に確定した適切な範囲内で、権利侵害者と交渉し、又は専利管理部門に請求し、又は人民法院に訴訟を提起する権利を有する。
- (3) 被許諾者は、まず許諾者が合理的に確定した適切な範囲内で、権利侵害者と交渉し、又は専利管理部門に摘発し、又は人民法院に訴訟を提起する権利がある。許諾者は許諾者が選定した弁護士より自分を代理して当該手続きに参加する権利がある。もし被許諾者が書面で許諾者に当該手続きを提起しないことを通知した場合、許諾者は被許諾者と協議した後、合理的に確定した適切な範囲内で権利侵害者と交渉し、又は専利管理部門に摘発し、又は人民法院に訴訟を提起する権利がある。
- (4) \_\_\_\_\_

権利行使による収益は\_\_\_\_\_（許諾者単独／被許諾者単独／双方共同／…）が享有し、発生した費用は\_\_\_\_\_（許諾者単独／被許諾者単独／双方共同／…）が負担する。

#### 第 11 条 専利権が無効宣告された場合の対応

許諾期間内に、許諾者の専利権が発効した無効宣告によりすべて無効された場合、双方は以下の第\_\_\_\_\_項に示す規定に従って対応することに同意する（複数選択可能）。

- (1) 公平原則に明らかに違反しておらず、かつ許諾者が被許諾者に損失を与える悪意がない場合、許諾者は被許諾者に許諾費を返還する必要がない。
- (2) 許諾者の原因で被許諾者に損失を与えた場合、又は明らかに公平原則に違反した場合、許諾者はすべての許諾費を返還し、本契約は終了する。
- (3) \_\_\_\_\_

#### 第 12 条 不可抗力

1. 本契約のいずれの当事者も、その合理的な予見、制御、克服または回避を超える原因で本契約の条項におけるいかなる義務を違反したり履行できなかつたりする責任を負う必要はなく、その原因には、運送禁止、戦争、戦争行為（宣戦布告の有無にかかわらず）、テロ行為、反乱、騒乱、内乱、ストライキ、操業停止、流行性疫病またはその他の労働紛争、火災、洪水、地震、その他の自然事件、又はいかなる政府当局又は他方の行為、不作為、または遅延（「不可抗力事件」）を含む。
2. 不可抗力事件が発生した場合、双方は以下の第\_\_\_\_号に示す規定に従って処理することに同意する（複数選択可能）
  - (1) いずれかの当事者は、不可抗力事件を知った後、直ちに他方に通知しなければならない。その通知には、不可抗力の詳細、程度、影響及び\_\_\_\_\_を含む。
  - (2) いずれかの当事者は、不可抗力事件を知った後、直ちにあらゆる必要で合理的な努力を尽くして適切な措置を講じて損失を軽減させなければならない。
  - (3) 不可抗力事件によりいずれかの当事者が本契約の約定に従って義務を履行できない場合、本契約の義務を履行できない一方は、契約の履行できないことに関する書面証明書を他方に提供し、かつ、当該証明書は、当該一方が本契約の履行に適していないことを明確に表明しなければならない。双方は友好的に協議して、別途確認した時間に本契約の合意内容を引き続き履行しなければならない。
  - (4) 不可抗力事件によって本契約の条項におけるいかなる義務を違反したり履行できなかつたりした状況が\_\_\_\_\_日以上継続する場合、いずれの当事者も本契約を終了する権利がある。不可抗力事件により本契約が終了した場合、いずれの当事者も他方当事者にいかなる責任も負わない
  - (5) \_\_\_\_\_

### 第 13 条 違約と損害賠償

いずれかの当事者が本契約の義務を履行しない場合、違約側は契約を守る側がそれによって被ったいかなる損害とすべての経済損失に対して相応の責任を負わなければならない。

許諾者が本契約第\_\_\_\_\_条の約定に違反した場合、\_\_\_\_\_の違約責任を負う。

被許諾者が本契約第\_\_\_\_\_条の約定に違反した場合、\_\_\_\_\_の違約責任を負う。

### 第 14 条 税金

双方は法律の規定に基づいて、それぞれ独立して法律に規定されている各納税義務を負わなければならない。

#### 第 15 条 紛争の解決

1. 双方は以下の第\_\_\_\_号に従って本契約が適用する法律(単一選択)を確定することに同意する。
  - (1) 本契約は中華人民共和国の法律を適用する。
  - (2) 本契約は涉外専利実施許諾契約に該当し、双方は\_\_\_\_\_国/地域(契約履行地、契約締結地、ある中立国または地域の法律、双方所在地の法律…)の法律を適用することに同意する。
2. 本契約を履行する過程に紛争が発生する場合、双方は友好的な協議を通じて解決しなければならない。双方が協議できない場合、いずれかの一方は以下の第\_\_\_\_種の方法で対応することができる(単一選択):
  - (1) \_\_\_\_\_に調停を申請する、
  - (2) \_\_\_\_\_(許諾者所在地/被許諾者所在地/本契約締結地/本契約履行地…)管轄権を有する人民法院に訴訟を提起する。
  - (3) \_\_\_\_\_仲裁委員会に仲裁を申し立てる。

#### 第 16 条 契約の発効、変更及び終了

1. 本契約は双方が署名捺印した日から発効する。本契約を\_\_\_\_\_部作成して、双方はそれぞれ1部を保有し、別途1部は専利実施許諾契約の届出に、1部は技術契約の認定登録用であり、それぞれは同等の法的効力を有する。
2. 本契約の内容のいかなる修正または変更は、双方が書面で同意して署名しなければならない。
3. 本契約に別途約定がある場合を除き、一方が本契約に約定された義務に違反した場合、他方は書面で違約側に本契約に約定された義務の履行、相応の責任を負うことを要求する権利がある。違約側が書面による通知を受けた\_\_\_\_日以内に依然として関連義務を履行しない場合、契約を守る側は書面により本契約終了すると通知する権利がある。
4. 各当事者は、本契約及び本契約に記載されたいかなる文書が、本契約書における協力事項についての双方の間で合意した完全な契約を構成し、かつ本契約は、双方が以前に当該の事項につ

いて達成した、または双方間に存在するすべての口頭または書面の手配、契約、草案、保証、  
陳述または覚書に代替することを確認する。

許諾者印

被許諾者印

許諾者法定代表者印

被許諾者法定代表者印

年 月 日

年 月 日

### 付録3 専利実施許諾契約書(EN)

#### PATENT EXPLOITATION LICENSE CONTRACT

Licensor \_\_\_\_\_

Address \_\_\_\_\_

Licensee \_\_\_\_\_

Address \_\_\_\_\_

Signing Place

Signing Date                      Month Day Year

Expiration Date                      Month Day Year

This patent exploitation license contract ("this Contract") is signed by the following parties on (Month Day Year)("Signing Date") At \_\_\_\_\_ ("Signing Place"):

Licensor: \_\_\_\_\_ ("Licensor")

Address: \_\_\_\_\_

Postcode: \_\_\_\_\_

Legal representative: \_\_\_\_\_

Contact Person: \_\_\_\_\_

Phone: \_\_\_\_\_

Email: \_\_\_\_\_

Licensee: \_\_\_\_\_ ("Licensee")

Address: \_\_\_\_\_

Postcode: \_\_\_\_\_

Legal representative: \_\_\_\_\_

Contact Person: \_\_\_\_\_

Phone: \_\_\_\_\_

Email: \_\_\_\_\_

Licensor and Licensee are individually referred to as "Party" and collectively referred to as "Parties"

In view of that

4. The Licensor is the \_\_\_\_\_ (obligee/obligee's principal/sub-Licensor) of the Licensed Patent (as defined in Article 1).
5. The Licensee wishes to obtain the license and exploit the Licensed Patent.

6. The Licensor agrees to grant the requested license to the Licensee.

---

---

---

After equal negotiation, both parties agree to sign this Contract as follows:

#### Article 1 Terms and Definition (Definition Clause)

In this Contract, unless otherwise agreed by the parties in writing, the following terms shall have the following meanings:

1. "This Contract", "Signing Date", "Signing Place", "Licensor", "Licensee", "Party" and "Parties" shall have the meanings set forth in the preamble.
2. "Licensed Patent", "License Term", "License Area", "Licensed Technology Field", "Licensed Exploitation Actions" and "Licensed Technology Secret" shall have the meaning set forth in Article 2 of this Contract.
3. "Non-exclusive Exploitation License" means that the Licensor licenses others to exploit the Licensed Patent within the agreed scope of the Licensed Patent, and the Licensor could exploit the Licensed Patent on its own.
4. "Sole Exploitation License" means that the Licensor licenses the Licensed Patent to only one Licensee within the agreed scope of the Licensed Patent, but the Licensor could exploit the Licensed Patent on its own according to the agreement.
5. "Exclusive Exploitation License" means that the Licensor licenses the Licensed Patent to only one Licensee within the agreed scope of the Licensed Patent, and the Licensor shall not exploit the Licensed Patent according to the agreement.
6. "Sublicense" means that Licensee, with the consent of Licensor, licenses the Licensed Patent covered by this Contract to third parties, including affiliates.
7. "License Fee" and "Licensed Products" shall have the meaning set forth in Article 3 of this Contract.
8. "Technical Materials" and "Acceptance Criteria" shall have the meanings set forth in Article 4 of this Contract.
9. "Technical Services" and "Training" shall have the meanings set forth in Article 5 of this Contract.

10. "Confidential Information" shall have the meaning set forth in Article 6 of this Contract.

11. "Force Majeure Events" shall have the meaning set forth in Article 11 of this Contract.

Other terms and their meanings under this Contract shall be subject to Appendix.

## Article 2 Grant of license

### 1. Licensed Patent

The Licensed Patent under this Contract (" Licensed Patent ") are determined in the following way \_\_\_\_\_(single option) :

- (1) The Licensed Patent under this Contract refers to the invention and creation named \_\_\_\_\_, whose patent application number is \_\_\_\_\_ and the publication (grant) number is \_\_\_\_\_. The patent type of the Licensed Patent is \_\_\_\_\_ (design patent/ utility model patent/invention patent). The application date of the Licensed Patent is (Month, Day, Year). As of the Signing Date of this Contract, the status of the Licensed Patent is \_\_\_\_\_(granted/under application).
- (2) The Licensed Patents hereunder refer to the inventions and creations listed in Appendix hereof, and the total number of Licensed Patents hereunder is \_\_\_\_\_.
- (3) \_\_\_\_\_

### 2. Mode and Scope of License

On the premise of complying with this Contract, for the Licensed Patent, the Licensor hereby grants the Licensee a patent exploitation license made in the form of (Non-exclusive Exploitation License/ Sole Exploitation License/ Exclusive Exploitation License), which is subject to the following conditions:

- (1) The Licensee shall exploit the Licensed Patent within the License Period agreed in this Contract ("License Period"). The License Period agreed in this Contract is \_\_\_\_\_;
- (2) The Licensee shall exploit the Licensed Patent within the scope of the License Area ("License Area") agreed in this Contract. The License Area agreed in this Contract is \_\_\_\_\_;
- (3) The Licensee shall exploit the Licensed Patent within the scope of the technical field ("Licensed Technology Field") agreed in this Contract. The Licensed Technology Field agreed in this Contract is \_\_\_\_\_;

- (4) The Licensee shall abide by the agreement of the sub-license in Article 2, Paragraph 4 of this Contract;
- (5) Other conditions that the Licensee shall comply with in accordance with this Contract.

### 3. Licensed Exploitation Actions

For the Licensed Patent, the Licensee can carry out the following exploitation actions ("Licensed Exploitation Actions") \_\_\_\_\_ according to the patent exploitation license obtained under this Contract (multiple options are allowed):

- (6) Manufacturing, using, offering to sell, selling and importing products that fall within the scope of patent protection for production and business purposes.
- (7) Using licensed patented methods for production and business purposes.
- (8) Using, offering to sell, selling and importing products directly obtained by licensed patent methods for production and business purposes.
- (9) Manufacturing, offering to sell, selling and importing products that fall within the scope of patent protection (when the Licensed Patent is a design patent) for production and business purposes.
- (10) \_\_\_\_\_

### 4. Sublicense

On the premise of complying with this Contract, both parties agree to deal with the Sublicense of the Licensed Patent according to the following way \_\_\_\_ (single option):

- (1) Without the prior written consent of the Licensor, the Licensee shall not grant any Sublicense of the Licensed Patent to any third party.
- (2) The Licensee has the right to grant Sublicenses to the Licensee without the prior written consent of the Licensor. The Sublicense shall not exceed the manner and scope agreed in Article 2 of this Contract. On this basis:  
 The aforesaid Sublicensees shall be limited to the scope agreed by both parties, namely \_\_\_\_\_;  
 The aforesaid Sublicense shall be limited to the period agreed by both parties, namely \_\_\_\_\_;  
 The aforesaid Sublicense shall be limited to the areas and technical fields agreed by both parties, namely \_\_\_\_\_;  
 The aforesaid Sublicense shall only be made in the way agreed by both parties, namely \_\_\_\_\_ (Non-exclusive Exploitation License/ Sole Exploitation License/ Exclusive Exploitation License).



- (3) When carrying out Sublicense, the Licensee shall ensure that the sub-Licensee also complies with the same obligations as the Licensee in Articles 6 to 8 of this Contract.

#### 5. Licensed Technical Secret (optional)

In addition to the Licensed Patent, the Licensor also licenses the Licensee to use the technical secrets agreed by both parties ("Licensed Technical Secret") in accordance with this Contract in the form of \_\_\_\_\_ (Non-exclusive Exploitation License/ Sole Exploitation License/ Exclusive Exploitation License).

(1) The aforesaid Licensed Technical Secrets include (multiple options are allowed): \_\_\_\_\_

- ①. The technical information provided by Licensor under Article 4 of this Contract;
- ②. The technical secret information provided by the Licensor during the provision of technical services and training in accordance with Article 5 of this Contract;
- ③. The technical secret information shown in the table in Annex to this Contract;
- ④. \_\_\_\_\_.

(2) Licensee shall use the Licensed Technical Secrets within the period defined in Item below (single option):

- ①. The License Period of the Licensed Patent;
- ②. \_\_\_\_\_ (Month DAY, Year) to \_\_\_\_\_ (Month DAY, Year);
- ③. \_\_\_\_\_.

(3) Licensee shall use the Licensed Technology Secrets in the area determined in item \_\_\_ below (single option):

- ①. Licensed Area of Licensed Patent:
- ②. \_\_\_\_\_.

(4) Licensee shall use the Licensed Technical Secrets in the technical field determined in item \_\_\_ below (single option):

- ①. Licensed Technology Field of Licensed Patent:
- ②. \_\_\_\_\_.

(5) Licensee may use the Licensed Technical Secrets in the form determined in item \_\_\_ below (single option):

- ①. Consistent with the Licensed Exploitation Actions of the Licensed Patent:
- ②. \_\_\_\_\_.

(6) For the Sublicense of Licensed Technical Secrets, both parties agree to deal with it according to the rules determined in item \_\_\_ below (single option):

- ①. Consistent with the rules determined in Article 2, Paragraph 4 of this Contract;
- ②. Without the prior written consent of the Licensor, the Licensee shall not grant any Sublicense to any third party regarding the Licensed Technical Secrets;
- ③. \_\_\_\_\_.

### Article 3 License Fee and Payment Method

#### 1. License Fee and Payment Method

As the consideration for obtaining the license described in Article 2 of this Contract, the Licensee agrees to pay the License Fee ("License Fee") according to the payment method agreed in Item \_\_\_\_ below (multiple options are allowed):

##### (1) Fixed Fee Payment

The total fixed fee payable by Licensee to Licensor shall be \_\_\_\_ yuan, and Licensee shall pay the fixed fee in the following way \_\_\_\_ (single option) :

①. One-time payment: Before\_\_\_\_\_, Licensee shall pay the full License Fee to Licensor, namely\_\_\_\_\_yuan.

②. Instalment payment:

The first installment payment: Before \_\_\_\_\_, Licensee shall pay\_\_\_\_% of the License Fee to Licensor, namely \_\_\_\_\_yuan.

The second installment payment: Before \_\_\_\_\_, Licensee shall pay\_\_\_\_% of the License Fee to Licensor, namely \_\_\_\_\_ yuan.

\_\_\_\_\_  
Final payment: Before \_\_\_\_\_, Licensee shall pay all remaining of the License Fee to Licensor, namely \_\_\_\_\_ yuan.

##### (2) Payment of the Milestone fee

Licensee shall pay the milestone fee to the Licensor according to the steps shown in Annex when the corresponding achievements are achieved according to the payment terms listed in Annex.

##### (3) Payment of Royalty

The Licensed Products ("Licensed Products") mentioned in this Contract refer to the products confirmed by both parties according to the list of Licensed Products listed in Annex or the confirmation method agreed by both parties. The Licensee shall pay the royalty in the following way \_\_\_\_ (single option):

①. Royalty on sales volume: Licensee shall, on the date of the first sale of the Licensed Products, pay \_\_\_\_\_% of the net sales volume of the Licensed Products of (the current year/the previous six months/the current month/..... ) to Licensor (annually/every six months/every month/.....) as royalty.

②. Royalty on the amount of profit: Licensee shall, on the date of the first sale of the Licensed Products, pay \_\_\_\_\_% of the net amount of profit of the Licensed Products of (the current year/the previous six months/the current month/.....) to Licensor (annually/every six months/every month/.....) as royalty.

③. Initial fee and royalty on \_\_\_\_\_ (sales volume/ amount of profit): Before \_\_\_\_\_, Licensee shall pay initial fee of \_\_\_\_\_yuan to Licensor first and then pay the corresponding royalty to Licensor in the way \_\_\_\_\_ mentioned above.

④. \_\_\_\_\_

Licensee shall keep sufficiently detailed, complete and accurate accounting records, including financial accounts, production accounts and transportation accounts, to ensure that Licensor can audit the performance of Licensee's royalty payment obligations. Licensee shall, upon reasonable prior notice from Licensor, open such records to Licensor or Licensor's designated representatives for audit by Licensor. Such audit right may be conducted by Licensor itself or commissioned by an independent certified public accountant. If the final result of the audit shows that the actual fee paid by Licensee to Licensor is less than the fee payable by Licensee to Licensor, Licensor shall have the right to request Licensee to pay the corresponding difference. If the difference exceeds \_\_\_\_\_ % of the fee payable by Licensee to Licensor, Licensee shall also bear the expenses incurred by the audit.

#### (4) Other Payment Method

---

## 2. Method of International Settlement (optional)

Since this Contract involves cross-border international payment, both parties agree to settle the License Fee according to the settlement method of \_\_\_\_\_(international remittance/international collection/international letter of credit/international factoring). The specific arrangements are as follows:

---

## 3. Payment Account

Licensee shall pay the License Fee to Licensor's account or in cash according to the payment method mentioned above. Licensor's bank, account name and account number are as follows:

Account name: \_\_\_\_\_

Bank: \_\_\_\_\_

Account number: \_\_\_\_\_

4. The distribution scheme of the License Fee for the Licensed Patent jointly owned by multiple patentees shall be determined in the following way \_\_\_\_ (single option):

(1) The distribution proportion of patentee \_\_\_\_\_ is \_\_\_\_\_%, namely yuan;

The distribution proportion of patentee \_\_\_\_\_ is \_\_\_\_\_%, namely yuan;

The distribution proportion of patentee \_\_\_\_\_ is \_\_\_\_\_%, namely yuan.

(2) The patentees who jointly own the Licensed Patent shall separately agree on the distribution scheme of the License Fee of the Licensed Patent through self-negotiation.

(3) \_\_\_\_\_

#### Article 4 Delivery and Acceptance of Technical Materials (optional)

##### 1. Determination of Technical Materials

The Licensor shall provide the Licensee with Technical Materials ("Technical Materials") in accordance with this Contract. The Technical Materials under this Contract shall be determined by the following method \_\_\_\_ (single option):

(1) Technical Materials refers to all documents related to the Licensed Patent held by the Licensor as of the Signing Date, including but not limited to:

1.1 Drawings, technical specifications, manufacturing specifications and standards, as well as other documents regarding manufacturing and assembly, site installation, commissioning, operation and maintenance of the Licensed Products;

1.2 List of components and materials to be purchased, procurement standards and necessary information for procurement; and

1.3 Detailed description of the technical performance of the Licensed Products and its main components.

(2) Technical Materials shall be subject to the list confirmed by both parties in Annex.

(3) \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

##### 2. Delivery of Technical Materials

Licensor shall deliver the Technical Materials in accordance with Item \_\_\_\_\_ below (single option).

- (1) Licensor shall deliver all the Technical Materials to Licensee at \_\_\_\_ (place) by (method) before \_\_\_\_\_ (date).
- (2) The delivery arrangement of the Technical Materials shall be governed by the procedures confirmed by the parties in Annex.
- (3) \_\_\_\_\_

### 3. Acceptance of Technical Materials

Licensee shall, within \_\_\_\_\_ days upon receipt of the Technical Materials, conduct acceptance inspection on the Technical Materials by \_\_\_\_\_ (itself / entrusting a qualified third party). Licensor shall actively cooperate with Licensee.

The Parties agree that the Acceptance Criteria for the Technical Materials (" Acceptance Criteria") shall be determined in accordance with the terms set forth in Item \_\_\_\_\_ below (single option):

- (1) The Technical Materials shall ensure that the Licensee can exploit the Licensed Patents and use the Licensed Technical Secrets (if involved).
- (2) The Technical Materials shall conform to the standards stipulated in Annex.
- (3) \_\_\_\_\_

If the Technical Materials meet the Acceptance Criteria after acceptance, Licensee shall provide Licensor with written proof of acceptance; If Licensee finds that all or part of the Technical Materials are not in conformity with the Acceptance Criteria, it shall deal with them according to Item \_\_\_\_\_ below (single option) :

- (1) Licensee shall promptly notify Licensor of the acceptance failure and relevant reasons, and Licensor shall remedy such acceptance failure within \_\_\_\_\_ days upon receipt of the acceptance failure notice. Upon completion of such remedial actions, Licensor shall submit the remedial Technical Materials to Licensee for acceptance again until the acceptance is qualified.
- (2) Licensee shall promptly notify Licensor of the acceptance failure and relevant reasons, and Licensor shall remedy such acceptance failure within \_\_\_\_\_ days upon receipt of the acceptance failure notice. Upon completion of such remedial actions, Licensor shall submit the remedial Technical Materials to Licensee for acceptance again. If the \_\_\_\_\_st/nd/rd/th acceptance fails, Licensee shall have the right to terminate this Contract, and Licensor shall return the License Fee paid by Licensee and compensate Licensee for the losses suffered thereby.

(3) Licensee shall have the right to terminate this Contract, and Licensor shall return the transfer fee paid by Licensee and compensate Licensee for the losses suffered thereby.

(4) \_\_\_\_\_

4. All expenses related to acceptance shall be borne by \_\_\_\_\_ (Licensor /Licensee /both parties /.....).

#### Article 5 Technical Service and Training (optional)

##### 1. Technical Service

The Licensor shall provide the Licensee with the technical services ("Technical Services") listed in item \_\_\_\_ (single option) according to this Contract:

(1) The content and delivery method of technical services are subject to Annex.

(2) \_\_\_\_\_

##### 2. Training

The Licensor shall provide the Licensee with the training ("Training") indicated in item (single option) according to this Contract:

(1) The Licensor shall be responsible for imparting the Licensed Technical Secrets to the Licensee and answering the Licensee's questions about the exploitation of the Licensed Technical Secrets within \_\_\_\_\_ days after the contract comes into effect.

(2) \_\_\_\_\_

3. After the Licensor completes the technical service or training, both parties shall jointly sign the acceptance certificate after passing the acceptance.

4. The period of Technical Service or Training is \_\_\_\_\_, and both parties can negotiate to extend the period as needed.

5. All expenses incurred in the process of Technical Service or Training shall be borne by \_\_\_\_\_.

#### Article 6 Confidentiality

1. The Confidential Information under this Contract ("Confidential Information") shall be determined in the following method \_\_\_\_ (single option)

(1) Confidential Information means all information disclosed by a party (hereinafter referred to as the "Disclosing Party"), orally, in writing or otherwise, directly or indirectly to another party (hereinafter referred to as the "Receiving Party"); Such information shall include but not be limited to the specific contents of each clause hereof, the execution and performance of this Contract (excluding the information disclosed by the parties through patent license administrative registration and other means agreed by the parties), and the technical information and other non-public information related to finance, commerce, business, operation or technology disclosed by the Disclosing Party. Confidential information does not include: (1) information that is known or becomes known to the public not as a result of the receiving party's disclosure; (2) information that has been properly known by the receiving party before disclosure by the disclosing party; (3) information legally obtained by the receiving party from a third party and does not violate any confidentiality restrictions or obligations; and (4) information independently developed by or on behalf of the receiving party without using any confidential information or violating any obligation under this Contract.

(2) \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

2. Unless prior written consent is obtained from the Disclosing Party or otherwise agreed herein, (1) the Receiving Party shall strictly guard the Confidential Information of the Disclosing Party and take all necessary confidentiality measures and confidentiality systems to protect it; (2) the Receiving Party shall not use the Confidential Information for any purpose other than the performance of its obligations hereunder; (3) the Receiving Party shall not disclose or divulge the Confidential information under this Contract to any third party other than the Receiving Party.

3. The Receiving Party may use any such Confidential Information only for the purpose of fulfilling its obligations or exercising its rights under this Contract.

4. The Receiving Party shall only disclose the Confidential Information of the Disclosing Party to \_\_\_\_\_ (affiliate/employee/director/agent/contractor/adviser /consultant /...) to the extent that it needs to know when it is necessary to perform its obligations and exercise its rights under this Contract. The above-mentioned personnel must sign a confidentiality agreement with the Receiving Party and abide by the confidentiality and non-use obligations consistent with this article.

5. Upon completion or termination or change for any reason of this Contract, the Receiving Party shall immediately return or destroy all Confidential Information of the Disclosing Party

to the Disclosing Party and shall provide the Disclosing Party with a written certificate of return or destruction signed by an authorized representative of the Receiving Party.

6. The confidentiality obligations stipulated in this Contract shall be valid for \_\_\_\_ years from the Signing Date this Contract.

7. Even in the event of termination or rescission of this Contract, the parties to this Contract shall perform the confidentiality obligations stipulated in this Contract.

#### Article 7 Provision and Sharing of follow-up Improvement Achievements

1. Both parties have the right to make subsequent improvements on the basis of Licensed Patents and Licensed Technical Secrets, and the resulting technical achievements are referred to as "Improvement Achievements" in this Contract. Both parties shall deal with the Improvement Achievements according to the following agreement (multiple choices are allowed):

- (1) One party shall notify the other party of the completed Improvement Achievements within \_\_\_\_\_ (time) of completion.
- (2) For the improvement completed by one party alone, all rights and interests, including the right to apply for patent, shall be solely owned by that party.
- (3) For the improvement completed by one party alone, the other party has the right of \_\_\_\_\_(preferential license/preferential purchase/free use/...) under the same conditions.
- (4) For the improvement jointly completed by both parties, all rights and interests, including the right to apply for patent shall be shared by both parties.
- (5) For the improvements completed by each party respectively, each party shall provide a cross-license for their respective improvements to the other party.
- (6) \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

2. Before the patent application for the Improvement Achievements are filed, if the other party is aware of them, it shall bear the obligation of confidentiality for the Improvement Achievements, and shall not disclose, license or transfer the Improvement Achievements to others without permission.

#### Article 8 Statements and Guarantees

1. Licensor hereby makes the statements and guarantees set forth in Item \_\_\_\_ below (multiple options are allowed).



- (1) As of the Signing Date of this Contract, the Licensor has the complete right to license and disclose the Licensed Patent or Licensed Technical Secret.
- (2) The Licensed Patent or Licensed Technical Secret does not carry any encumbrance that will affect or limit the Licensor's license under this Contract, and there is no contract signed with any third party that will affect or limit its license under this Contract.
- (3) The exploitation of the Licensed Patent or Licensed Technical Secret by the Licensee according to this Contract does not infringe the legal rights of any third party.
- (4) Licensor has not received any notice or threat of any claim, suit, lawsuit or legal process, and knows or has reason to know any information, which will: (a) cause any claim of any Licensed Patent to be invalid or unenforceable; Or (b) cause any claim of any patent application included in the Licensed Patent not to be granted or to be seriously restricted or limited compared with the scope of its current application.
- (5) During the validity of this Contract, the Licensor shall pay the patent maintenance fee for the Licensed Patent on time in accordance with the relevant provisions of the patent office of the Licensee's country to maintain the validity of the Licensed Patent.
- (6) \_\_\_\_\_

2. Licensee hereby makes the statements and guarantees set forth in Item \_\_\_\_\_ below (multiple options are allowed).

- (1) During the validity period of this Contract, the Licensee shall actively exploit the Licensed Patent or Licensed Technical Secret according to the contract. If the Licensee fails to exploit the Licensed Patent or Licensed Technical Secret within \_\_\_\_\_ years after the signing of the Contract, the Licensor may terminate the Contract. However, if the contract cannot be exploited due to \_\_\_\_\_, both parties can negotiate whether to terminate the contract.
- (2) During the term of validity of this Contract, the Licensee shall actively cooperate with the Licensor to complete the recordation of this Contract.
- (3) \_\_\_\_\_

#### Article 9 Technology Import and Export Control (optional)

Both parties have performed the duty of careful investigation on the import and export control of Licensed Patent and Licensed Technical Secret under this Contract, and agree that this Contract belongs to the following situation \_\_\_\_\_ and agree to fulfill the corresponding obligations (single option):

- (1) The Licensed Patent and Licensed Technical Secret under this Contract does not belong to the technology whose import and export is prohibited by the import and

export country, and there are no other circumstances that violate the laws of the People's Republic of China or relevant countries on technology import and export control regulations.

(2) The Licensed Patent and Licensed Technical Secret under this Contract belongs to the technology whose import and export is restricted by the import and export country. Both parties shall adhere to the principle of good faith, cooperate with each other according to the requirements of relevant administrative departments, and timely handle the relevant import and export approval procedures according to law.

(3) The Licensed Patent and Licensed Technical Secret under this Contract belongs to the technology freely imported and exported by the import and export country. Both parties shall cooperate with each other according to the requirements of relevant administrative departments, and timely handle the formalities of contract registration and management according to law.

(4) \_\_\_\_\_

#### Article 10 Response to Intellectual Property Infringement and Joint Protection of Rights

1. If a third party files any infringement complaint against the exploitation of the Licensed Patent or the Licensed Technical Secret, the first party to be notified shall immediately notify the other party, and both parties agree to deal with it in accordance with the provisions of Article \_\_\_ below (single option):

(1) Licensor shall assist Licensee in responding to and defending the lawsuit to the extent possible to help the Licensee's exploitation of the Licensed Patent and the Licensed Technical Secret obtained under this Contract is not affected by the infringement complaint, except for the infringement caused by Licensee's violation of the mode of exploitation agreed herein. If Licensor fails to respond or waives responding within \_\_\_\_days after receiving the notice, it shall be deemed that the right to respond to the lawsuit has been transferred to Licensee.

(2) Licensor shall participate in responding to and defending the lawsuit and bear the possible infringement liability, and compensate Licensee for the losses suffered thereby.

(3) Licensee shall response to and defend the lawsuit and bear the infringement liability to the third party.

(4) \_\_\_\_\_

All expenses incurred above shall be borne by \_\_\_\_\_ (Licensor /Licensee /both parties /.....).

2. If one party learns that a third party is suspected or may infringe any Licensed Patent or Licensed Technical Secret, it shall immediately notify the other party, and both parties agree to deal with it in accordance with the provisions of Article \_\_\_\_\_ below (single option):

- (1) The Licensor shall negotiate with the infringer, or make a request to the administrative department for patent or file a lawsuit in the people's court, and the Licensee shall provide assistance.
- (2) Within the period reasonably determined by the Licensor, the Licensor shall negotiate with the infringer, or be responsible for making a request to the administrative department for patent or filing a lawsuit in the people's court. At the expiration of the above-mentioned period, the Licensee has the right to negotiate with the infringer, or to make a request to the administrative department for patent or file a lawsuit in the people's court within the appropriate scope reasonably determined by the Licensor.
- (3) Within the appropriate scope reasonably determined by the Licensor, the Licensee has the right to first negotiate with the infringer, or be responsible for making a request to the administrative department for patent or filing a lawsuit to the people's court, and the Licensor has the right to participate in such proceedings by the lawyers selected by the Licensor. If the Licensee notifies the Licensor in writing that it will not institute such procedures, the Licensor has the right to negotiate with the infringer, or is responsible for making a request to the administrative department for patent or filing a lawsuit in the people's court within the appropriate scope reasonably determined by the Licensor after consultation with the Licensee.
- (4) \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_

The gains from rights protection shall be enjoyed by \_\_\_\_\_ (Licensor /Licensee /both parties /.....) and the expenses incurred shall be borne by \_\_\_\_\_ (Licensor /Licensee /both parties /.....).

#### Article 11 Handle of Invalidation of Patent Right

During the License Period, when the Licensor's patent right is declared invalid by the effective invalidation decision, both parties agree to deal with it according to the Item below (multiple options are allowed).

- (1) If there is no obvious violation of the principle of fairness, and the Licensor does not maliciously cause losses to the Licensee, the Licensor does not need to return the License Fee to the Licensee.
- (2) In case of any loss to the Licensee due to the Licensor's reason or obvious violation of the principle of fairness, the Licensor shall return all the License Fees and this Contract shall be terminated.
- (3) \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_

## Article 12 Force Majeure

1. Neither party hereto shall be liable for any breach or failure to perform any of its obligations hereunder due to causes beyond its reasonable prediction, control, overcoming or avoidance. These causes may include embargoes, wars, acts of war (whether declared or not), acts of terrorism, insurrections, riots, civil unrest, strikes, lockouts, epidemics or other industrial disputes, fires, floods, earthquakes, or other natural events, or acts, omissions or delays by any governmental authority or another party (" Force Majeure Events ").

2. When Force Majeure Events occur, both parties agree to deal with it in accordance with the Item \_\_\_\_\_ set forth below (multiple options are allowed):

(1) Either party shall, upon becoming aware of the Force Majeure Events, immediately send a notice to the other party, containing the details, extent, impact and \_\_\_\_\_ etc. of the Force Majeure Events.

(2) Upon learning of the Force Majeure Events, either party shall promptly use all necessary and reasonable efforts to take appropriate measures to mitigate the loss.

(3) If either party is unable to perform its obligations under this Contract due to Force Majeure Events , the party unable to perform its obligations under this Contract shall provide the other party with written proof of its inability to perform this Contract and such proof shall clearly indicate that the party is indeed unfit to perform this Contract. The parties shall, through friendly negotiation, continue to perform the provisions hereof at a time otherwise confirmed.

(4) If the Force Majeure Events cause the breach or inability to perform any obligation under this Contract for more than \_\_\_\_\_ day, either party shall have the right to terminate this Contract. Neither party shall be liable to the other party for the termination of this Contract caused by Force Majeure Events.

(5) \_\_\_\_\_

## Article 13 Breach of contract and compensation for damages

If either party fails to perform its obligations under this Contract, the breaching party shall be liable for any and all damages and economic losses suffered by the non-breaching party as a result.

In case of Licensor's violation of article \_\_\_\_\_ hereof, it shall \_\_\_\_\_

In case of Licensee's violation of article \_\_\_\_\_ hereof, it shall \_\_\_\_\_

## Article 14 Taxes

Both parties shall, in accordance with the provisions of the law, independently bear the various tax obligations stipulated by the law.

## Article 15 Dispute Resolution

1. The parties agree to determine the applicable law of this Contract in accordance with Item below (single option):

(1) This Contract shall be governed by the laws of the People's Republic of China.

(2) This Contract is a foreign-related patent exploitation license contract, and both parties agree to apply the laws of \_\_\_\_\_(country/region) (the place where the contract is performed, the place where the contract is signed, the laws of a neutral country or region, the laws of the places where both parties are located...).

2. Any dispute arising from the performance of this Contract shall be settled by both parties through friendly negotiation. If the two parties fail to reach an agreement, either party can take the method \_\_\_\_\_below (single option) :

(1) Submit to \_\_\_\_\_ for mediation;

(2) File a lawsuit to the people's court with jurisdiction in \_\_\_\_\_(the place where the Licensor is located/where the Licensee is located/ where the contract is signed/ where the contract is performed...);

(3) Submit to \_\_\_\_\_ Arbitration Commission for arbitration;

## Article 16 Effectiveness, Change and Termination of the Contract

1. This Contract shall come into force from the date of signature and seal of both parties. This Contract is made in \_\_\_\_\_ copies, with each party holding \_\_\_\_\_ copy/copies. One is used for the registration of patent exploitation licnese contract and one is used for the identification and registration of technology contract. Each copy has the same legal effect.

2. Any modification or change of this Contract must be signed and agreed by both parties in writing.

3. Unless otherwise agreed in this Contract, if one party violates its obligations under this Contract, the other party has the right to notify the breaching party in writing to require it to perform its obligations under this Contract and bear corresponding responsibilities. If the breaching party fails to perform the relevant obligations within \_\_\_\_\_ days after receiving the written notice, the non-breaching party has the right to notify the breaching party in writing to terminate the contract.

4. Both parties confirms that this Contract and any documents mentioned in this Contract constitute a complete contract between both parties on the cooperation matters under this Contract, and this Contract replaces all oral or written arrangements, contracts, drafts, guarantees, statements or understandings previously reached by both parties or existing between both parties on this matter.

Licensors (Stamp):  
Legal Representative (Signature):

Year    Month    Day

Licensee (Stamp):  
Legal Representative (Signature):

Year    Month    Day

## 付録4 商標實施許諾契約書(CN)

### 商标实施许可合同

许可方 \_\_\_\_\_ (以下简称“甲方”)

地址\_\_\_\_\_

被许可方 \_\_\_\_\_ (以下简称“乙方”)

地址\_\_\_\_\_

鉴于甲方对本合同第一条所述商标享有商标专用权，乙方希望获得该商标的使用权，双方当事人根据《中华人民共和国商标法》和《商标法实施条例》的规定，经过友好协商，签订本商标实施许可合同。

#### 第一条 使用许可的商标概况

1. 商标名称： \_\_\_\_\_
2. 商标图样（商标图样作为附件，并由甲方盖骑缝章） \_\_\_\_\_
3. 商标注册号： \_\_\_\_\_
4. 该商标取得注册所包括的商品或服务的类别及商品或服务的具体名称：  
\_\_\_\_\_
5. 该商标的注册期限以及下次应续展的时间：  
\_\_\_\_\_

#### 第二条 许可使用的范围

1. 商标使用许可的形式： \_\_\_\_\_
2. 许可使用的商品或服务的类别及商品或服务的具体名称： \_\_\_\_\_

3. 商标使用许可的商品的销售地区：\_\_\_\_\_

4. 许可使用期限：

许可使用期限为\_\_\_\_\_年。

即从\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日起至\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日止。

5. 乙方不得超越商标许可的商品范围使用甲方的注册商标。未经甲方书面授权，乙方不得以任何形式和理由将注册商标许可第三方使用。

### 第三条 许可使用费

许可使用费由入门费和销售额提成二部分组成。

合同生效日支付入门费（¥、\$）\_\_\_\_\_元。

销售额提成为\_\_\_\_\_%（一般3~5%），每\_\_\_\_\_个月（或每半年、每年底）结算一次。

乙方将使用费按上述期限汇至甲方银行账户。

乙方有权以\_\_\_\_\_方式查阅乙方有关的会计帐目。

### 第四条 质量保证

1. 乙方应当保证使用该注册商标的商品质量。甲方有权检查乙方使用注册商标的商品质量，具体措施如下。

甲方可对乙方生产或者销售的使用许可的商品进行不定期的检查或者抽样检查，对发现的不合格产品，有权要求乙方去除甲方商标后作价处理或者作销毁处理。甲方应按照相关许可产品的国家或者行业标准检查或者抽样检查质量标准。

2. 乙方必须在使用该注册商标的商品上标明自己的企业名称和商品产地。

### 第五条 侵权处理

1. 合同有效期内，如有第三方以乙方使用的商标侵权为由提起诉讼的，甲方应负一切法律责任，并支付解决相关纷争的费用。如第三方提起的诉讼成立的，甲方应赔偿乙方的一切损失。

2. 合同双方任何一方当事人，发现第三方侵犯甲方的商标权时，应及时通知对方，由甲方以自己的费用负责处理，包括与侵权方进行交涉，或负责向市场监督管理局提出请求或向人民法院提起诉讼，乙方应给予必要的协助。



## 第六条 备案手续

甲方应在本合同签订之日起 3 个月内将本合同向国家知识产权局备案，备案费用由甲方承担。如需要乙方协助时，乙方应给予协助。

## 第七条 商标的使用

1. 乙方在使用商标标识时，应按照本合同第一条中甲方提供的商标图样进行使用，不得任意改变甲方注册商标的文字、图形或者其组合。
2. 乙方可按照甲方提供的商标图样，自行制作文字、图形商标、包装袋、吊牌、产品宣传品、防伪贴、合格证等辅助材料以及其他出厂销售所必须具备的标识，上述物品必须经甲方同意备案认可后方可使用。乙方不得擅自处置相关物品，包括但不限于对第三方再许可、转让、质押或者用于投资等。
3. 本合同终止时，乙方应该立即停止使用该商标，剩余的商标标识应该在\_\_\_\_日内归还甲方，并办理该类商标标识制作成本费的结算手续，并应在\_\_\_\_月内从市场回收市场上流通的带有该商标的商品。在此时间内，甲方允许乙方以以下方式处理库存产品。经甲方检验后，乙方合格产品可以在半年内继续销售（擅自生产或半年后继续销售的，视为侵权）。

## 第八条、违约责任：

1. 乙方延期支付使用费的，应按照\_\_\_\_元/日的标准向甲方支付违约金\_\_\_\_元；逾期超过\_\_\_\_日的，甲方有权终止合同，并要求乙方支付违约金\_\_\_\_元。
2. 乙方违反合同规定，扩大被许可商标的许可范围或擅自将许可商标许可第三方的，甲方有权要求乙方停止侵害行为，并赔偿损失，支付违约金\_\_\_\_元，并有权终止合同。
3. 如果乙方出现严重质量问题或者市场管理混乱（含指定区域以外的销售），给本合同所许可使用的商标的品牌形象带来影响时，甲方有权终止本合同，并要求支付违约金\_\_\_\_元。

## 第九条 合同终止

1. 本合同期限届满终止，双方当事人如需要延长合同期限，可另行签订使用许可合同。
2. 因不可抗力或者其他客观原因，导致本合同无法履行的，双方当事人经过协商，可以提前终止本合同。

3. 本合同因第八条原因提前终止时，乙方应该立即将甲方出具的各种授权或者证明资料返还甲方，并保证不留有任何复制文件，由其引发的责任或者损失均由乙方承担，与甲方无关。

#### 第十条 争议解决方式

本合同履行期间内如果发生争议，双方当事人应当经协商解决。经协商仍不能解决的，任何一方可向有管辖权的人民法院提起诉讼。

#### 第十一条 合同效力

本合同一式\_\_\_\_\_份，甲方保留\_\_\_\_\_份，乙方保留\_\_\_\_\_份，向有关部门备案份。本合同经双方当事人签字、盖章后生效之日起生效。

甲方（签章）

乙方（签章）

法定代表人

法定代表者

签订日期： 年 月 日

签订日期： 年 月 日

## 付録5 商標実施許諾契約書(JP)

### 商標実施許諾契約書

ライセンサー \_\_\_\_\_ (以下「甲」という)

住所地 \_\_\_\_\_

ライセンシー \_\_\_\_\_ (以下「乙」という)

住所地 \_\_\_\_\_

甲が本契約の第1条に掲げた商標に対し商標専用権を有し、乙が当該商標の使用権の取得を希望することに鑑み、双方当事者は、「中華人民共和国商標法」及び「商標法实施条例」の規定に基づき、友好的な協議を経て、本商標実施許諾契約を締結する。

#### 第1条 ライセンスの商標の概要

1. 商標の名称 \_\_\_\_\_
2. 商標のサンプル (商標サンプルを添付し、かつ甲が割り印を押印する) \_\_\_\_\_
3. 商標登録番号 \_\_\_\_\_
4. 当該商標の登録に含まれる商品又は役務の類別及び商品又は役務の具体的名称 \_\_\_\_\_
5. 当該商標の登録期限及び次回の更新期日 \_\_\_\_\_

#### 第2条 ライセンスの範囲

1. 商標ライセンスの形式 \_\_\_\_\_
2. 商標ライセンスの商品又は役務の類別及び商品又は役務の具体的名称 \_\_\_\_\_
3. 商標ライセンスに係る商品の販売地区 \_\_\_\_\_

#### 4. ライセンスの期限

ライセンスの期限は\_\_\_\_\_年とする。

即ち\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日から\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日までである。

5.乙は、商標ライセンスの商品範囲を超えて甲の登録商標を使用してはならない。甲による書面授權を得ずに、乙は、何れかの形式及び理由による登録商標の使用を第三者に許諾してはならない。

#### 第3条 ロイヤリティ

ロイヤリティは、イニシャル及び販売高のロイヤリティで構成する。

契約の発効日にイニシャル (¥、\$ \_\_\_\_\_元) を支払うものとする。

販売高のロイヤリティは\_\_\_\_\_％ (通常 3～5％) であり、\_\_\_\_\_月

(又は半年・年末ごと) ごとに1回決算する。

乙は、前記の期限に応じてロイヤリティを甲の口座に振り込むものとする。

乙は、\_\_\_\_\_の方式により乙に係る会計帳簿を検査・閲読する権利を有する。

#### 第4条 品質の保証

1.乙は、当該登録商標を使用する商品の品質を保証するものとする。甲は、登録商標を使用する乙の商品の品質を検査する権利を有するが、具体的な措置は次の通りである。

甲は、乙が生産又は販売する商標ライセンスの商品に対し、不定期の検査又はランダム検査を行い、発見した不合格製品について、乙に対し、甲の商標を取り除いた後、値踏みして処理し、又は廃棄処分をするよう求める権利を有する。甲は、品質の基準を検査し、又はランダム検査を行うが、授權製品の国家又は業界の基準に基づくものとする。

2.乙は、当該登録商標を使用する商品に自己の企業名称及び商品の産地を明記しなければならない。

#### 第5条 権利侵害の処理

1.契約の有効期間内において、仮に第三者から乙の使用する商標について権利侵害を理由に訴えた場合、甲は一切の法律責任を負い、かつ自己の費用をもって関係紛争を解決するものとする。仮に第三者による起訴が成立した場合、甲は乙に対し一切の損害を賠償するものとする。

2.契約における双方当事者の何れかは、第三者が甲の商標権を侵害したことを発見した場合、適時に相手側に通知し、甲は自己の費用をもって処理すべきであるが、侵害者と交渉をし、又は市場監督管理局に請求を提出し、若しくは裁判所に訴訟を提起することを含むが、乙は必要な協力をするものとする。

## 第6条 届出手続

甲は、本契約の締結日から3月以内に本契約について、国家知識産権局にて届出手続を行い、当該届出に係る費用は甲が負担する。仮に乙による協力を必要とする場合、乙は協力するものとする。

## 第7条 商標の使用

1.乙は、商標標章を使用する際に、本契約の第1条において、甲が提供する商標サンプルに基づいて使用し、甲の登録商標の文字、図形又はその結合に対する何れかの変更をしてはならない。

2.乙は、甲が提供した商標サンプルに基づき、自ら文字、図形商標、包装袋、下げ札、製品宣伝用品、偽造防止ステッカー、合格証など補助料及びその他の出荷・販売用の必須標章を製作するが、前記の物品は必ず甲による許可を経て届出認可されて初めて使用することができる。乙は、無断でかかる物品を処理してはならないが、第三者に対する再許諾、譲渡、質権の設定又は投資などを含むものの、この限りではない。

3.本契約が終了される際に、乙は直ちに当該商標の使用を停止し、かつ\_\_\_\_日以内に残りの商標標章を甲に返還し、当該類商標標章製作原価の決算手続を行い、\_\_\_\_月以内に市場で流通している当該商標付商品を市場から回収すべきである。当該期間において、甲は、乙が次の方式により在庫の製品を処分することを許可する。甲による検証を経た上、乙の合格製品は半年以内に引き続き販売（無断で生産し、又は半年後に継続販売する場合は、権利侵害とみなす）することができる。

## 第8条 違約責任

1.乙がロイヤリティを納付遅延した場合、\_\_\_\_元/日の基準で甲に違約金\_\_\_\_元を支払うものとし、期限を\_\_\_\_日を超えた場合、甲は、契約を終止し、かつ違約金\_\_\_\_元を支払うよう求める権利を有する。

2.乙が契約の規定に違反し、ライセンス商標の許諾範囲を拡大し、若しくは無断で許諾商

標を第三者に許諾した場合、甲は、乙に対し、侵害行為を停止し、かつ損害を賠償し、違約金\_\_\_\_\_元を支払うよう求める権利を有すると同時に、契約を終止する権利も有する。

3.仮に乙に嚴重な品質の問題又は市場管理上の混乱（指定区域以外での販売）が存在し、かつ本契約に使用許諾されている商標ブランドのイメージに影響をもたらす場合、甲は、本契約を終止し、かつ違約金\_\_\_\_\_元を支払うよう求める権利を有する。

#### 第9条 契約の終止

1.本契約が期限満了により終止し、双方当事者が契約期限の延長を希望する場合、別途使用許諾契約を締結することができる。

2.不可抗力又はその他の客観的原因により、本契約が遂行できない場合、双方当事者は、協議を経て早期に本契約を終止することができる。

3.本契約が第8条の原因により早期終止する場合、乙は、直ちに甲が発行した各種の授權又は証明資料を返還し、かつ如何なる複製書類も保留していないことを保証し、それに応じて生じる責任又は損害について、何れも乙が負担し、甲とは無関係であるものとする。

#### 第10条 紛争の解決方法

本契約の遂行期間に紛争が生じた場合、双方当事者は協議を経て解決しなければならない。協議を経ても解決できない場合は、何れかの当事者は管轄権を有する裁判所に訴訟を提起することができる。

#### 第11条 契約の効力

本契約は1式\_\_\_\_\_部であり、甲は\_\_\_\_\_部を留保し、乙は\_\_\_\_\_部留保し、関係部門に\_\_\_\_\_部を届出るものとするが、契約は双方当事者が署名・押印する日から発効する。

甲（押印）

乙（押印）

法定代表者

法定代表者

期日 年 月 日

期日 年 月 日

## 付録 6 商標実施許諾契約書(EN)

### TRADEMARK LICENSE CONTRACT

Licensor \_\_\_\_\_ (Hereinafter referred to as "Party A")

Address \_\_\_\_\_

Licensee \_\_\_\_\_ (Hereinafter referred to as "Party B")

Address \_\_\_\_\_

Whereas Party A has the right to exclusively use the registered trademark specified in Article 1 of this contract;

Whereas Party B is interested in obtaining the right to use the trademark;

Therefore, both parties agree to enter into this trademark license contract through friendly negotiation according to the provisions of Trademark Law of the People's Republic of China and Regulation on the Implementation of the Trademark Law of the People's Republic of China.

#### Article 1 Overview of Licensed Trademark

1. Trademark Name: \_\_\_\_\_
2. Trademark Design: (The trademark design is attached and is stamped by Party A)
3. Trademark Registration Number: \_\_\_\_\_
4. Class and name of designated goods or services of the licensed trademark: \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_
5. Registration period of the trademark and the time of the next renewal: \_\_\_\_\_

#### Article 2 Scope of License

1. Form of Trademark License: \_\_\_\_\_
2. Licensed Class and name of designated goods or services: \_\_\_\_\_
3. Licensed Sales territory of commodities: \_\_\_\_\_
4. Term of License:

The term of license is \_\_\_\_\_ years.

From \_\_\_\_\_ (Year/Month/Date) to \_\_\_\_\_ (Year/Month/Date)

5. Party B shall not use the registered trademark of Party A on the commodities which don't belong to the license scope. Without the written authorization of Party A, Party B shall not grant the license of the registered trademark to any third party in any form and for any reason.

#### Article 3 Royalties

The royalties for the trademark is composed of two parts: the initial price and the royalty fee.

The initial price ¥/\$ \_\_\_\_\_ yuan shall be paid on the effective date of the contract.

Royalties at the rate of \_\_\_\_% (generally 3~5%) shall be calculated, and the settlement shall be made every \_\_\_\_\_ months (or every half year, at the end of each year).

Party B shall remit all the royalties to Party A's account within the above-mentioned period.

Party B has the right to check the relevant account book of Party B by means of \_\_\_\_\_.

#### Article 4 Quality Guarantee

1. Party B shall guarantee the quality of the commodities using the registered trademark. Party A has the right to inspect the quality of the commodities on which Party B uses the registered trademark. The specific measures are as follows:

Party A may make irregular inspection or sample inspection of the licensed commodities manufactured or sold by Party B. For the unqualified products found,



Party A has the right to request Party B to remove the trademark of Party A and then deal with the commodities at a price or dispose them. Party A shall inspect the quality standards in accordance with the national or industrial standards or sampling standards of the relevant licensed products.

Party B must indicate the enterprise name and the origin on the commodities using the registered trademark.

#### Article 5 Solution of Infringement

1. During the term of the contract, if a third party files a lawsuit on the grounds of trademark infringement used by Party B, Party A shall bear all legal liabilities and pay the relevant expenses for resolving the dispute. If the lawsuit filed by a third party is established, Party A shall compensate Party B for all losses.
2. If either party hereof discovers that a third party infringes Party A's trademark rights, it shall promptly notify the other party and Party A shall be responsible for handling the matter at its own expense, including negotiating with the infringing party, making a request to the industrial and Administration for Market Regulation or filing a lawsuit with the people's court. Party B shall provide necessary assistance.

#### Article 6 Recordation Procedures

Party A shall record the contract with CNIPA within 3 months from the date of signing this contract, and the recordation fee shall be borne by Party A. Party B shall provide assistance if there is any need.

#### Article 7 Use of Trademarks

1. Party B shall use the trademark in accordance with the trademark sample provided by Party A in Article 1 hereof and shall not change the words, graphics or combination of the registered trademark of Party A without permission.
2. Party B may, in accordance with the trademark sample provided by Party A, make its own words, label of trademark, packaging bag, tag, product publicity materials, anti-counterfeiting stickers, certificate of qualification and other auxiliary materials as well as other necessary marks for selling products. The above items must be

approved by Party A before Party B's use. Party B shall not dispose of the relevant materials without authorization, including but not limited to the sublicense, assign, pledge or investment of a third party.

3. Upon the termination of this contract, Party B shall immediately stop using the trademark, return the remaining marks of the trademark to Party A within \_\_\_\_\_ days, handle the cost settlement procedures for the production of such marks regarding the trademark, and recycle the commodities bearing the trademark in circulation from the market within \_\_\_\_\_ months. During this period, Party A allows Party B to dispose of the inventory in the following ways. After Party A's inspection, Party B's qualified products can continue to be sold within six months (Any unauthorized production or continued sales after six months shall be deemed as infringement).

#### Article 8 Liability for Breach of Contract

1. If Party B delays in paying the royalties, Party B shall pay Party A liquidated damages of \_\_\_\_\_ yuan based on the standard of \_\_\_\_\_ yuan/day;

If the delay exceeds \_\_\_\_\_ days, Party A shall have the right to terminate the contract and require Party B to pay \_\_\_\_\_ yuan as liquidated damages.

2. If Party B violates the provisions of this contract by expanding the scope of the licensed trademark or granting the license of the trademark to a third party without authorization, Party A shall have the right to request Party B to stop the infringement, compensate for the loss, pay liquidated damages of \_\_\_\_\_ yuan and terminate this contract.

3. In case of any serious quality problem or market management disorder (including sales outside the designated region) of Party B, which affects the brand image of the licensed trademark hereunder, Party A shall have the right to terminate this contract and claim liquidated damages of \_\_\_\_\_ yuan.

#### Article 9 Termination of contract

1. Upon expiration and termination of the term hereof, both parties may sign a separate license contract if they need to extend the term of the contract.

2. If this contract cannot be performed due to force majeure or other objective reasons, the parties may terminate this contract in advance through negotiation.

3. If this contract is terminated in advance due to article 8 hereof, Party B shall immediately return to Party A all kinds of authorization or certification documents issued by Party A, and guarantee that no duplicated documents will be left, and Party B shall be responsible for any liabilities or losses arising therefrom and shall not be related to Party A.

#### Article 10 Dispute Resolution

Any dispute arising from the performance of the contract shall be settled by both parties through friendly negotiation. Each party could file the lawsuit before the people's court in case no settlement can be reached through negotiation.

#### Article 11 Effectiveness of the Contract

This contract is made in \_\_\_\_ copies, with Party A retaining \_\_\_\_ copies, Party B retaining \_\_\_\_ copies, and \_\_\_\_ copies shall be filed with relevant departments. The contract shall come into force upon being signed and sealed by both parties.

Part A (SEAL):

Part B(SEAL):

Legal Representative:

Legal Representative:

Date:    Year    Month    Day

Date:    Year    Month    Day

## 付録7 技術讓渡契約(CN)

### 技术转让合同

转让方\_\_\_\_\_（以下简称“甲方”）

地址\_\_\_\_\_

受让方\_\_\_\_\_（以下简称“乙方”）

地址\_\_\_\_\_

鉴于甲方拥有本合同书中所述\_\_\_\_\_（专利权/专利申请/技术秘密），乙方对该（专利权/专利申请/技术秘密）有一定程度的了解并希望获得该\_\_\_\_\_（专利权/专利申请/技术秘密）的所有权，双方经过平等协商，在真实、充分地表达各自意愿的基础上，根据《中华人民共和国民法典》等相关法律的规定规定，达成如下协议，由签约各方共同恪守。

#### 第一条 名词和术语

在本合同中，除非双方另有书面约定，以下术语应具有如下含义：

1. “专利权/专利申请/技术秘密”应具有本合同第二条所规定的含义。
2. “交付资料”“专利管理部门”“验收标准”应具有本合同第三条所规定的含义。
3. “过渡期”应具有本合同第五条所规定的含义。
4. “转让费”“标的产品”应具有本合同第九条所规定的含义。
5. “保密信息”应具有本合同第十二条所规定的含义。
6. “不可抗力事件”应具有本合同第十三条所规定的含义。

#### 第二条 标的（专利权/专利申请/技术秘密）的转让

(1) 本合同项下的标的（专利权/专利申请/技术秘密）是指：

专利权

1. 专利权种类：\_\_\_\_\_（发明/实用新型/外观设计）
2. 专利权人：\_\_\_\_\_
3. 发明人/设计人：\_\_\_\_\_
4. 专利授权日：\_\_\_\_\_
5. 专利号：\_\_\_\_\_
6. 专利有效期限：\_\_\_\_\_

7. 专利年费已交至\_\_\_\_\_

专利申请

1. 专利权种类：\_\_\_\_\_（发明/实用新型/外观设计）

2. 专利申请人：\_\_\_\_\_

3. 发明人/设计人：\_\_\_\_\_

4. 专利申请日：\_\_\_\_\_

5. 专利申请号：\_\_\_\_\_

技术秘密

1. 技术秘密内容要点：\_\_\_\_\_

2. 技术指标和参数：\_\_\_\_\_

3. 技术成果工业化程度：\_\_\_\_\_

第三条 资料的交付

1. 甲方向乙方交付以下资料：

（技术秘密根据技术秘密的实际情况记述，专利权/专利申请通常为下列内容）

(1) 甲方向标的（专利权/专利申请）所涉及的专利行政管理部门（包括但不限于中国国家知识产权局，“专利管理部门”）递交的标的（专利权/专利申请）的全部专利申请文件原件（电子件），包括说明书、权利要求书、附图、摘要及摘要附图、请求书、意见陈述书以及代理委托书等。

(2) 所有专利管理部门发给甲方的所有涉及标的（专利权/专利申请）的文件原件，包括受理通知书、中间文件、授权决定、专利证书及副本等。

(3) 甲方已许可他人实施标的（专利权/专利申请）的专利实施许可合同书原件，包括合同书附件（即与实施该专利有关的技术、工艺等文件）。

(4) 所有专利管理部门出具的关于标的（专利权/专利申请）专利权有效的证明文件原件（最近一次专利年费缴费凭证或国家知识产权局的专利法律状态登记簿），在专利权无效请求中，专利管理部门或人民法院作出的维持专利权有效的决定等。

(5) 上级主管部门或国务院有关主管部门的批准转让文件原件。

(6) 本合同附件三所示的交付资料。

(7) \_\_\_\_\_

2. 交付资料的交付

甲方应当根据以下第\_\_\_\_\_项的约定交付交付资料（单选）：

(1) 甲方应在\_\_\_\_\_日前，在\_\_\_\_\_以\_\_\_\_\_方式，向乙方交付全部交付资料。

(2) 交付资料的交付安排以双方在附件三中确认的流程为准。

(3) \_\_\_\_\_

### 3. 交付资料的验收

乙方应在收到交付资料后的\_\_\_\_\_日内\_\_\_\_\_（自行/委托具备相应资质的第三方机构）对交付资料进行验收，甲方应当予以积极配合。

双方同意，交付资料的验收标准（“验收标准”）根据以下第\_\_\_\_\_项的约定确定（单选）：

(1) 在乙方使用的相关设备、材料、条件、工艺以及技术人员的能力、技术力量等各项条件均符合合同约定的要求的前提下，技术资料应当确保乙方可以充分实施标的（专利权/专利申请）。

(2) 技术资料应当符合附件三中约定的标准。

(3) \_\_\_\_\_

经验收符合验收标准的，乙方应向甲方提供验收合格的书面凭证；乙方验收发现交付资料全部或部分不符合验收标准的，应按照以下第\_\_\_\_\_项约定处理（单选）：

(1) 乙方应及时通知甲方验收不合格及相关原因，甲方应在收到验收不合格的通知之日起\_\_\_\_\_日内对该等验收不合格进行补救。一旦完成该等补救行动，甲方应将补救技

术资料提交乙方再次验收，直至验收合格为止。

(2) 乙方应及时通知甲方验收不合格及相关原因，甲方应在收到验收不合格的通知之日起\_\_\_\_\_日内对该等验收不合格进行补救。一旦完成该等补救行动，甲方应将补救技

术资料提交乙方再次验收，如第\_\_\_\_\_次验收仍然不合格的，乙方有权终止本合同，同时甲方返还乙方已支付的转让费并赔偿乙方因此遭受的损失。

(3) 乙方有权终止本合同，同时甲方返还乙方已支付的转让费并赔偿乙方因此遭受的损失。

(4) \_\_\_\_\_

与验收相关的所有费用由\_\_\_\_\_（甲方单独/乙方单独/双方共同/.....）承担。

#### 4. 专利转让合同登记手续（专利权/专利申请）

\_\_\_\_\_（转让方/受让方）应在\_\_\_\_\_日前向专利管理部门递交标的（专利权/专利申请）的转让合同登记申请，并尽最大商业合理努力尽快完成标的（专利权/专利申请）的转让合同登记手续。

办理登记手续所需费用（包括官费和中介机构的服务费）及相关税费应由\_\_\_\_\_（转让方单独/受让方单独/双方共同/.....）承担。乙方将尽合理商业努力积极配合转让方完成标的（专利权/专利申请）的转让合同登记手续，以使本合同项下的标的（专利权/专利申请）转移至受让方名下。

#### 第四条 标的（专利权/专利申请/技术秘密）实施和实施许可的情况及处理办法

1. 在本合同签订前，甲方自行使用本标的\_\_\_\_\_（专利权/专利申请/技术秘密）的状况如下（时间，地点，方式）：\_\_\_\_\_。

本合同签订生效后，\_\_\_\_\_。

2. 在本合同签订前，甲方许可他人使用本标的\_\_\_\_\_（专利权/专利申请/技术秘密）的状况如下（时间、地点、方式）：\_\_\_\_\_。

本合同签订生效之日起，该实施许可的权利义务转移给乙方。

#### 第五条 过渡期条款(专利权/专利申请)

针对每一项专利权/专利申请，自本合同签署日起，至专利管理部门登记公告转让专利之日止（“过渡期”），双方达成以下\_\_\_\_\_所示安排（可多选）：

(1) 针对\_\_\_\_\_专利权/专利申请，甲方向乙方授予一项\_\_\_\_\_区域内、\_\_\_\_\_可分许可的/不可分许可的)、\_\_\_\_\_（独占/排他/普通）许可，乙方有权以合适的方式自行利用和实施前述标的（专利权/专利申请）。

(2) 由\_\_\_\_\_（甲方单独/乙方单独/双方共同/.....）负责维持\_\_\_\_\_专利权/专利申请的有效性，如办理专利年费、续展费、行政审查意见和无效请求的答辩以及无效诉讼的应诉。

(3) 维持\_\_\_\_\_专利权/专利申请有效性的一切费用（包括但不限于专利权利维持的年费、续展费、行政审查意见和无效请求的答辩以及无效诉讼所产生的费用）由\_\_\_\_\_。

(甲方单独/乙方单独/双方共同/.....) 承担。

(4) \_\_\_\_\_

## 第六条 陈述与保证

1. 甲方特此作出以下第\_\_\_\_\_项所示的陈述与保证 (可多选):

- (1) 截至本合同签署日,甲方拥有转让标的\_\_\_\_\_ (专利权/专利申请/技术秘密) 或披露交付资料的完整权利。
- (2) 标的\_\_\_\_\_ (专利权/专利申请/技术秘密) 不附带将会影响或限制本合同项下的甲方转让的任何权利负担,且不存在与任何第三方签订的合同将影响或限制其在本合同项下的转让。
- (3) 乙方根据本合同对标的\_\_\_\_\_ (专利权/专利申请/技术秘密) 的实施不侵犯任何第三人的合法权利。
- (4) 甲方并未收到有关任何主张、起诉、诉讼或法律程序的任何通知或威胁,并未知晓或有理由知晓任何信息,将会:(a) 导致任何(专利权/专利申请/技术秘密)的任何权利要求无效或不可执行;或(b) 导致(专利权/专利申请/技术秘密)中包括的任何专利申请的任何权利要求未能被授予或与其目前申请的范围相比受到严重限制或局限。
- (5) \_\_\_\_\_

## 第七条 知识产权维权

甲方享有的对标的知识产权转让合同生效前标的(专利权/专利申请/技术秘密)侵权行为进行维权的权利,在标的(专利权/专利申请/技术秘密)转让合同生效后由 \_\_\_\_\_ (甲方/乙方) 承受。

## 第八条 专利权被无效/专利申请被驳回时的处理

### 专利权被无效

过渡期内,甲方的专利权被生效无效决定宣告全部无效时,双方同意按照以下第\_\_\_\_\_项所示规定处理 (可多选):

- (1) 关于转让费返还与否的处理。在本合同生效后,标的专利的专利权被宣告无效时,如无明显违反公平原则,且甲方无恶意给乙方造成损失的,甲方不向乙方返还已支付的转让费,乙方也不返还本合同第三条所述的全部资料、支付未支付的转让费,否则甲方应返还已支付



的全部转让费，乙方应返还本合同第三条所述的全部资料且无需支付未支付的转让费。

(2) 关于无效或诉讼的答辩及费用。他人向国家知识产权局复审和无效审理部提出请求宣告专利的专利权的专利权无效，对该专利权宣告无效或对专利局复审和无效审理部的决定（对发明专利）不服向人民法院起诉时，在本合同生效后，由乙方负责答辩，并承担由此发生的请求或诉讼费用，对于乙方在合理范围内要求甲方提供的协助，甲方应当予以配合。

(3) \_\_\_\_\_

#### 专利申请被驳回

1. 对于甲方不是该专利申请的合法申请人、或侵害他人专利权或专利申请权的，专利申请被专利局驳回，甲方返还全部转让费，并支付违约金\_\_\_\_\_元；
2. 对甲方未充分公开自己的专利申请请求保护的申请主题，专利申请被专利局驳回，甲方返还转让费 \_\_\_\_\_% \_\_\_\_\_元；
3. 对其他情况，专利申请被驳回的，甲方不返还转让费；

#### 第九条 对价及支付方式

##### 1. 转让费及支付方式

作为取得本合同第二条所述知识产权转让的对价，乙方同意根据以下第\_\_\_\_\_项约定的付款方式支付转让费用（“转让费”）（可多选）：

##### (1) 固定费用支付

乙方应当支付给甲方的固定费用共计 \_\_\_\_\_元，乙方应按照以下第\_\_\_\_\_种方式支付固定费用（单选）：

①. 一次性付款：截止至\_\_\_\_\_日前，乙方应向甲方支付全部转让费，即 \_\_\_\_\_元。

②. 分期付款：

第一笔付款：截止至\_\_\_\_\_日前，乙方应向甲方支付转让费的\_\_\_\_\_%，即 \_\_\_\_\_元。

第二笔付款：截止至\_\_\_\_\_日前，乙方应向甲方支付转让费的\_\_\_\_\_%，即 \_\_\_\_\_元。

最终付款：截止至\_\_\_\_\_日前，乙方应向甲方支付全部剩余转让费，即 \_\_\_\_\_元。

##### (2) 提成费用支付

本合同所称的标的产品（“标的产品”）是指落入标的知识产权保护范围的产品。乙方应按照以下第\_\_\_\_\_种方式支付提成费用（单选）：

①. 销售额提成费用：自标的产品首次销售发生之日起，乙方应\_\_\_\_\_（每年/每六个月/

每月/.....) 向甲方支付\_\_\_\_\_ (当年/前六个月/当月/.....) 标的产品净销售额的\_\_\_\_\_ %作为销售额提成费用。

②. 利润额提成费用: 自标的产品首次销售发生之日起, 乙方应\_\_\_\_\_ (每年/每六个月/每月/.....) 向甲方支付\_\_\_\_\_ (当年/前六个月/当月/.....) 标的产品净利润额的\_\_\_\_\_ %作为利润额提成费用。

③. 入门费和\_\_\_\_\_ (销售额/利润额) 提成费用: 截止至\_\_\_\_\_ 日前, 乙方应先向甲方支付入门费\_\_\_\_\_ 元, 随后依据上述第\_\_\_\_\_ 种方式向甲方支付相应的提成费用。

④. \_\_\_\_\_

乙方应当保存足够详细、完整和准确的账目记录, 包括财务账目、生产账目、运输账目等, 以确保甲方可对乙方提成费用支付义务的履行情况进行审计。在经甲方合理事先通知的情况下, 乙方应当向甲方或甲方委派的代表开放该等记录以供甲方审计, 该等审计权可以由甲方自行进行或委托独立注册会计师行使。如果审计的最终结果表明乙方实际向甲方支付的费用少于乙方应向甲方支付的费用, 甲方有权要求乙方支付相应差额, 若该等差额超过乙方应当向甲方支付的费用\_\_\_\_\_ %, 则乙方还应当承担审计所产生的费用。

### (3) 其他费用支付形式

## 2. 国际结算方式 (选填)

由于本合同涉及跨境国际支付, 双方一致同意按照\_\_\_\_\_ (国际汇付/国际托收/国际信用证/国际保理) 结算方式结算转让费, 具体安排如下:

## 3. 支付账号

乙方应当按照上述支付方式将转让费支付至甲方账号或以现金方式支付给甲方。甲方开户银行、开户名称和账号如下:

开户名称: \_\_\_\_\_

开户银行: \_\_\_\_\_

账号: \_\_\_\_\_

4. 涉及多个权利人共有知识产权的转让费用的分配方案, 应依照以下第\_\_\_\_\_ 种方式

确定（单选）：

(1) 权利人\_\_\_\_\_分配比例为\_\_\_\_\_%，即\_\_\_\_\_元；

权利人\_\_\_\_\_分配比例为\_\_\_\_\_%，即\_\_\_\_\_元；

权利人\_\_\_\_\_分配比例为\_\_\_\_\_%，即\_\_\_\_\_元。

(2) 共有标的权利的权利人通过自行协商方式，另行约定标的转让费用的分配方案。

(3) \_\_\_\_\_

## 第十条 税费

双方应当按照法律的规定，各自独立承担法律对其所规定的各项纳税义务。

## 第十一条 改良技术

1. 乙方有权利用甲方转让\_\_\_\_\_（专利权/专利申请/技术秘密）涉及的发明创造/技术内容进行后续改进。由此产生的具有实质性或创造性技术进步特征的新的技术成果，归\_\_\_\_\_

（乙方、双方）方所有。具体相关利益的分配办法如下：\_\_\_\_\_。

2. 甲方有权在已交付乙方该项\_\_\_\_\_（专利权/专利申请/技术秘密）后，对该项\_\_\_\_\_（专利权/专利申请/技术秘密）涉及的发明创造/技术内容进行后续改进。由此产生的具有实质性或创造性技术进步特征的新的技术成果，归\_\_\_\_\_（甲方、双方）方所有。具体相关利益的分配办法如下：\_\_\_\_\_。

## 第十二条 保密条款

1. 本合同项下的保密信息（“保密信息”）以以下第\_\_\_\_\_种方式确定（单选）：

(1) 保密信息是指一方(以下简称“披露方”)以口头、书面或其他方式直接或间接向另一方(以下简称“接收方”)披露的所有信息；该等信息包括但不限于本协议各条款的具体内容、本协议的签署及履行情况(不包括经双方协商同意后通过专利转让登记等方式所公开的信息)以及披露方所披露的技术资料和其它与财务、商业、业务、运营或技术相关的非公开信息。保密信息不包括：(1)非因接收方的披露而为或成为公众所知的信息；(2)在披露方披露以前，已为接收方正当知晓的信息；(3)接收方从第三方处合法获取的信息，且不违反任何保密限制或保密义务；以及(4)由接收方或代接收方独立开发而未使用任何保密信息或者违反接受在本协议项下任何义务的信息。

(2) \_\_\_\_\_

2. 除非获得披露方事先书面同意或本合同另有约定，(1)接收方应严守披露方的保密信息，

并采取一切必要保密措施和保密制度予以保护；(2)接收方不得以履行本合同义务之外的任何目的使用保密信息；(3)不得向任何接收方之外的第三方披露或泄露本合同下的保密信息。

- 3.接收方只能为履行本合同规定的其义务或行使本合同规定的其权利而使用任何该等保密信息。
- 4.接收方只能在履行本合同规定的其义务和行使本合同规定的其权利的必要范围内，向\_\_\_\_（关联方/雇员/董事/代理/承包商/咨询人/顾问/.....）仅在需要知道的范围内披露披露方的保密信息，上述人员必须与接收方签订保密协议并遵守与本条规定相符的保密和不使用义务。
- 5.本合同执行完毕或因故终止、变更的，接收方应立即将披露方的所有保密信息归还披露方或销毁，同时，接收方应向披露方提供由接收方授权代表签署的关于返还或销毁的书面证明。
- 6.本合同规定的保密义务自本合同签订之日起\_\_ 年有效。
- 7.即使在本合同终止、解除等任何情况下，合同当事人也应履行本合同规定的保密义务。

### 第十三条 不可抗力

- 1.本合同任何一方均无需因超出其合理预见、控制、克服或避免的原因导致其违反或无法履行本合同项下的任何义务而承担责任，这些原因可能包括禁运、战争、战争行为（无论是否宣战）、恐怖主义行为、叛乱、骚乱、内乱、罢工、停工、流行性疫病或其他劳资纠纷、火灾、洪水、地震、或者其它自然事件，或任何政府当局或另一方的作为、不作为或延误（“不可抗力事件”）。
2. 当不可抗力事件发生，双方同意按照以下第\_\_\_\_\_项所示规定处理（可多选）：
  - (1) 任一方在得知不可抗力事件后应立即向另一方发出通知，该等通知包含不可抗力的细节、程度、影响以及\_\_\_\_\_等。
  - (2) 任一方在得知不可抗力事件后应及时尽一切必要合理的努力采取适当措施减轻损失。
  - (3) 若因不可抗力事件导致任一方无法按照本合同约定履行义务的，无法履行本合同义务的一方应向另一方提供关于合同不能履行的书面证明且该证明需要明确表明该一方确实不适合履行本合同。双方应友好协商在另行确认的时间继续履行本合同约定之内容。
  - (4) 如果不可抗力事件致使违反或无法履行本合同项下的任何义务持续 日以上，则任何一方均有权终止本合同。对于不可抗力事件造成本合同的终止，任何一方均不向另一方承担任何责任。

(5) \_\_\_\_\_

#### 第十四条 违约与损害赔偿

如任何一方未能履行其在本合同下的义务,则违约方应对守约方因此遭受的任何和所有损害和经济损失承担相应责任。

甲方违反本合同第\_\_\_\_\_条约定的,应当承担\_\_\_\_\_的违约责任。

乙方违反本合同第\_\_\_\_\_条约定的,应当承担\_\_\_\_\_的违约责任。

#### 第十五条 争议解决

1. 双方同意按照以下第\_\_\_\_\_项确定本合同所适用法律(单选):

(1) 本合同适用中华人民共和国法律。

(2) 本合同属于涉外技术转让合同,双方同意适用\_\_\_\_\_国/地区(合同履行地、合同签署地、某个中立国家或地区的法律、双方所在地法律……)法律。

2. 在履行本合同过程中发生争议的,双方应当友好协商解决。双方协商不成的,任何一方可采取以下第\_\_\_\_\_种方式处理(单选):

(1) 提请\_\_\_\_\_进行调解处理;

(2) 向\_\_\_\_\_ (转让方所在地/受让方所在地/本合同签署地/本合同履行地……)具有管辖权的人民法院提起诉讼;

(3) 提请\_\_\_\_\_仲裁委员会仲裁。

#### 第十六条 合同的生效、变更与终止

1. 本合同自双方签字盖章之日起生效。本合同一式\_\_\_\_\_份,双方各持\_\_\_\_\_份,另有一份用于专利转让合同登记、一份用于技术合同认定登记,每份具有同等法律效力。

2. 本合同内容的任何修改或变更必须由双方书面签署同意。

3. 除本合同另有约定外,如果一方违反本合同约定的义务,另一方有权书面通知违约方要求其履行本合同约定的义务,并承担相应责任。如果违约方在收到书面通知\_\_\_\_\_日内仍未履行相关义务,那么守约方有权书面通知违约方终止本合同。

4. 各方确认,本合同以及本合同中提及的任何文件组成了双方之间就本合同项下合作事项而达成的完整的合同,且本合同取代了双方在之前就该事项所达成的或存在于双方之间的所有口头或书面的安排、合同、草案、保证、陈述或谅解。

转让方签章

受让方签章

转让方法人代表签章

受让方法人代表签章

年 月 日

年 月 日

(以下为选填条款)

第 条 技术服务与培训 (选填)

1. 技术服务

甲方应根据本合同向乙方提供第\_\_\_\_项所示的技术服务(“技术服务”(单选):

(1) 技术服务的内容以及提供方式以附件为准。

(2) \_\_\_\_\_

2. 培训

甲方应根据本合同向乙方方提供第\_\_\_\_项所示的培训(“培训”(单选):

(1) 甲方在本合同生效后\_\_\_\_日内以乙方认可的方式向乙方提供必要的技术指导与服务,使乙方了解并掌握标的专利,并解答乙方提出的有关实施标的(专利权/专利申请/技术秘密)的问题。

(2) \_\_\_\_\_

甲方完成技术服务或培训后,双方验收合格共同签署验收证明文件。

第 条 技术进出口管制（选填）

双方均已就本合同项下的标的（专利权/专利申请/技术秘密）的进出口管制情形尽到审慎调查义务，同意本合同项下标的（专利权/专利申请/技术秘密）属于以下第\_\_\_\_\_种情形并履行相应义务（单选）：

- (1) 本合同项下的标的（专利权/专利申请/技术秘密）不属于进出口国禁止进出口的技术，也不存在其他违反中华人民共和国或相关国家法律关于技术进出口管制规定的情形。
- (2) 本合同项下的标的（专利权/专利申请/技术秘密）属于进出口国限制进出口的技术，双方应秉承诚实信用原则，按照相关行政部门的要求互相配合，及时依法办理相关进出口审批等手续。
- (3) 本合同项下的标的（专利权/专利申请/技术秘密）属于进出口国自由进出口的技术，双方应当按照相关行政部门的要求互相配合，及时依法办理合同登记管理等手续。
- (4) \_\_\_\_\_

## 付録 8 技術譲渡契約(JP)

### 技術譲渡契約

譲渡人 \_\_\_\_\_ (以下、「甲」という)

住所地 \_\_\_\_\_

譲受人 \_\_\_\_\_ (以下、「乙」とう)

住所地 \_\_\_\_\_

甲は本契約に記載される \_\_\_\_\_ (専利権/専利出願権/ノウハウ) を有し、乙は \_\_\_\_\_ (専利権/専利出願権/ノウハウ) 内容に対しある程度理解し、かつ当該 \_\_\_\_\_ (専利権/専利出願権/ノウハウ) の所有権の取得を希望することに鑑み、双方当事者は、平等な協議を経て真実かつ十分な意思表示をしたうえ、「中華人民共和国民法典」に基づき、次の協議を締結し、各当事者は共同して厳格に遵守するものとする。

#### 第 1 条 名詞と用語

本契約において、双方が別途書面による約定がある場合を除き、次の用語は以下の意味を有するものとする。

1. 「専利権/専利出願権/ノウハウ」は本契約第 2 条に規定された意味を有するものとする。
2. 「交付資料」「専利管理部門」「検収基準」は本契約第 3 条に規定された意味を有するものとする。
3. 「過渡期」は本契約第 5 条に規定された意味を有するものとする。
4. 「譲渡費」「対象製品」は本契約第 5 条に規定された意味を有するものとする。
5. 「秘密情報」は本契約第 12 条に規定された意味を有するものとする。
6. 「不可抗力事件」は本契約第 13 条に規定された意味を有するものとする。

#### 第 2 条 対象 (専利権/専利出願権/ノウハウ) の譲渡



本契約における対象（専利権/専利出願権/ノウハウ）は、以下のものを指す。

#### 専利権

- (1) 専利権の種類 \_\_\_\_\_（発明、実用新案、意匠）
- (2) 専利権者 \_\_\_\_\_
- (3) 発明者／設計者 \_\_\_\_\_
- (4) 専利登録日 \_\_\_\_\_
- (5) 専利番号 \_\_\_\_\_
- (6) 専利存続期間 \_\_\_\_\_
- (7) 専利年金の納付 \_\_\_\_\_までに。

#### 専利出願

- (1) 専利権の種類 \_\_\_\_\_（発明、実用新案、意匠）
- (2) 専利出願者 \_\_\_\_\_
- (3) 発明者／設計者 \_\_\_\_\_
- (4) 専利出願日 \_\_\_\_\_
- (5) 専利出願番号 \_\_\_\_\_

#### ノウハウ

- (1) ノウハウ内容の要点 \_\_\_\_\_
- (2) 技術指標とパラメーター \_\_\_\_\_
- (3) 技術成果の工業化程度 \_\_\_\_\_

### 第3条 資料の交付

1) 甲が乙に次の通りの資料を交付する。

（ノウハウについて、ノウハウの実際の状況に基づき記述するものとし、専利権/専利出願について、通常以下の内容とする。）

(1) 明細書、専利請求の範囲、図面、要約及び要約図面、願書、意見陳述書及び代理委任書などを含む甲が対象（専利権/専利出願権/ノウハウ）に係る専利行政管理部門（中国国家知識産権局（以下、「国家知識産権局」という）を含むが、これに限らない、以下「専利管理部門」という）に提出した対象（専利権/専利出願権/ノウハウ）のすべての専利出

願書類原本（電子資料）。

(2) 受理通知書、中間書類、権利付与決定、專利証書及び副本などを含むすべての專利管理部門が甲に発行した対象專利にかかるすべての書類原本。

(3) 契約書別紙（すなわち、当該專利の実施にかかる技術、プロセスなどの書類）を含む甲が他人に対象（專利権/專利出願権/ノウハウ）の実施を許諾した專利実施許諾契約書原本。

(4) すべての專利管理部門が発行した対象（專利権/專利出願権/ノウハウ）の有効性に関する証明書類原本（最新の專利年費納付証憑または国家知識産権局による專利の法律状態登記簿）、專利権無効宣告請求において、專利管理部門または人民法院が下した專利権の有効性を維持する決定など。

(5) 上級主管部門又は國務院関係主管部門の讓渡承認書類原本。

(6) \_\_\_\_\_

## 2) 交付資料の交付

甲は以下の第\_\_号の約定に基づいて交付資料を交付しなければならない（単一選択）。

(1) 甲は\_\_日までに、\_\_\_\_\_方式で、乙にすべての交付資料を交付しなければならない。

(2) 交付資料の交付は、双方が別紙で確認した流れに準じる。

(3) \_\_\_\_\_。

## 3) 交付資料の検収

乙は交付資料を受け取った日から\_\_日間以内（自ら/相応の資質を備えた第三者機関に依頼する）に交付資料を検収し、甲は積極的に協力しなければならない。

双方は交付資料の検収基準（以下、「検収基準」という）が以下の第\_\_号の約定に基づいて確定することに同意する（単一選択）。

(1) 乙の使用する関連設備、材料、条件、プロセスならびに技術者の能力、技術力などの各条件が全て契約で約定されている要求に合致していることを前提として、技術資料では乙が対象專利を十分に実施できることを確保しなければならない。

(2) 技術資料は別紙で約定された基準に合致しなければならない。

(3) \_\_\_\_\_。

検収が検収基準に合致する場合、乙は甲に検収合格の書面証憑を提供しなければならない。乙の検収により交付資料の全部または一部が検収基準を満たしていないことが発覚した場合、以下の第\_\_\_\_号の約定に従って処理しなければならない（単一選択）

(1) 乙は速やかに甲に検収不合格の旨及び関連原因を通知し、甲は検収不合格の通知を受け取った日から\_\_\_\_日以内に当該検収不合格を補正しなければならない。当該補正行動が完了すると、甲は再検収を受けるために補正技術資料を乙に提出し、合格するまで再検収しなければならない。

(2) 乙は速やかに甲に検収不合格の旨及び関連原因を通知し、甲は検収不合格の通知を受け取った日から\_\_\_\_日以内に当該検収不合格を補正しなければならない。当該補正行動が完了すると、甲は再検収を受けるために補正技術資料を乙に提出しなければならない。もし\_\_\_\_回目の検収が依然として不合格である場合、乙には本契約を終了する権利があると同時に甲は乙が支払った譲渡費を返済したうえ、乙が被った損失を賠償するものとする。

(3) 乙は本契約を終了する権利があると同時に甲は乙が支払った譲渡費を返済したうえ、乙が被った損失を賠償するものとする。

(4) \_\_\_\_\_。

検収に関するすべての費用は\_\_\_\_\_（甲／乙／双方共同／…）が負担する。

#### 第4条 対象（専利権/専利出願権/ノウハウ）の実施、許諾情况及び処置方法

1. 本契約の締結前に甲が対象\_\_\_\_\_（専利権/専利出願権/ノウハウ）を実施した状況（時間、地点、方式）\_\_\_\_\_

本契約の発行以降に、\_\_\_\_\_

2. 本契約の締結前に、甲が他人による本\_\_\_\_\_（専利権/ノウハウ/専利出願権）の使用を許諾した状況（時間、地点、方式）\_\_\_\_\_

本契約が締結・発効する日から当該実施許諾に係る権利・義務は乙に移転される。

#### 第5条 経過期間条項（専利権/専利出願権）

各対象専利権/専利出願権について、本契約締結日から専利管理部門が専利の譲渡を登録公告する日まで（「過渡期」）、双方は以下第\_\_\_\_号のような手配を達成する（複数選択可能）。

- (1) 対象専利権/専利出願権に対して、甲は乙に\_\_\_\_\_区域で、\_\_\_\_\_ (サブライセンス可能な/サブライセンス不可の)、(独占/排他/普通) 許諾を与え、乙は上記対象 (専利権/専利出願権) を適切な方法でみずから利用し、実施する権利を有する。
- (2) (甲/乙/双方共同/…) で、専利年費、更新費、行政審査意見と無効審判への答弁及び無効訴訟の応訴などを含み、対象 (専利権/専利出願権) の有効性を維持する責任を負う。
- (3) 対象 (専利権/専利出願権) の有効性を維持するための一切の費用 (専利権維持の年費、更新費、行政審査意見及び無効審判への答弁及び無効訴訟による費用を含むがこれらに限らない) は、\_\_\_\_\_ (甲/乙/双方共同/…) が負担する。
- (4) \_\_\_\_\_

## 第6条 陳述と保証

甲は以下の第\_\_\_\_号の陳述と保証をする (複数選択可能)。

- (1) 本契約の締結日までに、甲は対象\_\_\_\_ (専利権/専利出願権/ノウハウ) の譲渡又は交付資料の開示に関して完全な権利を有する。
- (2) 対象\_\_\_\_ (専利権/専利出願権/ノウハウ) には、本契約の条項における甲の譲渡に影響または制限するいかなる権利負担が付随しておらず、本契約の条項における譲渡に影響または制限するいかなる第三者と締結した契約も存在しない。
- (3) 乙による本契約に基づく対象\_\_\_\_ (専利権/専利出願権/ノウハウ) への実施はいかなる第三者の合法的権利を侵害しない。
- (4) 甲は、いかなる主張、提訴、訴訟または法律手続きに関するいかなる通知や脅威を受け取っておらず、以下の状況をもたらす可能性があることに関するいかなる情報を知らず、知る理由もない。(a) いかなる (専利権/専利出願権/ノウハウ) の権利請求項の無効または実施不可になること、または (b) (専利権/専利出願権/ノウハウ) に含まれるいかなる専利出願のいかなる請求項が登録されず、または現在の出願範囲に比べて深刻な制限または限定を受けること。
- (5) \_\_\_\_\_

## 第7条 知的財産権の維持

甲が享有する、対象知的財産権の譲渡契約の発効前の対象（専利権/専利出願権/ノウハウ）への権利侵害行為に対して権利保護を行う権利は、対象（専利権/専利出願権/ノウハウ）の譲渡契約の発効後に\_\_\_\_\_（甲/乙）より引き受ける。

## 第8条 専利権が無効にされた/専利出願が拒絶された場合の取扱

### 専利権利が無効にされた場合

過渡期内に甲の専利権が確定無効決定によりすべて無効とされた場合、双方は以下の第号の規定に従って処理することに合意する（複数選択可能）。

(1) 譲渡費の返還の要否に関する取扱。本契約が発効した後、対象専利権が無効とされたとき、明らかに公平原則に違反しておらず、かつ甲が悪意によって乙に損失を与えていない場合、甲は乙に支払った譲渡費を返済しないと同時に、乙も本契約第3条に記載されたすべての資料を返還し、未払いの譲渡費を支払う必要もない。さもないならば、甲は支払ったすべての譲渡費を返済しなければならないと同時に、乙は本契約第3条に記載されたすべての資料を返還するものとし、未払いの譲渡費を支払う必要はない。

(2) 無効又は訴訟に関する答弁及び費用。他人が専利局の復審と無効審理部に対象専利の無効審判を請求し、当該専利権の無効または国家知識産権局専利局復審と無効審理部の決定(発明専利)に対して不服があり人民法院に提訴された場合、本契約が発効した後、乙が答弁に対応し、それによって発生した請求または訴訟費用を負担するものとする。乙が合理的な範囲内で甲に提出した協力要請について、甲は協力しなければならない。

(3) \_\_\_\_\_

### 専利出願が拒絶査定された場合

1. 甲が当該専利出願の合法的出願人ではなく、若しくは他人の専利権又は専利出願権を侵害し、専利出願が特許庁により拒絶査定された場合、甲は全部の譲渡費用を返済し、かつ違約金\_\_\_\_\_元を支払うものとする。

2. 甲が自己の専利出願において保護を求める出願主題を十分に公開せず、専利出願が特許庁により拒絶査定された場合、甲は譲渡費用の\_\_\_\_\_%の\_\_\_\_\_元を返済する。

3. その他の状況により専利出願が拒絶査定された場合、甲は譲渡費用を返済しない。

## 第9条 対価及び支払い方法

### 1) 譲渡費及び支払方法

本契約第2条に記載された知的財産権譲渡を取得する対価として、乙は以下の第\_\_\_\_号に定める支払方法に従って譲渡費用(「譲渡費」)を支払うことに同意する(複数選択可能)。

#### (1) 固定費用の支払い

乙は甲に固定費用合計\_\_\_\_元を、以下の\_\_\_\_番目の方式に従って支払わなければならない(単一選択)。

①一括支払：\_\_\_\_日までに、乙は甲にすべての譲渡費、すなわち\_\_\_\_元を支払わなければならない。

#### ②分割払い：

初回の支払：\_\_\_\_日までに、乙は乙に譲渡費の\_\_\_\_%、すなわち\_\_\_\_元を支払わなければならない。

2回目の支払：\_\_\_\_日までに、乙は乙に譲渡費の\_\_\_\_%、すなわち\_\_\_\_元を支払わなければならない。

最後の支払：\_\_\_\_日までに、乙は甲に残りのすべての譲渡費、すなわち\_\_\_\_元を支払わなければならない。

#### (2) ランニングロイヤリティの支払い

本契約でいう対象製品(「対象製品」)とは、対象知的財産権の権利範囲に入る製品のことをいう。乙は以下の第\_\_\_\_種の方法に従ってランニングロイヤリティ(単一選択)を支払わなければならない。

①売上高のランニングロイヤリティ：対象製品の初販売が発生した日から、乙は\_\_\_\_(年毎に/6ヶ月毎に/月毎に/……)対象製品の正味販売価格の\_\_\_\_%を売上高のランニングロイヤリティとして乙に支払わなければならない。

②利益額のランニングロイヤリティ：対象製品の初販売が発生した日から、乙は\_\_\_\_(年毎に/6ヶ月毎に/月毎に/……)対象製品の純利潤額の\_\_\_\_%を利益のランニングロイヤリティとして乙に支払わなければならない。

③イニシャルフィーと\_\_\_\_\_（売上高/利潤）ランニングロイヤリティ：\_\_\_\_\_日までに、乙は先に甲に頭金\_\_\_\_\_元を支払い、その後、上述の第\_\_\_\_\_種の方法に基づいて乙に相応のランニングロイヤリティを支払わなければならない。

④\_\_\_\_\_

乙は、甲に乙のランニングロイヤリティ支払義務の履行状況が監査できるように、財務科目、生産科目、運輸科目などを含めて十分に詳細で完全で、且つ正確な勘定記録を保存しなければならない。事前に甲による合理的な通知があった場合、乙は甲の監査のために甲または甲に委任された代表に当該記録を開示しなければならない。当該監査権は甲みずから、または独立の公認会計士に委任して行使することができる。監査の最終結果により、乙が実際に甲に支払った費用が支払うべき費用より少ないことが判明した場合、甲は乙に相応の差額の支払いを要求する権利がある。もしこの差額が乙が甲に支払うべき費用の\_\_\_\_%を超えた場合、乙は監査による費用も負担しなければならない。

### (3) その他の費用支払方法

## 2) 国際決済方法（オプション）

本契約は越境国際支払に関するものであるため、双方は\_\_\_\_\_（国際送金/国際預託/国際信用状/国際ファクタリング）の決済方法に従って譲渡費を決済することに合意し、具体的な手順は以下の通りである。

\_\_\_\_\_

## 3) 支払口座

乙は上記の支払方法に従って譲渡費を甲の口座に支払うか、または現金で甲に支払わなければならない。甲の口座銀行、口座名、口座番号は以下の通りである。

口座名：

口座銀行：

口座番号：

4) 複数の権利者が知的財産権を共有している場合の譲渡費用の分配方案については、以下の第\_\_\_\_\_種の方法に従って確定しなければならない（単一選択）。

(1) 権利者\_\_\_\_\_の分配比率は\_\_\_\_\_%であり、すなわち\_\_\_\_\_元である。権利者\_\_\_\_\_の分配比率は\_\_\_\_\_%であり、すなわち\_\_\_\_\_元である。権利者\_\_\_\_\_の分配比率は\_\_\_\_\_%であり、すなわち\_\_\_\_\_元である。

(2) 対象権利を共有する権利者は、自ら協議することにより、対象権利の譲渡費用の分配案を別途約定する。

(3) \_\_\_\_\_

## 第 10 条 税金

双方は法律の規定に基づいて、法律が規定した自己の各納税義務をそれぞれ負わなければならない。

## 第 11 条 改良技術

1. 乙は、甲が譲渡する\_\_\_\_\_（専利権/専利出願権/ノウハウ）及ぶ発明創造/技術内容を利用して後続改良を行う権利を有する。当該改良により生じる実質性又は技術進歩特徴を有する技術成果は、\_\_\_\_\_（甲、双方）の所有に属する。具体的な関係利益の分配方法は、次の通りである。\_\_\_\_\_

2. 甲は、すでに当該\_\_\_\_\_（専利権/専利出願権/ノウハウ）を乙に譲渡した後、当該\_\_\_\_\_（専利権/専利出願権/ノウハウ）に及ぶ発明創造/技術内容について後続改良を行う権利を有する。当該改良により生じる実質性又は技術進歩特徴を有する技術成果は、\_\_\_\_\_（乙、双方）の所有に属する。具体的な関係利益の分配方法は、次の通りである。\_\_\_\_\_

## 第 12 条 秘密保持条項

1. 本契約における秘密情報（「秘密情報」）は以下の第\_\_\_\_\_号の方法で確定する（単一選択）。

(1) 秘密情報とは、一方（以下「開示側」という）が口頭、書面又はその他の方式で直



接又は間接的に他方（以下「受信側」という）に開示したすべての情報を指す。これらの情報には、本契約の各条項の具体的な内容、本契約の締結及び履行状況（双方の合意を経て専利譲渡登記などの方法で公開された情報を含まない）及び開示側が開示した技術資料及びその他の財務、商業、業務、運営又は技術に関する非公開情報を含むが、これらに限らない。

秘密情報には、次の情報を含まない。①受信側の開示によらず公知になっている情報、②開示側が開示する前に、受信側が正当に知っていた情報、③いかなる秘密保持の制限または秘密保持義務に違反していない、受信側が第三者から合法的に取得した情報、および④受信側または代行受信側が秘密情報を使用していない、または本契約の条項におけるいかなる義務も受け入れていない、独自に開発した情報。

(2) \_\_\_\_\_

2.開示側の事前の書面による承諾を得て、または本契約に別途の約定がある場合を除き、①受取側は開示側の秘密情報を厳守し、すべての必要な秘密保持措置と秘密保持制度を取って保護しなければならない、②受信側は本契約の義務の履行以外のいかなる目的で秘密情報を使用してはならない、③いかなる受信側以外の第三者に本契約における秘密情報を開示または漏洩してはならない。

3.受信側は、本契約に規定された義務を履行したり、本契約に規定された権利を行使したりするために、これらの秘密情報を使用しかできない。

4.受信側は、本契約に規定された義務の履行及び本契約に規定された権利の行使のために必要な範囲内で\_\_\_\_\_（関係者／従業員／取締役／代理業者／請負業者／コンサルタント／顧問／…）に、開示側の秘密情報を必要な範囲内にのみ開示ことができ、前述人員は受信側と秘密保持契約を締結し、本条の規定に合う秘密保持及び不使用義務を遵守しなければならない。

5.本契約の執行が完了し、または事情により中止、変更された場合、受信側は直ちに開示側のすべての秘密情報を開示側に返還または破棄しなければならない。同時に、受信側は開示側に受信側の授権代表が署名した返還または破棄に関する書面証明書を提供しなければならない。

6. 本契約で定めた秘密保持義務は、本契約の締結日から\_\_\_\_年間有効である。

7. 本契約の終了、解除などの如何なる状況でも、契約当事者は本契約で定めた秘密保持義務を履行しなければならない。

## 第13条 不可抗力

1.本契約のどちらの当事者も、禁輸、戦争、戦争行為（宣戦布告の有無にかかわらず）、テロ行為、反乱、騒乱、内乱、ストライキ、操業停止、流行性疫病またはその他の労資紛争、火災、洪水、地震、あるいはその他の自然事件、またはいかなる政府当局や他方の行為、不作為、または遅延など（「不可抗力事件」という）、自己の合理的予測、制御、克服または回避できる範囲を超えた原因で本契約におけるいかなる義務の違反または履行不能を招くことに責任を負う必要はない。

2.不可抗力事件が発生した場合、双方は以下の第\_\_\_号の規定に従って取り扱うことに合意する（複数選択可能）。

(1) いずれかの当事者は、不可抗力事件を知った後、直ちに他方に不可抗力の詳細、程度、影響及び\_\_\_\_\_等を含む通知を送付しなければならない。

(2) いずれかの当事者は不可抗力事件を知った後、損失を軽減するために直ちに必要で合理的な努力を尽くして適切な措置を講じなければならない。

(3) 不可抗力事件によりいずれかの当事者が本契約の約定に従って義務を履行できなくなる場合、本契約の義務を履行できない一方は、契約が履行できないことに関する書面証明書を他方に提供しなければならない。当該証明書は、当該一方が本契約の履行に適していないことを明確に表明する必要がある。双方は友好的な協議で別途確認した時間に本契約の約定内容を引き続き履行しなければならない。

(4) 不可抗力事件によって本契約におけるいかなる義務を違反したり履行できなかったりしたのは\_\_\_日間以上持続する場合、いずれの当事者も本契約を終了する権利がある。不可抗力事件により本契約が終了した場合、いずれの当事者も他方の当事者にいかなる責任も負わない。

(5) \_\_\_\_\_

## 第14条 違約と損害賠償

いずれかの当事者が本契約の義務を履行できていない場合、違約者は、契約を遵守する当事者が被ったあらゆる損害と経済的損失に対して相応の責任を負わなければならない。

甲が本契約第\_\_\_条の約定に違反した場合、\_\_\_\_\_の違約責任を負担しなけ

ればならない。

乙が本契約第\_\_\_\_条の約定に違反した場合、\_\_\_\_\_の違約責任を負担しなければならない。

#### 第 15 条 紛争の解決

1. 双方は以下の第\_\_\_\_号に従って本契約の準拠法を確定することに合意する（単一選択）。

(1) 本契約は中華人民共和国の法律を適用する。

(2) 本契約は涉外技術譲渡契約に該当し、双方は\_\_\_\_\_国/地域（契約履行地、契約締結地、ある中立国または地域の法律、双方の所在地の法律…）の法律を適用することに合意する。

2. 本契約を履行する過程で紛争が発生した場合、双方は友好的な協議を通じて解決しなければならない。協議で解決できない場合、いずれか一方は以下の第\_\_\_\_種の方法で処理することができる（単一選択）。

(1) 調停処理を\_\_\_\_\_に依頼する。

(2) \_\_\_\_\_（譲渡側所在人／譲受人所在地／本契約締結地／本契約履行地…）の管轄権を有する裁判所人民法院に訴訟を提起する。

(3) \_\_\_\_\_仲裁委員会に仲裁を申し立てる。

#### 第 16 条 契約の発効、変更及び終了

1. 本契約は双方が署名捺印した日から発効する。本契約は\_\_\_\_部が作成され、双方はそれぞれ\_\_\_\_部を保管し、そのほかに、もう 1 部は専利譲渡契約の登記用のものであり、もう 1 部は技術契約の認定登記用のものであり、それぞれは同等の法的効力を有する。

2. 本契約の内容に対するいかなる修正または変更は、双方署名の書面による合意がなければならない。

3. 本契約に別途約定がある場合を除き、一方が本契約に約定された義務に違反した場合、他方は違約側に本契約に約定された義務の履行し、相応の責任を負うのを書面通知で要求する権利がある。違約者が書面による通知を受けた日から\_\_\_\_日間以内に関連義務を履行していない場合、約定を遵守する側は違約側に書面通知により本契約を終了する権利がある。

4.各当事者は、本契約及び本契約に言及されたいかなる書類が、本契約書における提携事項について双方間で達成された完全な契約を構成し、かつ本契約書が、双方が以前当該事項について達成した、または双方間に存在するすべての口頭または書面の手配、契約、草案、保証、陳述または諒解に取って代わったことを確認する。

甲（押印） \_\_\_\_\_

乙（押印） \_\_\_\_\_

法定代表者（署名） \_\_\_\_\_

法定代表者（署名） \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_年\_\_月\_\_日

\_\_\_\_\_年\_\_月\_\_日

（以下はオプション条項である）

#### 第 条 技術サービスとトレーニング（オプション）

##### 1.技術サービス

甲は本契約に基づいて乙に第\_\_\_\_号の技術サービス（「技術サービス」）を提供しなければならない（単一選択）。

(1)技術サービスの内容及び提供方法は別紙に準じる。

(2) \_\_\_\_\_

##### 2.トレーニング

甲は、本契約に基づいて乙に第\_\_\_\_号のトレーニング（「トレーニング」）を提供しなければならない（単一選択）。

(1)甲は本契約の発効後日以内に乙が認可する方式で乙に必要な技術指導とサービスを提供し、乙に対象専利を理解させ、把握させ、そして乙が提出した実施対象専利に関する問題を解答する。

(2) \_\_\_\_\_

甲は技術サービスまたはトレーニングを完了した後、双方の検収合格は共同で検収証明書類に署名する。

#### 第 条 技術輸出入規制（オプション）

双方は本契約における対象（専利権/専利出願権/ノウハウ）の輸出入制限状況について慎重な調査義務を果たし、本契約における対象（専利権/専利出願権/ノウハウ）が以下の第\_\_\_\_\_種の状況に該当し、相応の義務を履行することに合意する（単一選択）。

(1) 本契約における対象（専利権/専利出願権/ノウハウ）は輸出入国が輸出入を禁止する技術ではなく、中華人民共和国又は関連国の法律における技術輸出入規制にかかる規定に違反する他の状況も存在しない。

(2) 本契約における対象（専利権/専利出願権/ノウハウ）は輸出入国が輸出入を制限する技術に該当し、双方は誠実信用の原則に基づき、関連行政部門の要求に従って互いに協力し、適時に法に基づいて関連輸出入審査許可などの手続きを行わなければならない。

(3) 本契約における対象（専利権/専利出願権/ノウハウ）は輸出入国の自由輸出入の技術に該当し、双方は関連行政部門の要求に従って互いに協力し、適時に法に基づいて契約登記管理などの手続きを行わなければならない。

(4) \_\_\_\_\_

## 付録9 技術譲渡契約(EN)

### TECHNOLOGY TRANSFER CONTRACT

Transferor \_\_\_\_\_ (Hereinafter referred to as "Party A")

Address \_\_\_\_\_

Transferee \_\_\_\_\_ (Hereinafter referred to as "Party B")

Address \_\_\_\_\_

Whereas Party A owns \_\_\_\_\_ (Patent Right/ Patent Application/ Know-How) specified in this Contract;

Whereas Party B has a reasonable understanding of \_\_\_\_\_ (Patent Right/ Patent Application/ Know-How) and is interested in obtaining the ownership of \_\_\_\_\_ (Patent Right/ Patent Application/ Know-How);

Now therefore, both parties agree to enter into this Contract in accordance with the provisions of Civil Code of the People's Republic of China through friendly negotiation based on the fair and full expression of each party's wills.

#### Article 1 Terms and Definition

In this Contract, unless otherwise agreed by the parties in writing, the following terms shall have the following meanings:

1. "Patent Right/ Patent Application/ Know-How" shall have the meaning set forth in Article 2 of this Contract.
2. "Delivery Materials", "Patent Administration Department" and "Acceptance Criteria" shall have the meanings set forth in Article 3 of this Contract.
3. "Transition Period" shall have the meaning set forth in Article 5 of this Contract.
4. "Transfer Fee", "Subject Product" shall have the meaning set forth in Article 9 of this Contract.
5. "Confidential Information" shall have the meaning set forth in Article 12 of this Contract.

6. "Force Majeure Events" shall have the meaning set forth in Article 13 of this Contract.

### **Article 2 Transfer of the Subject (Patent Right/ Patent Application/ Know-How)**

The subject (Patent Right/ Patent Application/ Know-How) under this Contract refers to:

Patent Right

1. Patent Type: \_\_\_\_\_ (Invention /Utility Model /Design Patent)
2. Patentee: \_\_\_\_\_
3. Inventor / Designer: \_\_\_\_\_
4. Patent Grant Date: \_\_\_\_\_
5. Patent Number: \_\_\_\_\_
6. Duration of Patent: \_\_\_\_\_
7. Annual fee of patent has been paid to \_\_\_\_\_

Patent Application

1. Patent Type: \_\_\_\_\_ (Invention /Utility Model /Design Patent)
2. Patent Applicant: \_\_\_\_\_
3. Inventor / Designer: \_\_\_\_\_
4. Application Date: \_\_\_\_\_
5. Patent Application Number: \_\_\_\_\_

Know-How:

1. Key points of Know-How: \_\_\_\_\_
2. Technical indicator and parameter: \_\_\_\_\_
3. Industrialization of technical achievements: \_\_\_\_\_

### **Article 3 Delivery of Materials**

1. Party A shall deliver the following materials to Party B:

(The information of Know-How shall be described based on the actual situation, and the information of Patent Right/Patent Application is usually as follows)

(1) All original (electronic) patent application documents of the subject (Patent Right/Patent Application) submitted by Party A to the Patent Administration Department (including but not limited to the China National Intellectual Property Administration, the "Patent Administration Department") involved in the subject (Patent Right/Patent Application), including patent specification, claims, drawings, abstracts and abstract drawings, petitions, statements of opinion and power of attorney, etc..

(2) All original documents issued by Patent Administration Department to Party A relating to the subject (Patent Right/Patent Application), including notification of acceptance, intermediate document, grant decision, patent certificate and copy etc.

(3) The original patent exploitation license contract in which Party A has authorized others to exploit the subject (Patent Right/Patent Application), including the appendixes to the contract (i.e. the technology, process and other documents related to the exploitation of the patent).

(4) All the original certificate of validity of the subject (Patent Right/Patent Application) issued by Patent Administration Department (the latest patent annual fee payment certificate or patent legal status register of CNIPA), and the decision to maintain the validity of the patent right made by the Patent Administration Department or the People's Court in the patent invalidation request.

(5) The original transfer approval document issued by the competent department at a higher level or the competent department under the State Council.

(6) The Delivery Materials as shown in Appendix III of this Contract

(7) \_\_\_\_\_

## 2. Delivery of Materials

Party A shall deliver the Delivery Materials in accordance with Item \_\_\_\_\_ below (single option).

(1) Party A shall deliver all the Delivery Materials to Party B at \_\_\_\_\_ (place) by \_\_\_\_\_ (method) before \_\_\_\_\_ (day).

(2) The delivery arrangement of the Delivery Materials shall be governed by the procedures confirmed by the parties in Annex III.

(3) \_\_\_\_\_



### 3. Acceptance of Delivery Materials

Party B shall, within \_\_\_\_\_ days upon receipt of the Delivery Materials, conduct acceptance inspection on the Delivery Materials by \_\_\_\_\_(itself / entrusting a qualified third party). Party A shall actively cooperate with Party B.

The Parties agree that the Acceptance Criteria for the Delivery Materials (" Acceptance Criteria ") shall be determined in accordance with the terms set forth in Item \_\_\_\_\_ below (single option):

(1) Under the premise that the relevant equipment, materials, conditions and processes used by Party B as well as the ability and technical strength of technical personnel and other conditions meet the requirements of the contract, the technical materials shall ensure that Party B can fully exploit the subject patent.

(2) The technical materials shall conform to the standards stipulated in Annex III.

(3)\_\_\_\_\_

If the Delivery Materials meet the Acceptance Criteria after acceptance, Party B shall provide Party A with written proof of acceptance; If Party B finds that all or part of the Delivery Materials are not in conformity with the Acceptance Criteria, it shall deal with them according to Item \_\_\_\_\_ below (single option) :

(1) Party B shall promptly notify Party A of the acceptance failure and relevant reasons, and Party A shall remedy such acceptance failure within \_\_\_\_\_ days upon receipt of the acceptance failure notice. Upon completion of such remedial actions, Party A shall submit the remedial technical materials to Party B for acceptance again until the acceptance is qualified.

(2) Party B shall promptly notify Party A of the acceptance failure and relevant reasons, and Party A shall remedy such acceptance failure within \_\_\_\_\_ days upon receipt of the acceptance failure notice. Upon completion of such remedial actions, Party A shall submit the remedial technical materials to Party B for acceptance again. If the \_\_\_\_\_st/nd/rd/th acceptance fails, Party B shall have the right to terminate this Contract, and Party A shall return the Transfer Fee paid by Party B and compensate Party B for the losses suffered thereby.

(3) Party B shall have the right to terminate this Contract, and Party A shall return the Transfer Fee paid by Party B and compensate Party B for the losses suffered thereby.

(4) \_\_\_\_\_

All expenses related to acceptance shall be borne by \_\_\_\_\_(Party A /Party B /both parties /.....).

#### 4. Patent Transfer Contract Registration Procedures (Patent Right/Patent Application)

\_\_\_\_\_ (Transferor/Transferee) shall submit the application for registration of the transfer contract of the subject (Patent Right/Patent Application) to the Patent Administration Department before \_\_\_\_\_(day), and use its best commercial reasonable efforts to complete the registration procedures of the transfer contract of the subject (Patent Right/Patent Application) as soon as possible.

The fee for the registration (including official fee and intermediary service fee) and related taxes shall be borne by \_\_\_\_ (Transferor /Transferee/both parties /.....). Party B will make reasonable commercial efforts to actively cooperate with the transferor to complete the registration procedures of the transfer contract of the subject (Patent Right/Patent Application) so as to transfer the subject (Patent Right/Patent Application) under this Contract to the name of the transferee.

#### **Article 4 Subject (Patent Right/ Patent Application/ Know-How) 's Exploitation and Exploitation of Licenses and Resolution Measures**

1. Before signing this Contract, Party A's self-exploitation of the subject \_\_\_\_\_(Patent Right/ Patent Application/ Know-How) is as follows (duration, territory and way of exploitation): \_\_\_\_\_.

After this Contract takes effect upon signature, \_\_\_\_\_.

2. Before signing this Contract, other's exploitation of the subject (Patent Right/ Patent Application/ Know-How) licensed by Party A is as follows (duration, territory and way of exploitation): \_\_\_\_\_.

The rights and obligations of the exploitation license shall be assigned to Party B from the

date when this Contract effects upon signature.

**Article 5 Provisions during the Transition Period (Patent Right/Patent Application)**

For each Patent/Patent Application, from the date of signing this Contract to the date on which the Patent Administration Department registers and publishes the transfer of the Patent (the "Transition Period"), the Parties enter into an arrangement as set out in Item below (multiple options are allowed):

(1) For the Patent/Patent Application, Party A grants to Party B a \_\_\_\_\_(Sublicensable /Non-sublicensable), \_\_\_\_\_(Exclusive/ Sole / Non-exclusive) license in (region). Party B has the right to utilize and exploit the said subject (Patent/Patent Application) in an appropriate way.

(2) \_\_\_\_\_Party A /Party B /Both parties shall be responsible for maintaining the validity of the Patent/Patent Application, such as handling the annual patent fee, renewal fee, response of administrative review opinions and invalidation requests and defense of invalidation lawsuit.

(3) All expenses incurred in maintaining the validity of the Patent/Patent Application (including but not limited to the costs incurred in handling the annual fee for maintaining patent rights, renewal fee, response of administrative review opinions and invalidation requests and defense of the invalidation lawsuit) shall be borne by\_\_\_\_ (Party A /Party B /both parties /.....).

(4)\_\_\_\_\_

**Article 6 Statements and Guarantees**

1. Party A hereby makes the statements and guarantees set forth in Item\_\_\_\_\_below (multiple options are allowed).

(1) Party A shall have the complete right to transfer the subject\_\_\_\_\_(Patent Right/ Patent Application/ Know-How) or disclose the Delivery Materials as of the signing date hereof.

(2) The subject \_\_\_\_\_(Patent Right/ Patent Application/ Know-How) does not carry any encumbrance that will affect or limit the transfer of Party A under this Contract, and there is

no contract with any third party that will affect or limit the transfer under this Contract.

(3) Party B's exploitation of the subject \_\_\_\_\_ (Patent Right/ Patent Application/ Know-How) in accordance with this Contract will not infringe the legal rights of any third party.

(4) Party A has not received any notice or threat of any claim, action, lawsuit or legal proceeding and has known or had reason to know any information that would: (a) cause any claim of (Patent Right/ Patent Application/ Know-How) invalid or unenforceable; Or (b) cause any claim of any patent application included in (Patent Right/ Patent Application/ Know-How) not to be granted or to be seriously restricted or limited compared with the scope of its current application.

(5)\_\_\_\_\_

#### **Article 7 Intellectual Property Rights Protection**

After the transfer contract of the subject (Patent Right/ Patent Application/ Know-How) becomes effective, Party A's right to defend the infringement of the subject (Patent Right/ Patent Application/ Know-How) before transfer contract becomes effective shall be borne by (Party A/Party B).

#### **Article 8 Handle of Invalidation of Patent Right/Rejection of Patent Application**

##### Invalidation of Patent Right

In the Transition Period, if Party A's patent right is declared invalid by the effective invalidation decision, both parties agree to deal with it in accordance with the Item below (multiple options are allowed).

(1) Handle of the return of the Transfer Fee. After this Contract comes into force, when the patent rights of the subject Patents are declared invalid, if the principle of fairness is not obviously violated and Party has no bad intentions to cause losses to Party B, Party A shall not return the paid Transfer Fee to Party B, and Party B shall not return all the materials mentioned in Article 3 hereof or pay the unpaid Transfer Fee. Otherwise, Party A shall return all the paid Transfer Fee. Party B shall return all the materials set forth in Article 3 hereof without paying any unpaid Transfer Fee.

(2) Defense and costs for invalidation or lawsuit. If a third party requests the CNIPA Patent Reexamination and Invalidation Division to declare the patent right invalid or file a lawsuit with the people's court against the decision of CNIPA Patent Reexamination and Invalidation Division (for the invention patent), after the contract is established, Party B shall be responsible for the defense and shall bear the claims or litigation costs arising therefrom. If Party B requests Party A to provide assistance within a reasonable range, Party A shall cooperate.

(3) \_\_\_\_\_

#### Rejection of Patent Application

1. If Party A is not a legal applicant for the Patent Application or infringes others patent right or patent application right, and the Patent Application is rejected by CNIPA, Party A shall return all the Transfer Fee and pay the liquidated damages of \_\_\_\_\_ yuan;
2. If Party A fails to fully disclose the application subject requesting for protection of its Patent Application, and the Patent Application is rejected by CNIPA, Party A shall return \_\_\_\_\_% of the Transfer Fee, namely \_\_\_\_\_ yuan;
3. In other cases, if the Patent Application is rejected, Party A shall not return the Transfer Fee;

### **Article 9 Consideration and Payment Method**

#### 1. Transfer Fee and Payment Method

As the consideration for obtaining the transfer of the intellectual property mentioned in Article 2 of this Contract, Party B agrees to pay the Transfer Fee ("Transfer Fee") according to the payment method agreed in Item \_\_\_\_\_ below (multiple options are allowed)

##### (1) Fixed fee payment

The total fixed fee payable by Party B to Party A shall be \_\_\_\_\_ yuan, and Party B shall pay the fixed fee in the following way \_\_\_\_\_ (single option) :

- ① One-time payment: Before \_\_\_\_\_, Party B shall pay the full Transfer Fee to Party A, namely \_\_\_\_\_ yuan.

② Instalment payment:

The first installment payment: Before \_\_\_\_\_, Party B shall pay \_\_\_\_\_% of the Transfer Fee to Party A, namely \_\_\_\_\_yuan.

The second installment payment: Before \_\_\_\_\_, Party B shall pay \_\_\_\_\_% of the Transfer Fee to Party A, namely \_\_\_\_\_yuan.

\_\_\_\_\_

Final payment: Before \_\_\_\_\_, Party B shall pay all remaining of the Transfer Fee to Party A, namely \_\_\_\_\_yuan.

(2) Payment of Royalty

The Subject Product referred to in this Contract (" Subject Product ") refers to the product which falls within the scope of protection of the subject intellectual property rights. Party B shall pay the Royalty in the following way \_\_\_\_\_(single option):

① Royalty on sales volume: Party B shall, on the date of the first sale of the Subject Product, pay \_\_\_\_\_% of the net sales volume of the Subject Product of \_\_\_\_\_ (the \_\_\_\_\_current year/the previous six months/the current month/.....) to Party A (annually/every six months/every month/..... ) as royalty.

② Royalty on the amount of profit: Party B shall, on the date of the first sale of the Subject Product, pay \_\_\_\_\_% of the net amount of profit of the Subject Product of \_\_\_\_\_(the current year/the previous six months/the current month/.....) to Party A (annually/every six months/every month/.....) as royalty.

③ Initial fee and royalty on \_\_\_\_\_(sales volume/ amount of profit): Before \_\_\_\_\_, Party B shall pay initial fee of \_\_\_\_\_yuan to Party A first and then pay the corresponding royalty to Party A in the way \_\_\_\_\_ mentioned above.

④ \_\_\_\_\_

Party B shall keep sufficiently detailed, complete and accurate accounting records, including financial accounts, production accounts and transportation accounts, to ensure that Party A can audit the performance of Party B's royalty payment obligations. Party B shall, upon

reasonable prior notice from Party A, open such records to Party A or Party A's designated representatives for audit by Party A. Such audit right may be conducted by Party A itself or commissioned by an independent certified public accountant. If the final result of the audit shows that the actual fee paid by Party B to Party A is less than the fee payable by Party B to Party A, Party A shall have the right to request Party B to pay the corresponding difference. If the difference exceeds \_\_\_\_% of the fee payable by Party B to Party A, Party B shall also bear the expenses incurred by the audit.

(3) Other Payment Method

\_\_\_\_\_

2. Method of international settlement (optional)

Since this Contract involves cross-border international payment, both parties agree to settle the Transfer Fee according to the settlement method of \_\_\_\_\_ (international remittance/international collection/international letter of credit/international factoring). The specific arrangements are as follows:

\_\_\_\_\_

3. Payment Account

Party B shall pay the Transfer Fee to Party A's account or in cash according to the payment method mentioned above. Party A's bank, account name and account number are as follows:

Account name: \_\_\_\_\_

Bank: \_\_\_\_\_

Account number: \_\_\_\_\_

4. The distribution scheme of the Transfer Fee for the intellectual property rights jointly owned by multiple obligees shall be determined according to the method \_\_\_\_\_ below (single option):

(1) The distribution proportion of obligee \_\_\_\_\_ is \_\_\_\_\_ %, namely \_\_\_\_\_ yuan;

The distribution proportion of obligee \_\_\_\_\_ is \_\_\_\_\_%, namely \_\_\_\_\_ yuan;

The distribution proportion of obligee \_\_\_\_\_ is \_\_\_\_\_%, namely \_\_\_\_\_ yuan.

(2) The obligees who jointly own the subject right shall separately agree on the distribution scheme of the Transfer Fee of the subject right through self-negotiation.

(3) \_\_\_\_\_

### **Article 10 Taxes**

Both parties shall, in accordance with the provisions of the law, independently bear the various tax obligations stipulated by the law.

### **Article 11 Technology Improvements**

1. Party B has the right to make subsequent improvements on the invention-creation/technical content involved in the \_\_\_\_\_ (Patent Right/ Patent Application/ Know-How) transferred by Party A. The resulting new technological achievements with the characteristics of substantive or creative technological progress shall be owned by \_\_\_\_\_ (Party B, Both Parties). The specific distribution method of relevant interests is as follows: \_\_\_\_\_.

2. Party A has the right to make subsequent improvements on the invention-creation/technical content involved in the \_\_\_\_\_ (Patent Right/ Patent Application/ Know-How) after delivery of the \_\_\_\_\_ (Patent Right/ Patent Application/ Know-How) to Party B. The resulting new technological achievements with the characteristics of substantive or creative technological progress shall be owned by \_\_\_\_\_ (Party A, Both Parties). The specific distribution method of relevant interests is as follows: \_\_\_\_\_.

### **Article 12 Confidentiality**

1. The Confidential Information under this Contract ("Confidential Information") shall be determined in the following method \_\_\_\_\_ (single option)

(1) Confidential Information means all information disclosed by a party (hereinafter referred to as the "Disclosing Party"), orally, in writing or otherwise, directly or indirectly to another



party (hereinafter referred to as the "Receiving Party"); Such information shall include but not be limited to the specific contents of each clause hereof, the execution and performance of this Contract (excluding the information disclosed by the parties through patent transfer registration and other means agreed by the parties), and the technical information and other non-public information related to finance, commerce, business, operation or technology disclosed by the Disclosing Party.

Confidential information does not include: (1) information that is known or becomes known to the public not as a result of the receiving party's disclosure; (2) information that has been properly known by the receiving party before disclosure by the disclosing party; (3) information legally obtained by the receiving party from a third party and does not violate any confidentiality restrictions or obligations; and (4) information independently developed by or on behalf of the receiving party without using any confidential information or violating any obligation under this Contract.

(2) \_\_\_\_\_

2. Unless prior written consent is obtained from the Disclosing Party or otherwise agreed herein, (1) the Receiving Party shall strictly guard the Confidential Information of the Disclosing Party and take all necessary confidentiality measures and confidentiality systems to protect it; (2) the Receiving Party shall not use the Confidential Information for any purpose other than the performance of its obligations hereunder; (3) the Receiving Party shall not disclose or divulge the Confidential information under this Contract to any third party other than the Receiving Party.

3. The Receiving Party may use any such Confidential Information only for the purpose of fulfilling its obligations or exercising its rights under this Contract.

4. The Receiving Party shall only disclose the Confidential Information of the Disclosing Party to \_\_\_\_\_ (affiliate/employee/director/agent/contractor/ adviser /consultant /...) to the extent that it needs to know when it is necessary to perform its obligations and exercise its rights under this Contract. The above-mentioned personnel must sign a confidentiality agreement with the Receiving Party and abide by the confidentiality and non-use obligations consistent with this article.

5. Upon completion of this Contract or termination or change for any reason, the Receiving Party shall immediately return or destroy all Confidential Information of the Disclosing Party to the Disclosing Party and shall provide the Disclosing Party with a written certificate of return or destruction signed by an authorized representative of the Receiving Party.

6. The Confidentiality Obligation stipulated in this Contract shall be valid for \_\_\_\_years from the date of signing this Contract.

7. Even in the event of termination or rescission of this Contract, the parties to this Contract shall perform the confidentiality obligations stipulated in this Contract.

### **Article 13 Force Majeure**

1. Neither party hereto shall be liable for any breach or failure to perform any of its obligations hereunder due to causes beyond its reasonable prediction, control, overcoming or avoidance. These causes may include embargoes, wars, acts of war (whether declared or not), acts of terrorism, insurrections, riots, civil unrest, strikes, lockouts, epidemics or other industrial disputes, fires, floods, earthquakes, or other natural events, or acts, omissions or delays by any governmental authority or another party (" Force Majeure Events ").

2. When Force Majeure Events occur, both parties agree to deal with it in accordance with the Item \_\_\_\_ set forth below (multiple options are allowed) :

(1) Either party shall, upon becoming aware of the Force Majeure Events, immediately send a notice to the other party, containing the details, extent, impact and \_\_\_\_\_etc. of the Force Majeure Events.

(2) Upon learning of the Force Majeure Events, either party shall promptly use all necessary and reasonable efforts to take appropriate measures to mitigate the loss.

(3) If either party is unable to perform its obligations under this Contract due to Force Majeure Events, the party unable to perform its obligations under this Contract shall provide the other party with written proof of its inability to perform this Contract and such proof shall clearly indicate that the party is indeed unfit to perform this Contract. The parties shall, through friendly negotiation, continue to perform the provisions hereof at a time otherwise confirmed.

(4) If the Force Majeure Events cause the breach or inability to perform any obligation under this Contract for more than \_\_\_\_\_ day, either party shall have the right to terminate this Contract. Neither party shall be liable to the other party for the termination of this Contract caused by Force Majeure Events.

(5) \_\_\_\_\_

#### **Article 14 Breach of Contract and Compensation for Damages**

If either party fails to perform its obligations under this Contract, the breaching party shall be liable for any and all damages and economic losses suffered by the non-breaching party as a result.

In case of Party A's violation of article \_\_\_\_\_ hereof, it shall \_\_\_\_\_

In case of Party B's violation of article \_\_\_\_\_ hereof, it shall \_\_\_\_\_

#### **Article 15 Dispute Resolution**

1. The parties agree to determine the applicable law of this Contract in accordance with Item below (single option):

(1) This Contract shall be governed by the laws of the People's Republic of China.

(2) This Contract is a foreign-related technology transfer contract, and both parties agree to apply the laws of \_\_\_\_\_ (country/region) (the place where the contract is performed, the place where the contract is signed, the laws of a neutral country or region, the laws of the places where both parties are located...).

2. Any dispute arising from the performance of this Contract shall be settled by both parties through friendly negotiation. If the two parties fail to reach an agreement, either party can take the method \_\_\_\_\_ below (single option) :

(1) Submit to \_\_\_\_\_ for mediation;

(2) File a lawsuit to the people's court with jurisdiction in \_\_\_\_\_ (the place where the transferor is located/ where the transferee is located/where the contract is signed/where the contract is performed...);

(3) Submit to \_\_\_\_\_ Arbitration Commission for arbitration;

**Article 16 Effectiveness, Change and Termination of the Contract**

1. This Contract shall come into force from the date of signature and seal of both parties. This Contract is made in \_\_\_\_\_copies, with each party holding \_\_\_\_\_copy/copies. One is used for the registration of patent transfer contract and one is used for the identification and registration of technology contract. Each copy has the same legal effect.

2. Any modification or change of this Contract must be signed and agreed by both parties in writing.

3. Unless otherwise agreed in this Contract, if one party violates its obligations under this Contract, the other party has the right to notify the breaching party in writing to require it to perform its obligations under this Contract and bear corresponding responsibilities. If the breaching party fails to perform the relevant obligations within\_\_\_\_\_days after receiving the written notice, the non-breaching party has the right to notify the breaching party in writing to terminate the contract.

4. Both parties confirms that this Contract and any documents mentioned in this Contract constitute a complete contract between both parties on the cooperation matters under this Contract, and this Contract replaces all oral or written arrangements, contracts, drafts, guarantees, statements or understandings previously reached by both parties or existing between both parties on this matter.

Transferor (Signature or Stamp):

Legal Representative (Signature or Stamp):

Year    Month    Day

Transferee (Signature or Stamp):

Legal Representative (Signature or Stamp):

Year    Month    Day

(The following are optional clauses)

Article \_\_\_\_ Technical Service and Training (optional)

1. Technical service

Party A shall provide Party B with the technical services ("Technical Services") listed in item (single option) according to this Contract:

(1) The content and delivery method of technical services are subject to Annex.

(2) \_\_\_\_\_

2. Training

Party A shall provide Party B with the training ("Training") indicated in item \_\_\_\_ (single option) according to this Contract:

(1) Party A shall provide Party B with necessary technical guidance and services in a manner approved by Party B within \_\_\_\_ days after the Contract comes into force, so that Party B can understand and master the subject Patent. Party A shall answer the questions raised by Party B about the exploitation of the subject (Patent Right/ Patent Application/ Know-How).

(2) \_\_\_\_\_

After Party A completes the technical service or training, both parties shall jointly sign the acceptance certificate after passing the acceptance.

Article \_\_\_\_ Technology Import and Export Control (optional)

Both parties have performed the duty of careful investigation on the import and export control of the subject (Patent Right/ Patent Application/ Know-How) under this Contract, and agree that the subject (Patent Right/ Patent Application/ Know-How) under this Contract belongs to the following situation \_\_\_\_ and fulfill the corresponding obligations (single option):

(1) The subject (Patent Right/ Patent Application/ Know-How) under this Contract does not belong to the technology whose import and export is prohibited by the import and export country, and there are no other circumstances that violate the laws of the People's Republic of China or relevant countries on technology import and export control regulations.

(2) The subject (Patent Right/ Patent Application/ Know-How) under this Contract belongs to the technology whose import and export is restricted by the import and export country.

Both parties shall adhere to the principle of good faith, cooperate with each other according to the requirements of relevant administrative departments, and timely handle the relevant

import and export approval procedures according to law.

(3) The subject (Patent Right/ Patent Application/ Know-How) under this Contract belongs to the technology freely imported and exported by the import and export country. Both parties shall cooperate with each other according to the requirements of relevant administrative departments, and timely handle the formalities of contract registration and management according to law.

(4) \_\_\_\_\_

## 付録 10 技術コンサルティング契約(CN)

### 技术咨询合同

委托方\_\_\_\_\_（以下简称“甲方”）

地址\_\_\_\_\_

受托方\_\_\_\_\_（以下简称“乙方”）

地址\_\_\_\_\_

本合同为甲方为处理技术问题，委托乙方咨询业务。双方当事人经平等的协商、在表达各自真实且充分的自由意志的基础上，根据《中华人民共和国民法典》的规定，就以下条款达成一致。双方当事人应当严格遵守。

#### 第一条 咨询业务的委托

甲方根据第二条规定的概要将\_\_\_\_\_（委托业务名称）相关的咨询业务（以下简称“本业务”）委托给乙方，乙方接受该委托。

#### 第二条 本合同的内容、形式及要求

1. 本业务的内容如下。

\_\_\_\_\_

2. 本业务的咨询报告书的形式如下。

\_\_\_\_\_

3. 本业务的具体要求如下。

\_\_\_\_\_

#### 第三条 本业务的实施

1. 乙方应按照计划书，以好的管理者的审慎义务切实履行本业务。

2. 本合同自\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日起至\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日为止，在\_\_\_\_\_（地点）实施。

#### 第四条 出借和管理

1. 甲方应向乙方披露实施本业务的必要信息，应向乙方无偿出借实施本业务的必要物品、资料等。
2. 乙方应以好的管理者的审慎义务保管、管理前款披露信息及出借品，且不得在本业务实施以外的目的上使用。

#### 第五条 报告及验收

1. 乙方应按照计划书完成本业务。本业务的实施伴随成果物的制作的，以甲乙双方另行协商后制定的条件交付成果物。
2. 甲方应在前款规定的本业务完成后及成果物（以下简称“本业务的成果”）交付后的原则上二周内进行验收，并将验收结果通知乙方。二周内不进行验收的，视为乙方完成的本业务或本业务的成果验收合格。
3. 乙方被指出前项验收结果有缺陷时，应迅速修正本业务的成果后再次交付甲方。

#### 第六条 保密条款

1. 乙方未经甲方的书面同意，不得向第三方披露或泄露与甲方有关的信息，也不得披露、泄露、转让或借出本业务的成果，本业务期限结束后也应遵守本规定。但是，不包括公知内容及从第三方合法获得的内容。
2. 甲方未经乙方的书面同意，不得向第三方披露乙方的咨询方式或其他乙方业务上的一切技术秘密、资料及关于乙方的非公知的信息、资料。

#### 第七条 对价及支付方法

1. 甲方应向乙方支付本业务的费用（¥、\$）\_\_\_\_\_元。
2. 甲方应以如下方式向乙方支付合同金额。  
支付时间\_\_\_\_\_
- 支付次数（分期付款或一次性支付）\_\_\_\_\_
3. 甲方应在本业务及本业务的成果物验收合格月的下个月末为止，向乙方指定的银行账户汇款支付前款合同金额加上税金金额。
4. 甲方应在在合理范围的金额内负担实施本业务所需的差旅费、住宿费等各项开支。

#### 第八条 成果的处理



1. 本业务成果的著作人格权归属于乙方所有。
2. 虽然有前款规定，甲方可以在甲方公司内自由使用本业务成果。但是，甲方在本业务成果上署乙方名称对外使用其全部或部分时，应事先取得乙方同意。
3. 乙方在实施本业务时应注意不侵犯第三方权利或以不正当手段取得商业秘密。

#### 第九条 违约责任

1. 甲方未按照合同约定向乙方提供必要资料，影响本业务的，应支付本合同约定的对价。
2. 甲方未按照合同约定向乙方提供必要资料，逾期\_\_\_\_月提供必要资料或提供的资料有缺陷，给本业务的履行带来障碍的，应向乙方支付违约金\_\_\_\_\_元。
3. 甲方未按照合同约定支付对价的，应支付对价\_\_\_\_\_元，并支付违约金\_\_\_\_\_元。
4. 乙方未在本合同规定期限内交付本业务的成果，或者交付的本业务的成果不能满足本合同的约定的，应向甲方支付违约金\_\_\_\_\_元。
5. 乙方未能交付本业务的报告、意见或交付的报告、意见的质量低、没有参考价值的，应当向甲方支付违约金\_\_\_\_\_元。

#### 第十条 合同的解除

1. 甲方或者乙方因归责于对方的事由不能履行本合同的任何条款的，应给予对方合理期间进行书面催告，对方仍不履行的情况下，可书面通知对方解除本合同。
2. 因不可归责于乙方的事由解除本合同时，乙方可以向甲方请求合同的全部或部分金额。应考虑合同金额、业务的进行状况、内容及乙方遭受的损失后在双方协商的基础上决定请求金额。

#### 第十一条 争议的解决方法

本合同履行期间内如果发生争议，双方当事人应当经协商解决。经协商仍不能解决的，任何一方当事人可向有管辖权的人民法院提起诉讼。

#### 第十二条 合同的效力

本合同一式\_\_\_\_\_份，甲方保留\_\_\_\_\_份，乙方保留\_\_\_\_\_份。经双方当事人签字、盖章之日起生效。

甲方（签章）

乙方（签章）

法定代表人

法定代表人

签订日期： 年 月 日

签订日期： 年 月 日

## 付録 11 技術コンサルティング契約(JP)

### 技術コンサルティング契約

委託者 \_\_\_\_\_ (以下、「甲」という)

住所地 \_\_\_\_\_

受託者 \_\_\_\_\_ (以下、「乙」とう)

住 所 地 \_\_\_\_\_

本契約は、甲が技術的課題に対処するために、乙にコンサルティング業務を委託するものとする。双方当事者は、平等な協議を経て、真実でかつ十分な各自の自由意志を表示したうえ、「中華人民共和国民法典」の規定に基づき、次の合意を得た。双方当事者は厳格に遵守しなければならない。

#### 第1条 コンサルティング業務の委託

甲は、\_\_\_\_\_「委託業務の概要」に関するコンサルティング業務(以下、「本業務」という)を第2条に定める概要により乙に委託し、乙はこれを受託する。

#### 第2条 本契約の内容、形式及び要求

1. 本業務の内容は次の通りである。

\_\_\_\_\_

2. 本業務に係るコンサルティング報告書の形式は次の通りである。

\_\_\_\_\_

3. 本業務の具体的な要求は次の通りである。

\_\_\_\_\_

#### 第3条 本業務の実施

1. 乙は、本業務を計画書に従い、善良なる管理者の注意義務をもって適切かつ誠実に実施するものとする。

2. 本契約は、\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日から\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日まで、  
\_\_\_\_\_ (場所) にて実施する。

#### 第4条 貸与と管理

1. 甲は、本業務の実施に必要な情報を乙に開示するものとし、本業務の実施に必要な物品、資料等を乙に無償で貸与するものとする。
2. 乙は善良なる管理者の注意をもって前項の開示情報および貸与品を保管管理し、本業務実施以外の目的に使用しないものとする。

#### 第5条 報告および検収

1. 乙は、本業務を計画書のとおり完了するものとする。また、本業務の実施が成果物の作成を伴う場合には、甲乙別途協議のうえ定める条件で成果物を納入する。
2. 甲は、前項に定める本業務完了後及び成果物（以下「本業務の成果」という）が納入されてから原則として2週間以内に検査を行い、その検査の結果を乙に通知するものとする。当該検査が2週間以内に行われない場合、乙による本業務または本業務の成果は甲の検査に合格したものとみなす。
3. 乙は、前項の検査の結果、不備の指摘を受けた場合、速やかに本業務の成果になるべき修正を施し改めて甲に納入するものとする。

#### 第6条 秘密保持

1. 乙は、甲の書面による承諾なしに、第三者に甲に関する情報の開示及び漏洩、並びに本業務の成果の開示、漏洩、譲渡または貸与を行わないものとし、本業務期間終了後も同様とする。但し、公知の事項および第三者から適法に取得した事項については、除くものとする。
2. 甲は、乙の書面による承諾なしに、乙のコンサルティングの手法その他乙の業務上の一切のノウハウ・資料および乙に関する未公知の情報・資料を第三者に開示してはならない。

#### 第7条 対価及び支払方法

1. 甲は、乙に対し本業務の費用（¥、\$） \_\_\_\_\_元 を支払うものとする。
2. 甲は、次のとおり契約金額を乙に支払うものとする。  
支払う時期 \_\_\_\_\_  
支払う回数（分割又は一括） \_\_\_\_\_

3. 甲は、本業務及び本業務の成果の検査合格月の翌月末日までに、乙の指定する銀行口座に前項の契約金額にその税金を加えた金額を振り込むことにより支払うものとする。
4. 本業務の実施のために乙において必要となる出張旅費、宿泊費等の諸経費は、合理的な範囲内の金額について、甲が負担する。

#### 第8条 成果の取り扱い

1. 本業務の成果に関する著作人格権は乙に帰属する。
2. 前項に関わらず、甲は本業務の成果を甲の社内で自由に使用できるものとする。但し、甲が本業務の成果について、乙の名を付して全部もしくはその一部を対外的に使用する場合は、事前に乙の了解を得るものとする。
3. 乙は、本業務の実施にあたって第三者の権利を侵害したり、営業秘密を不正に取得したりすることのないよう注意を払うものとする。

#### 第9条 違約責任

1. 甲は、本契約の約定に従い、必要な情報を乙に提供せず、本業務に影響を与える場合、本契約で約定される対価を支払うものとする。
2. 甲は、本契約の約定に従い、必要な情報を乙に提供せず、\_\_\_月を遅延して情報を提供、又は提供した情報には不備があり、本業務の遂行に支障を与える場合、乙に対し違約金\_\_\_元を支払わなければならない。
3. 甲は、本契約の約定に従い、対価を支払わない場合、対価\_\_\_元を支払った上、違約金\_\_\_元を支払わなければならない。
4. 乙は、本契約に規定される期限内に本業務の成果を納付せず、又は納付した本業務の成果は、本契約の約定に満たさない場合、甲に違約金\_\_\_元を支払わなければならない。
5. 乙は、本業務に係る報告、意見を納付せず又は納付した報告、意見の品質が低く、参考の価値がない場合、甲に違約金\_\_\_元を支払わなければならない。

#### 第10条 契約の解除

1. 甲または乙は、相手方がその責に帰すべき事由により本契約の条項のいずれかを履行しない場合は、相手方に相当の期間を定めて書面による催告を行い、なお履行がなさ

れないときは、書面による通告をもって本契約を解除することができるものとする。

- 乙の責に帰さない事由により本契約が解除されたときは、乙は甲に対して契約金額の全部または一部を請求することができるものとする。なお、請求金額は契約金額、業務の進捗状況・内容、乙の被った損害等を考慮しながら双方が協議のうえ決定するものとする。

#### 第11条 紛争の解決方法

本契約の遂行期間に紛争が生じた場合、双方当事者は協議を経て解決しなければならない。協議を経ても解決できない場合は、何れかの当事者は管轄権を有する裁判所に訴訟を提起することができる。

#### 第12条 契約の効力

本契約は1式\_\_\_\_\_部であり、甲は\_\_\_\_\_部を留保し、乙は\_\_\_\_\_部留保するものとする。契約は双方当事者が署名・押印する日から発効する。

甲（押印）

乙（押印）

法定代表者

法定代表者

期日 年 月 日

期日 年 月 日

## 付録 12 技術コンサルティング契約(EN)

### TECHNICAL CONSULTANCY CONTRACT

Client: \_\_\_\_\_ (Hereinafter referred to as "Party A")

Address \_\_\_\_\_

Agent: \_\_\_\_\_ (Hereinafter referred to as "Party B")

Address \_\_\_\_\_

For the purpose of dealing with technical problems of Party A, this contract is signed to entrust Party B provide consultation service for Party A.

Now therefore, both parties agree to reach an agreement in accordance with the provisions of Civil Code of the People's Republic of China through equal negotiation on the basis of expressing their true and sufficient free will. Both parties should strictly abide by this contract.

#### Article 1 Entrustment of Consultation Service

Party A entrusts the relevant consultation service (hereinafter referred to as "the Service") regarding \_\_\_\_\_ (the name of the entrusted service) to Party B in accordance with the summary specified in Article 2, and Party B accepts the entrustment.

#### Article 2 Contents, Forms and Requirements of Contract

1. The content of the Service is as follows:

\_\_\_\_\_

2. The form of the consultancy report for the Service is as follows:

\_\_\_\_\_

3. The specific requirements of the Service are as follows:

---

### Article 3 Implementation of the Service

1. Party B shall, in accordance with the plan, earnestly perform the Service with the prudent obligation of a good manager.
2. The contract is implemented at \_\_\_\_\_(place) from the date of year-month-date to year-month-date.

### Article 4 Lend and Management

1. Party A shall disclose the necessary information for the implementation of the Service to Party B and lend the necessary materials and documents for the implementation of the Service to Party B free of charge.
2. Party B shall keep and manage the disclosed information and lent products mentioned in the preceding paragraph with the prudent obligation of a good manager, and shall not use them for any purpose other than the implementation of the Service.

### Article 5 Report and Acceptance

1. Party B shall complete the Service in accordance with the plan. If the implementation of the Service is accompanied by the production of the deliverables, the deliverables shall be delivered under conditions separately negotiated by both parties.
2. Party A shall, within two weeks after the completion of the Service as specified in the preceding paragraph and after the delivery of the result (hereinafter referred to as "the Result of the Service"), conduct acceptance inspection and notify Party B to accept the result. If Party B fails to conduct acceptance inspection within two weeks, it shall be deemed that the Service is completed by Party B or the Result of the Service is accepted.
3. If Party B is pointed out that the results of the preceding paragraph are defective, it shall promptly revise the Result of the Service and deliver them to Party A again.

### Article 6 Confidentiality Terms



1. Without the written consent of Party A, Party B shall not disclose or reveal the information related to Party A to any third party, or disclose, reveal, transfer or lend the Result of the Service, and shall abide by the provisions after the termination of the term of the Service. However, it does not include publicly known content or content that is legally obtained from third parties.

2. Without the written consent of Party B, Party A shall not disclose Party B's consultation methods or any other know-how, data and non-publicly known information and documents about Party B's Service to any third party.

#### Article 7 Consideration and Payment

1. Party A shall pay Party B the service fee of ¥/\$ \_\_\_\_ yuan.

2. Party A shall pay Party B the amount of the contract as follows.

Payment time \_\_\_\_\_

Times of Payment (installment or lump sum) \_\_\_\_\_

3. Party A shall remit to the bank account designated by Party B the amount of the contract in the preceding paragraph plus the amount of taxes at the end of the next month after the acceptance of the Service and the acceptance of the Result of the Service.

4. Party A shall bear the travel expenses, accommodation expenses and other expenses required for the implementation of the Service within a reasonable amount.

#### Article 8 Results Handle

1. The personality rights of copyright of the Result of the Service belongs to Party B.

2. Notwithstanding the provisions of the preceding paragraph, Party A may freely use the Result of the Service within the business of Party A's company. However, Party A shall obtain the prior consent of Party B before marking Party B's name on the Result of the Service for external use in whole or in part.

3. Party B shall, in the implementation of the Service, pay attention to not infringing the rights of any third party or obtaining commercial secrets by improper means.

#### Article 9 Liability for Breach of Contract

1. If Party A fails to provide Party B with the necessary documents as agreed herein, having an impact on the Service, Party A shall pay the consideration as agreed herein.
2. If Party A fails to provide Party B with the necessary documents as agreed herein, and Party A fails to provide Party B with the necessary documents \_\_\_\_\_months behind schedule or the provided documents are defective, which cause obstacles to the performance of the Service, Party A shall pay Party B a liquidated damages of yuan.
3. If Party A fails to pay the consideration in accordance with the contract, it shall pay the consideration of \_\_\_\_\_ yuan and pay the liquidated damages of \_\_\_\_\_yuan.
4. If Party B fails to deliver the Result of the Service within the period set forth herein, or if the Result of the Service delivered fail to meet the requirements hereof, Party B shall pay Party A liquidated damages of \_\_\_\_\_yuan.
5. If Party B fails to deliver the report of the Service, the opinion of the Service or the quality of the delivered report of the Service or the opinion of the Service has low quality, and there is no reference value, Party B shall pay Party A liquidated damages of \_\_\_\_\_yuan.

#### Article 10 Dissolution of Contract

1. If Party A or Party B is unable to perform any provision of the contract due to the cause of the other party, it shall give the other party a written notice in a reasonable period. If the other party still fails to perform, the party may notify the other party in writing to terminate the contract.

The amount of the request shall be determined on the basis of the negotiation between the two parties, taking into account the contract amount, the progress of The Service, the content and the losses suffered by Party B.

2. In case of termination of the contract due to reasons not attributable to Party B, Party B may request Party A for all or part of the amount of the contract. The requested amount shall be determined by both parties on the basis of negotiation after taking into account the contract amount, Service status, content and losses suffered by Party B.

Article 11 Dispute Resolution

Any dispute arising from the performance of the contract shall be settled by both parties through negotiation. If no settlement can be reached through negotiation, either party may file a lawsuit with the people's court with jurisdiction.

Article 12 Effectiveness of the Contract

This contract is made in \_\_\_\_\_ copies, with Party A retaining \_\_\_\_\_ copies and Party B retaining \_\_\_\_\_ copies. The contract shall come into force upon being signed and sealed by both parties.

Part A (SEAL):

Part B (SEAL):

Legal Representative:

Legal Representative:

Date:    Year    Month    Day

Date:    Year    Month    Day

## 付錄 13 著作權實施許諾契約書(CN)

### 著作權實施許可合同

許可方 \_\_\_\_\_（以下简称“甲方”）

地址\_\_\_\_\_

被许可方 \_\_\_\_\_（以下简称“乙方”）

地址\_\_\_\_\_

鉴于甲方对本合同第一条所述\_\_\_\_\_（作品/软件）享有著作权，乙方希望获得该（作品/软件）的使用权，双方当事人根据《中华人民共和国民法典》、《中华人民共和国著作权法》等法律的规定，经过友好协商，签订本著作权实施许可合同。

#### 第一条 使用许可的著作权概况

1. \_\_\_\_\_（作品/软件）名称：\_\_\_\_\_
2. \_\_\_\_\_（作品/软件）完成时间：\_\_\_\_\_
3. \_\_\_\_\_（作品/软件）首次发表日：\_\_\_\_\_（首次发表日期 or 未发表）
4. \_\_\_\_\_（作品/软件）保护期限：\_\_\_\_\_
5. \_\_\_\_\_（作品/软件）的权利人：\_\_\_\_\_
6. \_\_\_\_\_（作品/软件）的其他信息：\_\_\_\_\_（是否进行著作权登记、登记时间、登记号等）
7. \_\_\_\_\_（作品/软件）的取得方式为\_\_\_\_\_（原始取得、继承取得、受让取得、其他）

#### 第二条 许可使用的范围

6. 著作权使用许可的权利种类：\_\_\_\_\_

((1)复制权；(2)发行权；(3)出租权；(4)展览权；(5)表演权；(6)放映权；(7)广播权；(8)信息网络传播权；(9)摄制权；(10)改编权；(11)翻译权；(12)汇编权；(13)其他权利，等)

7. 著作权使用许可的具体形式：\_\_\_\_\_

8. 著作权使用许可的方式：\_\_\_\_\_

9. 著作权使用许可的使用范围：\_\_\_\_\_

10. 许可使用期限：

许可使用期限为\_\_\_\_\_年。

即从\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日起至\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日止。

### 第三条 许可使用费及支付方式

(列举了不同支付方式)

1. 本合同的使用费为(¥、\$)\_\_\_\_\_元，采用一次性结算方式，本合同生效日起\_\_\_\_\_日内，乙方应将所有使用费汇至甲方账户，或直接向甲方支付现金。

2. 本合同的使用费的总额为(¥、\$)\_\_\_\_\_元，采用分期付款方式。

合同生效日支付(¥、\$))\_\_\_\_\_元。

合同生效日起，\_\_\_\_\_个月内，支付(¥、\$)\_\_\_\_\_元。

\_\_\_\_\_个月内，再支付(¥、\$)\_\_\_\_\_元。

最后在\_\_\_\_\_日内完成(¥、\$))\_\_\_\_\_元的支付。

乙方根据上述期限将使用费汇至甲方账户，或直接向甲方支付现金。

3. 本合同的使用费由入门费和利润提成费用二部分组成。

合同生效日支付入门费(¥、\$)\_\_\_\_\_元。

利润提成费用的结算方式为：\_\_\_\_\_，每\_\_\_\_\_个月(或每半年、每年底)结算一次。

乙方根据上述期限将使用费汇至甲方账户，或直接向甲方支付现金。

4. 本合同的使用费为利润提成方式，即利润收入的\_\_\_\_\_%。

收入分配的时间为：\_\_\_\_\_，结算方式为：\_\_\_\_\_。

### 第四条 (作品/软件)的交付

1. 甲方应于本合同鉴定之日起\_\_\_\_\_日内向乙方交付许可使用的(作品/软件)。

2. 甲方将许可使用的（作品/软件）以当面交付、挂号邮寄或传真、电子邮件等方式交付给乙方。

乙方收到（作品/软件）后应同时向甲方提供签收凭证，签收日为交付日。

（作品/软件）的交付地点为乙方所在地或双方约定的地点。

3. 甲乙双方均认可，甲方授权乙方使用（作品/软件）的著作权，并不转移该（作品/软件）原件的所有权。

#### 第五条 侵权处理

1. 合同有效期内，如有第三方以乙方使用的著作权为由提起诉讼的，甲方应负一切法律责任，并支付解决相关纷争的费用。如第三方提起的诉讼成立的，甲方应赔偿乙方的一切损失。

2. 合同双方任何一方当事人，发现第三方侵犯甲方的著作权时，应及时通知对方，由甲方以自己的费用负责处理，包括与侵权方进行交涉，或负责向行政管理机关提出请求或向人民法院提起诉讼，乙方应给予必要的协助。

#### 第六条 知识产权的约定

1. 乙方仅以本合同约定实施许可，不得再许可。

2. 乙方实施许可时需注明许可方为甲方，包括产品、包装、广告、宣传品等。

3. （作品/软件）的所有知识产权及依据（作品/软件）产生的知识产权皆归甲方所有。

#### 第七条 保密事项

1. 甲乙双方保证，对因签署本合同所获悉属于对方的，且无法自公开渠道获得的文件资料及信息，以及本合同内容等，予以保密。

2. 甲乙双方未经对方书面同意，任何一方均不得以任何方式利用或向任何第三方泄露对方的秘密信息的全部或部分内容。

3. 以上保密条款不因本合同的解除、终止而失效。

#### 第八条 违约责任：

1. 甲方应按合同约定向乙方交付（作品/软件），逾期交付的，应按照\_\_\_\_\_元/日的标准向乙方支付违约金\_\_\_\_\_元；逾期超过\_\_\_\_\_日的，乙方有权终止合同。

2. 乙方延期支付使用费的，应按照\_\_\_\_\_元/日的标准向甲方支付违约金\_\_\_\_\_元；逾期超过\_\_\_\_\_日的，甲方有权终止合同，并要求乙方支付违约金\_\_\_\_\_元。
3. 乙方未按照本合同约定使用甲方（作品/软件）的，甲方有权要求乙方承担相应的法律责任。

#### 第九条 合同终止

1. 本合同期限届满终止，双方当事人如需要延长合同期限，可另行签订使用许可合同。
2. 因不可抗力或者其他客观原因，导致本合同无法履行的，双方当事人经过协商，可以提前终止本合同。
3. 本合同因第八条原因提前终止时，乙方应该立即将甲方出具的各种授权或者证明资料返还甲方，并保证不留有任何复制文件，由其引发的责任或者损失均由乙方承担，与甲方无关。

#### 第十条 争议解决方式

本合同履行期间内如果发生争议，双方当事人应当经协商解决。经协商仍不能解决的，任何一方可向有管辖权的人民法院提起诉讼。

#### 第十一条 合同效力

本合同一式\_\_\_\_\_份，甲方保留\_\_\_\_\_份，乙方保留\_\_\_\_\_份，本合同经双方当事人签字、盖章后生效之日起生效。

甲方（签章）

乙方（签章）

法定代表人

法定代表人

签订日期： 年 月 日

签订日期： 年 月 日

## 付録 14 著作権実施許諾契約書(JP)

### 著作権実施許諾契約書

ライセンサー \_\_\_\_\_ (以下「甲」という)

住所地 \_\_\_\_\_

ライセンシー \_\_\_\_\_ (以下「乙」という)

住所地 \_\_\_\_\_

甲が本契約の第 1 条に掲げた \_\_\_\_\_ (作品/ソフトウェア) に対し著作権を有し、乙が当該 \_\_\_\_\_ (作品/ソフトウェア) の使用权の取得を希望することに鑑み、双方当事者は、「中華人民共和国民法典」、「中華人民共和国著作権法」などの規定に基づき、友好的な協議を経て、本著作権実施許諾契約を締結する。

#### 第 1 条 ライセンスの著作権の概要

1. \_\_\_\_\_ (作品/ソフトウェア) の名称 : \_\_\_\_\_
2. \_\_\_\_\_ (作品/ソフトウェア) の創作完了日 : \_\_\_\_\_
3. \_\_\_\_\_ (作品/ソフトウェア) の初回発表日 : \_\_\_\_\_ (初回発表日の期日 or 未発表)
4. \_\_\_\_\_ (作品/ソフトウェア) の保護期間 : \_\_\_\_\_
5. \_\_\_\_\_ (作品/ソフトウェア) の権利者 : \_\_\_\_\_
6. \_\_\_\_\_ (作品/ソフトウェア) のその他の情報 : \_\_\_\_\_ (著作権登録を行っていたか、登記時間、登記番号など)
7. \_\_\_\_\_ (作品/ソフトウェア) は \_\_\_\_\_ (オリジナル、相続取得、受継ぎ、その他)



## 第二条 ライセンスの範囲

### 1. 著作権ライセンスの権利の種類\_\_\_\_\_

(1) 複製権、(2) 発行権、(3) 賃貸権、(4) 展覧権、(5) 実演権(6) 放映権、(7) 放送権、  
(8) 情報ネットワーク伝達権、(9) 撮影製作権、(10) 改編権、  
(11) 翻訳権、(12) 汇编権、(13) その他、等)

### 2. 著作権ライセンスの具体的な形式\_\_\_\_\_

### 3. 著作権ライセンスの方法\_\_\_\_\_

### 4. 著作権ライセンスの範囲\_\_\_\_\_

### 5. ライセンスの期限

ライセンスの期限は\_\_\_\_\_年とする。

即ち\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日から\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日までである。

## 第3条 ロイヤリティ及び支払い方式

(異なる支払方式を挙げた。)

1. 本契約にかかるロイヤリティは(¥、\$) \_\_\_\_\_元、一括払い方式を採用し、契約発効日から\_\_\_\_\_日以内に乙は、ロイヤリティをすべて甲の口座に送金し、又は現金で甲に支払うものとする。

2. 本契約にかかるロイヤリティ総額(¥、\$) \_\_\_\_\_元、分割支払い方式を採用する。

契約発効日に(¥、\$) \_\_\_\_\_元支払う。

契約発効日から、\_\_\_\_\_か月以内に(¥、\$) \_\_\_\_\_元を支払う。

\_\_\_\_\_か月以内に再び(¥、\$) \_\_\_\_\_元を支払う。

最終的に\_\_\_\_\_日以内に(¥、\$) \_\_\_\_\_元を完了するまで支払う。

乙は、ロイヤリティを上述の期日に従って、甲の口座に送金し、又は現金により甲に支払う。

3. 本契約にかかるロイヤリティは、イニシャルフィーと利潤ランニングロイヤリティの二つの部分から構成される。

契約発効日にイニシャルフィー(¥、\$) \_\_\_\_\_元を支払う。

利潤ランニングロイヤリティの決算方式は\_\_\_\_\_であり、\_\_\_\_\_か月毎(又は半年毎、年度毎)に一回決算する。

乙は、ロイヤリティを上述の期日に従って、甲の口座に送金し、又は現金に

より甲に支払う。

4. 当該専利のロイヤリティは、利潤ランニングロイヤリティの方式を採用し、つまり利潤収入の \_\_\_\_\_%にするものとする。

収入の分配時間は \_\_\_\_\_、決算方式は \_\_\_\_\_。

#### 第四条 (作品/ソフトウェア) の交付

1. 甲は、乙に本契約の締結した日から \_\_\_\_\_日以内にライセンスの \_\_\_\_\_ (作品/ソフトウェア) を交付するものとする。
2. 甲は、乙にライセンスの \_\_\_\_\_ (作品/ソフトウェア) を直接、書留郵便又はファックス、電子メールなどにより交付するものとする。乙は (作品/ソフトウェア) を受領したとともに、甲に受領の署名伝票を提供し、受領の署名をした日は、交付日とする。(作品/ソフトウェア) の交付場所は乙の所在地又は双方が約定した場所とする。
3. 甲乙双方は、甲が乙に (作品/ソフトウェア) 著作権の使用を許諾するが、当該 (作品/ソフトウェア) の原本の所有権を譲渡しないことを確認する。

#### 第5条 権利侵害の処理

1. 契約の有効期間において、仮に第三者が乙の実施した著作権について、権利侵害を理由に訴えた場合、甲は、一切の法的責任を負い、かつ自己の費用をもって関係紛争を解決するものとする。仮に第三者による訴訟が成立する場合、甲は乙の一切の損害を賠償しなければならない。
2. 双方当事者の何れかが第三者が甲の専利権を侵害したことを発見する際には、適時に相手側に通知し、甲は自己の費用をもって処理すべき、侵害者と交渉し、若しくは行政機関に請求し、又は裁判所に訴訟を提起する責任を負い、乙は必要な支援を与えなければならない。

#### 第6条 知的財産権の約定

1. 乙は、本契約の約定に基づき、許諾を実施し、再許諾してはならない。
2. 乙は、製品、包装、広告、宣伝品などにおいて許諾を実施した際、ライセンサーは甲であることを明記しなければならない。

3. (作品/ソフトウェア)に係る全ての知的財産権及び(作品/ソフトウェア)によって発生した知的財産権は、全て甲に帰属するものとする。

#### 第7条 秘密保持事項

1. 甲乙双方は、本契約の締結によって獲得した相手側の且つ公開ルートで獲得できない書類、資料、情報、及び本契約の内容などについて、秘密保持することを保証する。
2. 甲乙双方は、相手側の書面にて同意を得ない場合、いずれも如何なる方式を利用して、第三者に相手側の秘密情報の全部又は部分内相を漏洩してはならない。
3. 上2項の秘密保持条項は、本契約の解除、終止によって、効力を失わないものとする。

#### 第8条 違約責任

1. 甲は、本契約の約定に基づき、(作品/ソフトウェア)を交付し、納付を遅延した場合、元/日の基準で乙に違約金\_\_\_\_\_元を支払うものとし、期限を\_\_\_\_\_日を超えた場合、乙は、契約を終止するよう求める権利を有する。
2. 乙は、ロイヤリティの支払いを遅延した場合、\_\_\_\_\_元/日の基準で甲に違約金元を支払うものとし、期限を\_\_\_\_\_日を超えた場合、甲は、契約を終止し、違約金元を支払うよう求める権利を有する。
3. 乙は、本契約の約定に従わず、甲の(作品/ソフトウェア)を使用した場合、甲は、乙に対し、相応する法的責任を負うよう求める権利を有する。

#### 第9条 契約の終止

1. 本契約が期限満了により終止し、双方当事者が契約期限の延長を希望する場合、別途使用許諾契約を締結することができる。
2. 不可抗力又はその他の客観的原因により、本契約が遂行できない場合、双方当事者は、協議を経て早期に本契約を終止することができる。
3. 本契約が第8条の原因により早期終止する場合、乙は、直ちに甲が発行した各種の授権又は証明資料を返還し、かつ如何なる複製書類も保留していないことを保証し、それに応じて生じる責任又は損害について、何れも乙が負担し、甲とは無関係であるものとする。

## 第 10 条 紛争の解決方法

本契約の遂行期間に紛争が生じた場合、双方当事者は協議を経て解決しなければならない。協議を経ても解決できない場合は、何れかの当事者は管轄権を有する裁判所に訴訟を提起することができる。

## 第 11 条 契約の効力

本契約は 1 式\_\_\_\_\_部であり、甲は\_\_\_\_\_部を留保し、契約は双方当事者が署名・押印する日から発効する。

甲（押印）

乙（押印）

法定代表者

法定代表者

期日 年 月 日

期日 年 月 日

## 付録 15 著作権実施許諾契約書(EN)

### COPYRIGHT LICENSE CONTRACT

Licensor \_\_\_\_\_ (Hereinafter referred to as "Party A")

Address \_\_\_\_\_

Licensee \_\_\_\_\_ (Hereinafter referred to as "Party B")

Address \_\_\_\_\_

Whereas Party A owns the copyright of \_\_\_\_\_ (Works/Software) specified in Article 1 of this contract;

Whereas Party B is interested in obtaining the right to use \_\_\_\_\_ (Works/Software);

Now therefore, through friendly negotiation, both parties agree to enter into this copyright license contract in accordance with the provisions of Civil Code of the People's Republic of China and Copyright Law of the People's Republic of China, etc.

#### Article 1 Overview of Licensed Copyright

1. \_\_\_\_\_ (Works/Software) Name: \_\_\_\_\_
2. \_\_\_\_\_ (Works/Software) Date on completion: \_\_\_\_\_
3. \_\_\_\_\_ (Works/Software) Date on First Publication: \_\_\_\_\_ (Date on which the works was firstly published or not publish)
4. \_\_\_\_\_ (Works/Software) Term of Protection: \_\_\_\_\_
5. Copyright Owner of \_\_\_\_\_ (Works/Software): \_\_\_\_\_
6. Other information regarding \_\_\_\_\_ (Works/Software): \_\_\_\_\_ (Whether to register copyright, registration time, registration number, etc.)
7. \_\_\_\_\_ (Works/Software) is obtained through \_\_\_\_\_ (original creation,

inheritance, assignment, etc.)

## Article 2 Scope of License

1. Type of copyright covered by the license:

\_\_\_\_\_

((1) the right of reproduction; (2) the right of distribution; (3) the right of lease; (4) the right of exhibition; (5) the right of performance; (6) the right of projection; (7) the right of broadcasting; (8) the right of information network dissemination; (9) the right of production; (10) the right of adaptation; (11) the right of translation; (12) the right of compilation; (13) other rights, etc.)

2. Specific way of exploitation of the works covered by the license:

\_\_\_\_\_

3. Manner of exploitation of the works covered by the license: \_\_\_\_\_

4. Scope of exploitation of the works covered by the license: \_\_\_\_\_

5. Duration of exploitation of the works covered by the license: \_\_\_\_\_

Duration of exploitation of the works covered by the license is \_\_\_\_\_ years.

That is, from the date of \_\_\_\_\_ year \_\_\_\_\_ month \_\_\_\_\_ date to \_\_\_\_\_ year \_\_\_\_\_ month \_\_\_\_\_ date.

## Article 3 Royalties and Payment

(Different payment methods are listed)

1. The royalties for this contract are ¥/\$ \_\_\_\_\_ yuan, which shall be paid in a lump sum. Within \_\_\_\_\_ days after the effective date hereof, Party B shall remit all the royalties to Party A's account or directly pay cash to Party A.

2. The total amount of the royalties for this contract is ¥/\$ \_\_\_\_\_ yuan, which shall be paid in installments;

¥/\$ \_\_\_\_\_ yuan shall be paid on the effective date of this contract;

Within \_\_\_\_\_ months from the effective date of this contract, ¥/\$ \_\_\_\_\_ yuan shall be paid;

Within \_\_\_\_\_ months, ¥/\$ \_\_\_\_\_ yuan shall be then paid;

Finally, within \_\_\_\_\_ days, ¥/\$ \_\_\_\_\_ yuan shall be paid.

Party B shall remit all the royalties to Party A's account or directly pay cash to Party A within the above-mentioned period.

3. The royalties for this contract are composed of two parts: the initial price and the royalty fee.

The initial price ¥/\$ \_\_\_\_\_ yuan shall be paid on the effective date of the contract.

The settlement method of the royalties is as follows: \_\_\_\_\_ and the settlement shall be made \_\_\_\_\_ months (or every half year, at the end of each year).

Party B shall remit all the royalties to Party A's account or directly pay cash to Party A within the above-mentioned period.

4. The royalties hereunder shall be calculated based on the profits, i.e. it shall be calculated at the rate of \_\_\_\_\_ % of the profits earned.

The time of income distribution is \_\_\_\_\_ and the settlement method is \_\_\_\_\_.

### Article 3 Delivery of (Works/Software)

1. Party A shall deliver the licensed \_\_\_\_\_ (Works/Software) to Party B within \_\_\_\_\_ days after signing this contract.

2. Party A shall deliver the licensed \_\_\_\_\_ (Works/Software) to Party B in person, registered mail, fax or E-mail, etc.

Upon receipt of (Works/Software), Party B shall provide Party A with the receipt certificate at the same time, and the date of receipt shall be the date of delivery.

The delivery place of (Works/Software) shall be the place where Party B is located or the place where is agreed upon by both parties.

3. Both Party A and Party B agree that Party A grants Party B to use the copyright of (Works/Software) without assigning the ownership of the original (Works/Software).

### Article 5 Solution of Infringement

1. During the term of the contract, if a third party files a lawsuit on the grounds of

copyright used by Party B, Party A shall bear all legal liabilities and pay the fees for resolving the disputes. If the lawsuit filed by the third party is established, Party A shall compensate Party B for all losses.

2. If either party hereto discovers that a third party infringes upon the copyright of Party A, it shall promptly notify the other party and Party A shall be responsible for handling such infringement at its own expense, including negotiating with the infringing party, making a request to the administrative authority or filing a lawsuit with the people's court, and Party B shall provide necessary assistance.

#### Article 6 Agreement on Intellectual Property Rights

1. Party B shall only exploit the Works/Software as agreed herein and shall not sublicense any others.

2. When Party B exploits the license, it must indicate that the licensor is Party A, including products, packages, advertisements, promotional materials, etc.

3. All Intellectual Property rights of (Works/Software) and the Intellectual Property rights generated based on (Works/Software) shall be owned by Party A.

#### Article 7 Confidentiality

1. Party A and Party B guarantee that they shall keep confidential the documents, information and contents hereof which belong to the other party and cannot be obtained from the public channels due to the signing hereof.

2. Without the written consent of the other party, neither Party A nor Party B shall use or disclose the other party's confidential information in whole or in part to any third party in any way.

3. The above confidentiality terms shall not become invalid due to the rescission or termination of this contract.

#### Article 8 Liability for Breach of Contract

1. Party A shall deliver the (Works/Software) to Party B in accordance with the terms of this contract. In case of late delivery, Party A shall pay Party B a liquidated



damages of \_\_\_\_yuan according to the standard of \_\_\_\_\_yuan/day. If the delay exceeds\_\_\_\_days, Party B shall have the right to terminate the contract.

2. If Party B delays in paying the royalties, it shall pay Party A a liquidated damages of \_\_\_\_yuan according to the standard of \_\_\_\_yuan/day; If the delay exceeds \_\_\_\_days, Party A shall have the right to terminate the contract and require Party B to pay a liquidated damages of \_\_\_\_yuan.

3. If Party B fails to use Party A's (Works/Software) as agreed herein, Party A shall have the right to require Party B to bear corresponding legal liabilities.

#### Article 9 Termination of Contract

1. Upon expiration and termination of this contract, if both parties need to extend the contract term, they may sign a separate license contract.

2. If this contract cannot be performed due to force majeure or other objective reasons, both parties may terminate this contract in advance through negotiation.

3. Upon the early termination of this contract due to article 8 hereof, Party B shall immediately return to Party A all kinds of grant or certification documents issued by Party A, and guarantee that no duplicated documents will be left, and Party B shall be liable for any liabilities or losses arising therefrom and it has nothing to do with Party A.

#### Article 10 Dispute Resolution

Any dispute arising from the performance of the contract shall be settled by both parties through consultation. If no settlement can be reached through consultation, either party may file a lawsuit with the people's court with jurisdiction.

#### Article 11 Effectiveness of the Contract

This contract is made in\_\_\_\_copies, with Party A retaining\_\_\_\_copies, and Party B retaining\_\_\_\_copies. The contract shall come into force upon being signed and sealed by both parties.

Part A (SEAL):

Legal Representative:

Date:    Year    Month    Day

Part B (SEAL):

Legal Representative:

Date:    Year    Month    Day

## 付録 16 技術開発契約(CN)

### 技术开发合同

委托方\_\_\_\_\_（以下简称“甲方”）

地址\_\_\_\_\_

受托方\_\_\_\_\_（以下简称“乙方”）

地址\_\_\_\_\_

甲方委托乙方研究开发\_\_\_\_\_项目，乙方接受委托并进行此项研究开发工作。根据《中华人民共和国民法典》的规定，经双方当事人协商一致，签订本合同。

#### 第一条 项目概要

1. 项目名称：\_\_\_\_\_。
2. 项目概要：\_\_\_\_\_。

#### 第二条 开发成果

1. 本技术开发项目在国内外的现状、水平及发展趋势：\_\_\_\_\_。
2. 本研究开发成果应达到的技术水平：\_\_\_\_\_。

#### 第三条 甲方的主要义务

1. 向乙方支付约定的项目投资

项目投资总额为\_\_\_\_\_。

其中：设备费\_\_\_\_\_；材料费\_\_\_\_\_；

能源费\_\_\_\_\_；试验费\_\_\_\_\_；

试制费\_\_\_\_\_；安装费\_\_\_\_\_；

调式费\_\_\_\_\_；文件编制费\_\_\_\_\_；

2. 按照如下方式分期支付上述项目投资：\_\_\_\_\_。
3. 在合同生效后\_\_\_\_\_日内向乙方提供下列技术背景资料和原始数据：
4. 甲方应向乙方提供如下的协助事项\_\_\_\_\_。
5. 甲方应当及时进行如下事项接受研究开发成果\_\_\_\_\_。

#### 第四条 乙方的主要义务

1. 认真制定和实施研究开发计划。

本研究开发项目的计划和速度,如下：\_\_\_\_\_。本研究开发项目所采用的主研究、试验方法和技术路线（包括工艺流程）如下：

\_\_\_\_\_。

2. 合理使用研究开发经费。乙方对研究开发经费的使用，应专款专用，不得挪作他用。
3. \_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日前在\_\_\_\_\_地向甲方交付约定的研究开发成果。

#### 第五条 违约责任

##### 甲方的违约责任

1. 甲方迟延支付研究开发经费，造成研究开发工作停滞、延误的，乙方不承担责任。甲方应当支付数额为投资总额\_\_\_\_\_%的违约金。逾期\_\_\_\_\_天不支付研究开发经费或者报酬的，乙方有权解除合同，甲方应当返还技术资料或者有关技术成果并补交应付的报酬，支付数额为项目投资总额\_\_\_\_\_%的违约金。
2. 甲方未按照合同约定提供技术资料、原始数据和协作事项或者所提供的技术资料、原始数据和协作事项有重大缺陷，导致研究开发工作停滞、延迟、失败的，甲方应当承担责任，但乙方发现甲方所提供的资料和数据有明显错误而没有通知甲方复核更正和补充的，应当承担相应的责任。甲方逾期\_\_\_\_\_天不提供技术资料、原始数据和协作事项的，乙方有权解除合同，甲方应当支付数额为项目投资总额\_\_\_\_\_%的违约金。
3. 甲方逾期\_\_\_\_\_天不接受工作成果的，乙方有权向合同外第三方转让或变卖工作成果。

##### 乙方的违约责任

1. 乙方未按计划实施研究开发工作的，甲方有权要求其实施研究开发计划并采取补救措施。乙方逾期\_\_\_\_\_天不实施研究开发计划的，甲方有权解除合同。乙方应当支付数额为项目

投资总额\_\_\_\_\_%的违约金。

2. 乙方将研究开发经费用于履行合同以外的目的，甲方有权制止并要求其退还相应的经费用于研究开发工作。因此造成研究开发工作停滞、延误或者失败的，乙方应当支付数额为项目投资总额\_\_\_\_\_%的违约金并赔偿损失。经甲方催告后\_\_\_\_\_天内，乙方仍未退还经费用于研究开发工作的，甲方有权解除合同。

3. 研究开发成果部分或者全部不符合合同约定条件的，乙方应当返还部分或者全部研究开发经费，支付数额为项目投资总额\_\_\_\_\_%的违约金。

第六条 利用研究开发经费购置的设备、器材、资料的财产归属

1.属于甲方的设备、器材、资料：\_\_\_\_\_

2.属于乙方的设备、器材、资料：\_\_\_\_\_

第七条 研究开发成果的归属和分享：

履行本合同所完成的研究开发成果的专利权归\_\_\_\_\_方所有。

第八条 保密条款

本合同有效期内以及合同期满后\_\_\_\_\_年内，双方当事人应对下列技术资料承担保密义务。

第九条 技术风险的责任分担

在遂行本合同中，因出现无法克服的技术困难，导致研究开发失败或部分失败的，由此造成的风险损失由\_\_\_\_\_方负担。

当事人一方发现前款所列可能导致研究开发失败或部分失败的情形时，应当及时通知另一方并采取措施减少损失。没有及时通知并采取适当措施，致使损失扩大的，应就扩大的损失承担责任。

第十条 验收的标准和方法

1. 本合同所规定技术开发成果的验收标准为:

---

2. 本合同所规定技术开发成果的验收方法为

---

#### 第十一条 争议的解决方法

1. 双方在履行合同中发生争议的, 应按合同条款, 友好协商, 自行解决。
2. 双方不能协商解决争议的, 向人民法院起诉。

#### 第十二条 名词和术语的解释

本合同中涉及名词及术语解释如下:

---

#### 第十三条 合同的效力

本合同一式\_\_\_\_\_份, 甲方保留\_\_\_\_\_份, 乙方保留\_\_\_\_\_份。经双方当事人签字、盖章之日起生效。

甲方(签章)

乙方(签章)

法定代表人

法定代表人

签订日期: 年 月 日

签订日期: 年 月 日

## 付録 17 技術開発契約(JP)

### 技術開発契約書

委託者 \_\_\_\_\_ (以下、「甲」という)

住所 \_\_\_\_\_

受託者 \_\_\_\_\_ (以下、「乙」という)

住所 \_\_\_\_\_

甲は乙に研究開発プロジェクト \_\_\_\_\_ を委託し、乙は当該研究開発作業を受託した。「中華人民共和国民法典」の関係規定に基づき、双方当事者は、協議を経て合意を得たうえ、本契約を締結する。

#### 第1条 プロジェクトの概要

1. プロジェクト名称 \_\_\_\_\_
2. プロジェクトの概要 \_\_\_\_\_

#### 第2条 開発の成果

1. 中国国内外における本技術開発プロジェクトの現状、レベル及び発展趨勢 \_\_\_\_\_。
2. 本研究開発の成果が達すべき技術レベル \_\_\_\_\_。

#### 第3条 甲の主要義務

1. 乙に支払う約定したプロジェクト投資

プロジェクト投資総額 \_\_\_\_\_

そのうち、設備費用は \_\_\_\_\_ で、原材料費用は \_\_\_\_\_ である。

エネルギーコストは \_\_\_\_\_ で、試験費用は \_\_\_\_\_ である。

試作費用は\_\_\_\_\_で、据付費用は\_\_\_\_\_である。

試験調整費用は\_\_\_\_\_で、文書編成費用は\_\_\_\_\_である。

2. 次の方法により上記のプロジェクトの出資を分割払いにする。

\_\_\_\_\_

3. 契約が発効した後、\_\_\_\_\_日以内に乙に対し、次の技術背景資料とオリジナルデータを提供する。

4. 甲は乙に対し次の協力事項を提供すべきである。

\_\_\_\_\_

5. 甲は、適時に次の事項を実施し、研究開発成果を受け入れる。

\_\_\_\_\_

#### 第4条 乙の主要義務

1. 真面目に研究開発計画を制定し、実施する。

本研究開発プロジェクトの計画と速度は次の通りである。\_\_\_\_\_。本研究開発プロジェクトに採用される主な研究、試験方法と技術方針（プロセスを含む）は次の通りである。\_\_\_\_\_。

2. 合理的に研究開発経費を使用する。乙は、研究開発経費について、専門資金を専門的に使用し、その他のために流用してはならない。

3. \_\_\_\_\_年\_\_\_月\_\_\_日前に\_\_\_\_\_（場所）で甲に約定した研究開発成果を交付する。

#### 第5条 違約責任

##### 甲の違約責任

1. 甲が研究開発費用を納付遅滞したため、研究開発作業が停滞・遅延された場合、乙はその責任を負わない。甲は、投資総額の\_\_\_\_\_％を違約金として支払うべきである。

甲が期限から\_\_\_\_\_日を経過しても研究開発費用又は報酬を支払わない場合、乙は契約を解除する権利を有し、甲は技術資料又は関係技術成果を返還し、支払うべき報酬を補



充納付すべきであり、プロジェクト投資総額の\_\_\_\_\_ %の違約金を支払う。

2. 甲が契約における約定に基づく技術資料、オリジナルデータと提携事項を提供せず、若しくは提供した技術資料、オリジナルデータと提携事項に重大な不備があつて、研究開発作業が停滞・遅延・失敗される場合、甲は相応の責任を負うべきであるものとする。乙は甲が提供した資料とデータに明らかな誤りが有ることを発見したにもかかわらず、甲に対し更正及び補充に関する通知をしない場合、相応の責任を負うものとする。甲が期限から\_\_\_\_\_日を経過しても技術資料、オリジナルデータと提携事項を提供しない場合、乙は契約を解除する権利を有し、甲は投資総額の\_\_\_\_\_ %を違約金として支払うべきである。

3. 甲が期限から\_\_\_\_\_日を経過しても開発成果を受け取らない場合、乙は開発成果を契約以外の第三者に譲渡若しくは販売する権利を有する。

#### 乙の違約責任

1. 乙が契約による研究開発作業を実施しない場合、甲は、乙に対し研究開発計画を実施し、かつ救済措置を取るよう求める権利を有する。乙が期限から\_\_\_\_\_日を経過しても研究開発を実施しない場合、甲は、契約を解除する権利を有する。乙は、投資総額の\_\_\_\_\_ %を違約金として支払うべきである。

2. 乙が研究開発費用を契約に定めた目的の以外に使用する場合、甲は、乙の行為を制止させ、かつ乙に対し相応の費用を返還し、又は当該費用を研究開発に使用するよう要求する権利を有する。前記の原因により研究開発作業の停滞・遅延又は失敗をもたらした場合、乙は投資総額の\_\_\_\_\_ %を違約金として支払い、かつ損害を賠償すべきである。甲による催告を経てから、\_\_\_\_\_日以内に乙が依然として研究開発に使用する費用を返還しない場合、甲は契約を解除する権利を有する。

3. 研究開発成果の一部又は全部が契約に約定した条件に合致しない場合、乙は一部分又はその全部の研究開発費用を返還すべきであり、投資総額の\_\_\_\_\_ %を違約金として支払うものとする。

第6条 研究開発費用を利用して購入する設備、機材、資料に係る財産の帰属

1. 甲に帰属する設備、機材、資料 \_\_\_\_\_。
2. 乙に帰属する設備、機材、資料 \_\_\_\_\_。

第7条 研究開発成果の帰属と享有

本契約の遂行につれて完成された研究開発成果の専利権は\_\_\_\_\_に帰属する。

第8条 秘密保持条項

本契約の有効期間内及び契約期間満了後の\_\_\_\_\_年以内に、双方当事者は次に掲げる技術資料に対し秘密保持義務を負うものとする。

技術資料\_\_\_\_\_。

第9条 技術リスクに対する責任分担

本契約の遂行の過程において、克服しかねる技術問題が生じることにより、研究開発が失敗し、又は部分的に失敗した場合、当該失敗によるリスク損害は、\_\_\_\_\_が負担するものとする。

何れかの当事者が前項に掲げた研究開発の失敗又は部分的失敗をもたらし得る情状を発見した場合は、適時に相手側の当事者に通知し、かつ損害を減少するための措置を取るべきである。通知せず又は適当な措置と取らないため、損失を拡大させた場合、拡大の損失に対し、責任を負うものとする。

第10条 検収の基準と方法

1. 本契約に規定される技術開発成果の検収の基準は次の通りである。

\_\_\_\_\_。

2. 本契約に規定される技術開発成果の検収の方法は次の通りである。

\_\_\_\_\_。

第 11 条 契約紛争と解決方法

1. 双方当事者間において、契約の遂行中に紛争が生じる場合、契約の条項に基づき、友好的に協議し、自ら解決するものとする。
2. 双方当事者間において、協議を経ても紛争が解決できない場合、裁判所に訴訟を提起する。

第 12 条 名詞及び専門用語の解釈

本契約に及ぶ関係名詞と専門用語の解釈は次の通りである。

-----

第 14 条 契約の効力

本契約は 1 式 \_\_\_\_\_ 部とし、甲は \_\_\_\_\_ 部を留保し、乙は \_\_\_\_\_ 部留保し、双方当事者が署名・押印する日から発効する。

甲（押印）

乙（押印）

法定代表者

法定代表者

期日 年 月 日

期日 年 月 日

## 付録 18 技術開発契約(EN)

### TECHNOLOGICAL DEVELOPMENT CONTRACT

Commissioning Party \_\_\_\_\_ (Hereinafter referred to as "Party A")

Address\_\_\_\_\_

Commissioned Party \_\_\_\_\_ (Hereinafter referred to as "Party B")

Address\_\_\_\_\_

Party A commissions Party B with the research and development of \_\_\_\_\_ project, and Party B accepts the commission and conducts the research and development work.

Now therefore, both parties agree to enter into this contract in accordance with the provisions of Civil Code of the People's Republic of China through negotiation

#### Article 1 Project Overview

1. Project Name: \_\_\_\_\_.
2. Project Overview: \_\_\_\_\_.

#### Article 2 Development Achievement

1. Current status, level and development trend of this technology development project at home and abroad: \_\_\_\_\_.
2. Technical level that should be reached in the development of this research: \_\_\_\_\_.

#### Article 3 Party A's Main Obligation

1. Pay Party B the agreed investment of the project

The total amount of investment for the project is \_\_\_\_\_.

Wherein: Equipment Fee \_\_\_\_\_; Material Fee \_\_\_\_\_;

Energy Fee \_\_\_\_\_; Test Fee \_\_\_\_\_;

Trial Production Fee \_\_\_\_\_; Installation Fee \_\_\_\_\_;

Modulation Fee \_\_\_\_\_; Documentation Fee \_\_\_\_\_;

2. The above project investment shall be paid in installments as follows: \_\_\_\_\_.

3. Party A shall provide Party B with the following technical background information and original data within \_\_\_\_\_ days after the contract effects:

4. Party A shall offer the following assistance to Party B: \_\_\_\_\_.

5. Party A shall promptly accept the following research and development achievement \_\_\_\_\_.

#### Article 4 Party B's Main Obligation

1. Carefully Formulate and Implement Research and Development Plans.

The plan and speed of this research and development project are as follows: \_\_\_\_\_.

The main research, test methods and technical lines (including technological process) used in this research and development project are as follows: \_\_\_\_\_.

2. Reasonable use of research and development funds. Party B shall use the funds only for the research and development and shall not use them for other purposes.

3. The agreed research and development achievement shall be delivered to Party A before \_\_\_\_\_ year \_\_\_\_\_ month \_\_\_\_\_ day in \_\_\_\_\_.

#### Article 5 Liability for Breach of Contract

##### Party A's Liability for Breach of Contract

1. Party B shall not be liable for any delay in payment of research and development funds by Party A, which results in standstill or delay of research and development work. Party A shall pay liquidated damages of \_\_\_\_\_ % of the total investment

amount of the project. If the research and development funds or remuneration are not paid \_\_\_\_\_ days, Party B shall have the right to terminate the contract. Party A shall return the technical documents or relevant technical achievement and repay the remuneration, and pay the liquidated damages of \_\_\_\_\_ % of the total investment amount of the project.

2. If Party A fails to provide technical documents, original data and cooperation items in accordance with the contract, or the technical documents, original data and cooperation items provided are seriously flawed, resulting in standstill, delay or fail of research and development work, it shall bear the responsibility. However, if Party B finds that there are obvious errors in the documents and data provided by Party A and fails to notify Party A to review, revise and supplement, it shall bear the corresponding responsibilities. If Party A fails to provide technical documents, original data and cooperation items within \_\_\_\_\_ days, Party B shall have the right to terminate the contract, and Party A shall pay the liquidated damages of \_\_\_\_\_ % of the total investment amount of the project.

3. If Party A fails to accept the achievement of the work within \_\_\_\_\_ days, Party B shall have the right to assign or sell the work achievement to a third party.

#### Party B's Liability for Breach of Contract

1. If Party B fails to implement the research and development work as planned, Party A shall have the right to require Party B to implement the research and development plan and take remedial measures. If Party B fails to implement the research and development plan \_\_\_\_\_ days within the time limit, Party A shall have the right to terminate the contract. Party B shall pay the liquidated damages of \_\_\_\_\_ % of the total investment amount of the project.

2. If Party B uses the research and development funds for purposes other than performance hereof, Party A shall have the right to stop and require Party B to return the corresponding funds for the research and development work. As the result of work standstill, delay or failure caused thereby, Party B shall pay liquidated damages of \_\_\_\_\_ % of the total project investment and compensate for the losses. Party A

shall have the right to terminate the contract if Party B fails to return the funds for research and development within \_\_\_\_\_ days after receiving demand for performance from Party A.

3. If part or all of the research and development achievement fail to meet the conditions stipulated in the contract, Party B shall return part or all of the research and development funds and pay liquidated damages of \_\_\_\_\_ % of the total investment of the project.

#### Article 6 Property Ownership of Equipment, Apparatus and Document Purchased with Research and Development Funds

1. Equipment, Apparatus and Document belonging to Party A: \_\_\_\_\_
2. Equipment, Apparatus and Document belonging to Party B: \_\_\_\_\_

#### Article 7 Attribution and Share of Research and Development Achievement:

The patent right of the research and development achievement completed in the performance of this contract shall be owned by \_\_\_\_\_.

#### Article 8 Confidentiality

During the term of this contract and within \_\_\_\_\_ years after the expiration of the contract, both parties shall bear the confidentiality obligations for the following technical data.

\_\_\_\_\_

#### Article 9 Risk-Bearing on Technique

In the performance of this contract, if the research and development fails or partially fails due to insurmountable technical difficulties, the risk and loss caused thereby shall be borne by Party \_\_\_\_\_.

If one party discovers that the circumstances listed in the preceding paragraph may

lead to failure or partial failure of research and development, it shall promptly notify the other party and take measures to reduce the loss. Those who fail to give timely notice and take appropriate measures, thus causing the losses to expand, shall be liable for the expanded losses.

#### Article 10 Acceptance Standard and Method

1. The acceptance standard for the technical development achievement specified in this contract is:

---

2. The acceptance method for the technical development achievement specified in this contract is:

---

#### Article 11 Dispute Resolution

1. Any dispute arising from the performance of the contract shall be settled by both parties through friendly negotiation in accordance with the terms of the contract.

2. If no settlement can be reached through negotiation, either party may file a lawsuit with the people's court.

#### Article 12 Interpretation of Nouns and Terms

Nouns and Terms involved in this contract shall be interpreted as follows:

---

#### Article 13 Effectiveness of the Contract

This contract is made in \_\_\_\_ copies, with Party A retaining \_\_\_\_ copies and Party B retaining \_\_\_\_ copies. The contract shall come into force upon being signed and sealed by both parties.



Part A (SEAL):

Part B (SEAL):

Legal Representative:

Legal Representative:

Date:    Year    Month    Day

Date:    Year    Month    Day

[特許庁委託事業]  
中国ライセンスマニュアル

2023年2月

禁無断転載

[発行]

独立行政法人 日本貿易振興機構

北京事務所

知的財産権部

[協力]

北京林達劉知識産権代理事務所

本報告書の作成においては、できるだけ正確な情報の提供を心がけておりますが、本報告書で提供している情報は、2023年2月時点で入手・判明し得たものです。ご利用に際して最新の法律・法規等をご確認いただいた上、ご活用ください。